

平成 30 年度
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 に
関 す る 業 務 継 続 計 画 調 査
報 告 書

平成 31 年 3 月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

目 次

I. 調査概要.....	1
1 調査概要.....	2
2 BCP 調査の概要.....	3
3 アンケート調査の概要.....	4
II. BCP の策定状況	6
1 BCP の策定率.....	7
2 BCP の形式(他 BCP との関係).....	8
3 BCP 策定の経緯	9
4 BCP の策定部署	10
5 BCP の策定体制	11
6 BCP を策定していない理由	12
7 その他意見(BCP 策定時に苦勞したこと、参考にしたもの、課題、要望等).....	13
III. 行政区分別詳細(BCP 収集分析の結果)	14
1 都道府県.....	15
2 政令市	37
3 中核市	53
4 その他の市	74
5 町	100
6 村	117
7 特別区部.....	130
IV. 新型インフルエンザ等に関する BCP 参考例.....	154

I . 調査概要

1 調査概要

1.1 調査の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、新型インフルエンザ等が発生すると、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

このため、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合の備えとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)が施行(平成 25 年 4 月 13 日)され、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月 7 日 閣議決定。以下「政府行動計画」という。)が策定された。

特に今年度はスペインインフルエンザ発生から 100 年、平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1)の流行から 10 年の節目の年でもあり、内閣官房新型インフルエンザ等対策室においても、ホームページに特設ページを開設する等、新型インフルエンザ等に対する意識啓発に努めている。

こうした中、新型インフルエンザ等の発生時において国民生活への影響を最小にするという観点からも、地方公共団体の業務継続は国民生活において必要不可欠である。地方公共団体において、業務継続計画(新型インフルエンザ等が発生した際に、人材や資材に制約がある状況下でも適切に業務が進められるよう、優先すべき業務や人員配置などをあらかじめ定めた計画)の策定は義務付けられていないものの、既に策定されている地方公共団体の業務継続計画を収集し、地方公共団体の区分ごとに策定事例及び優良事例などを取りまとめ共有することで、地方公共団体の業務継続計画(以下、BCP という)の整備・見直しの参考としてもらうことで、わが国における新型インフルエンザ等対策の向上に資することを目的とする。

IV. 新型インフルエンザ等に関する BCP 参考例をまとめたので、BCP の整備、見直しの際に参考にしていただきたい。

1.2 調査・分析方法

- ①BCP 調査 : 地方公共団体から BCP を収集し、分析を実施した。
- ②ヒアリング : 収集した BCP の中から、特徴的なものや参考事例となるものについて、詳細を確認するため、当該地方公共団体の担当者に、直接ヒアリングを行った。
- ③アンケート : 全地方公共団体に対し、e-メールによるアンケートを実施した。

1.3 調査・分析対象

保健所を設置している都道府県、政令市、中核市、その他の市、町、村、及び特別区部。

	BCP 収集分析	ヒアリング	アンケート	
区分	分析対象数	回収数	依頼数	回収数
都道府県	19	1	47	42
政令市	9	1	20	18
中核市	8		54	50
その他の市	17		718	682
町	11	1	743	684
村	4	1	183	155
特別区部	12	1	23	19
計	80	5	1,788	1,650

2 BCP 調査の概要

2.1 BCP の収集方法

内閣官房新型インフルエンザ等対策室が都道府県を通じて、各地方公共団体から BCP を収集した。

2.2 BCP の調査・分析

新型インフルエンザ等の発生時において国民生活への影響を最小にするという観点から、以下の点を調査・分析する。

- ① 以下の(1)～(11)の項目について、「地方公共団体」の区分ごとに共通しているもの(又は共通化することが望ましいもの)を抽出する。
- ② 業務継続計画の内容充実に寄与すると考えられる好事例を整理し取りまとめる。
 - (1) BCP 策定を行った経緯(直接のきっかけとなった出来事など)
 - (2) BCP 策定における体制(会議体発足、有識者参加の有無など)
 - (3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)
 - (4) 新型インフルエンザ等発生時の体制(業務継続に関する意思決定体制、情報収集・共有体制等)
 - (5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務、それらの業務内容、業務選定の考え方
 - (6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画(職員数、職員の勤務体制、通勤手段等)
 - (7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策
 - (8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練、研修等)
 - (9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性
 - (10) 関係自治体等との連携
 - (11) その他調査過程で必要と判断される事項

2.3 調査・分析期間

2018 年 10 月～2019 年 2 月

3 アンケート調査の概要

3.1 目 的

各地方公共団体の BCP だけでは、BCP 策定のきっかけとなる直接的な出来事や、どのように策定したのか（会議体）等が不明確なことが多かったため、地方公共団体に直接アンケートを実施することで、総合的に BCP を現状を把握し、今後の BCP 策定や改定に資することを目的とした。

3.2 方 法

- ・ Word ファイルのアンケート用紙を e メールで送付
 - ・ メールまたは郵送で返信
- ※市区町村の回収は都道府県経由で依頼した

3.3 調査時期

2018 年 9 月～2018 年 11 月

3.4 質問内容

問1 新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の策定について(該当するものに○を付けてください)

- ① 策定済み → 問2～問5及び問7をご回答願います
- ② 策定途中・策定予定 → 問6～問7をご回答願います
- ③ 策定せず → 問6～問7をご回答願います

問2 (策定済みの地方公共団体のみ回答願います)

新型インフルエンザ等に関する業務継続計画と他の災害等に関する業務継続計画との形式上の関係性について
(該当するものに○を付けてください)

- ① 独立した業務継続計画
- ② 他業務継続計画の一部
- ③ その他

問3 (策定済みの地方公共団体のみ回答願います)

新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定した経緯について

問4 (策定済みの地方公共団体のみ回答願います)

新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の担当部局(課)について(該当するものに○をつけてください)

- ① 総務・企画
- ② 危機管理
- ③ 厚生
- ④ その他()

問5 (策定済みの地方公共団体のみ回答願います)

新型インフルエンザ等に関する業務継続計画策定における体制について

(該当するものに○を付けてください 複数回答可)

- ① 会議体(会議体名、参加者など:)
- ② 単独部(部署名:)
- ③ 複数部(部署名:)
- ④ 有識者の参加(有識者名:)※非公表の場合は○のみ記載ください
- ⑤ その他()

問6 (未策定(策定途中・策定予定含む)地方公共団体のみ回答願います)

新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定されていない主な理由について

(該当するものに○を付けてください 複数回答可)

- ① 地方公共団体に策定義務が無いため
- ② 策定に関わる職員の確保ができないため
- ③ 必要性が低いと考えているため
- ④ 業務継続計画全般について策定していないため
- ⑤ その他()

問7 その他ご意見などがございましたらご記入ください(業務継続計画策定の際に苦労したことや参考にしたものなど)

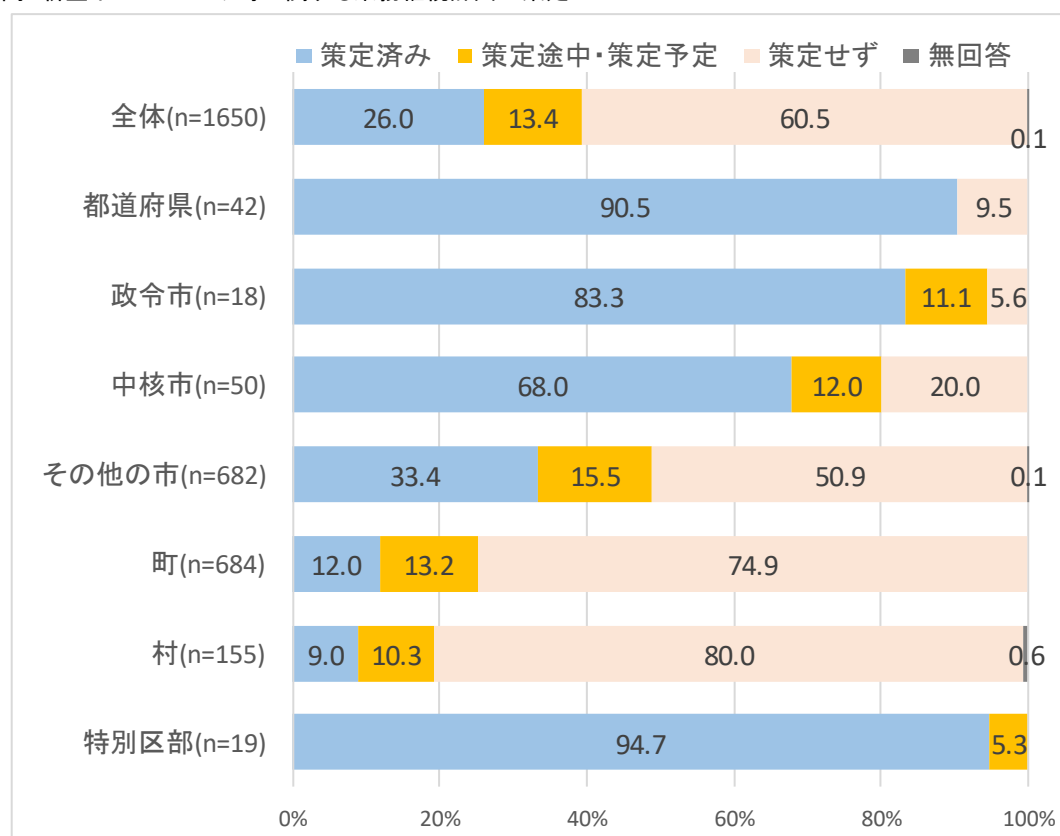
Ⅱ．BCP の策定状況

1 BCP の策定率

全体では新型インフルエンザ等に関する業務継続計画(BCP)を「策定済み」とする地方公共団体は26.0%と3割に届かない。「策定中・策定予定」とあわせても4割程度である。

行政区分別では、都道府県と特別区部で「策定済み」が9割を超える。地方公共団体の規模が小さくなると「策定済み」は低くなり、町や村では「策定済み」は1割程度でしかない。

問1.新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の策定について

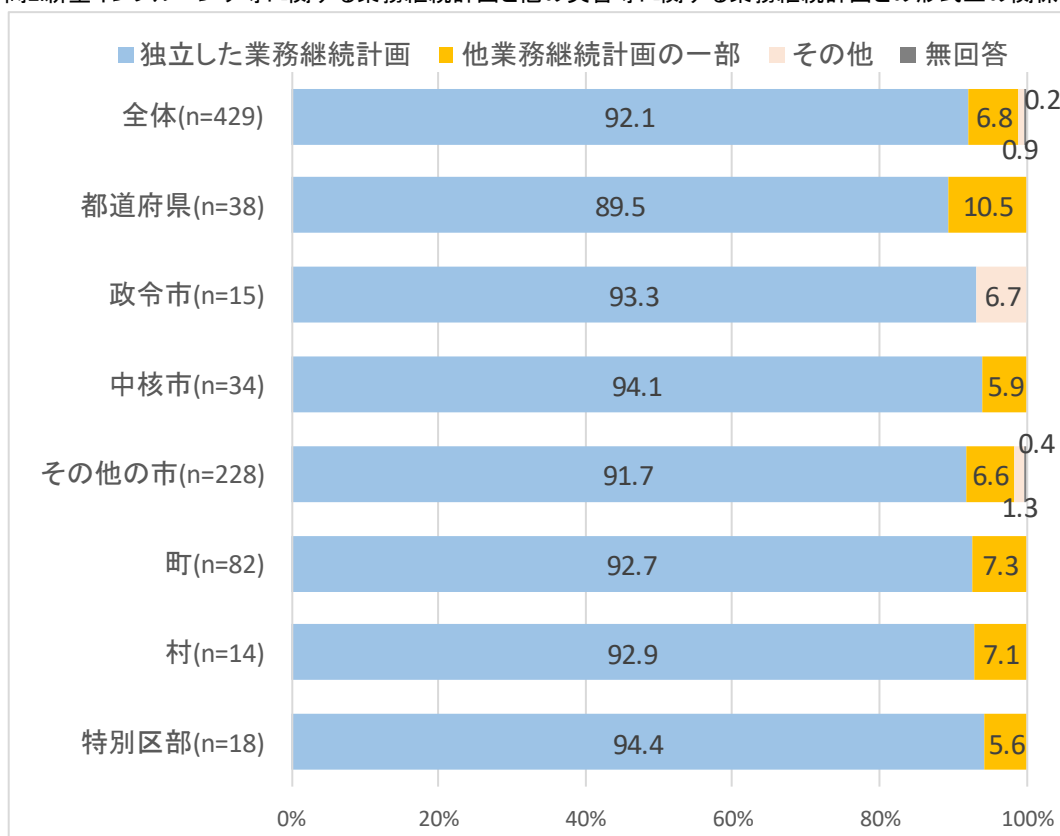


2 BCP の形式(他 BCP との関係)

全体では、「(新型インフルエンザ等専用で、他の災害から)独立した業務継続計画」が 92.1%と 9 割を超えており、「独立した業務継続計画」が地方公共団体の BCP における大きな共通点となっている。

行政区別で大きな違いはないが、都道府県だけ「独立した業務継続計画」は 9 割に達していない。BCP 収集分析の結果も同様であり、都道府県では「地震等の災害と共用の BCP」が他に比べて多い。BCP 収集分析によれば、町も「地震等の災害と共用の BCP」が多い。

問2.新型インフルエンザ等に関する業務継続計画と他の災害等に関する業務継続計画との形式上の関係性について



収集した BCP を確認したところ、「他業務継続計画の一部」の中には、新型インフルエンザ等と震災等を、章を分けてきちんと記述しているものもあるが、「新型インフルエンザ等」は対象として含めているだけで、業務区分で「新型インフルエンザ等対応業務(感染予防策等)」の記述がない等、内容は震災等に偏ったものもある。

ヒアリング調査では、『地震等の自然災害を対象とした BCP の一部に位置付けられていると「全庁を巻き込む。BCP の対象が新型インフルエンザ等のみの場合は福祉保健部局が中心となりがちで、全庁のとりまとめがしづらい。」とする意見はあったものの、「新型インフルエンザ等と震災ではスタート位置が異なる。」』等の意見の方が多く、結果としてほとんどが「独立した業務継続計画」になっている。

また、ヒアリング調査での『BCP 訓練で BCP だけでは業務の遂行が難しいことが判明し、マニュアルが必要となった』という意見のように、BCP 以外に「対策マニュアル」を策定している地方公共団体も、いくつかある。

3 BCP 策定の経緯

BCP 策定の経緯についての自由回答では、「行動計画に基づき」「行動計画と同時に」等、行動計画に関する回答が 4 割程度ある。

都道府県の BCP では「行動計画」と「BCP」の関係についての記述も多く、「行動計画」と「BCP」は補完関係にあり、BCP は行動計画に基づく対応業務を実施するためのものと位置付けられている。

ヒアリング調査でも『行動計画だけでは実際に動けないと考え、新型インフルエンザ対策マニュアルと BCP を作成した。』という意見もあることから、有事における確実な業務遂行のためには、BCP の策定が有効と思われる。

問 3. 新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定した経緯について
新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した際に合わせて業務継続ガイドラインを策定した
行動計画に業務継続計画の策定を明記しており、策定した
新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、行政機能の維持に関することについてまとめた

直接のきっかけとしては、「平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の流行」が 2 割程度、直接このことには言及していないものの「平成 21 年に策定した」の 1 割程度もあわせると、3 割程度が「平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の流行」が BCP 策定の直接のきっかけになっていると思われる。

問 3. 新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定した経緯について
平成 21 年度の新型インフルエンザの世界的流行時、行政機能維持を目的として策定
平成 21 年の新型インフルエンザ発生を受け策定。以後、更新なし
2009 年(平成 21 年)に新型インフルエンザが発生したことにより策定された
平成 21 年、国内外における新型インフルエンザの流行、患者数の増加を受けて、業務継続計画を策定したもの
平成 21 年における新型インフルエンザ等の業務継続計画策定当時、日本で新型インフルエンザが発生したことから、業務継続計画の対象の危機事象を拡大するにあたり、新型インフルエンザ等を盛り込んだ
平成 19 年 3 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成 21 年度に、新型インフルエンザ対策及び重要業務を迅速かつ適切に遂行し、区民生活への甚大な影響をできる限り抑えること等を目的に業務継続計画を策定
平成 21 年に、県の動きに合わせて、本市においても策定した
国に準じて平成 21 年 5 月に策定した「新型インフルエンザ行動計画」に基づくかたちで策定
平成 21 年 9 月策定

他には「特別措置法に基づき」と「(特別措置法で定められている)特定接種登録のために」が 2 割弱程度ある。

問 3. 新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定した経緯について
新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、行動計画に業務継続計画を策定することが規定されたため ※1
平成 25 年制定の新型インフルエンザ等対策特別措置法に対応するため、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、対策の総合的基本的方針を示したものでありさらに、新型インフルエンザが発生した際に市民生活への影響を最小限に抑えるため、市行動計画の方針に沿った市役所の業務継続の対応を示したものである。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定された「新型インフルエンザ等対策行動計画」において、重要業務の特定、職員配置体制について定めることとしているため。
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき実施される特定接種に関する登録をするために業務継続計画が必要
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(公務員)の登録を行う際に作成した
特定接種を実施するにあたり、策定が必要とされたため
特定接種の登録にあたり、業務継続計画の策定が必須であったため

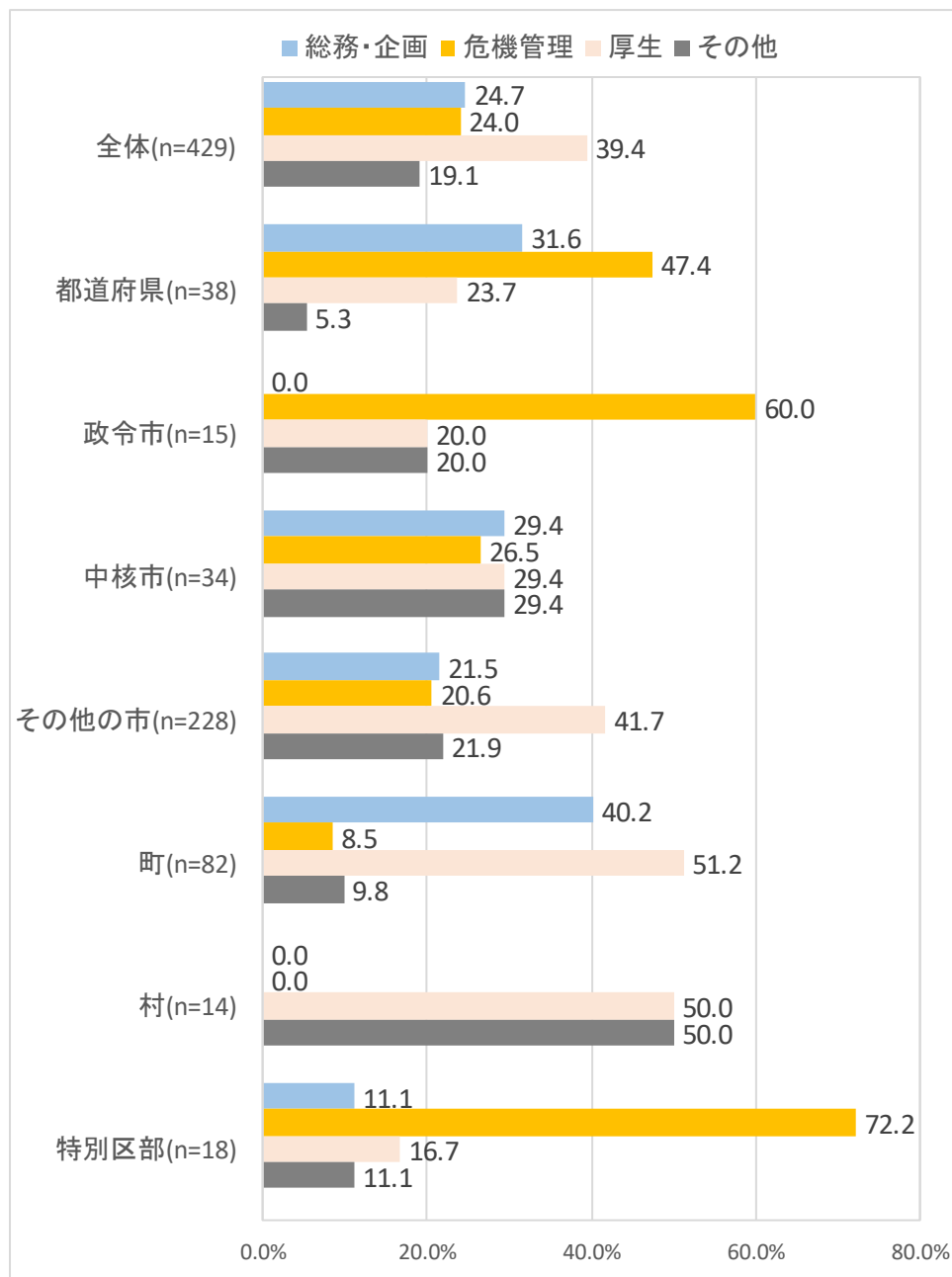
※1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、行動計画の策定義務のみ

4 BCP の策定部署

全体では、「厚生」が 39.4%とほぼ 4 割で最も高い。次に「総務・企画」「危機管理」が 25%程度で続く。

行政区分別では、「危機管理」は特別区部で 7 割を超え、政令市では 6 割、都道府県で 5 割近くに達する。町や村では「厚生」が高くなり、5 割に達する。

問4.新型インフルエンザ等に関する業務継続計画の担当部局(課)について(複数回答)



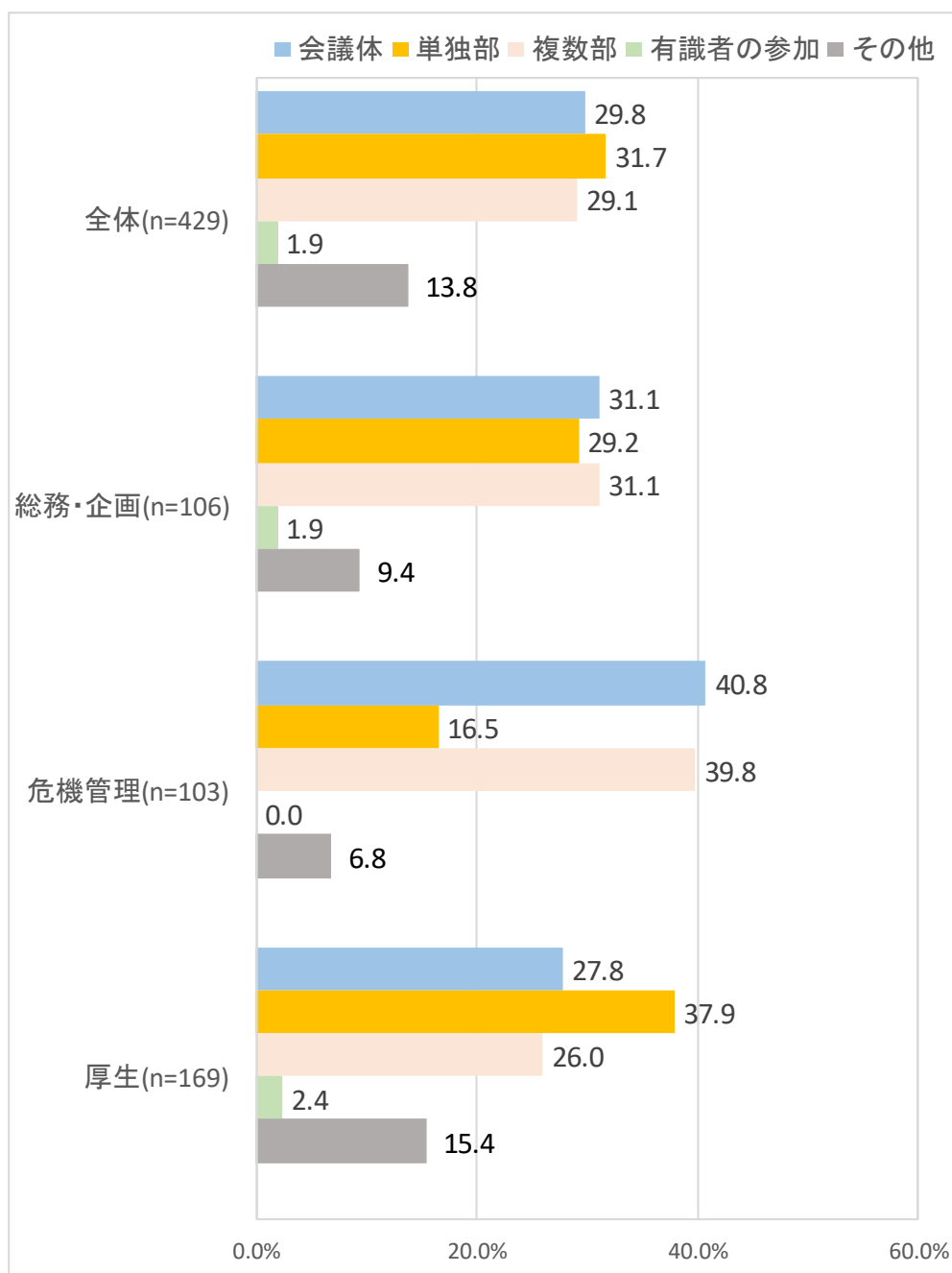
ヒアリング調査では、『危機管理部門の場合、「全庁的な視点」による発言が見受けられたが、福祉保健部局の場合は、感染症に関する専門性はあるが、その他の部門の協力を得るのは容易でなく、「ほぼ自力(保健師の資格を持っている職員等)で作成した。』』というように全庁的な取り組みとなっていない。

5 BCP の策定体制

全体では、「単独部」「会議体」「複数部」がほぼ3割で並ぶ。

BCPの策定部署別にみると、危機管理部門が策定部署の場合は「会議体」「複数部」が4割程度で高く、全庁的な対応がとられていることがわかる。厚生部門では「単独部」が最も高く、「有識者の参加」も他と比べて高いことから、厚生部門だけで外部の力を借りながら策定していることが窺える。

問5.新型インフルエンザ等に関する業務継続計画策定における体制について（複数回答）



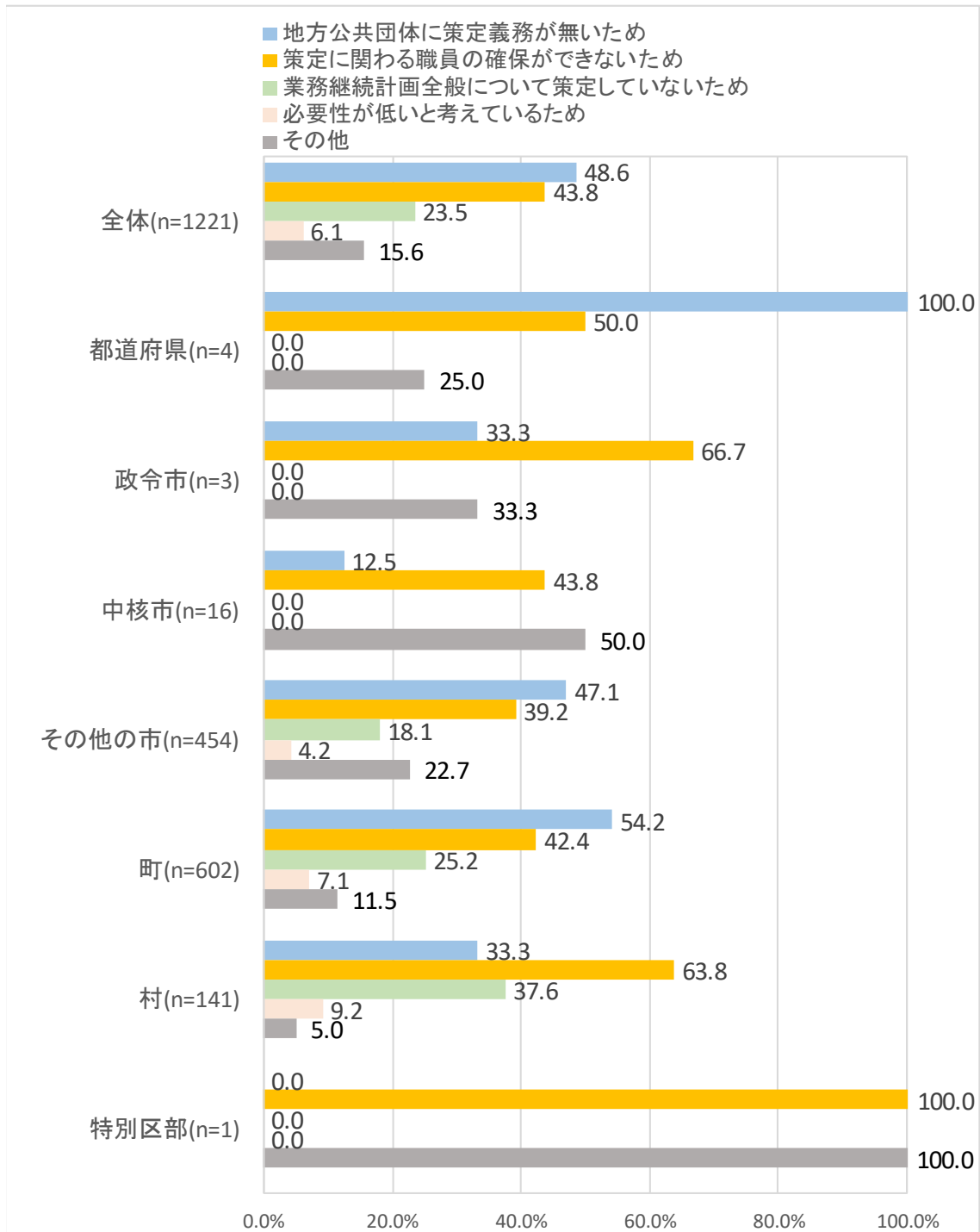
ヒアリング調査では、『小規模な地方公共団体では保健所からの支援を受け、BCPの策定を進めていることもあった。』このことから、保健所との連携は人的リソースが不足している地方公共団体では、有効な策となると思われる。

6 BCP を策定していない理由

全体では、「地方公共団体に策定義務が無いため」がほぼ5割で最も高い。次に「策定に関わる職員の確保ができないため」が4割を超えて続く。

行政区分別では、その他の市と町では「地方公共団体に策定義務が無いため」が5割前後で最も高く、次に「策定に関わる職員の確保ができないため」が4割前後で続くのに対し、村では「策定に関わる職員の確保ができないため」が6割を超えている。

問6.新型インフルエンザ等に関する業務継続計画を策定されていない主な理由について（複数回答）



7 その他意見(BCP 策定時に苦労したこと、参考にしたもの、課題、要望等)

その他意見として自由回答では、BCP 策定時に苦労したことでは「他部門との調整/意見の集約/意思統一」といった点と「業務区分/優先業務の選定」といった点が多く回答されている。参考にしたものでは、「他自治体の BCP や行動計画」が多く回答されている。

問 7.その他ご意見などがございましたらご記入ください(BCP 策定の際に苦労したことや参考にしたものなど)
対象が県庁全部局全課室なので、業務の内容把握、調査、回答の取りまとめ、意見の集約などに時間と手間を要した
各課によって意識が違うため、意思統一を図ることが難しかった
部署により必要性に温度差があり、意見集約が難しかった
それぞれの課の業務の棚卸が、各課とも苦労しており、また優先順位をつけるのにも苦労していた
各部との業務(S・A・B・C)分類作業などの調整
実現可能な内容を盛り込むこと、庁内全ての業務を「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「停止可能業務」「休止業務」の区分に設定することが難しかった
優先業務の選定

今後の課題や問題点としては、策定済みのところは「改定や見直しの必要性」「実効性が疑問」といった点、未策定のところは「策定自体が課題」といった点が多く回答されている。

問 7.その他ご意見などがございましたらご記入ください(BCP 策定の際に苦労したことや参考にしたものなど)
策定してから時間が経過しているため、現在に合うように内容の更新が必要である
組織機構改革により部課等の移動や各課等における所管業務の変更により、修正が必要となること
策定時より見直しを行っていないため、現在の部課名および業務内容に整合が取れていない
平成 24 年に策定したが、その後の見直しが行われておらず、実効性に乏しい。定期的な見直しが必要
単独で業務継続計画を策定したものの、マニュアルも専門的知見もなかったため実用的か不安
新型インフルエンザ等の業務継続計画策定については、現段階では策定していないが、今後検討していきたい
地震等の大規模災害の業務継続計画はあるが、その中に新型インフルエンザは明記されていないので、今後検討
災害時の BCP については、今年度全庁で策定中。新型インフルエンザについても必要と考えているが、まずは住民接種マニュアルの策定から取り組む必要がある

要望としては、「マニュアルや参考資料の提示」といった回答が多い。

ヒアリング調査でも『小さな地方公共団体では BCP をあまり策定しておらず、参照するのに苦労した。大きな市では策定されているが、業務の仕方等が変わってくるので、そのまま転用しにくい。資料や情報が全体的に少なく、入手しづらかった。』という意見があり、参考資料の提示は今後の課題の一つである。

この報告書にはいろいろな BCP の事例を掲出してあるので、参考の一助になれば、幸いである。

問 7.その他ご意見などがございましたらご記入ください(BCP 策定の際に苦労したことや参考にしたものなど)
策定の手引きなどがあると助かります
参考となる先進事例があると策定の際に助かります
どのように計画策定を進めていくか等々研修会など行っていただけるとありがたいです
本部業務や住民接種業務、資材備蓄の目安などについて、厚生労働省から標準的なマニュアル等を示してほしい
他市計画を参考に策定しましたが県全体で統一した方針・マニュアルを示していただけるとありがたかったです。
また、住民接種については、備蓄、実際に向けた体制整備等どのように考え・進めていくと良いのか悩んでいます
住民接種マニュアルについても同じく策定未着手であり、国・県よりのさらなる情報提供、作成支援をお願いしたい
国や府から雛形が示されなかったことで、かなり困難な作業となった。すでに策定されている他地方公共団体においてもバリエーションが多すぎるため、どれを参考にさせてもらうのが最良なのか、判断が難しかった
新型インフルエンザ単独の計画マニュアル(雛形)等あれば、ご提供いただきたい
他市町村の業務継続計画策定に関する資料等があれば参考にしたい
小さな市町村は保健師 1～2 名で多くの計画を立てなければならない。計画を立てるだけで業務が終わってしまい、訪問などの住民サービスができない状況。新型インフルエンザなどは、ベースを県(県域)で作ってほしい

Ⅲ. 行政区分別詳細 (BCP 収集分析の結果)

1 都道府県

区分	対象数
都道府県	19

1.1 BCP の特徴と共通点

1 都道府県にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

19 の都道府県のうち、15 が新型インフルエンザ等専用の BCP であり、内容的にも共通点が多い。

4 都道府県は新型インフルエンザ等も含めた「危機事象」全般に対する BCP であり、うち 3 都道府県では「新型インフルエンザ等対応業務」の記述がない。

都道府県 BCP の主な共通点と特徴は以下の通りである。

- 新型インフルエンザ等専用の BCP が大部分である。
- BCP の位置づけを「行動計画に基づき、BCP で業務を遂行」とする都道府県は多い。
- 対策本部の設置やその役割は、都道府県で違いはなく、共通している。
- 「新型インフルエンザ等対応業務」の記述がない都道府県が若干あるが、それ以外の都道府県では「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の区分とその考え方は共通している。
半数程度の都道府県では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられていることが多い。
- 「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する都道府県が多い。
「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする都道府県が多い。

1.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・ 1 都道府県で「東日本大震災」「家畜伝染病」が BCP 策定の直接のきっかけとなっている。 ・ 「行動計画に基づき、BCP で業務を遂行」と、BCP と行動計画の関係を記述している都道府県は多い。
(2)BCP 策定の体制	・ 1 都道府県では、「防災対策特別委員会で議論され、議会で防災対策推進条例に盛り込まれた」とある。 ・ この都道府県では、BCP 推進会議があり、BCP も推進会議を中心として策定された。BCP 推進会議は平常時から BCP を推進している。
(3)被害想定	・ 多くの都道府県では「政府行動計画」を基に被害を想定し、そのうち半数程度が「政府行動計画」を基に自都道府県の被害や社会状況を記述している。
(4)発生時の体制	・ 全都道府県で「対策本部」が設置されるが、対策本部の組織構成図まで記載されているのは 2 割程度である。 ・ 対策本部では、情報の集約や分析等を行い、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し、必要な対策(業務の継続、縮小や休止、再開等)を実施するように各所属や部署に指示する。 ・ 職員の出勤率で体制が移行する都道府県もある。

(5)継続・縮小業務	・ほとんどの都道府県では、表現の違いは多少あっても、新型インフルエンザ等発生時の業務を以下のように区分している。区分の考え方も基本的には共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 新型インフルエンザ等発生時の公衆衛生、社会インフラ維持に関する業務 「<u>継続業務</u>」 休止した場合、県民の生命・身体・財産や社会機能に重大な損失や影響を与える通常業務と県の内部管理業務 「<u>縮小業務</u>」 休止はできないが、縮小が可能な業務 「<u>休止業務</u>」 休止しても県民の生命・身体・財産への影響が小さく、休止がやむを得ないと認められる業務 ・半数程度の都道府県では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられていることが多い。 ・発生段階別に「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」を記述しているところもある。
(6)人員計画	・新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されているのは3割程度である。 ・「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する都道府県が多い。 ・「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする都道府県が多い。 ・人員確保の手段としては、感染対策でもある「時間差通勤」「交代制勤務」「自宅勤務」や「業務分担変更」「マニュアルの整備」「経験者リスト作成」「他自治体、ボランティア、OBの活用」等があげられている。
(7)感染防止対策	・ほとんどの都道府県で感染対策は記述されている。3割程度が発生段階別に感染対策を記述している。主な感染対策は以下の通り。 「<u>基本的な感染対策</u>」 ・個人的な対策(咳エチケットやマスク着用、うがい、手洗い/等) ・対人距離の確保(職場レイアウトの変更/面会時のルール/等) ・感染機会の低減(会議、出張の制限/入館制限/時差出勤、交通手段の変更/等) ・清掃や消毒 「<u>健康管理</u>」 ・感染状況の把握(出勤時の報告ルール等) ・症状が出た時の対応(疑い者への対応/職場で発症者が出た時の対応) 「<u>その他</u>」 ・備蓄 ・ワクチン予防接種
(8)訓練・研修	・4割程度の都道府県で、訓練や研修等について記述されている。 ・訓練としては「業務継続訓練」「新型インフルエンザ等対応訓練」があげられている。
(9)他 BCP との関連性	・地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCPの効果」の違いを比較しているところもある。
(10)関係自治体等との連携	・3都道府県で、市町村との連携について記述されている。市町村に対してBCP策定のためのセミナー等を開催し支援している都道府県もある。 ・半数程度の都道府県で、委託業者や指定管理者との連携について記述されているが内容的には「事前に協力を要請しておく」「複数の代替え案を策定する」程度である。 ・企業にBCPを策定してもらうためにセミナーの開催等をしている都道府県もある。 ・地域内の他都道府県と災害時の協定を結んでいる都道府県もある。

1.3 項目別詳細

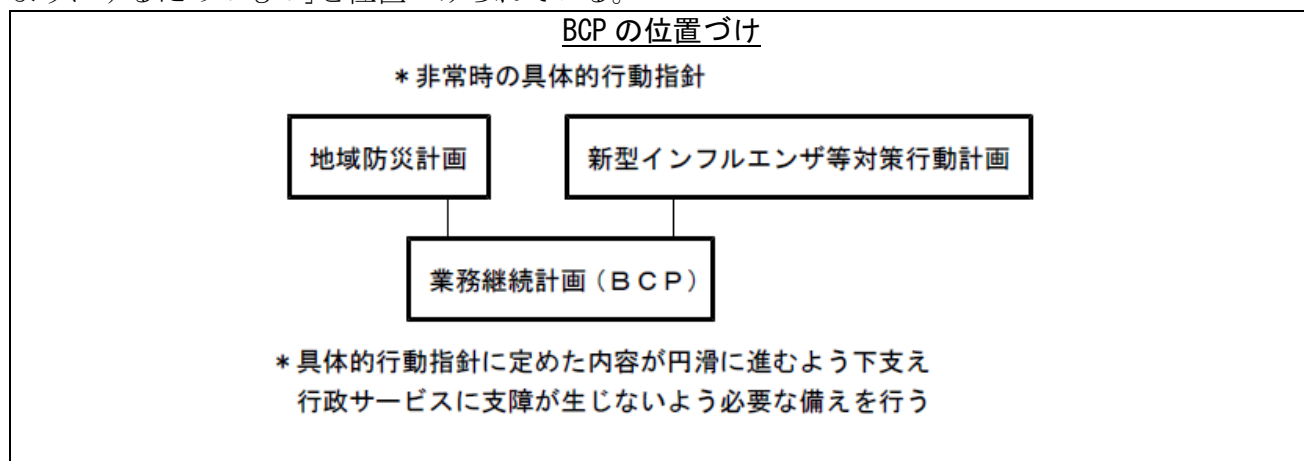
(1) BCP 策定を行った経緯

1 都道府県では地震等の自然災害や家畜伝染病の発生が、BCP 策定の直接のきっかけとなっている。

- ・ 東日本大震災や家畜伝染病の発生等を受けて、「行財政改革プラン」に危機管理能力の強化(BCP の検討・整備を含む)を新規に盛り込んだ。

この都道府県に対するヒアリング調査では、『鳥インフルエンザや東日本大震災による危機感の影響もあり、「行財政改革プラン」に危機管理能力の強化を盛り込むことになったようである。「新型インフルエンザ等」も「地震等の災害」と同様に当初から盛り込まれたので、地震等と兼用の BCP となったようである。「新型インフルエンザ等」だけでなく「地震等の災害」もあることで、全庁を巻き込める。「新型インフルエンザ等」だけでは健康部局が中心となりがちで、全庁に声をかけるのは厳しい。一体化になっているのはありがたい。』とのことである。

この都道府県の BCP は新型インフルエンザ等だけでなく、地震等の災害も含めた総合的な BCP であり、自然災害や新型インフルエンザ等が発生した場合には、「地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」がそれぞれ定められており、これらに沿って、災害への対応や住民生活の安定確保等の具体的な対策を講じていくこととされている。BCP は、「それらの対策が円滑に進められるよう、下支えをする」とともに、「住民への行政サービスの提供に、可能な限り支障が生じないようにするためのもの」と位置づけられている。



BCP 策定の直接的なきっかけということではないが、BCP(業務継続計画)と行動計画の関係を記述している都道府県は他にも多い。

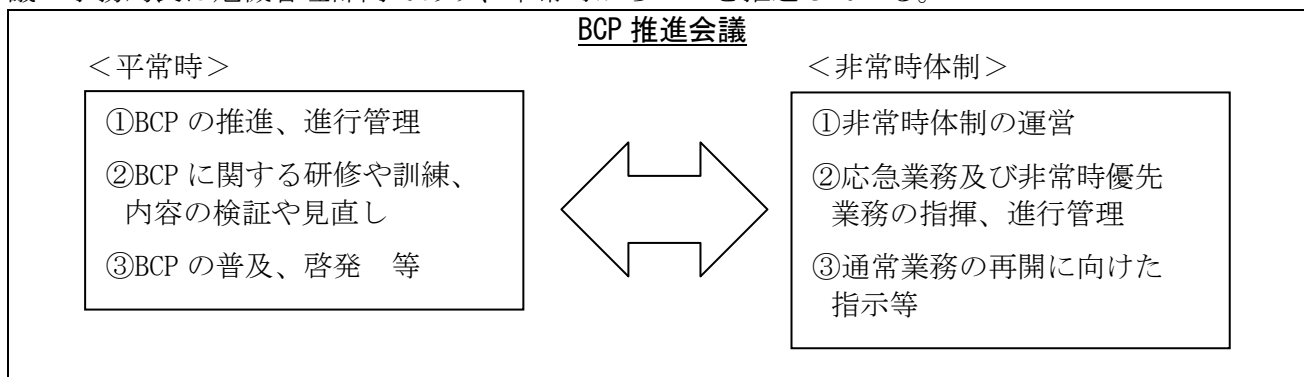
- ・ 業務継続計画は、「危機管理対応方針」「新型インフルエンザ等対策行動計画」を補完するものであり、それらと整合性を確保するものであること
- ・ 行動計画に基づき県が行う対応業務は、業務継続計画で定める発生時優先業務の中核となる
- ・ BCP は新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、「行政機能の維持に関すること」について講ずる対策をまとめたものである

(2) BCP 策定における体制

ヒアリング調査では、『BCP は「防災対策特別委員会」で議論され、「議会」において「防災対策推進条例」の中に盛り込まれた。』

- ・ 議会においても防災対策特別委員会での議論等を踏まえ、「防災対策推進条例」に責務として、「業務を継続するための計画又は早期に復旧させるための計画を策定するものとする」との内容が盛り込まれた。

この都道府県では、BCP 推進会議があり、BCP も推進会議を中心として策定された。BCP 推進会議の事務局長は危機管理部門であり、平常時から BCP を推進している。

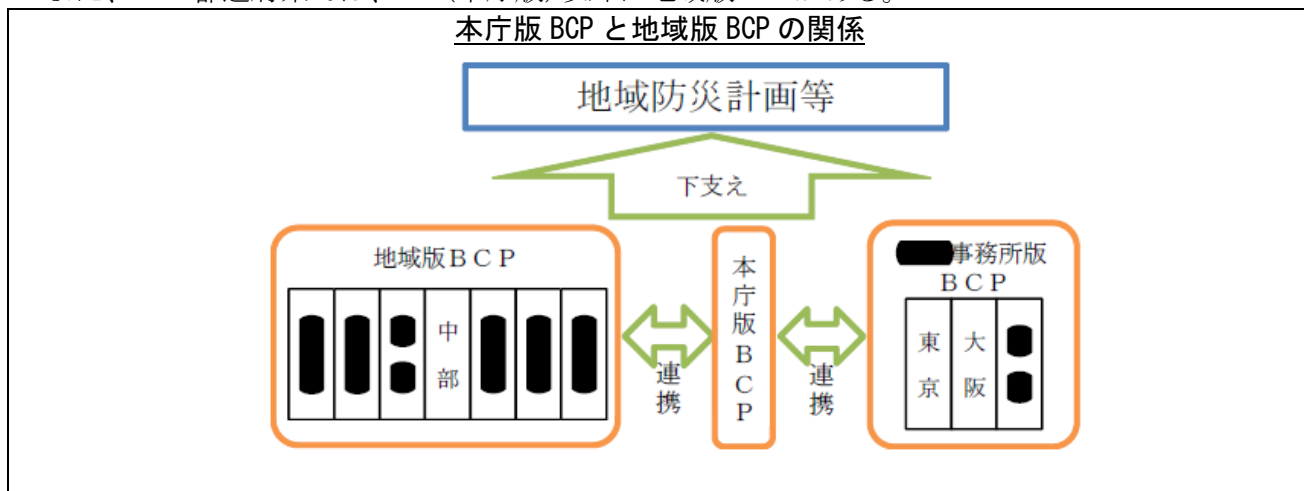


ヒアリング調査では、『BCP 推進のために BCP 推進会議がある。BCP 推進会議は災害対策本部とは別物で、災対は災害の対策、BCP 推進会議は BCP を実施する。BCP 推進会議は平時からある。何か起これば危機管理部局は対応不可なので、総務課など他の人が担う。』とのことである。

危機管理部局と健康部局の関係は、『危機管理部局は事務方。健康部局は保健師、薬剤師、臨床検査技師等の技術職が多い。体制整備は全庁に影響がある内容なので、事務職がいてもらえるとありがたいと思う。』とのことである。

BCP 策定で苦労した点は『責任部局を決める時。誰が何をするか、危機管理部局以外の担当を決めていく際に「何故うちなのか」という意見はあったが偏りなく、関係のなさそうな部局にも依頼した。東日本大震災が起こった後で、危機意識があったのが良かった。また家畜伝染病等様々な危機事象の経験で、単独部署でなく全庁で協力という意識もあった。新型インフルエンザについても「関係ない」という部局もあるが、関係のない部局に入っていただく必要があるとお願いをしている。危機管理部局が目指しているものを新型インフルエンザ対策でも目指す。そう言うと理解してもらいやすい。』とのことである。

また、この都道府県では、BCP(本庁版)以外に地域版 BCP がある。



ヒアリング調査では、『実施要領や地域版 BCP がこの下にぶら下がっている。その下にマニュアル。この BCP だけでは実施は伴わない。作成時から、全局を巻き込んで、毎年改定している。改定は、組織の変更に起因するものが多い。組織や業務の所管が変わり、実際に誰が担うかが変わるので、改定が必要となる。まずは本庁 BCP を作ったので、地域版も必要ということになった。基本は本庁版をベースに、各地域の特性を記載。地域版 BCP の下にも実施要領がある。地域版も毎年改定している。』とのことである。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

19 都道府県のうち、16 都道府県では「政府行動計画」を基に被害を想定している。

政府行動計画	
・罹患率	：25%
・流行期間	：約 8 週間(ピーク時：約 2 週間)
・欠勤率	：最大 40% ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

「政府行動計画」を基にしている 16 の都道府県のうち、半数程度がそれを基に自県の被害を想定している。

	全国		〇〇県	
医療機関の受診患者数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人		約〇万人～ 約〇万人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約〇人	約〇人
1 日当たり最大入院患者数	約 10 万人	約 40 万人	約〇人	約〇人
死亡者数	約 17 万人	約 64 万人	約〇人	約〇人

同様に、半数近くが社会状況についても記述している。その多くが発生段階別の記述である。

発生段階	想定される経済・社会状況
海外で発生の疑い	・帰国者が増加/出張や旅行の自粛 ・国、県、市町村等へ住民やマスコミから問い合わせが増加
海外発生期	・帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・国民の不安が増大/国、県、医療機関等へ住民やマスコミから問合せ増加 ・食料品や生活必需品に対する需要が増加/マスク、消毒液等の需要が増加
国内第 1 段階 (国内発生早期)	・発熱相談センターや 119 番に相談の電話が急増 ・国、県、市町村へ住民やマスコミから問い合わせが急増 ・発生地域で学校等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の休業 ・発症者との濃厚接触者の外出自粛要請、出勤が困難になる事態も発生 ・一部事業者で、不要不急の事業を縮小/休止する動き ・一部事業者で入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き ・需要急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
国内第 2 段階(拡大期、まんえん期、回復期)	・抗ウイルス薬を求める患者が、医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・業務資源(医師、医薬品等)の不足で、診療を中止する医療機関が出現 ・学校等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の休業等が全国に拡大 ・公共交通機関の運行は概ね維持。利用者減少地域では運行本数が減少 ・電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ・流通の停滞、生産の減少で食料品/必需品の供給不足が発生するおそれ ・マスク等の個人防護具の購入が困難になる可能性 ・感染拡大、学校等の臨時休業等で、従業員の欠勤が増加(最大 4 割程度) ・経済活動が縮小/企業の経営破たんが増加/雇用失業情勢が悪化
国内第 3 段階 (小康期)	・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化

被害想定について全く記述がないのは2都道府県であり、両方とも新型インフルエンザ等だけに對するBCPでなく、他の地震災害等の危機事象も含めた「業務継続計画書」となっている。内容も業務の継続が中心となっているため、新型インフルエンザ等の被害想定の記事がされていない。

被害想定の記事がない残りの1都道府県では「被害想定を前提とはせずに、災害時の状況について、具体的な物語を描いてみることで、必要な備えや対応策を検討することとした。」とあり、被害想定でなく、以下のようなシュミレーション(物語)となっている。この都道府県では「大地震・津波(開庁時)」「大地震・津波(閉庁時)」「火山噴火」「風水害」もシュミレーションしている。

年冬になると多くの渡り鳥が日本にやってくる。この鳥たちがウイルスの媒体となり、ここでも養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生した。その後4年間に全国で13箇所の養鶏場で発生し、警戒態勢を敷いていたところ、今月に入って、海外で人の新型インフルエンザが発生したとの報道があった。国とともに対策本部を設置し、帰国者・接触者外来設置等の対策を講じた。新型インフルエンザが出現すると、人には免疫がないことから、世界的な大流行となる可能性が高い。特に、今の時代は地球規模で人々の往来が活発になっており、あっという間に我が国でも広がってしまう。このため、政府は発生地域から帰国した人の検疫を強化したが、ウイルスは簡単にそれをすり抜け、国内でも患者が相次いで発生するようになった。

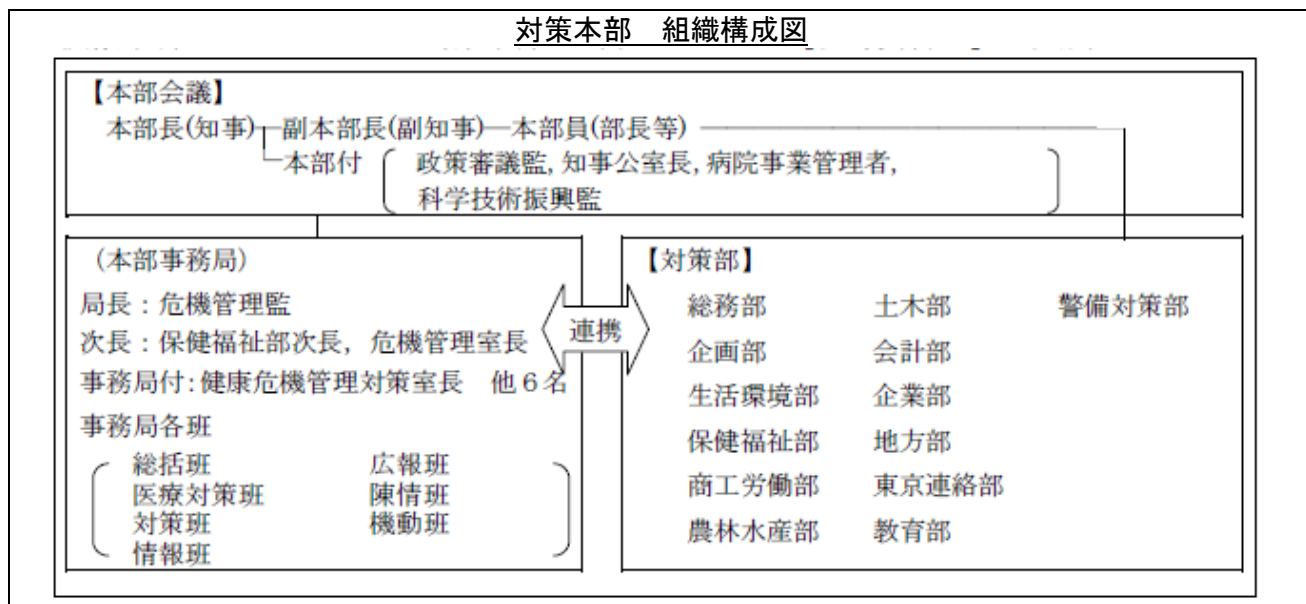
特に今回問題なのは、死亡率が非常に高いこと。スペイン風邪の2%を上回るペースで死者が発生しており、発症すれば重症化の傾向が強い。このため、世界中でパニックが起き始めており、日本政府は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発し、緊急事態措置を実施すべき区域を含む都道府県は、不要不急の外出の自粛等の緊急事態措置を講じた。全国的に食料品や生活物資の不足、物流の停滞等が起き、国民生活にも大きな影響が現れ始めている。国内での発生を受け、地域内への感染拡大防止のための対策を講じた。地域内での発生を危惧し、医療機関からは、「多数の患者が押し寄せてきたらパンクしてしまう、医師や看護師等への感染が心配」といった声が強くなってきている。命を守るはずの医療機関において、逆に感染の拡大が起こるようになっては、医療体制は崩壊してしまう。企業でも役所でも、職員や家族が感染した場合には出勤させることはできない。職場内で感染が広がってしまうからだ。過去の事例からして、インフルエンザの流行は、数週間から数ヶ月の中長期にわたる可能性が高いが、この間、どうやってしのいでいくのか。経済活動や住民サービスは、どうなるのか。果たしてこの深刻な危機を乗り越えられるのか、国民の間には急速に不安が広がりつつある。

この都道府県に対するヒアリング調査では、『被害想定でなく物語的で、他とは違う形になっている。これは詳細の資料を作るための旗印的なもので、住民向けではなく職員向けのもの。』とのことである。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等発生時には、全都道府県で対策本部が設置される。対策本部では、情報の集約や分析等を行うとともに、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。「業務継続体制への移行」「縮小・中断業務の再開」についても検討し判断をするが、実際に対策を実施するのは各所属、各部署となっている。

2割程度の都道府県では、対策本部の組織構成図も掲出されている。組織図からも実際の対策実施は各所属や部署であることがわかる。



新型インフルエンザ等発生時の業務継続のための中心となる部署として、普段から設置されている部署にその役割を担当させる都道府県もある。

〇〇課の役割	
普段(通常業務) ・ 県民の健康づくりの推進 ・ 生活習慣病の予防、栄養改善の指導 ・ 母子保健、特定疾患対策、がん対策事業、 ・ 予防接種事業、結核予防・エイズ対策等 ・ 感染症対策事業	新型インフルエンザ等発生時 ・ 県の行動計画(当該課が策定)に基づく必要な業務を継続できるよう努める

職員の出勤率(欠勤率)で、業務継続体制に移行する都道府県もある。

通常業務を実施可能な職員の状況	体制
全職員の80%以上	通常どおり
全職員の80%未満	第1体制により継続
優先度の高い通常業務に必要な最低限の職員数	第2体制により継続

業務継続体制について、対策本部や各所属の対応を記述している都道府県もある。

業務継続体制

(1)業務継続体制への移行

対策本部で、県民や事業者に対する社会・経済活動の自粛・延期要請に係る協議を行うとともに、県庁機能を維持するために必要な発生時継続業務を実施する体制への移行について総合的に検討し、決定する

(2) 業務継続体制への移行後の対応

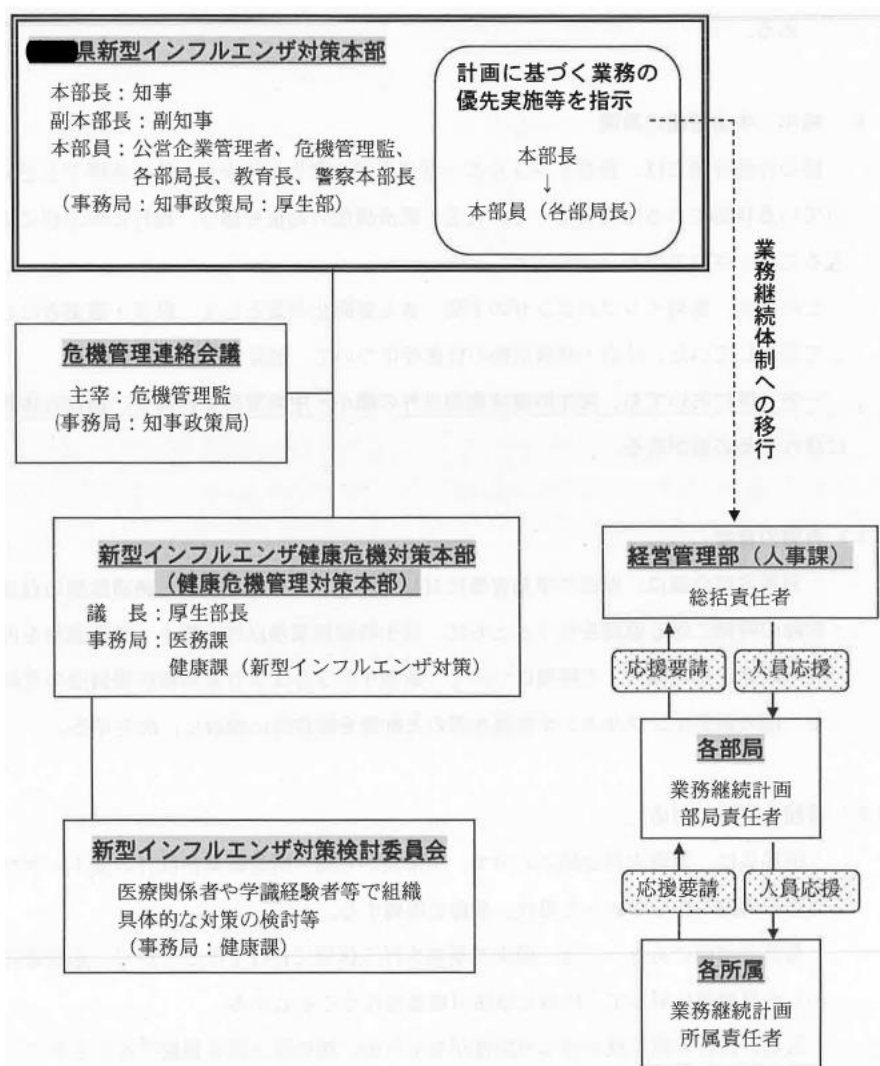
- ①人員体制:対策本部会議から発生時継続業務の優先実施の指示があった場合、所属長は所属で定めた発生時継続業務に対応する職員を決定する。それ以外の職員は自宅待機し、代替えに備える
- ②人事課との調整等:欠勤職員や職場に復帰した職員は、所属から人事課へ報告する。部局内で、必要人員が確保できない場合、人事課と調整を行い、応援職員の協力を得る
- ③職場における感染防止:発熱や咳等の症状がある場合や同居者の感染が明らかな場合には、出勤しないよう指導徹底する
- ④職員の感染防止:必要に応じて、早出・遅出などの勤務体制を適用する。また、職員は、自らの感染防止のため、外出を自粛するなど自主的な予防に努める

(3)縮小、休止業務の再開

対策本部は、県民や事業者等に対して要請していた、社会・経済活動の自粛解除の時期に係る協議を行い、発生時継続業務以外の縮小・中断業務を再開する時期について、総合的に検討し、決定する

(4) 再開決定後の対応

所属長は、対策本部から縮小・中断業務の再開の指示があった場合、業務を再開する



業務継続体制について、発生段階別に対策本部や各所属の対応を記述している都道府県も多い。

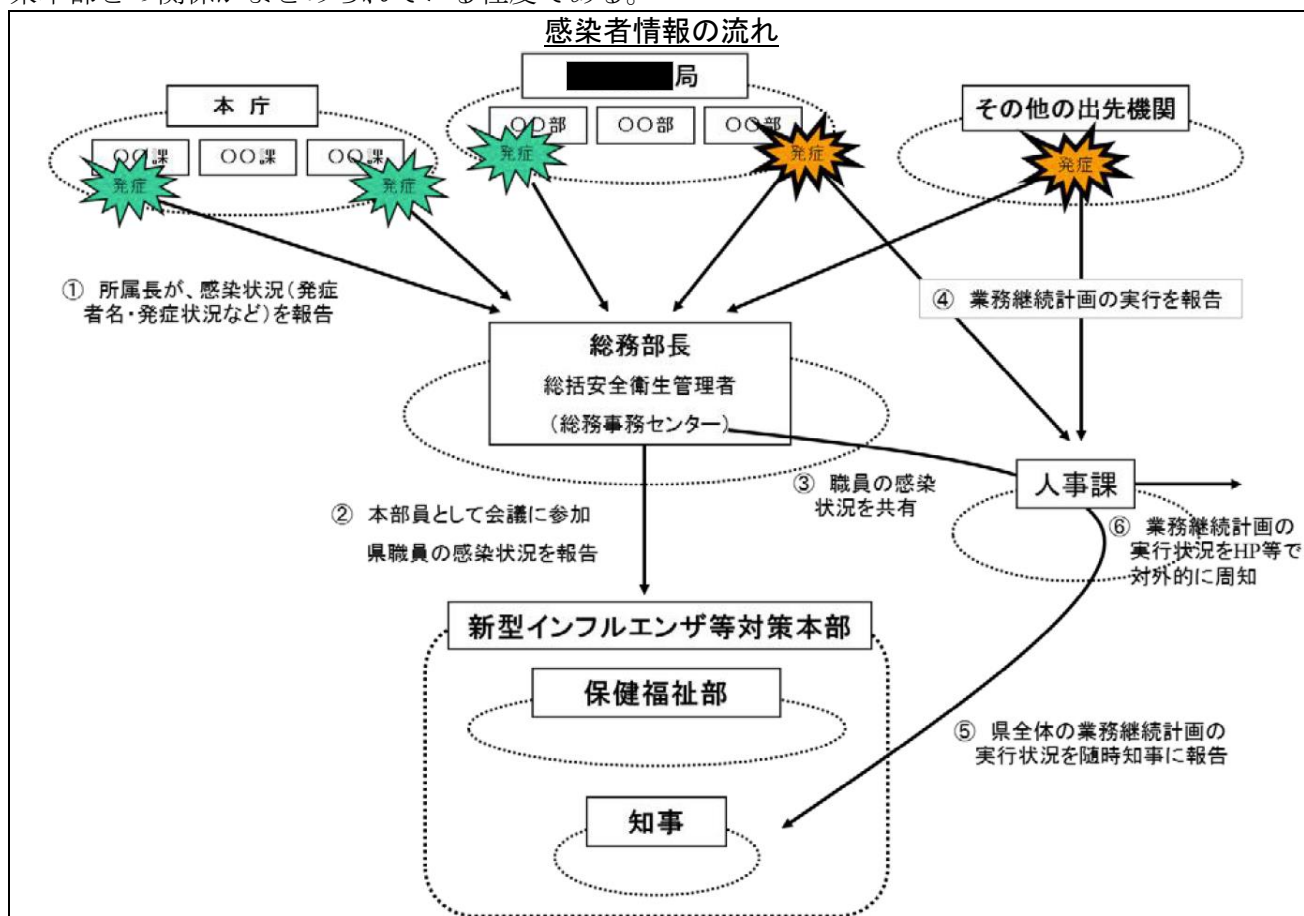
発生段階	対策本部(現地本部)	各所属
海外発生	・ 新型インフルエンザ等の発生を各所属へ周知する ・ 新型インフルエンザ等対策業務の開始を各所属へ指示する	・ 新型インフルエンザ等の発生を職員に周知する ・ 新型インフルエンザ等対策業務を開始する
国内発生	・ 新型インフルエンザ等の国内発生を各所属に周知する ・ 縮小又は休止業務の内容等を県民等へ周知する(報道発表等)	・ 縮小又は休止業務の内容等を県民等へ周知する ・ 業務継続体制の実行を準備する
入院(勧告・措置)の解除 かつ 欠勤者複数発生	・ 第一次体制の実行を各所属へ指示する ・ 職員の 20%が欠勤することを想定して計画した体制への移行を各所属へ指示する	・ 第一次体制への移行を職員に周知する ・ 職員の 20%が欠勤することを想定して事前に計画した縮小又は休止業務を実行し、県民等へ周知する
流行開始 かつ 欠勤者複数発生	・ 第二次体制の実行を各所属へ指示する ・ 職員の 40%が欠勤することを想定して計画した体制への移行を各所属へ指示する	・ 第二次体制への移行を職員に周知する ・ 職員の 40%が欠勤することを想定して事前に計画した縮小又は休止業務を実行し、県民等へ周知する
警報解除	・ 縮小又は休止した業務の再開について、検討及び実行を各所属に指示する	・ 縮小又は休止した業務について感染拡大に繋がらない業務から、順次、再開することを検討及び実行する ・ 業務の再開、及び、再開した業務を県民等へ周知する
小康期	・ 小康期に移行したことを各所属に周知する ・ 通常体制への復帰について検討を各所属に指示する	・ 小康期に移行したことを職員に周知する ・ 通常体制への復帰について検討する

体制移行を発生段階別に示したイメージ図の記載もある。

発生段階別体制移行のイメージ

発生段階	県行動計画	県業務継続方針
未発生期	県対策推進本部	体制整備
海外発生期	県対策本部設置 ※政府が設置した場合 本部長(知事)	体制移行準備
県内未発生期		体制移行判断 (通常業務休止・縮小開始)
県内発生早期	・ 県行動計画 ・ 県対応指針 に基づく新型インフルエンザ等対策	・ 所属 BCP 等に基づく優先 通常業務の実施、絞り込み
県内感染期		
小康期		

「情報システム」の維持や「県民への情報提供」等は記述されているが、情報収集体制や情報共有体制についてはあまり記述されていない。1 都道府県で「感染者情報の流れ」として各所属や部署、対策本部との関係がまとめられている程度である。



情報収集体制や共有体制について、他には以下の記述が見られる。

平時

- ・ 所属内の新型インフルエンザ対策に関する会議等の開催
(既存の会議やミーティングを通じ、所属内で情報共有)

発生時

- ・ 所属内の新型インフルエンザ対策に関する会議の開催
(既存の会議やミーティングを通じ、組織内で情報共有)

(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

多くの都道府県で、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

業務	内容	例
新型インフルエンザ等対応業務	新型インフルエンザ等発生時の公衆衛生、社会インフラ維持に関する業務	・対策本部の設置に伴う業務 ・指定地方公共機関/市町村等への支援業務 ・発生時の法令等の改正に関する業務 等
継続業務(発生時継続業務/中核業務)	休止した場合、県民の生命・身体・財産や社会機能に重大な損失や影響を与える通常業務	・福祉施設の機能や社会秩序の維持 ・水道等ライフラインの維持 ・生活保護の相談、医療費の助成 等
縮小業務	休止はできないが、縮小が可能な業務	・許認可申請や不服申立ての審査事務 ・支払事務、各種相談事務 等
休止業務	休止しても県民の生命・身体・財産への影響が小さく、休止がやむを得ないと認められる業務	・集会や研修、イベント ・調査、統計、月報 等

それぞれの業務区分における業務数が記載されている都道府県もいくつかある。

新型インフルエンザ等対応業務			
国内発生早期			
海外発生期	県内未発生	県内発生	感染拡大期
106 業務	136 業務	146 業務	129 業務
・対策本部の設置 ・海外帰国者調査 等	・市町村等に注意喚起	・県民等へ感染予防策周知 ・ワクチン供給体制の調整	・感染予防対策徹底指示 ・重症化の防止 等

優先度の高い通常業務		
通常業務	時期的業務	緊急業務
286 業務	134 業務	26 業務
・県立病院機能の維持 ・支払い業務 ・公共交通の維持 等	・県立中・高等学校入学選抜 ・各種資格試験の実施 等	・災害対策本部の設置 ・災害復旧 等

4 都道府県では、新型インフルエンザ等だけでなく地震等も含めた総合的な業務継続計画書であり、うち 3 都道府県では「新型インフルエンザ等発生に伴う業務」の記述がない。非常時優先業務等の記述はあるが以下のように地震等を想定とした内容となっている。

【応急業務】 <第 1 グループ>直ちに実施する業務 ・県庁内における死傷者の救護や搬送/県庁に緊急避難してきた者や旅行者等への対応 ・職員の安否確認、初動体制の確立 <第 2 グループ>概ね 2 ～ 3 日中に実施する業務 ・破損した庁舎や設備の応急修理/燃料の確保 <第 3 グループ>概ね 1 週間以内に実施する業務 【非常時優先業務】 <第 1 グループ>直ちに実施・再開する業務 ・住民生活の安定に関することで優先度が極めて高く、停止することができないもの <第 2 グループ>概ね 2 ～ 3 日中に実施・再開する業務 ・住民生活の安定に関すること/各種支払いに関することで優先度が非常に高いもの <第 3 グループ>概ね 1 週間以内に実施する業務
--

この都道府県へのヒアリング調査では、『地震も新型インフルエンザもこれが指標で、新型インフルエンザの場合、これを基に人の手配などを変える。』とのことである。

半数程度の都道府県では所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。別冊(別紙)として所属毎の一覧表としてまとめられていることが多い。

新型インフルエンザ等対応業務(強化・拡充業務)	
共通	●関係省庁・市町村・関係機関との連絡調整や情報収集に関すること ●職員等の感染予防・感染拡大防止策の実施に関すること ●新型インフルエンザ等対策本部に関すること ●部局等内における新型インフルエンザ等対策の取りまとめに関すること 等
総務部	●新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること ●国への財政援助等についての要望に関すること ●県税の申告・納期限の延長等の検討・実施 ●業務継続計画における「人員の確保」に関すること 等
一般継続業務	
共通	●部局(所属)間・部局(所属)内の連絡調整に関すること ●県民への各種情報提供に関すること ●予算・決算、契約・会計事務に関すること 等
政策企画局	●重要施策に関する情報の収集、分析及び整理に関すること ●政策調整に関すること
縮小・中断業務	
共通	●一般的な総務事務に関すること/一般的な会議の開催に関すること ●職員の研修に関すること ●各種要望に関すること/各種イベントに関すること
政策企画局	●国際交流事業推進基金や友好提携先との交流事業に関すること ●留学生への総合的な施策の推進に関すること 等

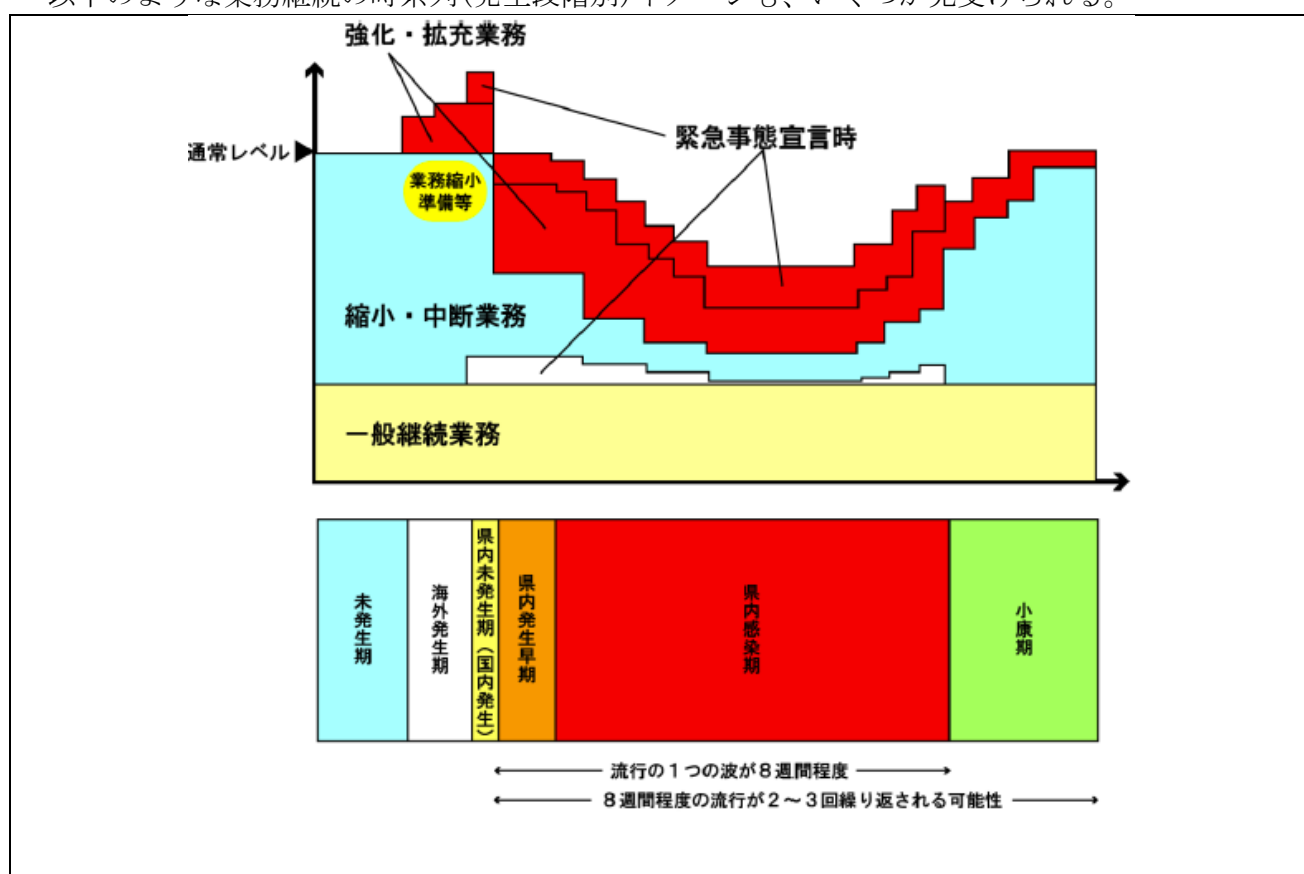
所属	非常時優先業務名(業務内容)	業務分類	業務区分	影響度
共通	部内各所属との連絡調整	情報管理	危機対応	V
	部内の感染状況、対応状況の収集	情報管理	危機対応	V
	各種法令等の施行に関すること	行政事務	通常業務	IV
	予算の経理に関すること	財務	通常業務	III
総務部	コンピュータセンタの運営	システム管理	通常業務	V
	インターネット利用環境の維持・運用	システム管理	通常業務	V
	共通利用パソコンの整備・運用	システム管理	通常業務	V
	文書の受領、発送	行政事務	通常業務	IV
保健福祉部	新型インフルエンザ対策(サーベイランス)	情報管理	危機対応	V
	新型インフルエンザ対策(情報提供)	情報管理	危機対応	V
	生活保護費等の支給確認事務	支援	通常業務	IV
	食中毒処理業務	保健衛生	通常業務	V

*業務区分の「危機対応」が新型インフルエンザ等対応業務に該当

発生段階別に、業務継続について記述している都道府県もいくつかある。

	業務区分	主な業務
国内発生前期	新型インフルエンザ等対策業務	・対策本部の開催 ・国、地方公共団体との連携 ・情報提供、県民への注意喚起 等 ・対策本部との連絡体制の確立 ・学校等の臨時休業、不要不急の集会等の自粛要請 等
	通常業務	・通常業務を継続
国内発生後期	新型インフルエンザ等対策業務	・感染防止策の見直し、医療体制の変更 ・国、地方公共団体との連携 ・情報提供、県民への注意喚起 ・新型インフルエンザ等感染性廃棄物の適正処理指導 等
	通常業務(継続)	・ライフライン、インフラの維持 ・保健、福祉施設の運営 ・生活保護支給 等
	通常業務(縮小)	・文化振興、都市魅力創造 ・建設事業 等
	通常業務(休止)	・窓口対応業務(電話、郵送へ転換) ・試験、研修、会議 ・図書館、博物館 等

以下のような業務継続の時系列(発生段階別)イメージも、いくつか見受けられる。



(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されているのは3割程度である。詳細に記述しているところでは、発生段階別担当(業務)ごとに、出勤可能人数を把握し、職員配置の人員計画としてまとめている。

人員計画

■ 平常時の勤務体制

担当名	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	3	5	5	6	5	24
(常勤)	3	3	4	5	4	19
(非常勤)	—	2	1	1	1	5

■ 新型インフルエンザ発生時に想定される勤務形態に及ぼす影響

○ 本人の感染・疑いによる人員数の減

① 海外発生期～国内発生早期(県内発生を含む)：感染率0%

担当名	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	3	5	5	6	5	24

② 感染拡大期及び回復期：感染率10～20%

担当名	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	2.5～3	5.5～5	4.5～4	5.5～5	4.5～4	約21

③ 感染まん延期：感染率25%

担当名	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	2	4.5	4	4.5	4	約19

○ 勤務形態に及ぼす影響(人員減)の把握等

担当	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤不可数
職員数	なし	1	なし	なし	なし	1

- ☐ 学校等の休校・休園による人員数の減 (0人)
- ☐ 通勤手段の変更の変更が出来ない者による減 (1人)
- ☐ 共働き世帯における出勤対策が出来ない者 (0人)
- ☐ 家族の感染、感染の疑いによる人員減 (算出難)

様式Bの調査結果 ⇔ 職員の最大40%程度欠勤を想定

○ 感染まん延期における対応できる職員数の見通し

担当	管理職	健康づくり	感染症	母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	2	3	3	4	3	約15

■ 感染まん延期における職員配置(推定)・・・状況により振り分け

- ☐ 感染症担当人員数 → 8人(感染症3+健康づくり1+母子難病2～3+成人保健2)
- ☐ その他担当人員数 → 5人
- ☐ その他(管理職) → 2人

担当	管理職	健康づくり	感染症 (新型IF業務)		母子難病	成人保健	出勤者数
職員数	2	2	0	(8)	1～2	1	約15

■ 新型インフルエンザ担当業務(予定)

- ☐ 対策本部運営担当 3人(全体調整1人、総務担当1人、広報担当1人)
- ☐ 防疫、医療確保担当 2人
- ☐ 情報収集(サーベイランス)担当 1人
- ☐ 相談担当 2人
- ☐ 物品調達担当 健康づくり担当2人が兼務する。ただし、他課分は除く
- ☐ (要検討)福祉保健部内からの応援
(例：①部内保健師は相談対応や情報収集、②物品調達代行、等)

部局ごとに必要人数、参集可能(出勤)人数から過不足数を算出した一覧表としてまとめているところもある。

部局	レベルⅤ(出勤率 60%)			レベルⅥ(出勤率 60%)			レベルⅢ(出勤率 80%)		
	業務遂行 必要人数	参集可能 人数	過不足	業務遂行 必要人数	参集可能 人数	過不足	業務遂行 必要人数	参集可能 人数	過不足
総務部	50	50	0	60	50	▲10	65	67	2
県民部	30	30	0	35	30	▲5	45	40	▲5
保健部	100	100	0	120	100	▲20	150	160	▲10
・・・									

* 数字はダミー

部局ごとでなく、全体としてだけまとめているところもある。

職員の出勤状況

③職員の出勤状況(想定)

・通常期

出勤職員数 5,000名

・県内発生以降、流行開始まで…第一次体制

欠勤職員数(20%) 1,000名	出勤職員数(80%) 4,000名
----------------------	----------------------

・流行開始以降…第二次体制

欠勤職員数(40%) 2,000名	出勤職員数(60%) 3,000名
----------------------	----------------------

④必要職員数(想定)

・通常期

通常業務 5,000名

・県内発生早期

← 80% →		
休止業務 縮小業務	新型インフル以外	新型 インフル
流行時継続・縮小業務必要職員数 4,000名		

・県内発生期

← 60% →		
休止業務 縮小業務	新型インフル以外	新型 インフル
流行時継続・縮小業務必要職員数 3,000名		

発生段階別の業務継続イメージとして、職員配置を示しているところもある。

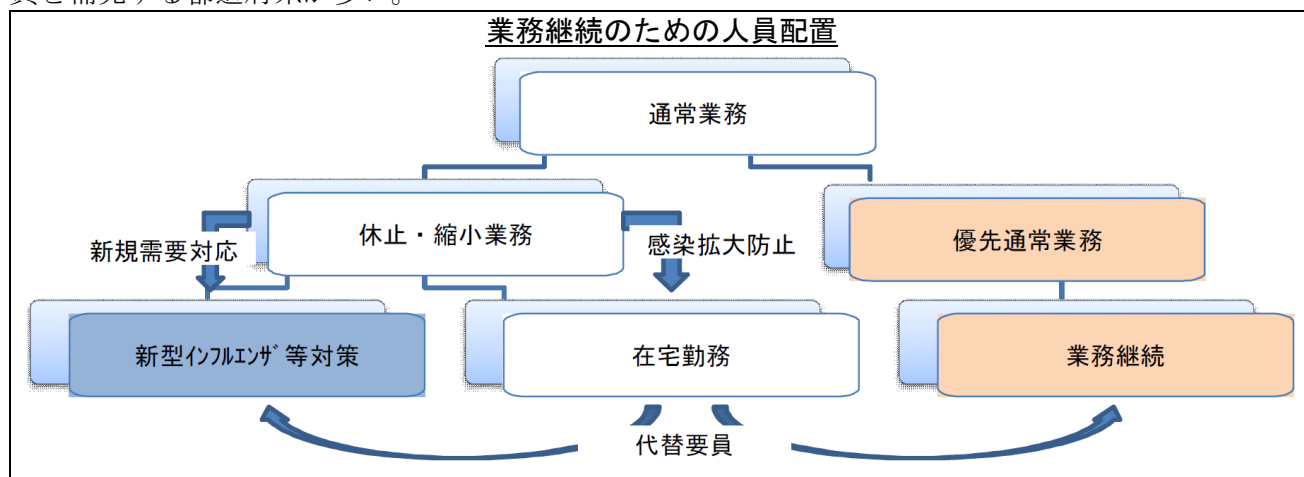
発生段階ごとの業務継続計画イメージ

発生段階	緊急事態宣言	職員配置
未発生期		県職員 100% 通常業務
海外発生期		県職員 100% 通常業務 強化・拡充業務
県内未発生期 (国内発生)	○ 県が指定された場合	県職員 61~100% 中断業務 縮小業務 一般継続業務 強化・拡充業務
県内発生早期	○ 県が指定された場合	県職員 61~100% 中断業務 縮小業務 一般継続業務 強化・拡充業務
県内感染期	○ 県が指定された場合	県職員 60% 中断業務 縮小業務 一般継続業務 強化・拡充業務
小康期	—	県職員 100% 通常業務 強化・拡充業務

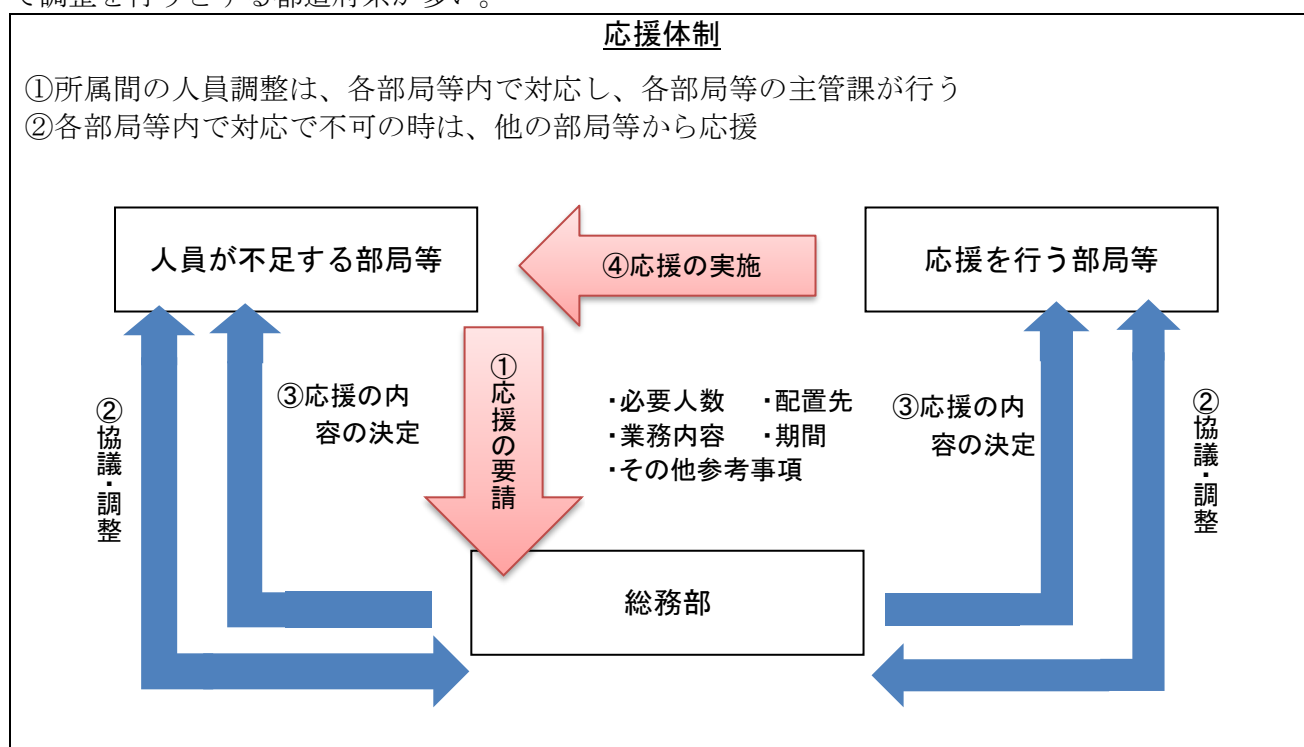
※職員の配置等工夫して実施

※職員の配置等工夫して実施

人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する都道府県が多い。



「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合の応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとする都道府県が多い。



具体的な人員確保の手段としては、感染対策でもある「時間差通勤」「交代制勤務」「自宅勤務」や「業務分担変更(通常担当外の重要業務を実施)」が多くあげられている。他に、特に専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「経験者リスト作成」「他自治体、ボランティア、OBの活用」等が人員確保手段としてあげられている。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

感染対策は多くの都道府県で記述されている。感染対策を記述している中の3割程度の都道府県では発生段階別に感染対策を記述している。

海外発生期

- ・ 衛生対策(手洗い、咳エチケット等)の励行の徹底
- ・ 石鹸、手指消毒用アルコールマスク等の確保
- ・ 個人用マスク等の購入、ワクチン接種を勧奨
- ・ 私的海外旅行の自粛要請
- ・ 職員に出勤前の体温測定を義務付け
- ・ 庁舎の入口に注意喚起のためのポスター掲示/ホームページで注意を呼びかけ
- ・ 速乾性アルコール製剤、マスク等の備蓄品の配置や配布準備

国内発生早期

- ・ 庁内会議の自粛、メール等による代替/県外出張の原則禁止
- ・ 来庁予定者への自粛依頼/来庁者、職員へのマスク着用を促す
- ・ 庁舎内のドアノブ、手摺、スイッチ、机等の洗剤による清拭
- ・ 対面業務で、外部入室者の立入場所の限定/電話等の利用/対人距離の確保
- ・ 感染疑い(家族含む)者の登庁停止/感染疑い(家族含む)者が所属する執務室の洗剤による清拭
- ・ 職員への私的県外旅行の自粛要請
- ・ 消毒液の設置、トイレなど手洗設備のある場所の案内図の掲示
- ・ 県主催の会議、イベント等については、自粛や感染機会を減らすための工夫を行う

県内発生(隣県含む)早期

- ・ 在宅勤務/公共交通機関による通勤の自粛/不要不急の出張禁止
- ・ 感染疑い(家族含む)者の登庁停止
- ・ 感染疑い(家族含む)者所属の執務室の洗剤による清拭
- ・ 通勤時及び執務中の職員のマスク着用義務化
- ・ エレベーター使用の自粛及び階段室の扉開放
- ・ 執務室の庁舎内一斉換気/庁舎の清掃、消毒
- ・ 庁舎入り口の一部封鎖による立入制限
- ・ 職員の昼休み中の検温実施
- ・ 執務室レイアウトの変更、会議室等の転用で、対人距離を確保

(庁内で発熱者が出た場合の対応)

- ・ 発症者がでた場合、マスク等防護用具を装着した職員が別室に移動させる
- ・ 発症者の机周辺、触れたと思われる箇所について、速やかに消毒を行う

6割程度の都道府県では、「職員の健康管理」等として感染した場合のルールが定められている。感染した場合の休暇の取り扱いについて記述しているところもある。

職員/職員の同居人が感染した場合の対応

- ① 新型インフルエンザ等と診断された時は、所属長に報告し、自宅または入院により療養（同居人が感染した場合、職員はマスクの着用、手洗い、うがいを徹底する）
- ② 報告は、職員健康管理シートで行い、報告を受けた所属長はその状況を把握すること
- ③ 職員健康管理シートは、各所属から職員厚生課に、電子メールにより報告すること

職員の感染状況の把握

- ① 各所属長は、職員出勤等状況確認シートを作成すること
- ② 職員出勤等状況確認シートは、各所属から職員厚生課と主管課に電子メールにより報告
- ③ 主管課は職員出勤等状況確認シートをまとめ、職員厚生課に電子メールにより報告

基本的な感染対策（咳エチケットやマスク着用、うがい、手洗い、対人距離の確保、清掃・消毒）について、詳細の説明をしている都道府県もある。3割程度の都道府県では、感染対策としてマスクや消毒液等の備蓄も記述されている。3割程度の都道府県では、特定接種の記述がある。

新型インフルエンザ等だけでなく危機事象全体に対応する「業務継続計画」を策定している都道府県では、感染対策の記述は少ないか、全くない。

このうちヒアリング調査を実施した1都道府県では、『具体的な感染防止策は、行動計画に記載があり現在改定中。新型インフルエンザについては季節性と対策の基本は同じなので、日ごろから対策を実施している。庁舎自体の対策は、まだ決まっていない。実際に新型インフルエンザ発生時は、入庁制限等の対策を実施すると思う。』とのことである。

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発（訓練・研修等）

4割程度の都道府県で、具体的な訓練・研修等について記述されている。内容としては、「業務継続訓練」「新型インフルエンザ等対応訓練」があげられている。

業務継続訓練

- ・ 代替職員による業務遂行など、業務継続計画の視点を取り入れることを検討
- ・ 欠勤者を指定し役割分担の確認等を行うなど、実践的な訓練を実施
- ・ 所属内の代替職員にA業務内容を事前に説明する等の教育、訓練
- ・ 人員が欠如した状況を想定した訓練

新型インフルエンザ等対応訓練

- ・ 県新型インフルエンザ等対策本部の運営に関する訓練
- ・ 感染拡大を防止するための基礎的な認識（うがい、手洗い、咳エチケット等）を高める
- ・ 感染予防策の習熟（個人保護具の着用、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症（疑い）者が出た場合の対応（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）

ヒアリング調査では、『BCP 訓練はやっている。危機管理部局の職員は災害時には動けないので、平時は危機管理部局にいない別の人員を想定して、その人に訓練を受けてもらう。新型インフルエンザについては、新型インフルエンザの総合対策部を編成して、訓練と研修を実施している。総合対策部は、健康部局の人員が多いが、全庁から人員を出してもらっている。新型インフルエンザの知識レベルは、新型と季節性が混乱している人もいそうな状況。新型インフルエンザについては職員に集まってもらって、知識の普及に努めたり、メールで情報提供をしたりと、集合訓練とメールを隔年で実施している状況。』とのことである。

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

4 都道府県の BCP は新型インフルエンザ等だけでなく地震等も含めた危機事象全体に対する総合的な業務継続計画書となっており、地震等についても当然、記述されている。

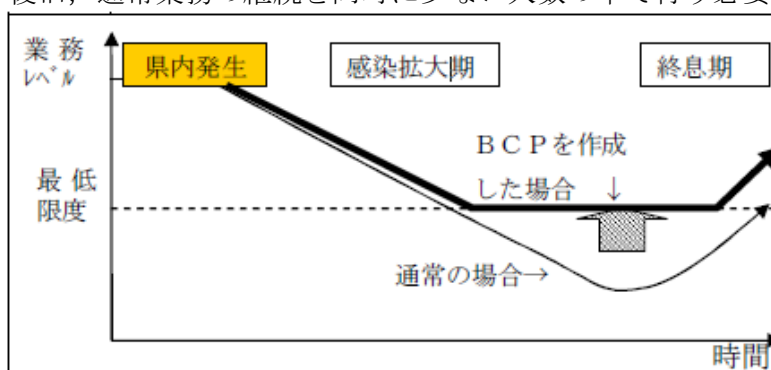
危機事象(緊急事態)	内容
自然災害	地震、津波、風水害、雪害
危険物質事故	化学物資の生産、保管、輸送、使用、処分に伴う事故
I T 障害	サイバー攻撃、I Tシステム等に係る事故・障害
ライフライン支障	大規模停電、大規模通信障害
新型感染症	新型インフルエンザ、SARS等
原子力事故	原子力発電所
武力攻撃事態等	・着上陸侵攻 ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイル攻撃 ・航空攻撃
緊急対処事態	・攻撃対象施設等による分類 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃 ・攻撃手段による分類 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃(核(N)、生物(B)、化学(C)、放射線(R)、高性能爆破薬(E))、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

残りの 15 都道府県は新型インフルエンザ等専用の BCP であるが、地震等の災害との被害の違いや BCP の効果の違いについて、記述しているものもある。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
事業への影響	・ 施設等では長期間利用客等の減少が懸念される	・ 事業を復旧すれば回復が期待できる

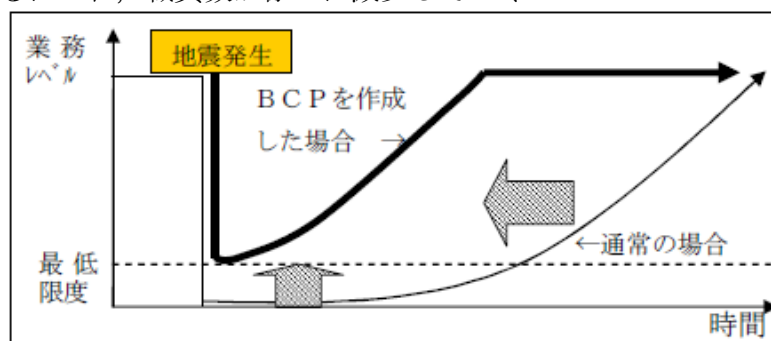
新型インフルエンザ等の場合の業務低下及び復旧モデル(BCP の効果)

- ・ 災害発生後、庁舎・設備・職員自身等が被災することにより業務レベルが著しく低下する
- ・ 庁舎・設備等の復旧、通常業務の継続を同時に少ない人数の中で行う必要がある



地震等の場合の業務低下及び復旧モデル(BCP の効果)

- ・ 県内で新型インフルエンザの感染者が発生しても、庁舎・設備等の復旧の必要はない
- ・ 感染が拡大するにつれ、職員数が徐々に減少していく



(10) 関係自治体等との連携

3 都道府県で、市町村との連携について記述されている。うち 2 都道府県では「市町村の BCP 策定への協力」が記述されている。

- ・ 県下の市町村に対し、計画策定を促すとともに、県の調査要綱等を提供
- ・ 今後も、必要に応じて説明会や情報提供などを行い、市町村の業務継続計画策定を支援する

半数程度の都道府県では、委託業者(警備、清掃、システム保守)や指定管理者との連携について記述されている。ただし内容的には「事前に協力を要請しておく」「複数の代替え案を策定する」程度である。

- ・ 関係所属は、庁舎管理や警備、清掃や消毒業務、施設・設備点検保守、消耗品の調達、情報システム保守等、確保が必要な物資やサービス(委託業務や物品調達)について、事業者や関係団体に対し、あらかじめ発生時における業務継続について協力を要請しておく
- ・ 当該事業者の業務継続が困難となる場合も想定されるので、複数の代替策について検討する

ヒアリング調査では、『他県との連携では、地域内の他都道府県と感染症に対する協定を結んでいる。市町村とは人員の派遣について協定等による明言はしていないが、指導・支援に入るのは決まっている。

BCP 策定に向けた市町村に対する研修を実施しており、BCP 作成済みのところは増えているが、新型インフルエンザまでは、なかなかカバーしていない。それでも災害の BCP で応用はできると思うので、最初は 50 点でも 60 点でもとにかく作ることが大事。

新型インフルエンザ等対策について、保健所単位で市町村も巻き込み、地域の中(消防含)で連絡訓練等を実施している。また、特定接種(住民接種)のやり方について等のレクチャーも進めている。』とのことである。

2 政令市

区分	対象数
政令市	9

2.1 BCP の特徴と共通点

1 政令市に対してはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

9 の政令市すべてが新型インフルエンザ等専用の BCP であり、1 つを除いては、内容的にも共通点が多い。異なっている 1 つは各部局(区)で BCP を策定しており、全部で 22 の BCP がある。形式的には全部局(区)共通で業務別フェーズ毎の対応が記述されており、名称は「新型インフルエンザ対応計画(〇〇局等)」となっている。そのため、被害想定や業務区分、人員計画等に関する記述はほとんど見当たらない。

この 1 つを除いて 8 政令市の BCP の主な共通点と特徴は以下の通り。

- 新型インフルエンザ等専用の BCP である。
- 対策本部の設置や対策本部の役割は、各政令市で大きな違いはなく、共通している。
半数程度の政令市では平時でも新型インフルエンザ等への感染症対策の組織や会議体があり、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進している。
- 新型インフルエンザ等発生時の業務区分は「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の 4 つに区分され、その考え方も共通している。
多くの政令市では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられている。
- 「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する政令市が多い。
「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする政令市が多い。ただし業務に必要な人数や不足人数まで記載している政令市は少ない。
- 多くの政令市では、委託業者や指定管理者との連携について記述されている。

2.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・いくつかの政令市では、平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1)が、BCP 策定のきっかけとなっている。 ・平成 24 年の「特措法」により「行動計画」の策定が義務付けられ、それに基づいて「BCP」を策定した政令市もいくつかある。
(2)BCP 策定の体制	・いくつかの政令市では「新型インフルエンザ対策推進会議」や「検討会議」等の会議体を中心に、全庁的な体制で策定されている。
(3)被害想定	・ほとんどの政令市では「政府行動計画」を基に自市の被害までを想定している。 ・社会状況まで想定している 1 市では、発生段階別に市の対策も記述されている。
(4)発生時の体制	・全政令市で非常時には「対策本部」が設置される。 ・半数程度の政令市では平時でも新型インフルエンザ等への感染症対策の組織や会議体があり、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進している。 ・対策本部では、情報の集約や分析等を行い、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示するが、実際に対策を実施するのは各所属、各部署となっている。

(5)継続・縮小業務	・部局別 BCP 以外の政令市では、表現の違いは多少あっても、新型インフルエンザ等発生時の業務を以下のように区分している。 区分の考え方も基本的には共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 ・新型インフルエンザ等発生で、市民の生命と健康を守るため、最も優先する業務 ・新型インフルエンザの発生で、著しく業務量が増える、または新たに発生する業務 「<u>継続業務</u>」 ・市民生活の維持に必要な不可欠な業務や法令等により実施が義務付けられている業務で一定期間、縮小・中断することで、市民生活等に重大な影響を与える業務 「<u>縮小業務</u>」 ・需要が減少すると見込まれる業務は、流行状況等を踏まえつつ、縮小可能な業務とする 「<u>休止(中止・延期)業務</u>」 ・延期しても市民生活に直ちに影響を与える恐れが少ないもの ・感染拡大防止の観点から、中断が可能な市民が集まるイベント等の業務 ・多くの政令市では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止(中止・延期)業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられていることが多い。
(6)人員計画	・業務や部署別の現職員数を記載している政令市は半数近くあるが、発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されている政令市は 1 市だけである。 ・「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から補充する政令市が多い。 ・「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする政令市が多い。 ・人員確保の手段としては、感染対策でもある「時差通勤」「勤務時間の変更」「自宅勤務」や「マニュアルの整備」「経験者リスト作成」等があげられている。
(7)感染防止対策	・マスク着用や咳エチケット等基本的感染対策はすべての政令市で記述されている。 ①咳エチケット ②マスク着用 ③手洗い ④対人距離の保持 ⑤清掃・消毒 「<u>庁舎や各課の取り組み</u>」 ・市民が来庁する機会や対面をしない方法(郵送、電子メール、FAX 等)で対応 ・窓口等対面での対応は、マスクを着用し一定の距離を確保する ・発熱者の入室制限や不特定多数が集まる場所を閉鎖する等 ・執務室の配置の見直し(机の間隔を空ける等)、十分な換気などの感染防止対策を実施 ・来庁者の入場制限(体調確認、手指等の消毒、マスク等の着用等) ・廊下等の清掃、消毒(不特定多数の者が触れる可能性のある場所等) ・職場での感染疑い者にはマスク等感染防護具を着用し、対応 ・感染状況の把握(出勤時の報告ルール等) 「<u>その他</u>」 ・備蓄 ・特定接種
(8)訓練・研修	・半数近くの政令市で具体的な訓練や研修等について記述されている。 ・内容としては「業務継続訓練」「新型インフルエンザ等対応訓練」があげられている。
(9)他 BCP との関連性	・地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCP の効果」の違いを比較しているところもある。
(10)関係自治体等との連携	・いくつかの政令市では、県や国と主に情報収集での連携を簡潔に記述している。区に対しては一緒に BCP を作成したり、研修をしているところもある。 ・多くの政令市では、委託業者や指定管理者との連携について記述されているが、内容的には「業務継続計画の策定を支援する」「受託事業者の業務継続体制を確認」「代替え案の作成」程度である。

2.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

いくつかの政令市では「平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の発生」が、BCP 策定のきっかけとなっている。「平成 25 年度の特措法の制定で行動計画の改定、その行動計画の改定に基づき BCP を策定」とする中核市も、いくつかある。

- ・平成 20 年度から「業務継続計画」の【地震編】の策定検討に入っていたが、平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の対策が急務であった同年 8 月、【地震編】に先駆け、この【新型インフルエンザ編】を策定した。
- ・平成 25 年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本市では、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。行動計画では、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を行っていくことが重要とされており、発生時に本市の行政機能を維持し、必要な業務が継続できるよう「業務継続計画」を策定する。

ヒアリング調査では、『東南アジアなどでの鳥インフルエンザによる死亡者、国に新型インフルエンザ対策推進室が設置されたといった動きがあり、新型インフルエンザの被害を最小限に抑えるという目的のために、対策準備本部を平成 20 年 11 月に設置し、全庁的に対応することとし、対策マニュアル(総括編)を作成した。総括編作成後に「(BCP である)市役所業務対応編」「社会対応編」「医療対応編」を順次作った。新型インフルエンザが全国的に蔓延した場合は BCP が重要ということで、どういう対応をするかを主眼で作成したものが「市役所業務対応編」である。また、発生時の市民対策が「社会対応編」で住民接種等についての記載を含む。医療体制等についてが「医療対応編」で、実際に感染者が出た場合の対応や搬送等を定めている。自主的に BCP を作成したのは、危機管理担当の参与(医師)のアドバイスによるところが大きいと思われる。』とのことである。

(2) BCP 策定における体制

平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の発生が BCP 策定のきっかけとなった政令市では、副市長を議長とする「新型インフルエンザ対策推進会議」で、BCP(新型インフルエンザ編)は審議・決定された。

ヒアリング調査では、『市役所内部で検討会議を開催。保健福祉部門や庁舎管理に関わる部署、人事部門、区役所等に参加してもらい、素案を示し、作成。「市役所業務対応編」は、危機管理室が主幹であるが、副担当として人事部門を取り込んでいる。独自に作るのは難しいので、省庁や国の業務継続ガイドラインを元に作成している。コンサル等の外部委託はしていない。』とのことである。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

9 政令市のうち、8 の政令市では「政府行動計画」を基に被害を想定している。

政府行動計画

- ・罹患率 : 25%
- ・流行期間 : 約 8 週間(ピーク時 : 約 2 週間)
- ・欠勤率 : 最大 40% ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

「政府行動計画」を基にしている 8 の政令市のうち、ほとんどが自市の被害を想定している。

	全国		〇〇市	
医療機関の受診患者数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人		約〇万人～ 約〇万人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約〇人	約〇人
1 日当たり最大入院患者数	約 10 万人	約 40 万人	約〇人	約〇人
死亡者数	約 17 万人	約 64 万人	約〇人	約〇人

社会状況について記述しているのは 1 市だけだが、発生段階別に市の対策も記述されている。

発生段階	流行状況	想定される経済・社会状況	市の対策
海外で発生 の疑い		・帰国者が増加/出張や旅行の自粛 ・市民やマスコミからの問い合わせが増加	
海外発生 期	・海外で感染者続発 ・WHO がフェーズ 4 を宣言 ・国内では未発生	・帰国者の増加等で国内の海空港で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・医療機関等へ住民やマスコミから問合せ増加 ・食料品や生活必需品に対する需要が増加 ・マスク、消毒液等の需要が増加	・市内発生に備えた準備 ・積極的疫学調査等への協力 ・市民への広報強化
国内発生 早期	・国内で患者発生(感染集団は小さく限定、疫学調査が可能) ・市内では未発生	・発熱相談センターや119番に相談の電話が急増 ・市民やマスコミから問い合わせが急増 ・市民が外出を自粛し始める(来客数減少、施設休業) ・食料、生活必需品等を求める市民が急増(品不足) ・一部事業者で不要不急の事業を縮小/休止する動き ・一部事業者で入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等 ・需要急減の予想業種で非正規労働者の雇止め等	・市内発生に向けた医療体制の準備 ・積極的疫学調査 ・市民への広報強化
市内発生 早期	・市内で患者発生(感染集団は小さく限定、疫学調査が可能)	・市民やマスコミからの問い合わせが急増 ・学校、保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・濃厚接触者の外出自粛要請で出勤困難者が発生 ・事業者で不要不急の事業を縮小や休止する動き拡大 ・事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒等 ・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性 ・需要急減の予想業種で非正規労働者の雇止め等	・感染者への対応(治療、入院措置等) ・地域封じ込め対策を実施 ・積極的疫学調査 ・医療対策実施、医療機関支援
市内感染 期	・市内で急速に感染が拡大、大流行(疫学調査で追えなくなる、入院措置による効果の低下) ・最終的に市民の約 25～30%が発症している状況となる	・薬を求める患者が医療機関に来訪する等、混乱が発生 ・医療資源(医師、看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・学校や保育施設等の臨時休業、興行施設等の休業等 ・電力、水道、ガス、電話等のライフラインは概ね維持 ・経済活動が縮小、経営破たん増加、雇用失業情勢悪化 ・多くの市民が外出を自粛/備蓄食料等が不足し始める ・食品・生活必需品等が慢性的な供給不足 ・公共交通・物流の稼働レベルが低下し始める等 ・市内で発症者や死者が増加し始める ・火葬・埋葬などが追いつかない ・看護できない患者、高齢者等への行政支援が必要 ・企業が休業/稼働レベル低下 ・生活に窮する市民、資金繰りに窮する中小企業が增加	・感染拡大防止、社会活動の縮小要請 ・不要不急の外出自粛要請 ・学校・保育園等の休校措置 ・事業活動自粛要請 ・社会経済機能維持事業者による事業継続にむけた各種調整や要請 ・公共交通機関の運行縮小
小康期	・流行の鎮静化	・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化 ・新規の発症者が減少し始める ・市民が外出し始める ・医療機関が診療体制を再整備し、通常診療を再開する ・生活に窮する市民が発生し、支援が必要となる ・企業が事業再開の準備を行う ・再建できない企業も発生し、支援が必要となる	・各種要請の解除、再流行への備え ・事業活動自粛要請、運行自要請等の解除の判断 ・医療機関の診療体制等の建て直し

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等発生時には、全政令市で対策本部が設置される。対策本部では、情報の集約や分析等を行うとともに、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。「業務継続体制への移行」「縮小・中断業務の再開」についても検討し判断をするが、実際に対策を実施するのは各所属、各部署となっている。ただし1政令市では、局区等の判断で必要に応じ、業務継続計画の運用を弾力的に変更して実施することができ、また業務継続計画が発動されていなくても、局区等で必要と判断した場合は業務継続計画を準用することができる。

半数程度の政令市では、平常時から新型インフルエンザ等への感染症対策の組織や会議体があり、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進している。

新型インフルエンザ等対策本部(発生時)

- ・ 特措法に基づく設置はもとより、海外発生期でも「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等に係る対処方針等を決定し、実施する
- ・ 本部長 : 市長
- ・ 副本部長 : 副市長、教育長
- ・ 本部員 : 危機管理監、各局・区長、福祉部長、保健所長
- ・ 事務局 : 危機管理課、緊急対策課

新型インフルエンザ等対策推進会議(常設)

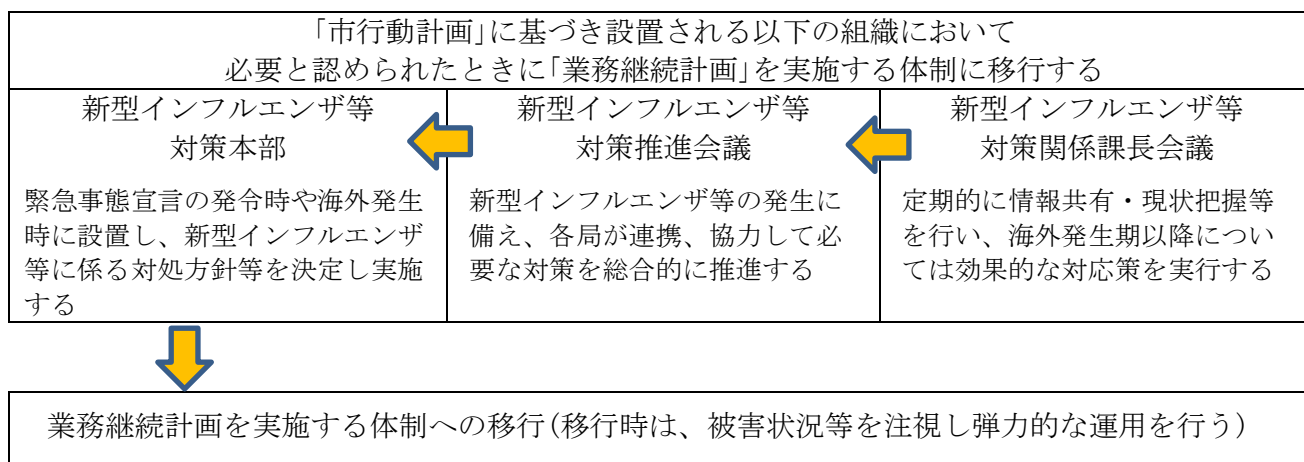
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、各局・区が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、危機管理監を議長とする「新型インフルエンザ等対策推進会議」を常設する
- ・ 議長 : 危機管理監
- ・ 構成員 : 各局・区長、福祉部長、保健所長、関係課長
- ・ 事務局 : 危機管理課、地域保健課

新型インフルエンザ等対策関係課長会議(常設)

- ・ 新型インフルエンザ等の未発生期の段階から定期に情報共有や現状把握等を行う。また、海外発生期以降については効果的な対応策を実行するため、「新型インフルエンザ等対策関係課長会議」を常設する
- ・ 構成員 : 地域保健課長、疾病対策課長、危機管理課長、緊急対策課長、地域医療課長などを中心とし、事案の内容に応じて関係課長等を招集する

新型インフルエンザ等医療対策会議(常設)

- ・ 新型インフルエンザ等対策における医療体制の検討や医療面の課題を審議し、新型インフルエンザ等発生時の医療体制に関して中心的役割を担う組織として、市医師会等の関係機関の代表者や感染症に関する知識や経験を有する有識者で構成される「新型インフルエンザ等医療対策会議」を常設する
- ・ 座長 : 医師会等医療関係者
- ・ 構成員 : 医師会等医療関係者、感染症有識者等
- ・ 事務局 : 地域保健課、疾病対策課、危機管理課、地域医療課



ヒアリング調査を実施した政令市のBCPでも、「未発生期においても市幹事会を必要に応じて開催し、全庁と一体となったインフルエンザ対策の取り組みを進めている。」とある。

ヒアリング調査では『市幹事会は危機管理室長が幹事長、対策本部は市長が本部長。まず幹事会を立ち上げ、必要に応じて(実際に発生した場合に)対策本部を立ち上げる。レベルに応じる。』とのことである。

1 政令市では、対策本部と各区局の対応が発生段階別に記述されている。

	市本部	各区局
未発生期		・職員研修や訓練の実施【総務局危機管理室・各区局】 ・本計画の見直し【総務局危機管理室】
海外発生期	市本部設置 本計画の適用検討開始	
市内未発生期 (国内発生早期)	情報収集 ・感染・職員出勤数 本計画の適用要領検討 ・適用の時期及びその業務 マスク等(感染防護具)の緊急配送	職員・来庁者の感染防止策の実施着手 本計画の適用準備 ・適用時の体制の想定 ・ピーク時の職員配置案 など マスク等着用による全職員への感染防止
～ 市内発生早期		
市内感染期	本計画の適用判断・決定(本部会議) 市本部長が適用を宣言 ・周知 ・運用(感染状況の変化に応じた業務継続・縮小・休止)	
小康期	解除(業務再開)の判断 市本部長が解除を宣言	体制の復旧

情報提供や共有についても1政令市で記述されている。

新型インフルエンザ対策を推進するとともに、一般継続業務以外の業務を円滑に縮小又は休止・中断するためには、新型インフルエンザ対策及び業務継続に関する方針を市民に周知し、理解を求めることが重要である。このため、所管分野における広報手段を確立し、発生時においても、市民、事業者等に十分な情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。 また、感染拡大防止対策、医療対策等の内容及び市民・事業者が取るべき行動についても、報道機関等の協力を得つつ適切に情報提供を行う必要がある。 さらに、社会・経済機能維持のために、新型インフルエンザの流行状況や今後の見通し、国、都道府県、市が実施する社会経済活動維持に係る対策について、関係機関を通じて得た情報等を報道機関等の協力を得つつ適切に提供する。 海外発生期には、報道や連絡の窓口として広報班を設置するとともに、情報提供・共有が円滑に実施されるよう、国、都道府県との相互の情報提供を迅速かつ密接に行う。 ・新型インフルエンザに関する市民、関係機関への情報提供 ・新型インフルエンザの知識と予防策等の市民への周知 ・電話相談窓口の設置・運営 ・報道機関への情報提供 ・広報誌等による周知 ・ホームページの管理やホームページ等の印刷物の窓口配布 ・市民に対する感染防止等の協力要請

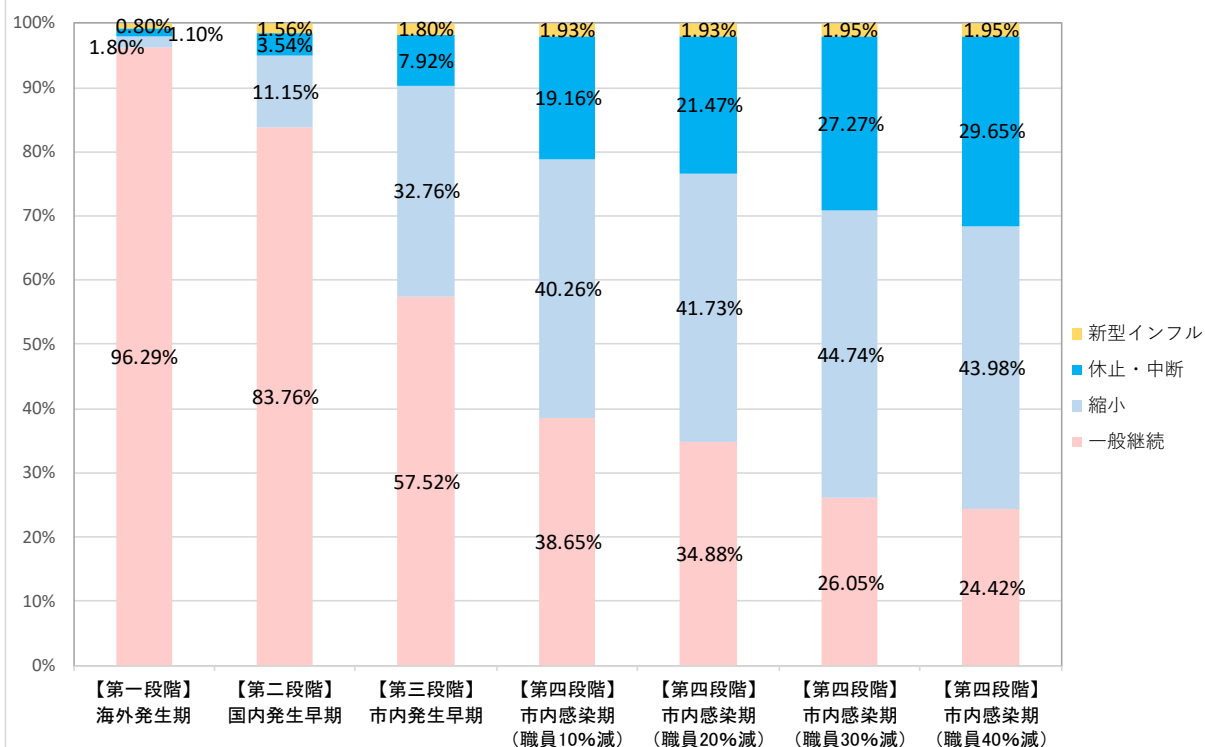
(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

部局別 BCP 以外の政令市では、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。(部局別 BCP ではフェーズ毎の対応だけが記述されているため、業務区分等の記述はない)

優先区分		内容
新たに発生する業務 (新型インフルエンザ等 対策業務)		・ 新型インフルエンザの発生により、市民の生命と健康を守るため、最も優先して行われる業務とする ・ 新型インフルエンザの発生により、通常業務時に比して著しく業務量が増える業務又は新たに発生する業務とする → 該当する業務 ・ 感染拡大防止策 ・ 危機管理上必要となる業務 等
一 般 業 務	(優先)継続業務	・ 市民生活の維持に必要不可欠な業務、法令等により実施が義務付けられている業務で、一定期間、縮小や中断することで、市民生活等に重大な影響を与える業務は、まん延期等であっても、業務量を大幅に縮小せずに、優先的に継続する業務とする。 → 該当する業務 ・ 住民の生命や健康を守るための業務 ・ 住民生活の維持に係る業務 ・ 休止すると重大な法令違反になる業務 ・ 業務維持のための基盤業務 等
	縮小業務	・ 新型インフルエンザの流行による社会や経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要が減少すると見込まれる業務については、流行状況等を踏まえつつ、縮小が可能な業務とする → 該当する業務 ・ 継続及び中止、延期以外の業務 ・ 対面業務等を工夫して実施する業務 等
	休止(中止・延期)業務	・ 行政サービスのうち、延期しても市民生活に直ちに影響を与える恐れが少ないもの ・ 感染拡大防止の観点から、中断が可能な市民が集まるイベント等の業務は、流行状況等を踏まえつつ、感染の拡大が収束されるまでの期間を中止・延期する業務とする → 該当する業務 ・ 不特定多数の市民が集まるイベント 等

発生段階別にそれぞれの業務区分における業務数が記載されている政令市もある。
※全庁だけでなく、各局(区・室)別にも記載されている

【全庁業務の優先区分振分け結果（グラフ）】



【全庁業務の優先区分振分け結果（表）】

	【第一段階】 海外発生期	【第二段階】 国内発生早期	【第三段階】 市内発生早期	【第四段階】 市内感染期 (職員10%減)	【第四段階】 市内感染期 (職員20%減)	【第四段階】 市内感染期 (職員30%減)	【第四段階】 市内感染期 (職員40%減)
一般継続	3948	3434	2360	1586	1431	1069	1002
縮小	74	457	1344	1652	1712	1836	1805
休止・中断	45	145	325	786	881	1119	1217
新型インフル	33	64	74	79	79	80	80
合計	4100	4100	4103	4103	4103	4104	4104

一般継続	96.29%	83.76%	57.52%	38.65%	34.88%	26.05%	24.42%
縮小	1.80%	11.15%	32.76%	40.26%	41.73%	44.74%	43.98%
休止・中断	1.10%	3.54%	7.92%	19.16%	21.47%	27.27%	29.65%
新型インフル	0.80%	1.56%	1.80%	1.93%	1.93%	1.95%	1.95%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

発生段階別に、業務量のイメージを記載している政令市もいくつかある。

業務量の推移のイメージ

[illegible]

業務優先度判断の観点について、記述している政令市もある。

優先度判断の観点:業務優先度の判断にあたっては、下記の観点から行う

- ア 休止・中断による社会的影響
- (ア) 市民の生命・安全の確保のうえで支障があるか
 - (イ) 市民に著しい不利益・不公平が発生するか
 - (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか
- イ 本市の他の業務への影響(休止・中断での行政機能や新型インフルエンザ対策に係る業務に支障があるか)
- ウ 法令上の処理期限等(法令上の処理期限や業務の実施期限等の制約があるか)
- エ 通常の業務実施体制継続の必要性(業務の性格上、通常期と同様の体制を維持する必要があるか)
- (ア) 新型インフルエンザ発生前とほぼ同様の勤務体制が必要な業務か(例:危機管理業務、救急搬送業務)
 - (イ) 業務の実施方法の変更が可能な業務か(例:各種窓口業務、支払業務)
- オ その他
- (ア) 流行期間中(8週間程度)業務を休止・中断しても、その後の対応が可能か
 - (イ) 感染拡大防止の観点から、積極的に休止・中断すべきと判断できるか

多くの政令市では所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。別冊(別紙)として所属毎の一覧表としてまとめられていることが多い。現職員数を記載しているところもある。

業務選定の条件			
① 新型インフルエンザ流行により出勤率は 60%に減少			
② 流行期間は約 2 カ月間を想定			
業務選定表			
課名	〇〇課	現職員数	□人
【新たに発生する業務】 ：新型インフルエンザ発生により，新たに発生する業務・課員の健康状態の確認 ・出勤率減少による課内の業務調整 ・各区との連絡調整(検診/健診/健康教育/訪問等の継続等、狂犬病集合注射、犬猫の引取り) ・医師会や歯科医師会との連絡調整 ・継続する事業の感染予防対策の周知業務			
【継続業務】 ：新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務 ・申請受付業務(石綿健康被害、原爆被爆者に係る各種申請、水俣病認定申請、医療費等) ・児童虐待等緊急対応業務 ・窓口、電話、メール等による健康相談業務 ・野犬や放浪犬の捕獲、保護及び負傷動物の収容業務/犬抑留所の管理業務 ・動物取扱業、特定動物収容施設、化製場、動物用医薬品販売、動物診療施設の許認可業務 ・保健所システムの維持管理業務/庁舎管理業務			
【縮小業務】 ：新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務 ・口腔保健福祉センター業務 ・医療費、委託費等の各種支払事務 ・脳卒中情報システム事業 ・各種統計業務/庶務事務/予算、決算業務			
【休止業務】 ：新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務 ・歯の健康フェア、健康福祉まつり、動物フェスティバル等のイベント ・思春期、更年期に関する健康教育事業、産婦人科医による健康相談事業 ・がん検診検討委員会、運動普及推進委員協議会、食生活改善推進委員協議会等各種協議会業務 ・禁煙、分煙宣言施設の申請登録業務 ・給食施設巡回指導業務 ・栄養士、調理師に関わる県への経由事務 ・各種健康や栄養調査 ・学生実習受け入れ業務 ・健康相談事業(保健師訪問)，市民講座，認定審査精密検査等) ・動物ふれあい事業、犬のしつけ方教室等の動物愛護啓発事業			

ヒアリング調査を実施した政令市では、個別に各部局で継続業務等の分類をしている。

ヒアリング調査では、『業務の優先度合いに応じた分類表(以下の様式1)を各部署に作成してもらった。』とのことである。

様式1：業務分類表

【〇〇〇局】				
課 名	業務 番号	業 務 名	主な業務内容	業務分類
〇〇〇課	1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務		強化・拡充業務
	2	●●●●●●●●●●業務		
	3	△△△△△△△△△業務		
	4			
	5			
	6			
	7			
	8	◇◇◇◇◇◇◇◇◇業務		一般継続業務
	9			
	10			
	11			縮小・中断業務
	12			
	13			
△△△課	14	□□□□□□□□□業務		強化・拡充業務
	15			
	16			
	17			
	18			

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

前節のように、業務選定表で現職員数を記載している政令市は半数近くあるが、新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されている政令市は1市だけであり、人員確保計画として、以下のような様式にまとめられている。

人員確保計画(様式5-1)

【〇〇〇局】						
課 名	配置人員 (A)	必要 最低人員 (B)	休務可能数 (A) - (B) = (C)	欠勤率 40%		応援が必要な時の 具体的な人員確保の措置
				欠勤者(D) (A) × 0.4	過不足数 (C) - (D)	
〇〇課	20	15	5	8	-3	〇〇課で3名不足するが、 △△課で3名の確保が可能
△△課	30	15	15	12	3	
□□課						

(注)本計画は最大40%の職員が2週間にわたって欠勤した場合、新たに発生する業務及び継続する業務を円滑に行うための人員計画である。人員が不足する場合は部内及び局内の人員から応援を要請することとする。なお、局・区・室等を越えた応援が必要と考えられる場合の人員確保については、市対策本部と協議の上、検討する。

人員確保計画(様式 5-2)

【〇〇〇局】

課 名	業務名	資格・免許	配置人員	最低必要人員	応援が必要な時の 具体的な人員確保の措置
〇〇課	〇〇業務				

この政令市に対するヒアリング調査では、『発生時の人員確保計画(様式 5-1)を各部で作ってもらい、リスト化している。資格所有者の人員確保も同じ(様式 5-2)である。作成当時は、どういう基準で考えたらよいのかといった問い合わせもあったが、現在は少ない。どこから応援を頼むか、といった体制も決めるようにしているが、資格所有者は難しい。臨機応変に対応するしかなく、例えば、資格保有者には、一般的な感染症対策をより徹底するという形で配慮するなど考えている。』とのことである。

人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する政令市が多い。「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合の応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとする政令市が多い。

新型インフルエンザ等発生時における人員配置の考え方

新型インフルエンザ等業務、通常業務を継続するため、縮小又は中止業務で確保した要員を、投入する

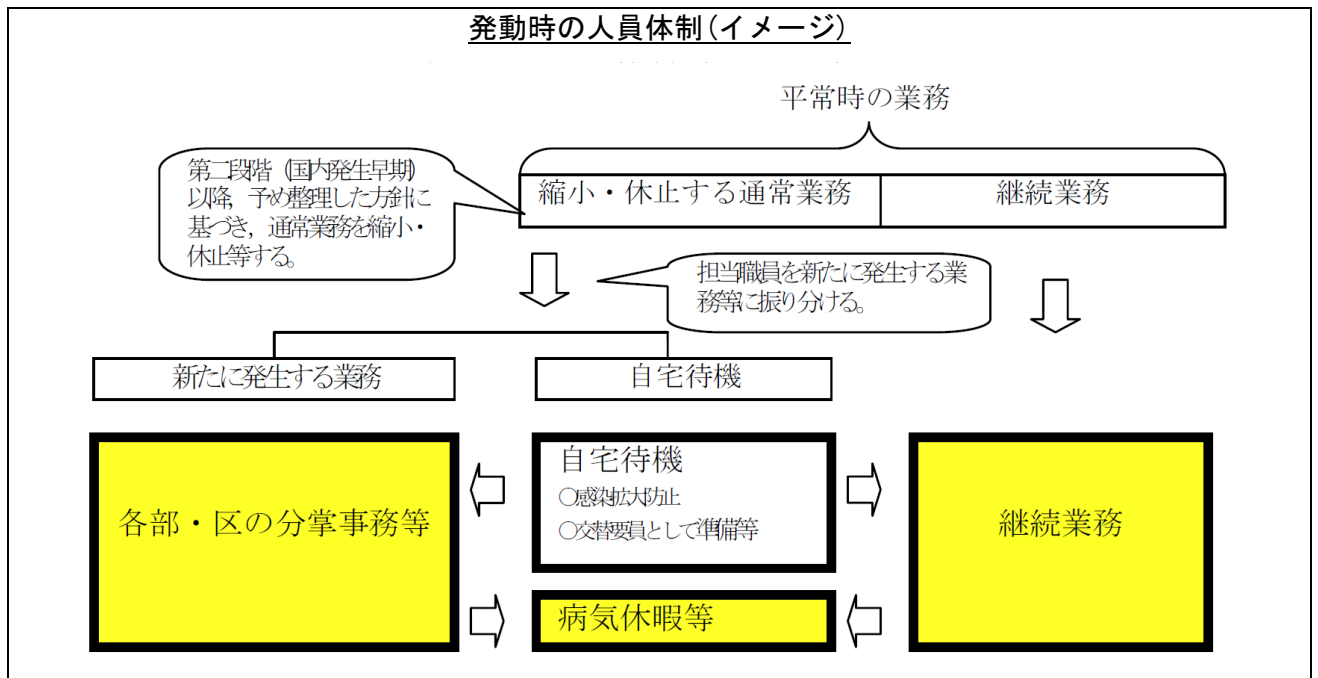
①所属間の人員調整は、各部局等内で対応し、各部局等の主管課が行う

②各部局等内で対応で不可の時は、他の部局等から応援

- ・ 職員の感染等で業務に支障が生じた場合は、まず当該課で応援する
- ・ 当該課で困難な場合は、各局区室の応援可能な課室から、応援する
- ・ 各局区室で困難な場合は、対策本部会議で協議し、他の局区室から応援する

業務継続計画発動時の人員配置(「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する)を、イメージとして記載している政令市もある。

発動時の人員体制(イメージ)



具体的な人員確保の手段としては、専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「経験者リスト作成」「過去の業務経験者のリストアップ」等が半数近くの政令市で回答されている。他に人員確保手段としては、感染対策でもある「時間差通勤」「勤務時間の変更」がいくつかの政令市であげられているが、現状では検討段階で、対策として確定しているところはなさそうである。

ヒアリング調査でも『時差出勤や勤務形態の変更は制度としてはあるが、新型インフルエンザが発生した際の活用については、具体的には決まっていない。』とのことである。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

マスクの着用や咳エチケット等基本的な感染対策はすべての政令市で記述されている。

① 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である

② マスク着用

患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。なお、他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否は分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない

③ 手洗い

外出からの帰宅後や不特定多数の者が触れる場所を触れた後など、頻回に手洗いをするすることで、本人や周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることで、ウイルスは死滅する

④ 対人距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。(2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。)患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じる必要がある

⑤ 清掃・消毒

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる

多くの政令市で、庁舎や各課の取り組みとして、以下のような対策があげられている。

- ・職員に限らず来庁者も入庁する際は、手指消毒剤による消毒を実施
- ・可能な限り市民が来庁する機会や対面をしない方法(郵送、電子メール、FAX等)で対応
- ・窓口等対面での対応は、マスクを着用し一定の距離を確保(その掲示を窓口に設置する)
- ・発熱者の入室制限や不特定多数が集まる場所を閉鎖等
- ・執務室の配置の見直し(机の間隔を空ける等)、十分な換気などの感染防止対策を実施
- ・来庁者の入場制限(体調確認、手指等の消毒、マスク等の着用等)
- ・廊下等の清掃、消毒(不特定多数の者が触れる可能性のある場所等)
- ・職場で感染疑い者が発見された時、決めておいた対応者がマスク等感染防護具を着用し、対応

ヒアリング調査では、『庁舎内の感染症対策については、基本的なものを実施することとしている。対策本部が立ち上がった場合は、保健福祉部局と一緒に担当してもらう。区役所は出入りが多いので、特に対策が必要と思う。』とのことである。

半数近くの政令市では、特定接種についての記述がある。

少数であるが「職員の健康管理」等として感染した場合のルールが定められている政令市もある。

発症者への対応

- ・職員は出勤前に本人だけでなく家族等の健康状態を確認(出勤前の体温測定、咳、全身倦怠感等の症状の有無等)し、新型インフルエンザにかかっていると疑われる場合は、速やかに報告

(1) 発症した場合の対応：

職員が新型インフルエンザ患者であることが判明した場合、所属長は部主管課を通じて職員課等に報告する。また、所属長は施設管理者及び保健所保健管理課等と適宜協議し、咳、くしゃみ等の飛沫及び吐物が付着したと想定される箇所を消毒する

(2) 出勤の停止等：

所属長は職員が新型インフルエンザ患者であることが判明した場合は、必要に応じて病気休暇の取得等を指示する。また所属長は発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員については、自宅待機を指示する等必要な対応を指示する

3割程度の政令市では、感染対策として、マスクや消毒液等の備蓄も記述されている。備蓄品リストを作成しているところもある。

消耗品等備蓄リスト

【〇〇〇局】

番号	課 名	石 鹼	消毒用 アルコール剤	不織布 マスク	N95 等 マスク	手 袋	その他
1	〇〇課	個	ml	枚	枚	双	○・×
2	〇〇課	個	ml	枚	枚	双	○・×

このうちヒアリング調査を実施した政令市では、『備蓄品は庁舎内ではなく防災倉庫にまとめて備蓄している。以前は分散していたが、今は一元化して管理している。』とのことである。

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

半数近くの政令市で具体的な訓練・研修等について記述されている。

各局区室は、新型インフルエンザ等発生時に業務を適切に執行できるようにするため、職員に対して次の事項について定期的に研修等を実施する。

- ・感染防止策
- ・業務継続計画の内容、各局区室の新型インフルエンザ等業務及び通常業務の内容等
- ・資格、専門的知識等を有する職員に対する人員計画を踏まえた配置予定先の業務手順等
- ・職員本人及び家族等が感染した場合の対応
- ・新型インフルエンザ等の感染予防に係る知識の習得
- ・業務継続計画及び所属する局区室における業務分類等に関する理解

ヒアリング調査では、『マニュアル策定後に幹部職員対象の研修や模擬訓練を実施した。近年では、患者の搬送訓練、新型インフルエンザの模擬診察といったものを保健福祉部局が実施しているが、BCP 関連の訓練の実績はない。』とのことである。

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

すべての政令市の BCP は新型インフルエンザ等専用であるが、地震等の災害との被害の違いや BCP の効果の違いについて、記述している政令市もいくつかある。

新型インフルエンザと地震とでは、被害状況、影響度及び期間等は大きく異なる。
地震の被害は、建物、設備及び人的被害など全般にわたることに対し、新型インフルエンザの被害は、人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。また、地震では、速やかに業務を復旧させることが中心であるのに対し、新型インフルエンザでは、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

新型インフルエンザ等と災害(地震等)との違いを、表としてまとめているところもある。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
事業への影響	・ 施設等では長期間利用客等の減少が懸念される	・ 事業を復旧すれば回復が期待できる

ヒアリング調査では、新型インフルエンザ等以外の BCP について『現在策定されているのは、震災編のほか、港湾、上下水道、情報管理部門等で、各局が自局に応じたものを個別に策定している。震災編と新型インフルエンザの BCP を比べた場合、似ている箇所もあるが、異なっているところも多い。』とのことである。

(10) 関係自治体等との連携

いくつかの政令市で、県や国と主に情報収集においての連携を簡潔に記述している。

- ・国、都道府県と連携し、新型インフルエンザに関する正確な情報を迅速に収集する

ヒアリング調査では、『日常的には、国・県からの通知等はある。他の市町村からの BCP に関する問い合わせ等はほとんどない。』とのことである。

多くの政令市では、委託業者(警備、清掃、物資調達、システム保守)や指定管理者との連携について記述している。内容的には「業務継続計画の策定を支援する」「受託事業者の業務継続体制を確認」「代替え案の作成」程度である。

- ・事業者(指定管理者等)等も継続計画を策定し準備を進める必要があるため、今後、これらの事業者等に対し、継続計画を策定するよう支援等を行い、相互に整合性を図る
- ・継続業務が業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時でも業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、代替え案も併せて検討する

委託業者のリストがあるところもある。

委託業者リスト

【〇〇〇局】

業務番号	課名	委託業務名	委託業者名	所在地 電話番号	事業停止時の 代替措置 (代替え事業者等)
	〇〇課	〇〇〇業務	(株)〇〇〇〇会社	〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇 (電話:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	

ヒアリング調査では、『各業務における委託業者のリストアップは完了しており、各部局で管理している。ただ、委託業者がいつでも対応可能かは、その場にならないとわからない部分もある。委託業者の業務継続体制や計画についての確認は完全にはできていない。』とのことである。

3 中核市

区分	対象数
中核市	8

3.1 BCP の特徴と共通点

8の中核市すべてが新型インフルエンザ等専用のBCPであり、全体的に業務継続(業務区分や業務一覧)を中心に記述されている。特に2中核市では、「業務一覧(人員計画含む)」だけのBCPとなっている。

8中核市のBCPの主な共通点と特徴は以下の通り。

- 新型インフルエンザ等専用のBCPであり、全体的に業務継続(業務区分や業務一覧)を中心に記述されている。
- 対策本部の設置や対策本部の役割は、中核市で大きな違いはなく、共通している。
- 新型インフルエンザ等発生時の業務区分は「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の4つに区分され、その考え方も共通している。
すべての中核市では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられている。この一覧表だけのBCPもある。
- 「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する中核市が多い。
「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする中核市が多い。
多くの中核市では、現在の人数や業務に必要な人数、新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数等の記載があり、業務一覧と一体化しているところも多い。

3.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・いくつかの中核市では、特措法の制定により行動計画を策定し、その行動計画に基づきBCPを策定している。
(2)BCP 策定の体制	・BCP策定における体制を、記述している中核市はない。
(3)被害想定	・多くの中核市が、「政府行動計画」を基に被害を想定しており、このうち半数程度が自市の被害まで想定している。 ・1市では被害想定として、「職員の被害想定」「職員の状況」「業務への影響」「物品供給業者や委託業者の動向」「社会情勢」別に、具体的な内容を詳細に記述している。
(4)発生時の体制	・業務区分や業務一覧だけのBCP以外の大部分の中核市で「対策本部」の記述がある。 ・対策本部が「感染拡大を防止するための対応」「業務継続計画における実施への移行」を各部等に指示し、各部等が実際に実施する。

(5)継続・縮小業務	・ほとんどの中核市では、表現の違いは多少あっても、新型インフルエンザ等発生時の業務を以下のように区分している。「休止業務」を「停止可能業務」と「休止業務」に更に分類しているところもある。区分の考え方も基本的には共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 ①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務 「<u>継続業務</u>」 ①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務 「<u>縮小業務</u>」 ①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務 「<u>休止業務</u>」 ①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務 ・すべての中核市では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、必要人数が記載されているところも多い。
(6)人員計画	・多くの中核市では、現在の人数や業務に必要な人数、新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数等の記載がある。 ・「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から補充する中核市が多い。 ・「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする中核市が多い。 ・人員確保の手段としては、感染対策でもある「在宅勤務」「通勤方法の変更」「勤務時間の変更」や「マニュアルの整備」「退職者の臨時雇用」等があげられている。
(7)感染防止対策	・感染対策は、咳エチケット等の基本的な対策も含めて職場での感染対策として、比較的簡単に記述されている中核市が多い。主な感染対策は以下の通り。 ①対人距離の保持 ②マスク着用 ③咳エチケット ④手洗い/うがい ⑤職員同士の健康状態の把握 ⑥アルコール製剤の設置 ⑦その他(発熱者の入庁制限、執務室のレイアウトの変更、マスク着用等) ・備蓄や特定接種を感染対策として記述している中核市もある。
(8)訓練・研修	・いくつかの中核市で、訓練や研修についての基本的な方針がある程度で、具体的な訓練や研修等についての記述はない。
(9)他 BCP との関連性	・地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCP の効果」の違いを比較しているところもある。
(10)関係自治体等との連携	・県や国との連携は、「相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。」程度の記述しかない。 ・半数程度の中核市では、委託業者や指定管理者との連携について記述しているが、内容的には「業務継続計画の策定を支援する」「受託事業者の業務継続体制を確認」程度である。

3.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

平成 24 年の特措法により、行動計画を策定、その行動計画に基づき BCP を策定とする中核市がいくつかある。

- ・国は、平成 24 年に、さらなる新型インフルエンザ等の発生を危惧し、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするための新たな法律である、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定した。特措法では、国、都道府県、及び市町村が、それぞれ新たな新型インフルエンザ等対策行動計画を策定することが規定された。本市では、国及び都道府県の行動計画を踏まえつつ、平成 26 年に新たな行動計画を策定した。業務継続計画は、行動計画の実施体制(市政機能の維持)で、位置づけを明確にしている。

BCP 策定の直接のきっかけとはされていないが、過去の新型インフルエンザの一覧を記載し、新型インフルエンザの危険性を指摘しているところもある。

過去の新型インフルエンザの概要

スペイン インフルエンザ (毒性：弱毒性) (致死率：重度)	1918 年から 1919 年にかけて世界的に大流行した。世界では人口の 25～30 パーセントが感染し、4,000 万人が死亡したと推計されており、我が国では 2,300 万人が感染し、約 39 万人が死亡したと記録されている。 ウイルスの型は H1N1 型であり、1977 年に流行し、世界中で共通した流行型となっている A/ソ連型とは同型である。
アジアインフルエンザ (毒性：弱毒性) (致死率：中等度)	1957 年から 1958 年に世界的に流行し、世界中で 200 万人以上の人々が死亡した。ウイルスの型は H2N2 型である。
香港インフルエンザ (毒性：弱毒性) (致死率：中等度)	1968 年から 1969 年にかけて世界的に流行し、世界中で 100 万人以上の人々が死亡した。ウイルスの型は H3N2 型である。

近年のインフルエンザ

- ・平成 16 年、山口県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。その後、大分県や京都府でも発生が確認され、平成 19 年には宮崎県の養鶏場で相次いで集団発生が見られた。
- ・平成 20 年、十和田湖周辺、北海道野付半島、サロマ湖周辺で発見された白鳥数羽から H5N1 亜型鳥インフルエンザウイルスが検出された。
- ・タイやベトナムなどでは、高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染や死亡例が報告され、平成 15 年から 21 年には、発症者 442 名、死亡者は 262 名となり、ヨーロッパやアフリカでもその発生が確認されるなど、依然として流行が拡大・継続している。
- ・平成 21 年にはメキシコ、アメリカで新たに弱毒性の新型インフルエンザが発生し、全世界に感染拡大する中で、ヒトからヒトへ感染する強毒性の新型インフルエンザ発生の危険性が高まっている。

(2) BCP 策定における体制

BCP 策定における体制を、記述している中核市はない。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

多くの中核市が、「政府行動計画」を基に被害を想定している。

<u>政府行動計画</u>	
・罹患率	：25%
・流行期間	：約8週間(ピーク時：約2週間)
・欠勤率	：最大40% ※発症による欠勤は最大5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

このうち、半数程度が自市の被害まで想定している。

	全国		〇〇市	
医療機関の受診患者数	約1,300万人～約2,500万人		約〇万人～約〇万人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約〇人	約〇人
1日当たり最大入院患者数	約10万人	約40万人	約〇人	約〇人
死亡者数	約17万人	約64万人	約〇人	約〇人

1 中核市では、「職員の被害想定」「職員の状況」「業務への影響」「物品供給業者や委託業者の動向」「社会情勢」として、項目別に記述している。

職員の被害想定

	人数	り患者数(り患率25%)	欠勤者数(欠勤率40%)
〇〇〇市	約〇人	約〇人	—
市職員	約〇人	約〇人	約〇人

職員の状況

区分	具体的な内容
欠勤状況	・職員の最大40%が欠勤する可能性があり、人員不足により業務に支障を来したり、業務が継続できないことも想定される
通勤	・公共交通機関は、感染防止対策のために運休することも予想され、職員が通勤時に公共交通機関を利用できないおそれもある
資格取得者	・法的に必要な資格取得者や、技術者・熟練者等が欠勤し、業務が継続できない場合や業務に支障を来すおそれがある
幹部職員	・幹部職員がり患し、意思決定が遅延したり、意思決定ができなくなることも想定される
職場での準備不足等があった場合の影響	・職場で感染者や死亡者が出た時、十分な準備、対策が採られていない場合、恐怖心による混乱の発生や士気の低下も想定される

業務への影響

区分	具体的な内容
個人防護具の着用による支障	・マスクや手袋等の個人防護具等を着用することにより、通常時(新型インフルエンザ等が発生していないとき)と比較して、業務に支障を来すことも想定される
電話相談等の増加	・窓口業務では、県の外出自粛の要請等により、来庁者が減少することが予想されるが、一方では、電話やインターネットによる相談や問い合わせの増加が予想される
来庁者による感染拡大危険	・市の業務のうち、多数の市民が使用する施設等においては、これらの施設等が感染拡大の要因になる可能性もある
職場での準備不足等があった場合の影響	・業務の継続に必要なマスクや手袋等の個人防護具等を備蓄していない場合は、物流の遅延・停止、新型インフルエンザ発生時以降の急激な買い占め等により、必要資器材などが不足する可能性がある ・指揮命令系統に混乱を来すことも想定される ・問い合わせや苦情対応が過重となり優先業務に支障を来すことも想定される

物品供給業者や委託業者の動向

区分	具体的な内容
個人防護具の着用による支障	・マスクや手袋等の個人防護具等を着用することにより、通常時(新型インフルエンザ等が発生していないとき)と比較して、業務に支障を来すことも想定される
個人防護具の不足	・業務の継続に必要なマスクや手袋等の個人防護具等を備蓄していない場合は、物流の遅延・停止、新型インフルエンザ等発生時以降の急激な買い占め等により、必要資器材などが不足する可能性がある
必要物品の不足(物品供給業者の動向)	・新型インフルエンザ等が大流行した場合、物品供給業者についても、従業員の欠勤や流通ルート途絶等から、全ての事業者が平常時の事業をそのまま継続することは困難であり、その際には本市の業務継続に必要な不可欠な物品の供給に大きな影響があることが予想される
業務継続が困難 (委託業者の動向)	・新型インフルエンザ等が大流行した場合、委託業者については、従業員の欠勤等により、事業継続に関して大きな影響を受けることが予想される

社会情勢

区分	国内発生～まん延に想定される状況
医療サービス	・一部の医療機関は、新型インフルエンザ等への業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ・爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源(医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等)不足
電気・水道・ガス	・感染拡大防止の観点から、窓口業務やカスタマーサービス業務を中断 ・保守、運用の従業員不足により地域的や一時的に停電等が生じるおそれ
公共交通	・従業員不足により、運行本数が減少 ・外出自粛や通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅に減少
通信	・外出自粛や在宅勤務体制への移行等で、電話やインターネット等の通信需要が増加 ・通信需要増に伴う一時的な通信速度の低下 ・窓口業務、カスタマーサービス中断
金融	・ATMへの現金流通が滞り、一時的なサービス中断
物流(貨物運送、倉庫等)	・事業活動休止や稼働率低下により、物流量が減少 ・中小事業者は休業する可能性 ・従業員不足による集配の遅延、サービス中断
食料品・生活必需品	・買い占めにより食料品や生活必需品が不足 ・食料品等の製造や輸入量が減少

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

「業務区分や業務一覧だけの BCP」以外の大部分の中核市では、対策本部の記述がある。対策本部の役割としては、「本部長が患者や接触者による感染拡大を防止するための対応を全庁的に開始することを指示し、併せて各部等において通常時の市の事務事業の実施を、業務継続計画に移行することを指示することにより実施する。」という記述がある。

1 中核市では保健所に対策チームを立ち上げ、保健所長がチームを総括するとなっており、対策チームの役割も記載されている。

対策チーム

- ・国が政府対策本部を設置した場合は、保健所内に所内各課を横断したチーム(新型インフルエンザ等対策チーム)を立ち上げる
- ・保健所長は対策チームを総括し、理事及び次長は所長を補佐する
- ・各対策チームの長には、課長や課長補佐を充てる。未発生期には必要に応じ、対策チームの長を中心とした準備チームを発足させ、体制の構築や訓練の実施、人材の育成等の事前の準備を推進する

チーム名	主な所掌事務
実施体制チーム	新型インフルエンザ等対策本部会議の開催や、予算、人員に関する業務等を行う。
広報チーム	市民に対する知識の普及・啓発、広報・ホームページに関する業務等を行う。
企画調整チーム	新型インフルエンザ等対策の全体調整等を行う。
相談窓口チーム	相談センターにおいて、市民からの相談等に対応する。
予防・まん延防止チーム	専門職（主に保健師）が行い、感染拡大を防止するための対応を行う。
医療体制支援チーム	患者や検体の搬送、医療体制の支援等を行う。

発生段階別に、対策本部の体制や役割を記述しているところもある。

第1次対応(海外発生期～)

市保健所健康危機管理対策連絡会議(市保健所内会議)において、職員への感染防止に関する対策を検討するとともに、対人業務の対応方法に対する助言等を行う

第2次対応(県内発生期～)

新型インフルエンザ等庁内推進会議(対策班長(課長級)会議)において、各所属の勤務状況を報告、把握するとともに、具体的な応援体制について検討を進める

第3次対応(「緊急事態宣言」以降～)

新型インフルエンザ等対策本部会議(部長級以上会議)において、職員の勤務状況に応じて、業務の縮小・変更、停止・休止を検討し、対策本部長が意思決定を行う

危機管理レベルに応じて、「健康危機管理対策連絡会議」→「健康危機管理対策会議」→「健康危機管理対策本部」を設置する中核市もある。

危機管理レベル別の危機管理組織

危機管理レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
態勢	平常時態勢	臨時態勢	緊急時態勢	非常事態	
発生状況	発生前	国外発生期	国内発生期	県市内発生期	県市内大流行期 流行終息期
国の発生段階	【前段階】 未発生期	【第1段階】 海外発生期	【第2段階】 国内発生早期	【第3段階】 感染拡大期、まん延期、回復期	【第4段階】 小康期
県の 庁内組織	県危機管理委員会 幹事会	県新型コロナウイルス対策本部 ⇒ 県新型コロナウイルス対策本部 幹事会			
市の 庁内組織	市内	—	健康危機管理対策本部 (健康危機管理対策会議)		
	福祉保健部内	—			
	保健所内	健康危機管理対策連絡会議			

健康危機管理対策連絡会議

新型コロナウイルスの発生前において、市保健所各課が取りまとめる情報を踏まえ、危機管理レベルの判断と必要な対応方針の判断を行う（市保健所内において保健所長が設置）

健康危機管理対策会議

上記の健康危機管理対策会議において収集される情報を踏まえ、危機管理レベルの判断と必要な対応方針の判断を行う（福祉保健部内において福祉保健部長が設置）

健康危機管理対策本部

上記の健康危機管理対策会議において取りまとめられる情報を踏まえ、流行状況の判断、社会機能の確保に関する方針、感染拡大の防止に必要な措置等についての判断を行う（全庁的な対応を図るため、市健康危機管理対策本部要綱により、市長が設置）

情報収集や共有体制についての記述は、ほとんど見当たらない。

(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

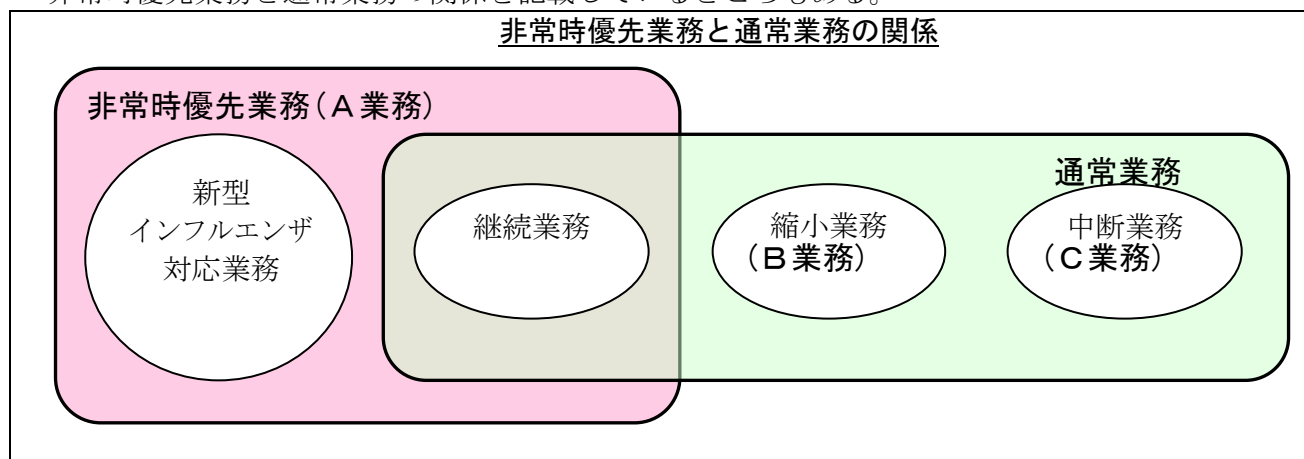
ほとんどの中核市では、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

業務区分		選定基準	主な業務
新たに発生する業務		①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務	①対策本部など ②特定接種 ③感染拡大防止策
通常業務	継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務	①福祉施設(入所)など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など
	縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出・交付等の、窓口業務など
	休止(停止)業務	①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

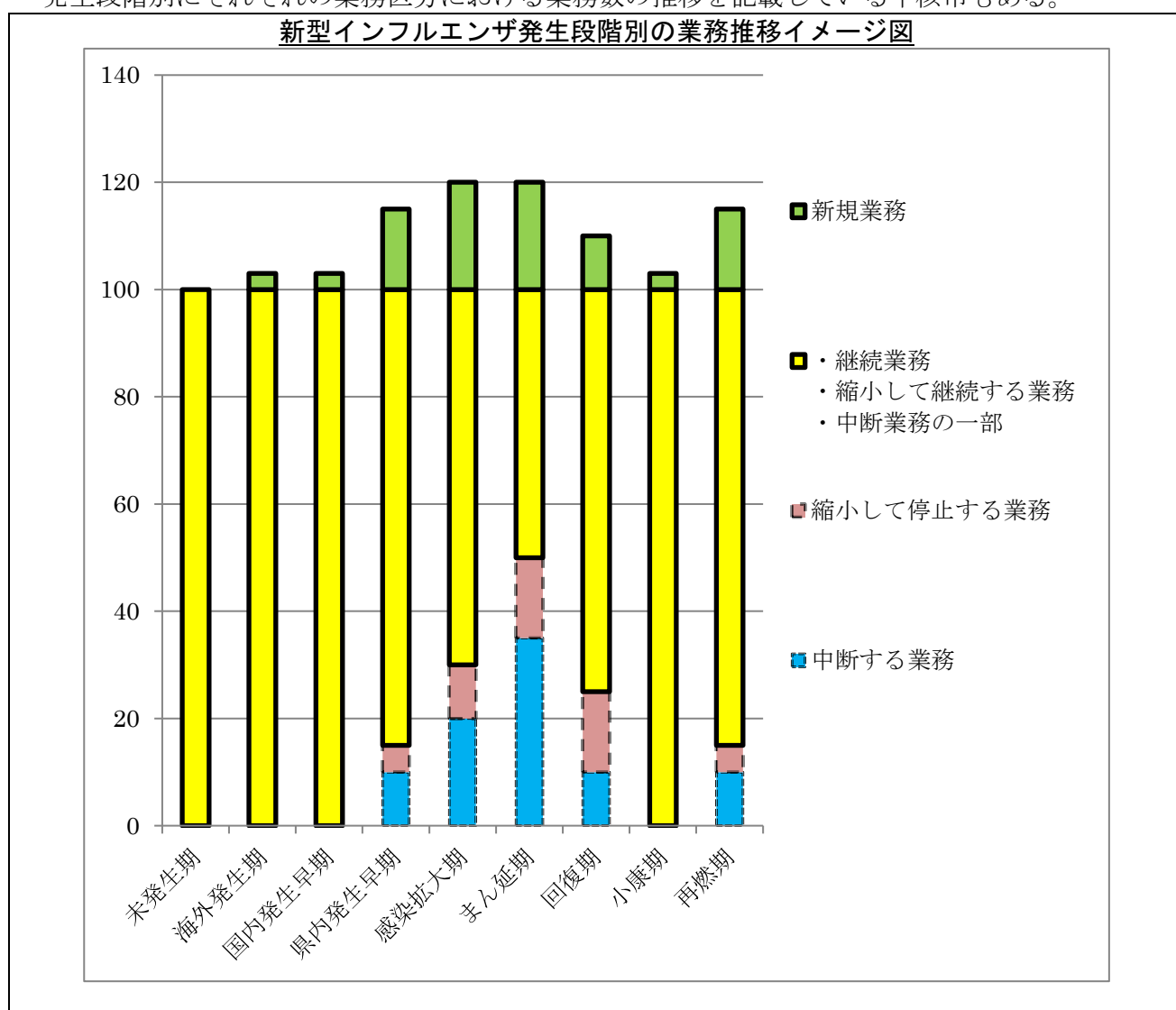
休止業務を「停止可能業務」と「休止業務」に更に分類しているところもある。

業務区分	基準	業務内容	具体的な事業例
S	対策業務	新型インフルエンザ等の発生により新たに発生する業務	市行動計画に掲げる業務 本部要綱に掲げるもの
A	継続業務	ある期間、休止することにより市民生活や社会機能の維持に重大な影響を与える業務	①市民の生命や安全を守るための業務 ②都市機能を維持するための業務 ③市民生活等を維持するための業務 ④市の意思決定に係る業務 ⑤市行政機能を維持するための業務 ⑥休止すると重大な法令違反となる業務 ⑦その他、緊急な対応が必要な業務 ①災害関係 ②上下水道維持管理、廃棄物収集 ③施設入所措置、生活保護、各種手当、証明発行、許認可、保健での資格処理 ④議会関係、庁議 ⑤予算、情報処理の運用管理、庁内電話 ⑥選挙事務、戸籍事務、届出受理
B	縮小変更業務	業務の集約による規模縮小や、対応の変更が可能な業務	①生活や活動を維持するための業務 ②市行政機能を維持するための業務 ③職員等に関する最低限の業務 ①各種相談 ②連絡調整、賦課、徴収、契約、入札、工事、監査、指導監督 ③給与、公務災害、健康相談、安全衛生
C	停止可能業務	先送りする等一定期間に業務を停止する不急の業務	①先送り(2週間程度)のできる業務 ②その他、A、B、D以外の業務 ①(緊急性のない)政策立案、企画、統計、分析・調査、研究、啓発、育成、公共施設等の維持管理
D	休止業務	感染拡大につながるおそれのある業務	①多人数が集まる施設の運営業務 ②多人数が参加する行事等の業務 ③緊急性のない会議に係る業務 ①通所施設(学校、保育園、図書館、文化会館等)の運営 ②式典、研修、講習、各種イベント

非常時優先業務と通常業務の関係を記載しているところもある。

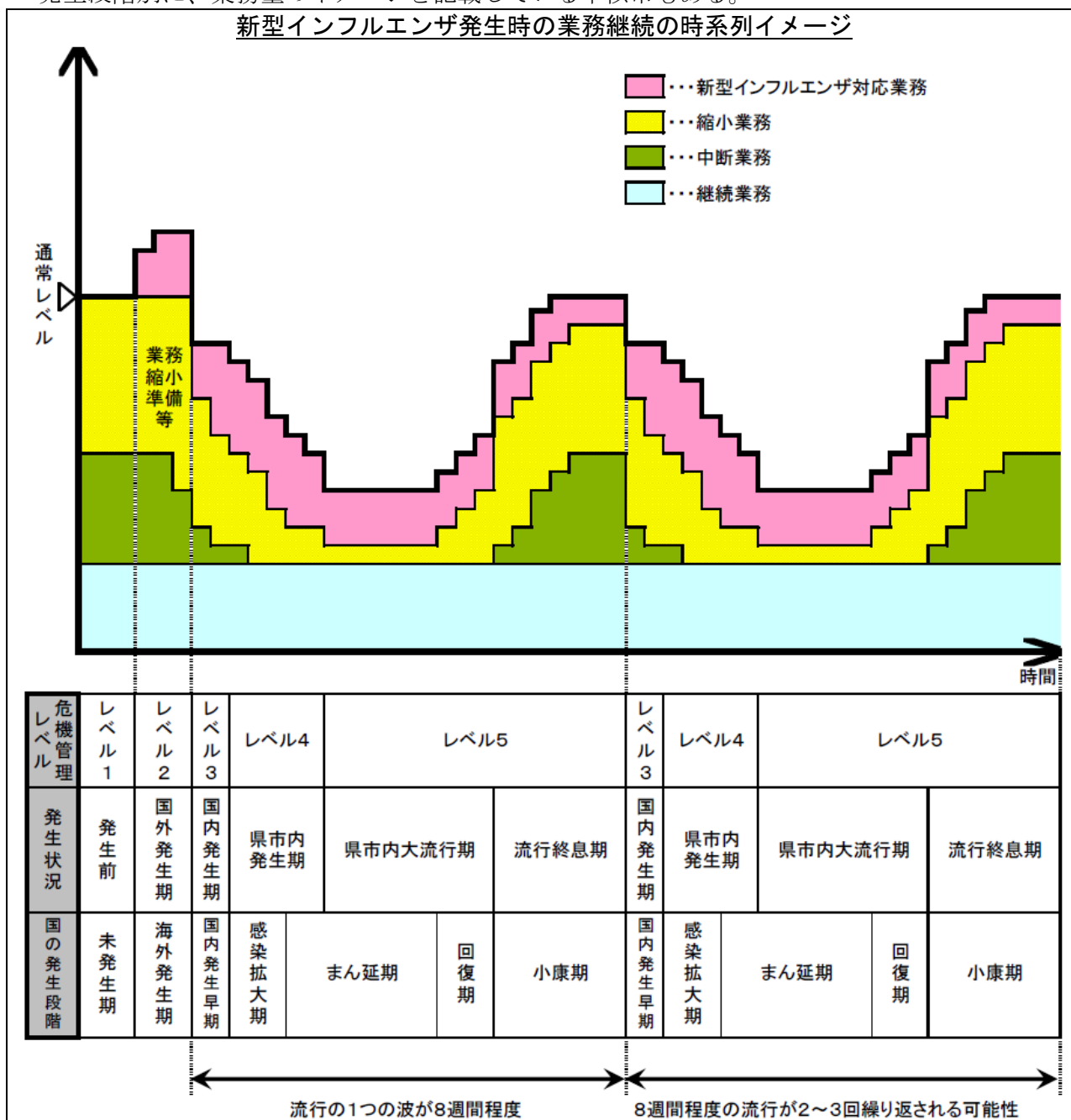


発生段階別にそれぞれの業務区分における業務数の推移を記載している中核市もある。



発生段階別に、業務量のイメージを記載している中核市もある。

新型インフルエンザ発生時の業務継続の時系列イメージ



発生段階別の実施業務と職員の出勤イメージを記載している中核市もある。

発生段階ごとの実施業務及び職員の出勤率イメージ

発生段階	発生段階ごとにおける実施業務	実施業務及び職員の出勤率
未発生期	・新型インフルエンザ等対応業務の確認 ・業務継続計画に基づき、継続業務、停止可能業務、休止業務の確認 ・マニュアル等の整備	職員 100%
海外発生期	【業務継続計画の発動】 ・新型インフルエンザ等対応業務の実施 ・休止業務の休止準備 ・保健所は休止業務を休止	職員 100%
国内発生早期 (県内未発生期) ～県内発生早期	【業務継続計画の実施】 ・新型インフルエンザ等対応業務の拡大 ・休止業務を休止 ・停止可能業務を職員の出勤率に応じ段階的に停止	職員 概ね100%
県内感染期	【業務継続計画の実施】 ・新型インフルエンザ等対応業務の拡大 ・休止業務の休止継続 ・停止可能業務の停止	職員 60%
小康期	【業務継続計画の解除】 ・新型インフルエンザ等対応業務の縮小 ・休止業務、停止可能業務の休停止の解除 ・必要に応じ、行動計画・業務継続計画等の見直し	職員 概ね100%
		——— 通常業務 ———

すべての中核市で、所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。この業務一覧だけの BCP もある。必要人数が記載されているところも多い。

業務区分(市民政策部)

	継続する主な業務 一部業務は工夫して縮小	中断する主な業務	新たに発生する業務
企画課	・連絡や調整業務	・企画立案業務 ・各種会議	・本部の指示に基づき、状況に応じた応援体制の整備
男女共同 参画推進室	・男女共同参画推進関係の連絡や調整業務 ・男女共同参画センター指定管理者への連絡や調整業務	・男女共同参画推進関係の普及啓発業務 ・各種会議	
交通政策室	・新都市交通計画の策定業務 ・公共交通機関の維持に関する業務	・交通関係の普及啓発業務 ・各種会議	
地域政策課	・地域への広報活動 ・取次ぎ業務 ・地域情報収集提供	・窓口業務	・地域情報収集提供
支所出張所	・地域への広報活動 ・取次ぎ業務 ・地域情報収集提供	・出張所の窓口業務	・地域情報収集提供
市民課	・各種届出の審査、受理業務 ・戸籍、住民基本台帳への記載業務 ・各種証明書発行業務 ・市町村間等通知業務 ・市民サービスセンター業務 ・国民年金業務	・現地調査業務	
人権啓発課	・施設管理等業務 (各種支出事務等) ・講演会等のイベント以外の人権啓発業務	・隣保館や児童館業務 ・講演会等の人権啓発イベント	・所管区域内情報収集提供
国際文化 振興課	・英語版市公式ホームページ、都市交流室のトップページにおいて、日本語が話せない在住外国人のための電話相談窓口の周知業務 ・多言語メルマガの配信 ・市国際交流協会、県国際課との連携に関すること ・指定管理者との連絡業務	・継続する業務以外の業務全般	・共催や後援事業等の主催者への行事自粛の要請や勧告 ・行事の中止等最新情報の周知および電話対応 ・関係施設の閉鎖の検討および要請や勧告

部署別の業務区分ごとの業務数を集計しているところもある。

部署別の各業務数

部署名	新型インフルエンザ等対応業務(S 業務)	継続業務(A 業務)	停止可能業務(B 業務)	休止業務(C 業務)	計
総務部	20	20	30	25	95
企画財政部	20	20	30	25	95
健康福祉局	150	300	350	200	1,000
健康部	...				
保健所	...				

いくつかの中核市では、施設の閉鎖や継続の方針を決めている。

施設運営に関する考え方

運営方針	施設名	理由	備考
閉鎖	学校	・施設利用者の感染リスクが高い施設 ・通所又は短期間の入所などの福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	・一部の保育所等で運営されることもあり得る
	保育所		
	児童ホーム		
	...		
	図書館	・不特定多数の者が利用する施設 ※主にイベントを開催する又は部屋などを使用させる施設	
	公民館		
	市民文化ホール		
	体育施設		
継続	出張所	・市民生活に必要な不可欠な業務を行う施設 ※主に相談、窓口業務が多い施設	・人が集まる事業や部屋の貸出しは中止 ・相談、窓口業務は業務の実施方法の変更や窓口対応の工夫をして運営
	家庭児童相談室		
	消費生活センター		
	保健センター		
	母子福祉センター	・市民生活や社会機能維持のための施設	
	処理場		
	清掃工場		
	霊園		
	...		

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

多くの中核市では、現在の人数や業務に必要な人数、新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数等の記載がある。

県内感染期における出勤可能人工及び必要となる人工

部署名	① 通常業務 の人工	② 出勤可能 人工(①× 60%)	③ S業務の 必要人工	④ A業務の 必要人工	通常業務 の縮小率 (100%- ④/①)	⑤ S業務とA 業務の必 要人工(③ +④)	⑥ 必要人工 の過不足 (②-⑤)
総務部	100	60	10	50	60%	60	0
企画財政部	50	30	5	25	50%	30	0
健康福祉局	2,000	1,200	400	500	80%	900	300
健康部	...						
保健所	...						

※各部の余剰職員は、優先業務を実施する上で、人員が不足した場合の職員動員の目安とする

業務別体制別に必要人数、応援数(過不足数)を記載している中核市もある。

業務別職員数

業務	業務量(100 ×人数)	第一体制(80%)			第二次体制(60%)		
		区分	業務 区分	業務 量	区分	業務 区分	業務 量
労働安全衛生に関する事務	50	継続	A	50	継続	A	50
社会保険、雇用保険に関する事務	50	2割縮小	B	40	4割縮小	B	30
退隠料、遺族扶助料支払事務	10	4割縮小	B	6	休止	C	0
新たに発生する業務		必要人数					
職員の感染予防に関すること		2人					
他部局との調整							

発生段階ごとの職員の出勤者数や必要人数を記載している中核市もある。

発生段階ごとの職員数

部署名	未発生期 (100%)	海外発生期 (100%)	県内未発生期 ～県内発生早 期(100%)	県内感染期 (60%)	小康期(100%)
総務部出勤者数	100	100	100	60	100
S業務従事人工	0	20	30	20	20
通常業務必要人口	100	70	65	50	70
差し引き	0	10	5	-10	10
保健部	...				
S業務従事人工	...				
通常業務必要人口					
差し引き					

業務区分別に、現在の人数や必要人数、人数が不足した時の対応策や専門的なスキルや資格を必要とする業務、今後の課題等を、部署ごとに詳細に記述しているところもある。

業務継続計画(介護高齢福祉課)

S. 新たに発生する業務(必要人数：5人[正職員5人])

【給付関係】

- ・サービス提供等に関する事業者からの相談等/サービス事業者等への情報提供等

A. 継続業務(必要人数：20人[正職員10人+非常勤10人])

【保険料関係】

- ・収納消込に関すること

【認定関係】

- ・窓口業務に関すること(要望や意見対応等)
- ・認定業務に関すること

【給付関係】

- ・地域密着型サービス事業所の指定に関すること
- ・老人福祉施設整備及び社会福祉法人等に対する助成に関すること
- ・窓口業務に関すること(要望や意見対応等)
- ・償還払い/現物給付/給付制限に関すること

B. 縮小業務(必要人数：5人[正職員5人])

【保険料関係】

- ・月別に処理期限のある納付書発送業務、督促状の発送及び保険証発送業務に関すること
- ・窓口業務に関すること
- ・還付業務に関すること

【認定関係】

- ・主治医への情報提供に関すること
- ・認定調査委託事業所及び主治医への関係書類提出に係る督促に関すること

【給付関係】

- ・サービス事業者に対する情報提供に関すること(Fax, E-mail等を利用)

C. 休止業務

【保険料関係】

- ・保険料訪問徴収業務に関すること

【給付関係】

- ・給付適正化に関すること
- ・出前講座に関すること

S～Bの業務を実施するための体制

職員数：40人 想定出勤職員数：24人 想定必要職員数：30人 職員の過不足：-6人

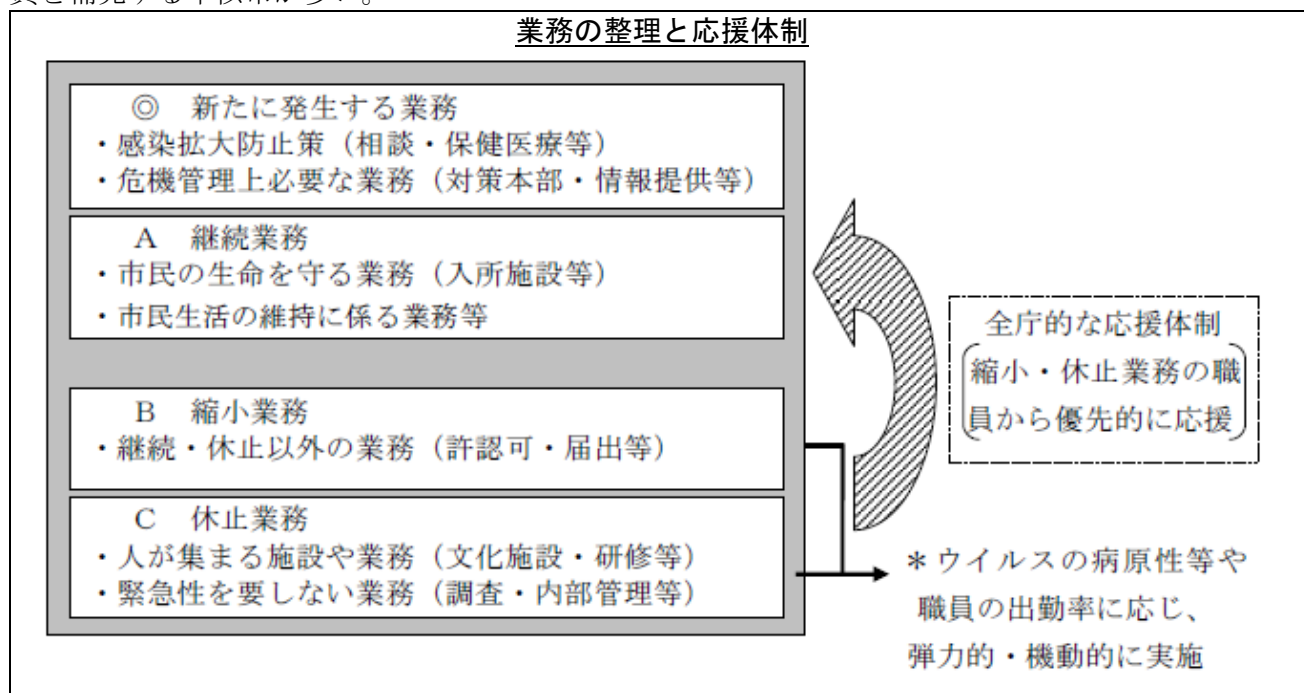
専門的なスキルや資格を必要とする業務

- ・認定調査(非常勤の介護支援専門員)

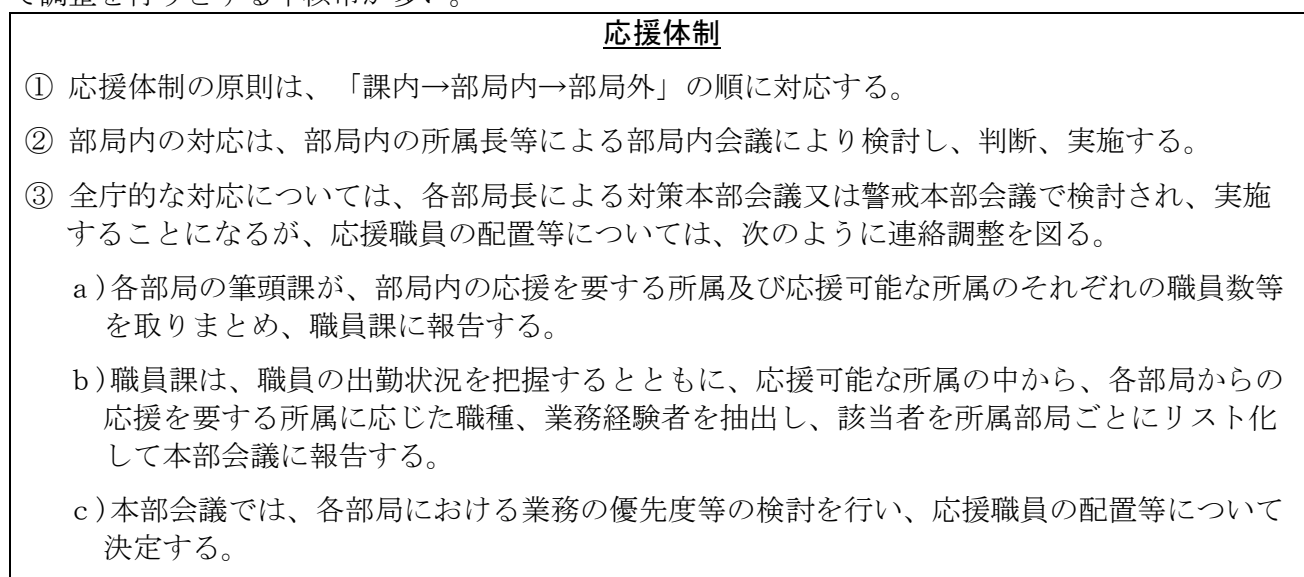
今後の課題

- ・認定調査を行う介護支援専門員の確保

人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する中核市が多い。



「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合の応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとする中核市が多い。



具体的な人員確保の手段としては、専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「退職者の臨時雇用」等がいくつかの中核市で回答されている。他に人員確保手段としては、感染対策でもある「在宅勤務」「通勤方法の変更」「勤務時間の変更」等がいくつかの中核市であげられている。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

感染対策は、咳エチケット等の基本的な対策も含めて職場での感染対策として、比較的簡単に記述されている中核市が多い。

感染対策

(1) 対人距離の保持

通常、飛沫は1～2メートル以内に落下することから、これ以上の対人距離をとることにより、感染リスクを低下させる

(2) マスクの着用

感染者及び疑似感染者と濃厚接触のあった職員又は症状のある職員については、他人に移さないようマスク(ガーゼマスクではなく、不織布製のもの)を着用するものとする。マスクは、新型インフルエンザウイルスが体内に侵入するのを、ある程度防止することができる。なお、1日に1枚程度使用するものとし、捨てる際には、他の人が触れないよう注意するものとする

(3) 咳エチケット

マスクをしていない場合に、咳やくしゃみをするときは、ティッシュ等で口と鼻を被い、他の人から顔を背け、できる限り1～2メートル以上は離れるものとする。なお、当該ティッシュ等は、すぐにごみ箱に捨て、手をよく洗うものとする

(4) 手洗い・うがい

手洗いやうがいは、感染防止策の基本であり、外出後や不特定多数の者が触るような場所を触れた場合に、頻回にこれらを行うものとする。なお、手洗いについては、石けんや流水で15秒以上洗うことが望ましい

(5) 職員同士の健康状態の把握

職員間で、熱や咳、のどの痛み、体の痛み、頭痛、悪寒、だるさ等がないか確認し合う

(6) アルコール製剤の設置

感染リスクを低下させるため、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を執務室の入口、その他庁舎の適切な場所に設置する。60～80パーセントの濃度のアルコール製剤は、ウイルスを死滅させることができる

(7) その他の感染防止策

庁舎の入口等で発熱などの症状のある人の入庁の防止、一時的な会議室等での業務の執行又は感染防止のための窓口職場でのアクリル板等の設置など、必要に応じ、個々の実情を勘案した感染防止策を実施することも考えられる

家庭での感染対策も記述されている。

家庭での感染対策

(1) 不要不急の外出の自粛

通勤、通学、通園、通所等を除き、不要不急な外出を控え、なるべく人ごみを避けるようにする

(2) 十分な休養及びバランスのよい食事の摂取

体力及び抵抗力を高め、新型インフルエンザへの感染を防止する

(3) 適度な湿度の保持

乾燥しやすい室内は、十分な湿度(50パーセント～60パーセント)を保つことが有効なことから、加湿器や濡らしたタオルなどを室内に干すことが効果的である

(4) 家族が感染した場合の措置

二次感染を防止するため、患者を個室等で隔離するとともに、手洗い・うがいを励行し、マスクを着用する

施設内での感染拡大防止策を記述している中核市もある。

事項	実施方法等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員の入庁時の対応	・咳エチケット マスク アルコール消毒液の配備 ・職員は、自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
市役所内店舗等への要請	・市庁舎内店舗や市庁舎に勤務する臨時職員及び委託業者等に対して説明会を開催するなど、市職員と同様の感染拡大防止策を講じるよう要請
来庁者への対応	・感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・市職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置等による申請や相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳、くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

発生段階ごとの対応や基本的事項の中に、感染対策を記述している中核市もある。

発生段階別の基本事項	
<u>未発生期</u> ・情報の収集 ・食料品等の備蓄 ・職員の健康管理：日常から栄養、睡眠、休養をとり体調管理に努める	
<u>海外発生時の職員の健康管理</u> ・手洗い、うがい、咳エチケットの励行 ・不要不急の外出の自粛、海外渡航の自粛 ・朝の検温、健康状態の確認 ・庁舎に入る際の手指消毒の実施/通勤時、職場内でのマスクの着用	
<u>国内発生早期～県内発生早期</u> ・市主催のイベント、行事等の中止 ・職員の健康管理 ・手洗い、うがい、咳エチケットの励行 ・不要不急の外出の自粛、海外渡航の自粛 ・朝の検温、健康状態の確認、発熱者の出勤自粛の検討 ・庁舎に入る際の手指消毒の実施 ・通勤時、職場内でのマスクの着用 ・出張、会議、打ち合わせ等の自粛の検討	

県内感染期

- ・職員の健康管理
 - ・手洗い、うがい、咳エチケットの励行
 - ・不要不急の外出の自粛、海外渡航の自粛
 - ・朝の検温、健康状態の確認、発熱者の出勤停止
 - ・庁舎に入る際の手指消毒の実施
 - ・通勤時、職場内でのマスクの着用
 - ・出張の原則禁止、会議、打ち合わせ等の自粛
- ・職場の清掃や消毒
- ・職場における必要物品の備蓄
 - ・相談業務の実施方法の変更：
 - ・窓口業務は電話、ファックス、メール等で実施
 - ・書類の受け渡しは郵送又は、終息後に実施

業務区分一覧の中に、業務として感染対策を記述している中核市もある。

業務継続計画

秘書課

- ・通常の掃除に加えて、水、洗剤又は消毒液を用いた清掃や消毒を実施する
- ・来客に提供する茶器等はしかるべき方法で洗浄を行う
- ・市長、副市長の出席を要する業務は必要最小限に調整する
- ・発生地域への出張は禁止する/海外出張は全面的に禁止する

財政部

【各種実態調査】

- ・電話若しくは文書照会等による方法に代えて行う

【窓口での証明書発行業務】

- ・証明書の発行業務は、原則として郵便請求等により直接対面することのない方法に改める
- ・郵送請求も、HP等で極力郵送での請求を差し控える等のPRを行う
- ・窓口業務を縮小して証明書発行事務を行う(マスクを着用し、来庁者との距離を十分に保つ)

【窓口での軽自動車の新規登録及び廃車等手続業務】

- ・新規登録等は、申請書の提出を郵送とし、直接対面することのない方法に改める
- ・来庁者には、窓口業務を縮小して新規登録及手続事務を行う

特定接種についての記述があるところもある。この中核市では、別途、新型インフルエンザ等対応マニュアルが5冊あり、その中に「予防接種(特定接種・住民接種)編」がある。

新型インフルエンザ等対応マニュアル

- I. 情報提供(情報共有・相談体制)編
- II. まん延防止(個人・地域・職場対策)編
- III. 予防接種(特定接種・住民接種)編
- IV. 医療体制(検査・移送)編
- V. 社会対応(要援護者・埋火葬対策)編

いくつかの中核市では、感染対策として、マスクや消毒液等の備蓄も記述されている。備蓄品リストを作成しているところはない。

感染した場合の服務規程(休暇)が記述しているところもある。

症状有無	制限要因	職員の対応	取扱い
症状あり	患者又は疑似症患者	入院又は外出自粛	病気休暇
症状なし	濃厚接触者	外出自粛	特別休暇
	勤務先施設等の使用制限	対策業務等への配置変更	(出勤)
		家族の世話等での休暇の取得	特別休暇
		私的な休暇の取得	年次休暇

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

いくつかの中核市で、訓練や研修についての基本的な方針が記述されている程度である。

研修・訓練

新型インフルエンザ等に関する正しい知識を習得し、感染予防の実施や発生時の適切な行動をとるための職員研修の実施を検討する。また、新型インフルエンザ等発生時における市の対応力向上に向け、各種訓練の実施を検討する。

訓練を実施した際には、その結果を検証し、計画へ反映させ、実効性を向上させる。

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

すべての中核市の BCP は新型インフルエンザ等専用であるが、地震等の災害との被害の違いや BCP の効果の違いについて、記述している中核市もいくつかある。

業務継続計画(地震編)との関係

制約がある状況において、必要となる業務を確実に実施しなければならない点では、地震災害も新型インフルエンザ等発生時も同様であり、市として意思決定機能を維持、継続するという目的は共通しているが、それぞれ想定される被害の対象、期間や影響度などは大きく異なっている。

特に、地震災害においては、「災害からの早期復旧」に努めることを目的とした計画であるのに対し、新型インフルエンザ等の場合は、「必要不可欠な業務の継続」を目的とした計画が求められる。

このため、業務に係る優先度の基準を「発災後の着手時期」とする地震災害と、「発生後の業務縮小等の可否」を基準とする新型インフルエンザ対策とでは、それぞれ別に作成することとしたものである。

新型インフルエンザ等と災害(地震等)との違いを、表としてまとめているところもある。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能

(10) 関係自治体等との連携

県や国との連携は、「相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。」程度の記述しかない。

委託業者(警備、清掃、物資調達、システム保守)や指定管理者との連携については、半数程度の中核市で記述されている。

外部事業者等との連携

- ・ 業務の継続を行うには、庁舎管理、清掃業務、各設備の保守点検、消耗品等、必要なサービスや資器材を継続して確保することが必要であるとともに、業務を委託等している受託事業者や指定管理者に対して、事業継続に向けた協力を要請する
- ・ 特に、基幹系情報システムを維持できるよう、各システムの維持・保守に係る外部事業者との連携体制には十分に留意する
- ・ 感染拡大の防止や必要なサービス、資器材等の確保を図るうえで、地域の自治会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会、社会福祉協議会等の幅広い関係機関との間で連携を強化し、必要な物資の計画的な備蓄等に対して協力を求める
- ・ 市の施設を管理運営している指定管理者又は委託事業者には、市の方針に基づき施設の閉鎖や継続を要請する。継続する場合は、感染予防や感染拡大防止策を徹底するとともに、業務を確実に実施できる体制を整えるよう要請する
- ・ 所管業務を外部に委託等している課等は、必要に応じて受託事業者等に対し本計画の説明を行い、発生時の業務継続に関する対応マニュアルの作成を要請する等、連携体制の調整を図る

4 その他の市

区分	対象数
その他の市	17

4.1 BCP の特徴と共通点

17のうち、16市が新型インフルエンザ等専用のBCPである。残り1市は地震等との災害共用のBCPであるが、業務区分一覧は新型インフルエンザ等と災害用に分かれている。ただし、感染対策等はほとんど記述がない。

全体的に業務継続(業務区分や業務一覧)を中心に記述されている。特に業務区分一覧では発生段階別や班別、部署ごとのマニュアルの一部としての業務区分一覧等、特徴的で詳細なものが多い。17市のBCPの主な共通点と特徴は以下の通り。

- 新型インフルエンザ等専用のBCPがほとんどであり、全体的に業務継続(業務区分や業務一覧)を中心に記述されている。
- 対策本部の設置や対策本部の役割は、市で大きな違いはなく、共通している。
- 新型インフルエンザ等発生時の業務区分は、基本的には「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の4つに区分され、その考え方も共通している。
すべての市では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられている。発生段階別や班別、部署ごとのマニュアルの一部としての業務区分一覧等、特徴的で詳細なものが多い。
- 「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充するその他の市が多い。「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする市が多い。

4.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・いくつかの市では、特措法の制定により行動計画を策定し、その行動計画に基づきBCPを策定している。 ・BCPは「行動計画の目的を達成するための個別の計画であり、行動計画の新型インフルエンザ対応業務が、BCPの優先業務の中核となる。」とされている。
(2)BCP 策定の体制	・1市で、事業継続計画策定委員会を全庁的に設置し、地震等との共用のBCPとして策定している。
(3)被害想定	・すべての市が「政府行動計画」を基に被害を想定しており、このうち多くが自市の被害まで想定している。 ・3割くらいの市が、社会状況について発生段階別に記述している。
(4)発生時の体制	・ほとんどの市で「対策本部」の記述がある。緊急事態宣言の有無で体制が異なる市もある。 ・対策本部は「情報の収集と共有」「感染拡大を防止するための対応の指示と調整」「業務継続計画の発動と実施」が主な役割となっている。

(5)継続・縮小業務	・表現の違いや新型インフルエンザ対応業務が別に記述されていたりするが、すべての市では、新型インフルエンザ等発生時の業務を下のように区分している。「継続業務」を「強化業務」と「必須業務」に、更に区分しているところもある。区分の考え方も基本的には共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 ①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務 「<u>継続業務</u>」 ← ①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務 「<u>強化業務</u>」 - 業務量が増加し、平時より強化が必要な業務 「<u>必須業務</u>」 ・平時と同様に継続が必要な業務 ・中断や休止が困難な業務 「<u>縮小業務</u>」 ①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務 「<u>休止業務</u>」 ①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務 ・すべての市で、所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な業務一覧がある。発生段階別や班別、部署ごとのマニュアルの一部としての業務区分一覧等、全体的に詳細なものが多い。
(6)人員計画	・半数くらいの市では、現在の人数や業務に必要な人数、新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数等の記載がある。 ・部署ごとのマニュアルの一部として、人員計画が記述されているところもある。 ・「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から補充すると思われる。 ・「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合は、①所属間、②部局間で調整を行うとする市が多い。 ・人員確保の手段としては、感染対策でもある「班交代制」「在宅勤務」「通勤方法の変更」「勤務時間の変更」や「マニュアルの整備」「資格取得者等のリストアップ」等があげられている。
(7)感染防止対策	・個人が行う対策、庁舎での対策として、以下の点があげられている。 ・十分な栄養や睡眠や休養をとり、体調管理に努める ・手洗いや手指消毒、咳エチケットの励行/マスク着用の徹底 ・咳やくしゃみによる飛沫感染、接触感染の防止 ・レイアウト変更等で対人距離の確保/蓋つきゴミ箱の設置/エレベーターの使用制限等 ・職場の清掃や消毒/個人防護服の着用 ・備蓄や特定接種を感染対策として記述している市もある。
(8)訓練・研修	・具体的な訓練メニューとしては、以下のものがあげられている。 ・個人防護具の正しい着用や廃棄方法/個人防護具を装着した状態での勤務訓練 ・職場で感染者が発生した場合の対応訓練 ・職員の安否確認訓練 ・大規模流行期における来庁者の対応訓練(来庁者の誘導等) ・意思決定者が欠勤した場合の代替者による業務継続訓練 ・市民や事業者との連携訓練 等
(9)他 BCP との関連性	・地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCP の効果」の違いを比較している市も多い。
(10)関係自治体等との連携	・県や国、他市町村との連携は、「相互に緊密な連携を図りつつ、相互協力し対策を推進できるよう連携体制を築いていく。」程度の記述しかない。 ・大部分の市では、委託業者や指定管理者との連携について記述しているが、内容的には「業務継続を要請」「受託事業者の業務継続体制を確認」する程度である。

4.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

「平成 24 年の特措法により、行動計画を策定、その行動計画に基づき BCP を策定」とする市がいくつかある。

- ① 政府行動計画並びに特措法に基づき、県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、市の新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。行動計画では新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、市民の生命と健康を保護し、市民生活や経済活動への影響を最小にすることが目的である
- ② 業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に、この行動計画の目的である「市民の生命と健康を保護し、市民生活や経済活動に対する影響を最小にする」ことを果たすために策定した

特措法の記述がなく、単に「行動計画に基づき、BCP を策定」とする市もいくつかあり、行動計画(行動マニュアル)と BCP の関係を記載しているところもある。

- ・ 市では、「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、新型インフルエンザ対策を講じるが、併せて行政サービスや基幹業務を実施する必要がある。新型インフルエンザ発生時に、行政機能を維持し市民生活に支障をきたすことがないように、市の業務で優先的に取り組むべき業務を整理し、その継続のために必要な体制を定めること等が、業務継続計画の目的である。

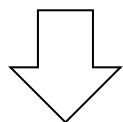
新型インフルエンザ等対策行動計画

市が実施する新型インフルエンザ対策を定めるもの

【主要項目】

- (1) 実施体制 と情報収集
- (2) 予防・まん延防止
- (3) 情報提供・共有
- (4) 社会・経済機能の維持

各部の役割に基づき必要な
対策を講じることを規定



個別計画

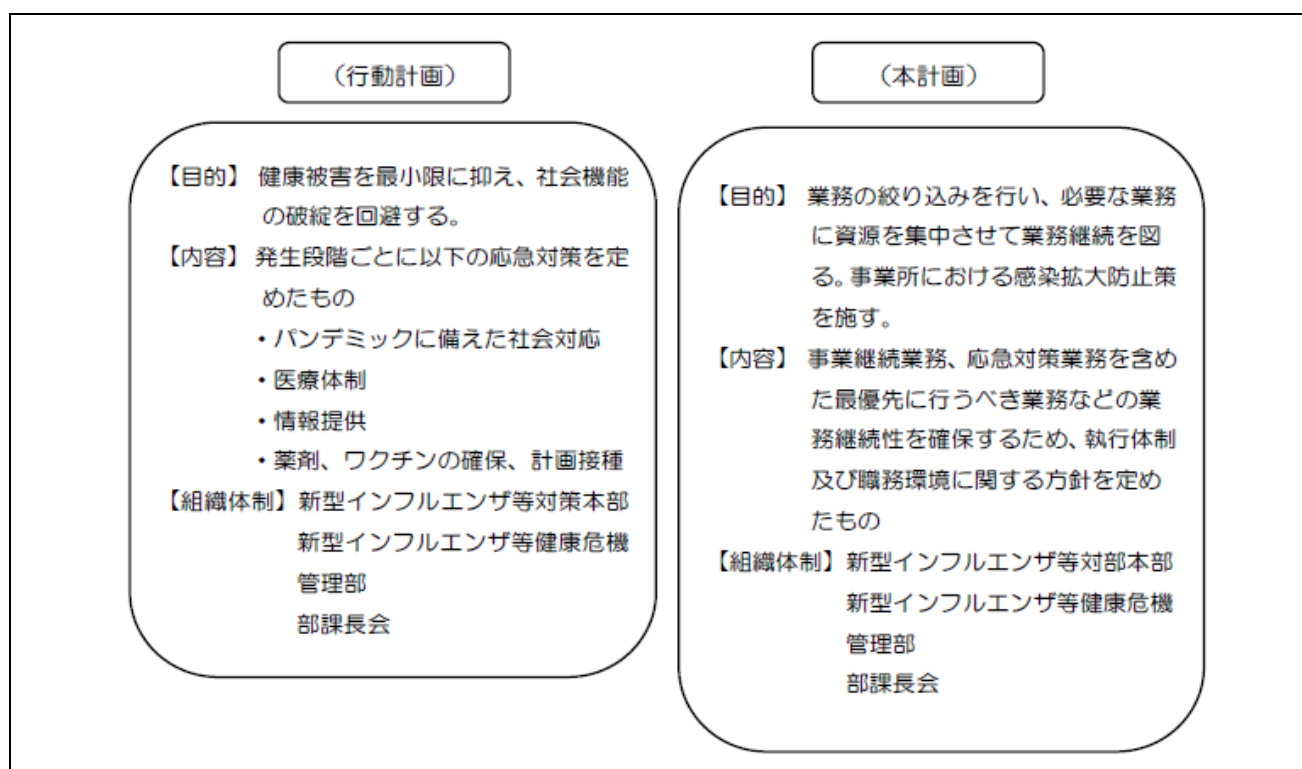
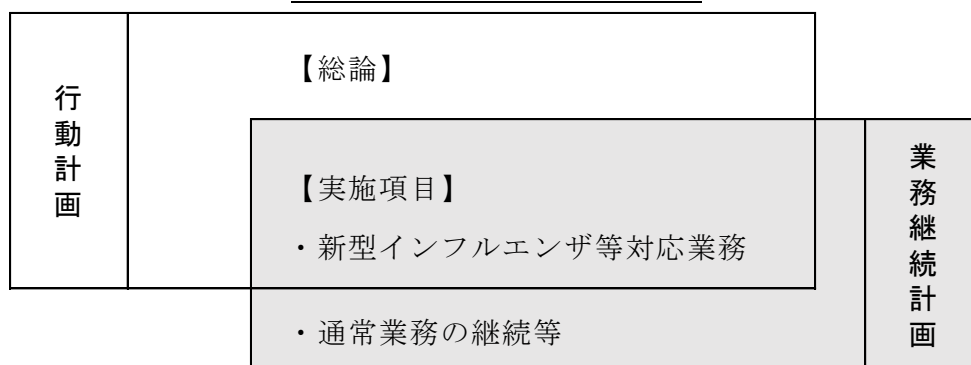
新型インフルエンザ等対策業務計画

新型インフルエンザ発生時の市の通常業務の取扱いや、業務継続のために必要な体制整備の方法を定めるもの

- ① 通常業務を継続(一部縮小)する業務と休止・中断する業務に分類
- ② 「発生時継続業務」を実施するための人員体制の確立
- ③ 業務継続のための執行体制の整備
 - ・ 出勤の取扱い、指揮命令系統の確立、
 - ・ 業務マニュアル等の整理
- ④ 業務継続のための事前準備
- ⑤ 業務継続のための職員の感染防止策
- ⑥ 職員への教育

- ・「市業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」は、市が、国内や県内感染期に人員等の資源が制約された状況下において、市民生活に必要な行政サービスを維持するため、発生時優先業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めたものである
- ・行動計画に基づき市が行う新型インフルエンザ等対応業務は、市業務継続計画で定める発生時優先業務の中核となる

行動計画と業務継続計画の関係

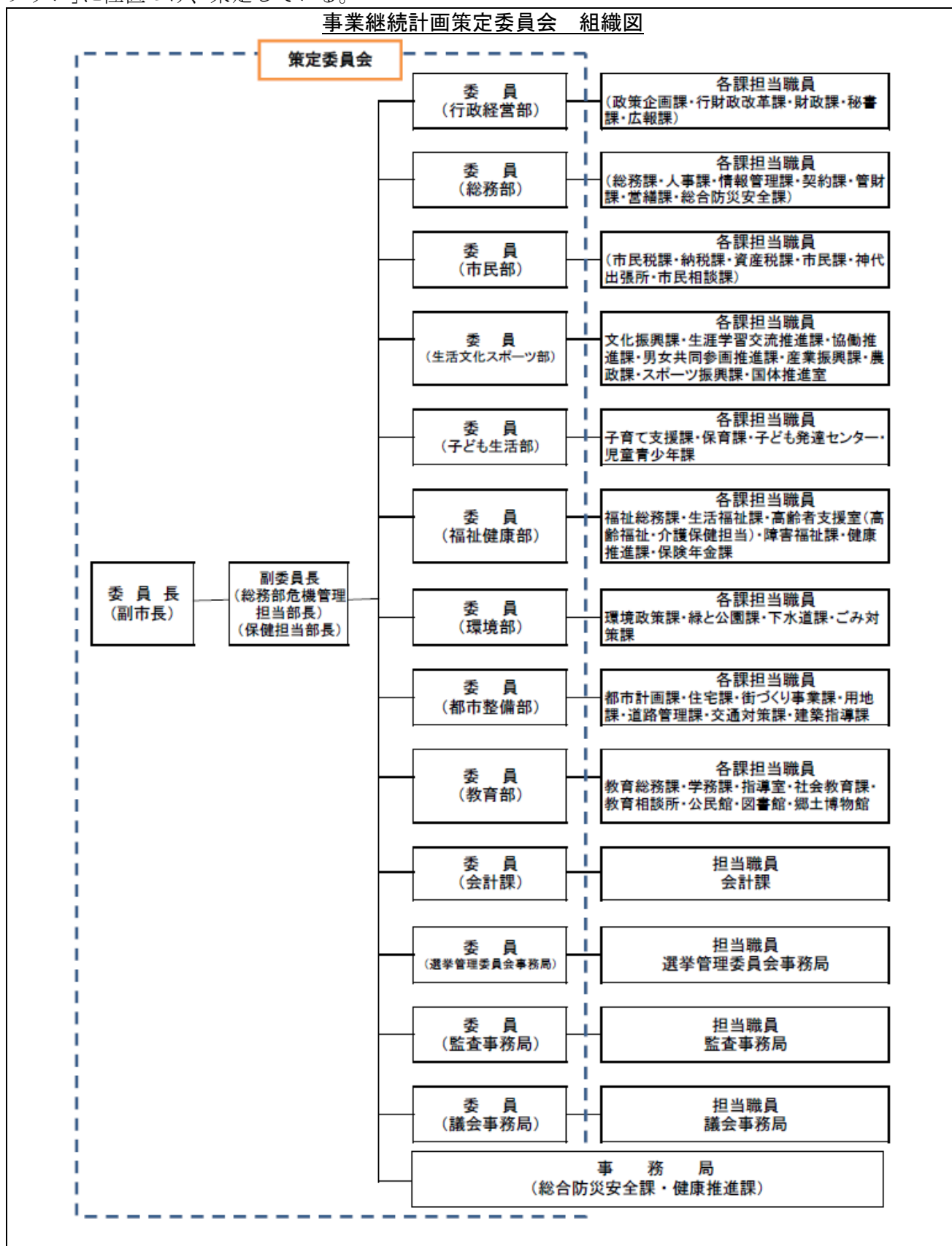


BCP 策定の直接のきっかけとはされていないが、2009 年(平成 21 年)の新型インフルエンザ A(H1N1)等、過去のインフルエンザ一覧を記載し、新型インフルエンザの危険性を指摘している市も、いくつかある。

	スペイン かぜ	アジアかぜ	香港かぜ	新型 インフルエンザA (H1N1)2009	高病原性鳥イン フルエンザ
発生時期	1918年～1920年	1957年～1958年	1968年～1969年	2009年4月～	1997年～
世界での死亡者数	2,000万人～5,000万人死亡	100万人～400万人死亡	100万人～400万人死亡	少なくとも18,449人死亡	WHO確認352人死亡
ウイルス型	A/H1N1	A/H2N2	A/H3N2	A/H1N1	A/H5N1

(2) BCP 策定における体制

1 市で、「地震及び新型インフルエンザに対する事業継続計画を策定するため、事業継続計画策定委員会を設置した」とあり、その組織図や策定の経過等が記載されている。全庁的な取り組みで危機管理体制の強化の一環として重視し、「市基本計画推進プログラム」「市行財政改革アクションプラン」に位置づけ、策定している。



(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

すべての市が、「政府行動計画」を基に被害を想定している。

政府行動計画	
・罹患率	：25%
・流行期間	：約8週間(ピーク時：約2週間)
・欠勤率	：最大40% ※発症による欠勤は最大5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

このうち、多くが自市の被害まで想定している。

	全国		〇〇市	
医療機関の受診患者数	約1,300万人～約2,500万人		約〇万人～約〇万人	
重症度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約〇人	約〇人
1日当たり最大入院患者数	約10万人	約40万人	約〇人	約〇人
死亡者数	約17万人	約64万人	約〇人	約〇人

3割くらいの市が社会状況について発生段階別に記述している。

発生段階	想定される経済・社会状況
海外で発生 の疑い	・帰国者が増加/出張や旅行の自粛 ・市民やマスコミからの問い合わせが増加
海外発生期	・帰国者の増加等で国内の海空港で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・医療機関等へ住民やマスコミから問合せ増加 ・食料品や生活必需品に対する需要が増加 ・マスク、消毒液等の需要が増加
県内未発生 (国内発生)	・相談窓口や119番に相談の電話が急増 ・市民やマスコミから問い合わせが急増 ・濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態が発生 ・一部事業者で不要不急の事業を縮小/休止する動き ・一部事業者で入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等 ・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性 ・需要急減の予想業種で非正規労働者の雇止め等
県内発生早期	・学校、保育施設等の臨時休業、興行施設等不特定多数が集まる場を提供する事業の休業 ・事業者で一部の事業を縮小、休止する動き ・事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒等 ・感染者、濃厚接触者の外出自粛により、出勤が困難になる事態が急増
県内感染期	・薬を求める患者が医療機関に来訪する等、混乱が発生 ・医療資源(医師、看護師、医薬品、人工呼吸器等)不足で、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・学校や保育施設等の臨時休業、興行施設等の休業等が拡大 ・公共交通機関の運行はおおむね維持。利用者が減少した地域では運行本数が減少 ・電力、水道、ガス、電話等のライフラインは概ね維持 ・流通や物流の停滞、生産や輸入の減少により、食料品や生活必需品の供給不足が発生する恐れ ・感染拡大や学校などの臨時休校や介護サービス不足で従業員の出勤率が大幅に低下(最大60%) ・経済活動が縮小、経営破たん増加、雇用失業情勢が悪化
小康期	・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

ほとんどの市で、発生時には新型インフルエンザ等対策本部が設置され、組織図や構成員についても記述されている。

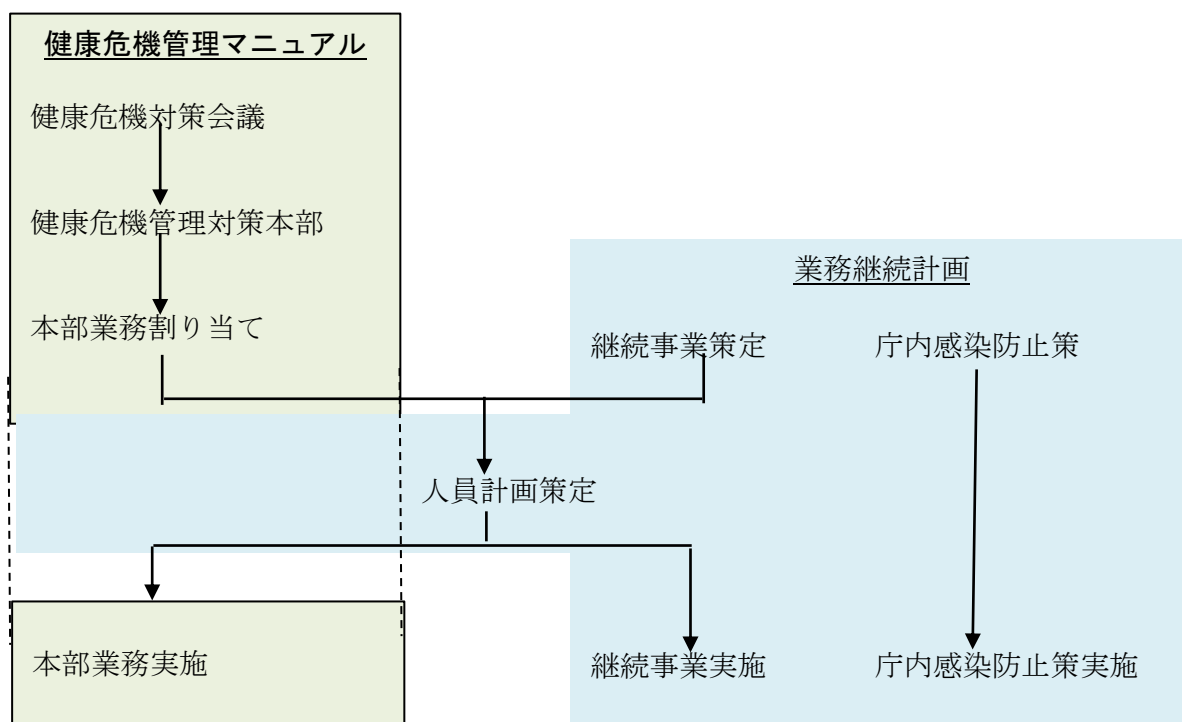
ある市では、対策本部の役割を協議事項として、以下のようにまとめている。

協議事項

- ・ 緊急事態宣言、緊急事態措置内容に関すること
- ・ 感染症サーベイランス情報、患者発生の最新状況等の情報に関すること
- ・ 市内感染状況と被害状況について
- ・ 国、都道府県の対策の最新情報
- ・ 感染拡大防止のための措置内容への対応状況について(各課の役割と指示)
- ・ その他対策の実施に係る総合調整に関すること
- ・ 市業務継続計画の発動と実施

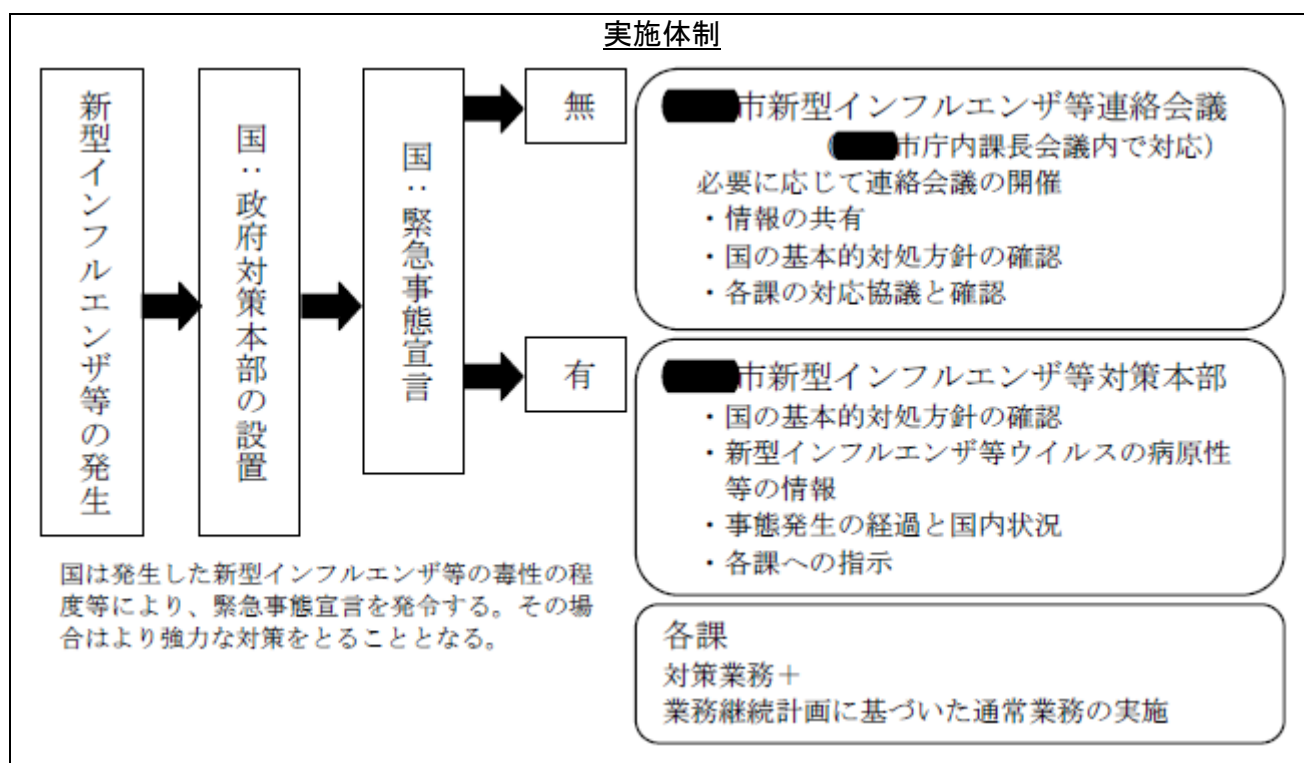
新型インフルエンザ等対策会議でなく、新型インフルエンザを含めた市民の健康危機に対応するため、「健康危機対策会議」としている市もある。この市ではBCP 以外に、マニュアルもあるが「新型インフルエンザ等マニュアル」でなく「健康危機管理マニュアル」となっている。

健康危機管理体制



※業務継続の事務局は、企画総務部、保健福祉部に置く

国が緊急事態宣言を発令した時は、より強力な措置を講じる必要があるため、緊急事態宣言の有無で体制が異なる市もいくつかある。



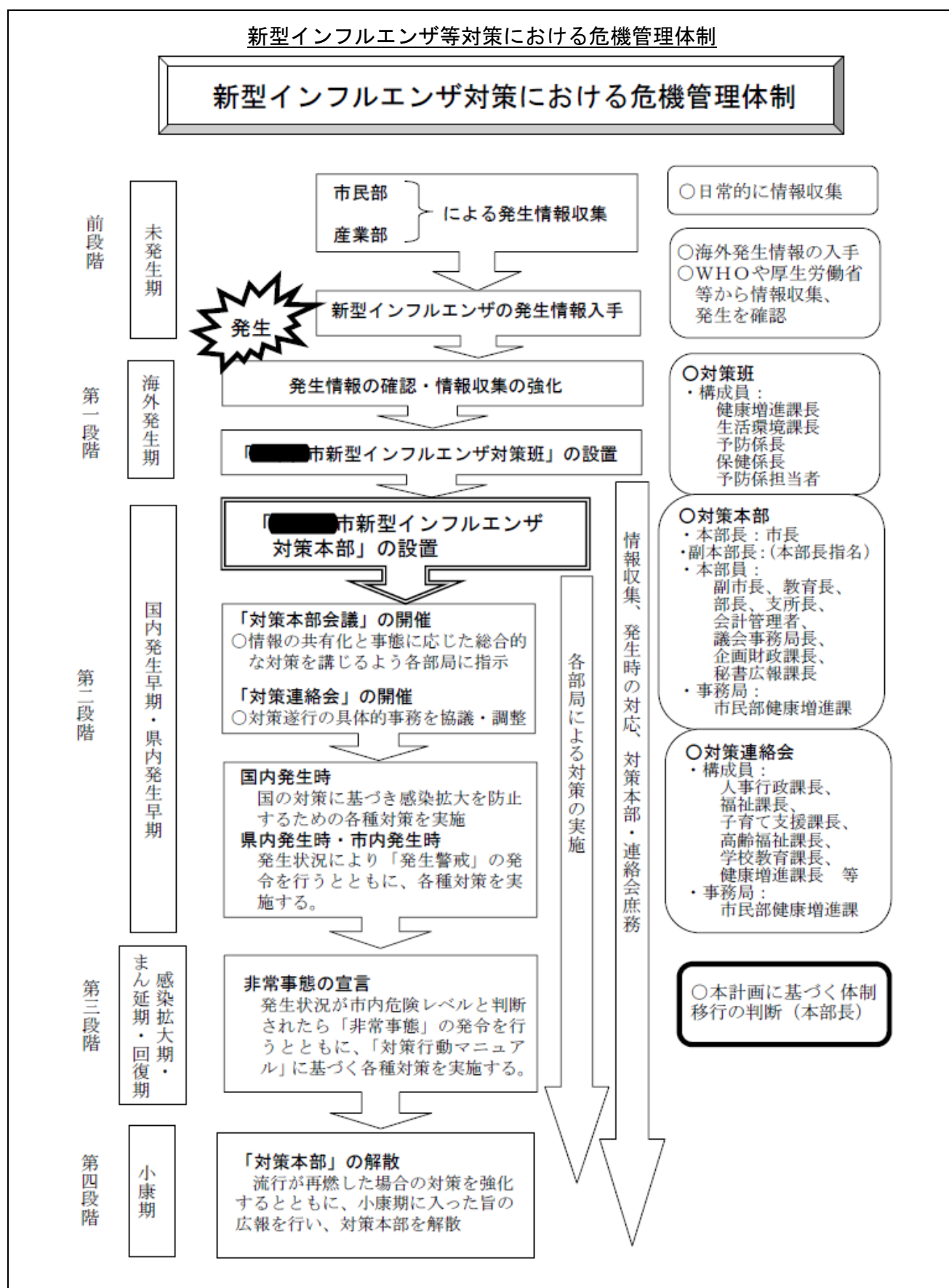
新型インフルエンザ等発生時の業務実施体制として、各部署を「活動班」に組織し、それぞれの役割を決めている市もある。

活動班(国の基本的対処方針に基づく対応)

総務班	監視・情報収集班	予防・封じ込め対策班
・ 対策本部の運営 ・ 関係課連絡会議の運営 ・ 相談窓口の設置 ・ 健康相談、保健指導 ・ 予防対策の普及啓発(広報) ・ ホットラインの体制整備 ・ ライフライン確保への協力要請 ・ 職員の健康管理、特定接 ・ 住民接種体制整備、実施	・ 感染症発生動向調査の把握 ・ 各種情報の収集 ・ 食品安全の周知、注意喚起	・ 地域住民等対策 ・ 市民組織との協働 ・ 感染防御用品備蓄啓発 ・ 食糧、水等備蓄啓発 ・ 学校、事業所等への休業要請 ・ 社会福祉施設への対策 ・ 社会活動の自粛要請 ・ 障害者や高齢者等の要援護者に対する支援
◎総務部 ○保健福祉部 議会事務局 会計課	◎産業経済部 ○建設部 水道課 農業委員会	◎教育委員会 ○消防本部 市民部 保健福祉部 監査委員事務局

◎主になる部 ○副になる部

発生段階別に、対応組織やその役割等を記載している市もある。



情報収集や共有体制についての記述は、ほとんど見当たらない。

(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

新たに発生する業務(新型インフルエンザ等対策業務)は、別途に記載されていたり表現の違い等はあるが、基本的にはすべての市で、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

		業務の考え方	主な業務
S 新たに発生する 業務(新型インフ ルエンザ等対策 業務)		①感染拡大防止業務 ②危機管理体制上必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、情報の収集と提供、相談窓口の開設、地域医療連携支援など ②対策本部の設置、職員の感染状況・出勤状況の把握、職員の応援態勢、関係団体との連携など
通常 業務	A 継続業務 (優先度1)	①住民の生命や健康を守るための業務 ②住民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための業務	①福祉(入所)施設の運営、介護支援など ②戸籍住民事務、生活保護事務、ごみ収集、各種貸付や助成・給付事務など ③選挙事務(※1)、法令で定められた検査など ④通信・各種システムの維持など
	B 縮小業務 (優先度2)	①実施方法を工夫して実施する業務(対面業務等) ②A、C以外の業務	①保険・年金等の申請・届出等事務、各種相談業務など ②道路、公園等の管理、コミュニティバスの運行、人事・財務・契約等の内部管理事務など
	C 休止業務 (優先度3)	①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない(不要・不急な)業務	①学校・幼稚園等の運営、福祉施設の通所サービスの運営、文化・スポーツ施設等の運営、研修・後援会・イベント・集会の開催、表彰事務など ②新規事業に関する業務、各種計画の策定業務、各種調査など

継続業務を、更に「強化業務」と「必須業務」に分類している市もある。

強化業務(A1) :

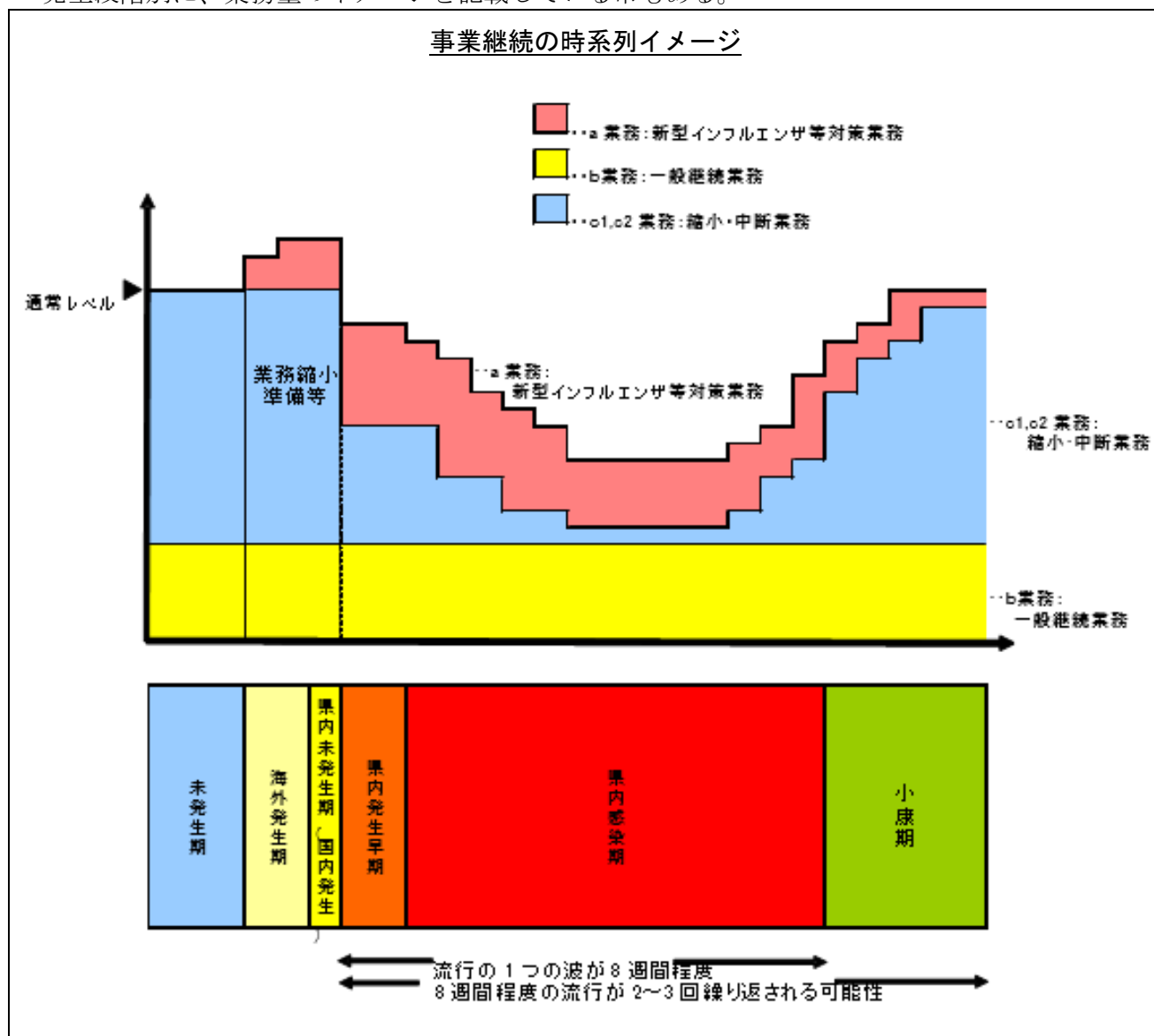
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、業務量が増加するなど、平常時よりも強化を必要とする業務

必須業務(A2) :

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、平時と同様に継続することが必要な業務
- ・ 市民の生命・財産などへの影響により中断・休止が困難な業務

縮小業務のうち、「①実施方法を工夫して実施する業務(対面業務等)」を、継続業務の1つとしている市も、いくつかある。

発生段階別に、業務量のイメージを記載している市もある。



すべての市で、所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。発生段階別や班別、部署ごとのマニュアルの一部としての業務区分一覧等、全体的に詳細なものが多い。

業務区分一覧

情報政策係 対応人数：4人(委託職員含む)		
職務名称	優先度	備考
ネットワーク管理(情報セキュリティ維持含む)	A	最重要インフラ
インターネット・L G W A N 接続環境管理	A	外部通信の確保
基幹系システム運用(技術的業務)	A	市民サービスに直結
サーバの管理	A	市民サービスに直結
パソコン、プリンタ、コピー機の管理	B	基幹系業務を優先
基幹系システム運用(調整・管理業務)	C	
庁内O A 機器の全体管理	C	
予算管理	C	
各部署の業務補助	C	

※ A：継続 B：縮小 C：休止

部署ごとに、新型インフルエンザ等対応業務を発生段階別に記述しているものがいくつかある。

発生段階	部署：管理財政係
未発生期	① 業務継続計画に基づく確認作業、準備及び教育の実施 ② 職員に対し、インフルエンザワクチンの予防接種の実施
海外発生期	① 業務継続計画内容の確認 ② 職員への健康管理の徹底を周知 ③ 職員への新型インフルエンザの正しい知識の周知 ④ 新型インフルエンザ発生に伴う備蓄消耗品等に係る予算の確保
県内未発生期 ～県内発生早期	① 職員の健康管理の強化(感染防止対策の徹底) ② 来庁者との対応管理(手指消毒、マスク着用等の指示)
県内感染期	① 職員の健康管理の強化の継続(感染防止対策の再徹底) ② 職員等の健康状況の把握 ③ 来庁者との対応管理強化(手指消毒、マスク着用等の徹底指示)
小康期	① 係の事務処理等に関する状況把握(遅れ等の有無) ② 流行の第二波に備え、感染予防策の準備等

業務区分一覧だけでなく、各部署別のマニュアルになっているものも、いくつかある。

新型インフルエンザ等対策マニュアル

財務部

- 目的:感染拡大の抑制、市民の健康を守るため、医療・防疫資材の備蓄に係る財政措置を実施し、要支援を行い、情報の収集、共有、発信ができる庁舎管理体制を確保する。
- 体制:対策本部――
 - 財務部―財政課:医療・防疫資材の備蓄に係る財政措置
 - 管財課:庁舎等施設利用対応/相談窓口用回線設置/等
 - 財務課:感染防護用品の準備、配布/食料品や生活必需品の配布
- 管理施設・外部団体との連携:庁舎清掃委託業者(管財課)
- 業務フロー

	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
財政課	感染防護用品の備蓄 →				
管財課	情報収集 →				
	情報提供(相談用窓口設置) →				
税務課	感染防護用品の備蓄 →				

5. 業務区分一覧

		未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
各課共通	経理事務	A	A	B緊急性あるもの	B緊急性あるもの	A
	各種届の給付	A	A	C延期	C延期	A
	通常の窓口相談	A	A	B電話、郵送で対応	C中止	A
財政課	財務事務	A		B緊急性あるもの	B緊急性あるもの	B状況見て
	契約・検査事務			C延期	C延期	B状況見て

A継続 B縮小 C延期・休止

継続業務は、各部署で洗い出しているところがほとんどと思われる。市に限らず、他の区分でも、この洗い出しリストをそのまま一覧表にしているところが多く、基本的には部署別に継続業務を実施する体制となっていると考えられる。

ある市では、「部署別の継続業務の洗い出し一覧」を、業務ごとに分類し直し、部署別の対応だけでなく、組織の横断的協力体制として班別体制を、以下のように構築している。

STEP1. 各部署による継続業務の洗い出し

対人接触を伴う業務	
課	業務内容
人づくり課	ゴミ袋販売、外国人対応
市民課	諸証明書の発行、戸籍事務、住民登録事務等
国民年金課	保険証等発行の窓口事務（原則郵送に切り替え）
水道課	施設管理、漏水対策、給水開始
・・・	

STEP2. 継続業務のまとめ直し

上記の業務洗い出し結果をもとに、継続が必要な業務を次の分類に区分し、組織の横断的協力体制で業務継続にあたる。

業務区分	対応案
①公衆衛生業務	・ 新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ対策本部の指示のもと、必要な業務にあたる ・ 下記の事業継続に必要な人員以外の職員を、交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける
②窓口業務	・ 戸籍、住民記録、税、国保、料金徴収、緊急の相談関連の事務を集約 ・ 徐菌、非接触(シールド)に配慮した臨時的窓口設置 ・ 住民記録等電子ネットワークの活用 ・ 担当部署及び窓口事務経験職員を含めたグループ編成による事務処理 * 交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける
③対人個別対応業務	・ 高齢生活困難者、障がい者、生活保護世帯、児童や高齢者虐待、DV等弱者等の支援が必要となる者への対応 ・ 学校の児童生徒等の対応 ・ 担当部署及び経験職員を含めたグループ編成 * 交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける
④生活環境・ライフライン維持業務	・ 上水道及び下水道、可燃ゴミの収集運搬、し尿収集運搬等は、担当部署を含めたグループ編成 * 交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける
⑤施設管理業務 * 緊急時のみ	・ 道路水路河川、公園施設、公共建築施設やスポーツ施設等の分類にグループを編成する * 基本的には公衆衛生対策の応援に回る
⑥内部事務業務	・ 事務を集約化し必要なものを優先して処理 ・ ネットワークシステム管理、広報事務 * 交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける
⑦各課各施設対応業務(必要に応じて)	・ それぞれの所属部署で対応 ・ 業務量は極端に減少することが予測され、最少人数1名での配置となる * 交代出勤、公衆衛生対策応援にそれぞれを振り分ける

STEP3. 継続しなくてはならない各業務の体制(例：前頁の窓口業務班)

② 窓口業務班

対面での接触者対応を極力減らすことで、互いの感染リスクを軽減しながら、最少人数で業務を継続する。

項目	内容
■継続しなければならない事業	各種諸証明の発行等
■事業担当部署	人づくり課（3 係）、税務課（4 係）、市民課（2 係）、国保年金課（5 係）、上下水道料金課（2 係）
■人員計画	16 名（上記課の係に 1 名）

■体制

- 窓口業務の集約化
 - ・庁舎東側の日直室に諸証明発行等の業務を集約化。
 - ・その他業務については必要に応じて行うが、原則、対面面談は行わない。
 - ・待合室は人と人の接触機会を作るために設置しない。
 - ・申請者等は自家用車内等での待機。携帯電話等での呼び出し方式とし、トイレは庁舎外に仮設トイレ等の配置が望ましい。



- 面談が必要な場合
 - ・エレベータホール及び通路に仮設の面談用窓口を設置
 - ・窓口のシールドを設置して飛沫感染を排除
 - ・職員は I D カードを利用して出入りをする。
 - ・N95 マスク、ゴーグル、防護服着用
- その他
 - ・必要に応じて、市民課外国人登録係のエリアを利用
 - ・防護用バリア、換気装置システム、窓口シールドの設置

業務区分ごとの業務数を集計しているところもある

業務区分ごとの集計結果

新型インフルエンザ等対応業務【A】		206業務 (10.7%)
通常業務		1,716業務 (89.3%)
継続業務	継続（強化）業務【B1】	154業務 (8.0%)
	継続（必須・代替）業務【B2】	616業務 (32.1%)
縮小業務【C】		265業務 (13.8%)
中止・停止業務【D】		681業務 (35.4%)
計		1,922業務 (100.0%)

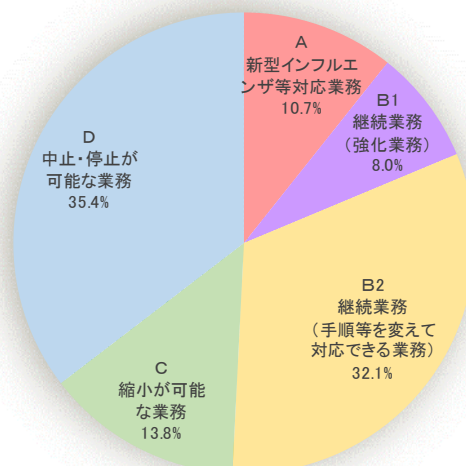


表11 部署別の各業務区分数

部 業務区分	会計課	総務部	総合政策部	財務部	市民部	経済振興部	環境部	健康福祉部	福祉長寿部	子ども部	街づくり部	建設部	市議会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	生涯学習部	学校教育部	水道部	計
新型インフルエンザ等対応業務【A】		9	6	2	8		13	20	53	31	5	11					38	10		206
継続(強化)業務【B1】		9	6	5	5	18	5	8	14	27	18	1	1	1			31	4	1	154
継続(必須・代替)業務【B2】	4	14	15	24	23	8	65	43	161	42	48	46	3	2	1	4	66	41	6	616
縮小業務【C】		6	11	12	11	1	23	37	21	32	14	33					41	23		265
中止・停止業務【D】		42	16	10	71	41	57	64	84	55	53	31	8	1	1	5	101	35	6	681

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

半数くらいの市では、現在の人数や新型インフルエンザ等発生時の欠勤者数、業務に必要な人数等の記載がある。

対応人員

部署名	正職員数 (a)	委託職員数 (b)	想定欠勤者数 (c)	継続・縮小業務 従事者数(d)	新型インフルエンザ 対策業務対応 可能数(a+b-c-d)
総務課	7	3	4	5	1
企画課	6	4	4	6	0
市民生活課	14	6	8	20	▲8
保育所等	...				
上下水道課	...				

部署別業務区分別に、応援必要人数(不足人数)、応援可能人数を記載している市もある。

業務別職員数

健康福祉部				
	継続業務	縮小業務	休止・中断業務	新型インフルエンザ等対策業務
業務内容	保健センター管理維持	家庭訪問	出前講座	対策本部の設置・運営
	窓口・電話業務	申請窓口	乳幼児教室	情報収集・情報提供
	救急医療業務	母子健康手帳交付	健康診査業務	ワクチンの予防接種
	...	...	...	...
必要人数	5 人	5 人	0 人	30 人
必要人数計	40 人			
通常職員数：30 人 (正職員 20 人+臨時職員 10 人)		職員数 60%：18 人 (新型インフルエンザまん延期)		
応援可能人数：0 人		応援必要人数：22 人		

継続業務ごとに人員計画や人員確保手段(班交代制や交代勤務制等)を記述している市もある。

項目	内容
継続業務	水道供給、宅内検査と給水開始
事業担当部署	水道課
人員計画	6 名(水道課職員数の 60%)
体制	課全体でも正職員は課長以下10名であり、そのうち 40%が欠勤あるいは家を離れられない事情があるとなれば、実質6名での対応となる。そのため、庁舎での窓口対応2名と実働担当として2名2グループを編成し対応にあたる ※ライフラインの維持として平常どおり行わなければならない業務 <pre> graph TD A[※ライフラインの維持として平常どおり行わなければならない業務] --> B[安心・安全な水道水の安定供給] A --> C[給水申請書や完成届等の受理と、すみやかな宅内検査及び中止再開、開栓作業。] A --> D[本管・宅内漏水等の緊急事態] B <--> E[状況の把握 連絡調整] E --> B E --> F[東部広域水道施設管理委託業者] F --> E C <--> G[調整・作業] G --> C G --> H[市民指定水道業者] H --> G D <--> I[情報提供 復旧作業] I --> D I --> H H --> I </pre>

臨時職員は、基本的に出勤停止とし、基本的には人員計画に含めていない市がある。

事業継続のための人員計画

■職員数 500 人 → 欠勤率 40% = 200 人

想定される欠勤理由	想定人数
職員が患者となる	約 70 名 (CDC モデルより)
患者との濃厚接触者は自宅待機*7 日程度	算出不能
家族が患者となり、看病が必要となる	算出不能
学校、保育園等が閉鎖となり育児が必要となる	小学生以下の子供を養育する職員 140 人
臨時職員 危険業務にあたるため原則出勤停止 *段階的業務縮小の中で必要に応じて出勤を要請。	約 430 人

■業務遂行可能数 正職員数：500 人 — 200 人 = 300 人

臨時職員：430 人 — 430 人 = 0 人

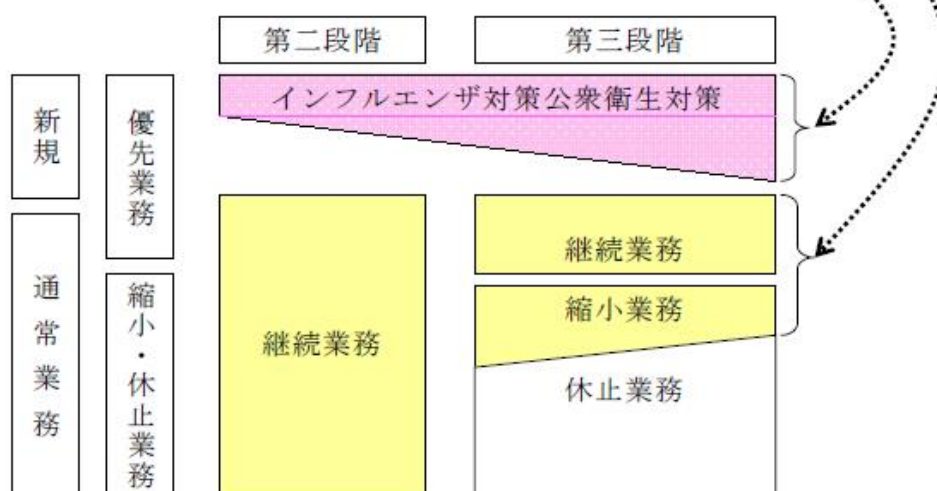
930 人 — 630 人 = 300 人

■事業継続に必要な職員数

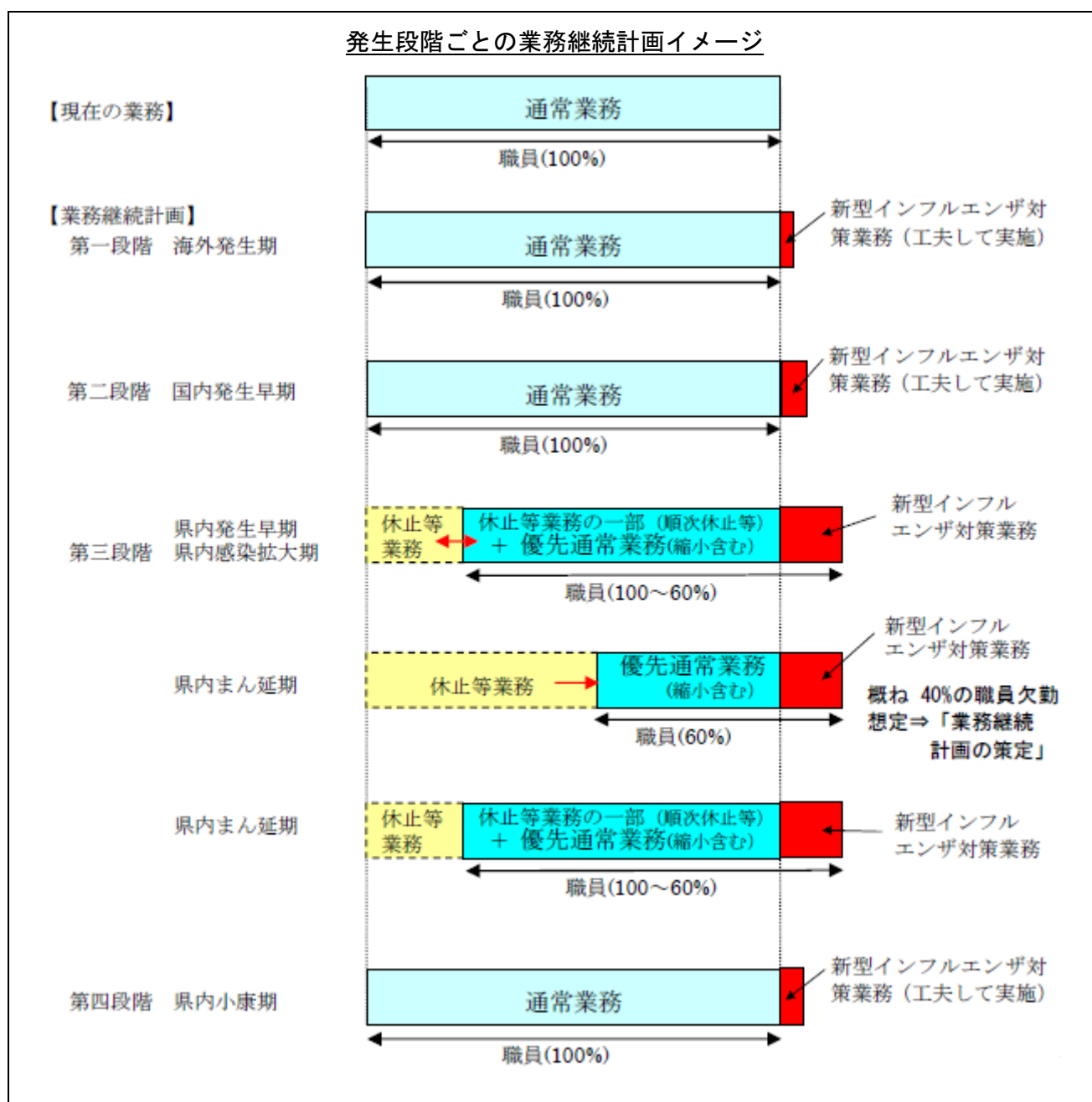
142 人

■公衆衛生対策応援やその他関連業務に回る職員数

158 人



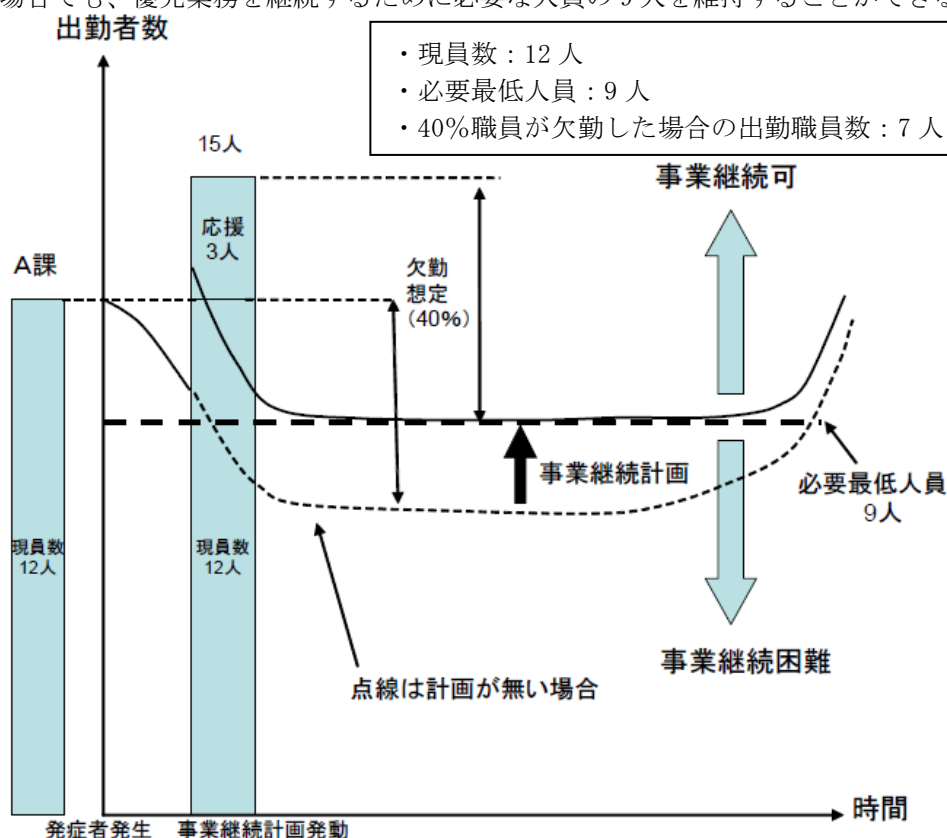
発生段階別の業務継続イメージとして、職員配置を示しているところもある。



どこの市でも新型インフルエンザ等発生時に人員が不足した場合、応援配置により業務を継続していくと思われるが、それをイメージ的に示している市がある。

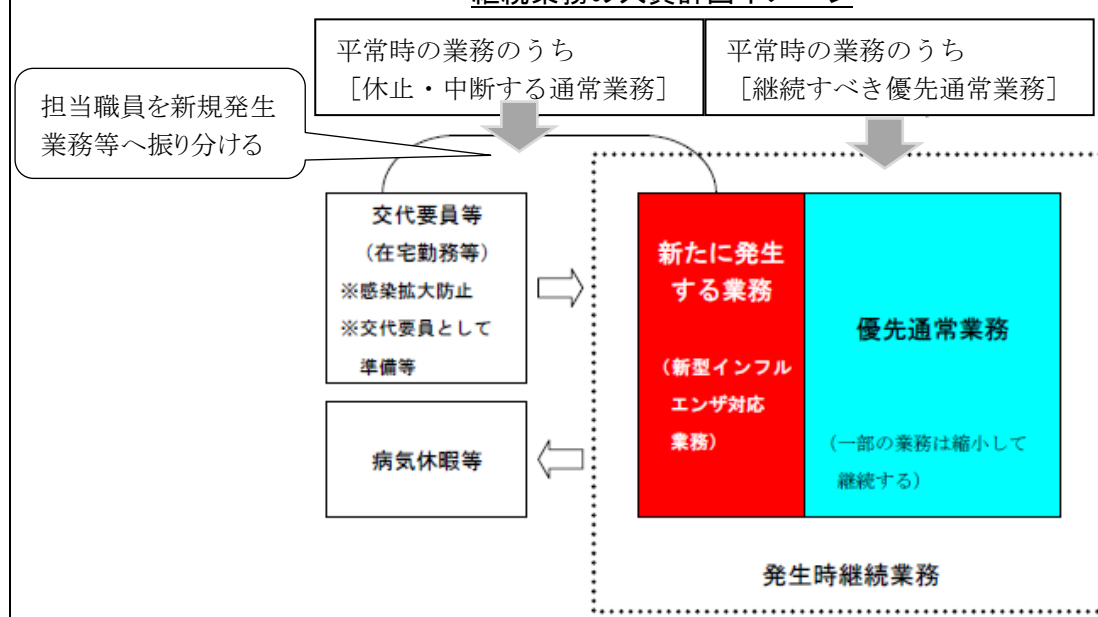
応援配置による業務継続イメージ

下の図で、事業継続計画の発動により3人の応援職員が配置されることで、最大被害想定である40%の職員が欠勤した場合でも、優先業務を継続するために必要な人員の9人を維持することができる

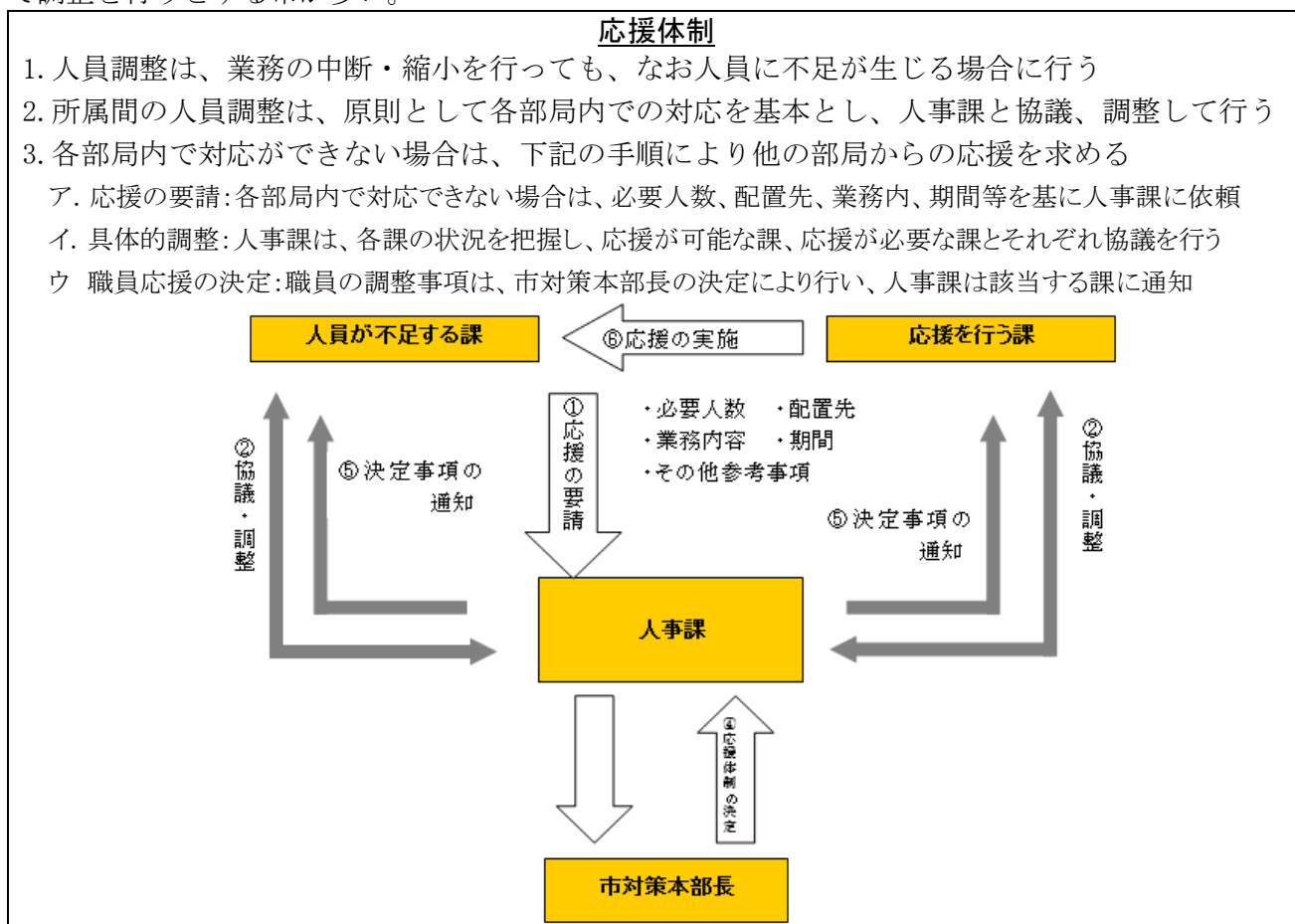


人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充する市が多い。

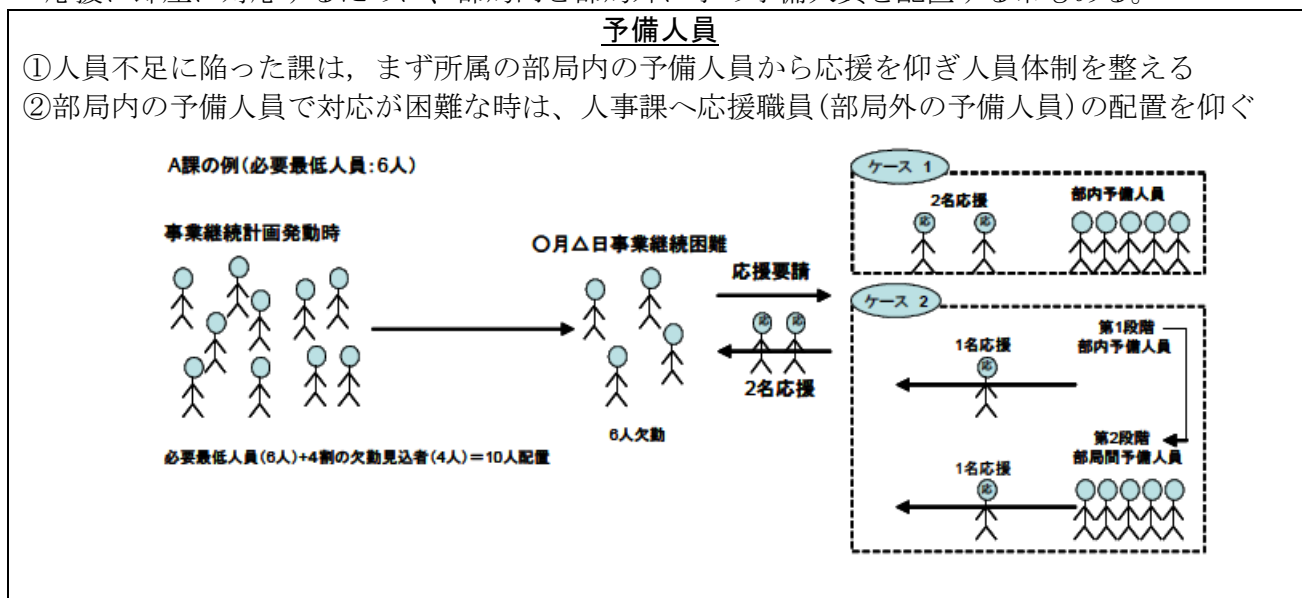
継続業務の人員計画イメージ



「縮小・休止業務」から人員を補充しても不足する場合の応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとする市が多い。



応援に即座に対応するために、部局内と部局外に予め予備人員を配置する市もある。



具体的な人員確保の手段としては、専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「業務内容の共有化」「資格取得者や業務経験者等のリストアップ」等がいくつかの市で回答されている。他に人員確保手段としては、感染対策でもある「班交代制」「在宅勤務」「通勤方法の変更」「勤務時間の変更」等がいくつかの市であげられている。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

咳エチケット等の基本的な対策は、個人が行う対策として、ほとんどの市で記述されている。

個人が行う対策

1. 日頃から十分な栄養や睡眠・休養をとり、体調管理に努める

人間にもともとある病原体から身を守る免疫機能を高めるため、毎日の健康管理に努めることが大切である

2. 手洗い・手指消毒を励行する

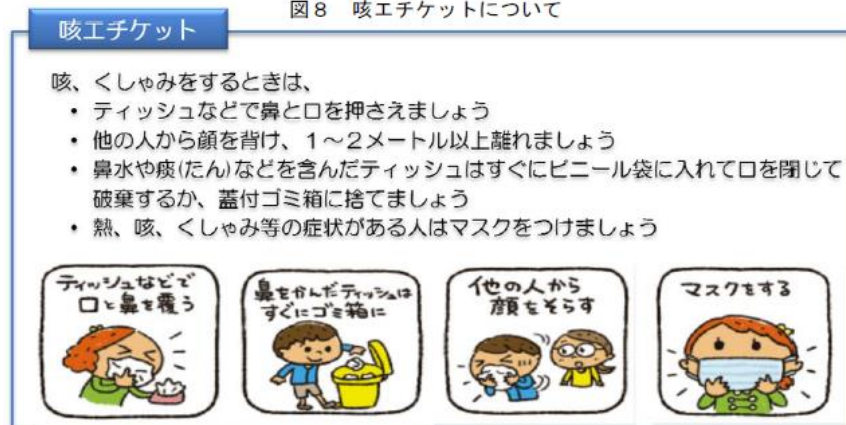
感染予防対策の基本として、外出からの帰宅・帰庁後や不特定多数の者が触るような場所に触れた後は、流水と石けんで手指消毒を行う。また、感染者が居た場所等の消毒を行った際、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い・速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒を行うものとする



3. 咳エチケットを励行する

咳・くしゃみにより、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が、1～2m浮遊し、これを人が吸い込むことによって感染(飛沫感染)するが、咳エチケットによってこれを防ぐことができる

図8 咳エチケットについて



4. マスク着用の徹底

混み合った場所、換気の悪い屋内では、マスクを着用する

庁舎での感染対策としては、以下の点が記述されている。

庁舎での感染対策

1. 咳・くしゃみによる飛沫感染、接触感染の防止
 - ① 市民等に対し、手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の励行を要請する
 - ② 庁舎の玄関出入口、トイレ、全所属等に消毒薬を設置する
 - ③ 不要不急の来庁や発熱や咳、全身倦怠感などのある市民の来庁自粛を要請する
2. 対人距離(2メートル)の確保等
 - ① 待合場所では、対人距離を確保するため、臨機応変な対応を行う
 - ② 対応職員も、対人距離を保つため業務のあり方や施設の使用方法を検討する
3. 蓋付き専用ゴミ箱の活用
4. エレベーターの使用制限
5. 職場の清掃・消毒
 - ① 通常の清掃に加え、トイレのドアノブ等よく人が触れるところのふき取り清掃を行う
 - ② 職員の発症時、その職員の机、触れた場所等は、消毒用アルコールによるふき取り清掃を行う
 - ③ 室内を適度な温度・湿度に保ち、換気を2時間ごとに行う
6. 個人防護具の使用

発生段階ごとに、職員(個人)と庁舎内での感染対策を記述している市もいくつかある。

発生段階別職員(個人)の感染対策

発生段階	感染対策
前段階 (未発生期)	● 咳エチケット、手洗い・うがいの励行、健康管理 ● 新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ● 家庭での食料品・マスク等の備蓄
第一段階 (海外発生期)	● 咳エチケット、手洗い・うがいの徹底 ● 海外渡航の自粛 ● 家庭での食料品・マスク等の準備 ● 職員への予防接種(特定接種)
第二段階 (国内発生早期)	● 咳エチケット、手洗い・うがいの徹底 ● 不要不急の外出の自粛、海外渡航の自粛 ● 朝の検温、発熱者の出勤自粛 ● エレベーターの使用自粛 ● 通勤時、職場内でのマスクの着用 ● 出張・会議・打ち合わせの自粛 ● 職員への予防接種(特定接種)
第三段階(県内発生早期)	● 咳エチケット、手洗い・うがいの徹底 ● 不要不急の外出の自粛、海外渡航の自粛 ● 朝の検温、発熱者の出勤自粛 ● 庁舎に入る際の手指消毒の実施 ● エレベーターの使用自粛 ● 通勤時、職場内でのマスクの着用 ● 出張の原則禁止 ● 会議・打ち合わせの自粛
第三段階 (県内感染期)	
第四段階(小康期)	● 咳エチケット、手洗い・うがいの徹底 ● 状況に応じて、「平常時」へ移行

発生段階別庁舎の感染対策

発生段階	感染対策	
第二段階 (国内発生早期)	施設	● 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ● 清掃・消毒の励行、消毒液の設置 ● ふた付きの専用ゴミ箱を各フロアに設置 ● 食堂、喫茶店、売店、喫煙室の使用制限や閉鎖準備 ● マスク未着の来庁者へのマスクの配布準備 ● 受付窓口に飛沫感染防止用カウンターを設置 ● エレベーターの利用制限
	来庁者	● 不要不急の来庁自粛要請 ● 来庁出入口の制限 ● 受付窓口の制限 ● 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請
第三段階 (県内発生早期)	施設	● 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ● 清掃・消毒の強化、消毒液の設置 ● ふた付きの専用ゴミ箱を各フロアに設置 ● 食堂・喫茶店・売店・喫煙室の閉鎖 ● 「来庁者立入禁止区域」を設け、来庁者と職員の動線を区分 ● エレベーターの利用制限 ● マスク未着の来庁者へのマスクの配布 ● 受付窓口に飛沫感染防止用カウンターを設置 ● 総合案内には、防護服・マスク(またはフェイスシールド)等の個人防護具を着用した職員を配置
	来庁者	● 不要不急の来庁自粛要請 ● 来庁出入口の制限 ● 受付窓口の限定 ● エレベーター使用の制限 ● 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請
第五段階 (小康期)	施設	● 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ● 清掃・消毒の励行、消毒液の設置 ● ふた付きの専用ゴミ箱を各フロアに設置 ● 食堂・喫茶店・売店・喫煙室の再開
	来庁者	● 来庁出入口・受付窓口の制限を解除 ● 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請

半数程度の市では、感染対策として、マスクや消毒液等の備蓄も記述されている。備蓄品リストを作成している市もある。

各所属から対策本部に、職員の発症状況を報告する時の取りまとめ表がある市もある。

所属名	所属人数	学校等に 通う子供有 の職員	要介護の 家族有の 職員	その他支 援の必要 有の職員	左記 3 項 目該当職 員	勤務できない職員	
						人数	氏名
〇〇課	10 人	2 人	1 人	1 人	2 人	2 人	A さん 1 週間 B さん : 1 週間

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

半数程度の市では、「日頃から訓練や研修を実施し、対応能力の向上に努めていく」程度の記述であり、以下のように具体的な訓練や研修について記述している市は、少ない。

項目	概要
基本研修	新型インフルエンザに関する基礎知識、基本方針、危機管理組織と体制、事前対策・発生時の対策等の基本的な知識を全ての職員に対して周知を行う。
専門研修	基本研修のほか新型インフルエンザに関する専門的な知識が必要とする部署においては、業務の状況に応じて専門家等による専門研修を行う。
机上訓練	新型インフルエンザ発生の初期段階である第一段階(海外発生期)から第二段階(国内発生早期)、さらに第三段階(感染拡大期～回復期)に進展する状況を設定した机上訓練等により、各所属における継続する業務のための対策を確認するとともに、職員に周知徹底する。
感染予防対策訓練	感染予防対策に関する訓練として、個人防護具の着用訓練や出勤時の体温測定、職場内で感染者が出た場合を想定した対応の訓練、職場の消毒、濃厚接触者対応等の訓練を行う。
代替者訓練・業務要領変更訓練	部又は課単位において、職員の多くが欠勤した場合を想定し、職員が複数の業務を行うことができるようにしたり、事前に指定された職員が欠勤者の代替要員として業務を行うなどの代替者訓練や、業務要領の変更訓練を行う。
訓練メニューの事例 ○マスク・防護服等個人防護具の正しい着用・廃棄方法 ○個人防護具を装着した状態での勤務訓練 ○職場で感染者が発生した場合の対応訓練 ○職員の安否確認訓練 ○大規模流行期における来庁者の対応訓練(来庁者の誘導等) ○意思決定者が欠勤した場合の代替者による業務継続訓練 ○市民や事業者との連携訓練 等	

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

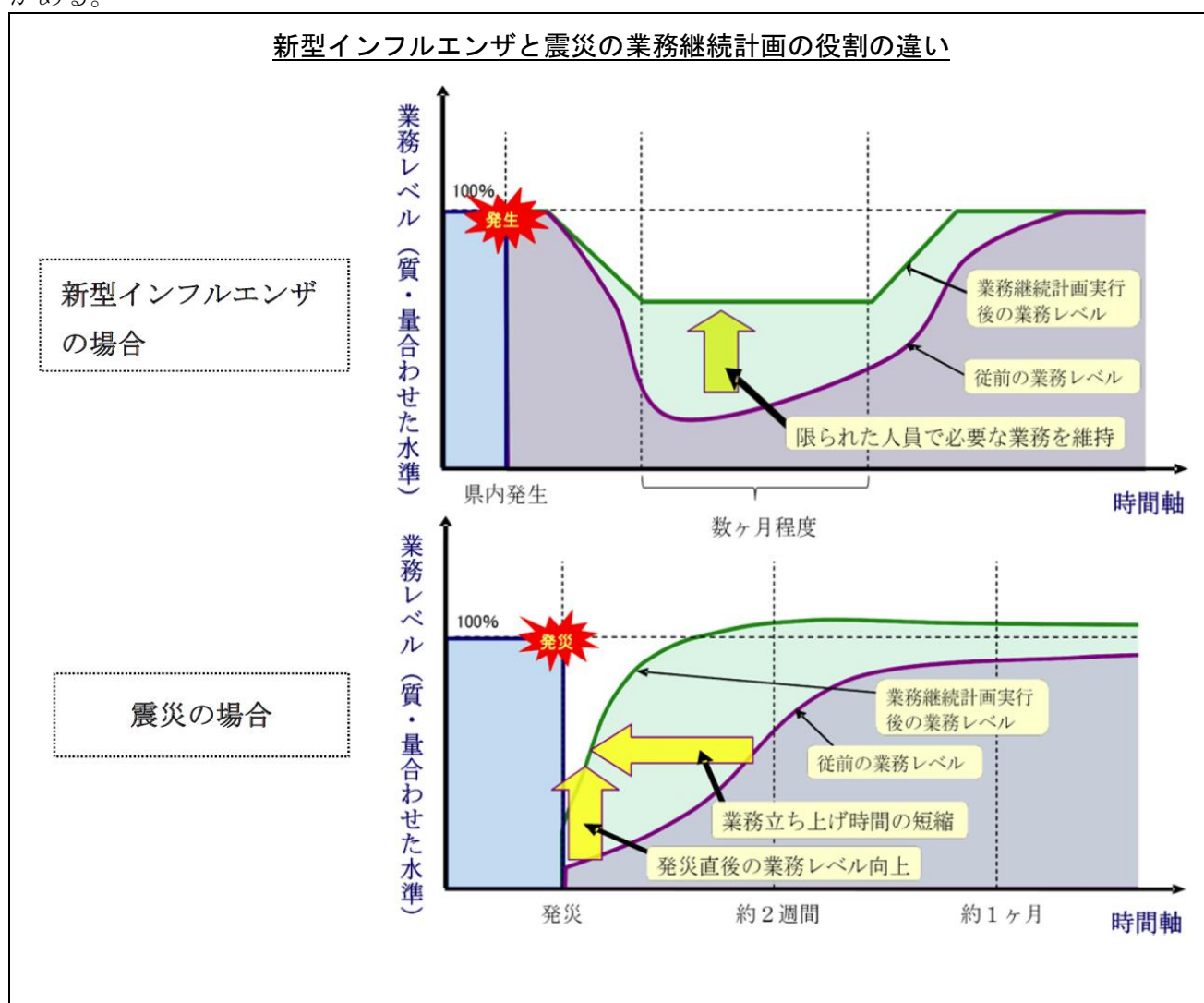
ほとんど市の BCP は新型インフルエンザ等専用であるが、多くの市では地震等の災害との被害の違いや BCP の違いについて、記述している。

業務継続計画(地震編)との関係
・ 地震等と新型インフルエンザ等は、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、業務継続計画としては別に作成するものである ・ 新型インフルエンザ等は、段階的かつ長時間にわたり被害が継続するものであり、地震や風水害とは異なる性格を持つため、その違いを把握した上で優先して継続する業務の選択等を行う必要がある ・ 地震では、災害発生時に、本市が実施すべき応急復旧業務や業務継続の優先度が高い通常業務を継続(早期の再開、復旧)するために、事前に資源(職員、庁舎、資機材等)の確保・配分や必要な対策を定める計画であるのに対し、新型インフルエンザ等では、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる

新型インフルエンザ等と災害(地震等)との違いを、表としてまとめているところも多い。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的である(支援が難しい)	・ 被害地域はある程度限定される(被災地外からの支援が可能)
被害の影響	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響予測が可能
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染防止対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
被害期間	・ 第一波の期間が約8週間、その後の第二波、第三波による長期化の可能性あり	・ 最初の地震が最大被害で、余震も一定期間継続

新型インフルエンザ等と地震の場合のBCPの役割や効果の違いをイメージ化している市もいくつかある。



(10) 関係自治体等との連携

都道府県や国、他市町村との連携は、「新型インフルエンザの感染の拡大や被害の抑制を図るため、相互に緊密な連携を図りつつ、相互協力し対策を推進できるよう連携体制を築いていく」程度の記述しかない。

委託業者(警備、清掃、物資調達、システム保守)や指定管理者との連携については、大部分の市で記述されている。

外部事業者等との連携

- ・ 庁舎管理や警備、各種設備、システムの保守点検等の業務委託事業者への要員確保及び事業継続の要請を行うとともに、事業者等との連携体制(情報共有体制など)を構築する
- ・ 情報システムに障害が生じることのないよう、市の情報システム受託事業者に対し、業務の継続に向けた協力を要請する
- ・ 優先通常業務の受託業者が発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認
- ・ 施設の指定管理者や業務の委託事業者に対しては、市の方針を事前に説明し、理解、協力が得られるように努める

5 町

区分	対象数
町	11

5.1 BCP の特徴と共通点

1 町に対してはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

11 の町のうち、8 つが新型インフルエンザ等専用の BCP である。ただし 1 町は感染症対策マニュアルで感染防止策等の記述はあるものの、業務継続に関する記述はなく、別紙(1 枚)で「業務継続計画(案)の概要」となっており、BCP としてはまだ完成していないようである。

3 町は地震等の災害も含めた総合的な BCP である。うち 2 町は新型インフルエンザ等対応業務の記述もあり、新型インフルエンザ等にも対応できるようになっている。ただし 1 町は地震等の災害中心であり、新型インフルエンザに関する記述はほとんどない。

町の BCP の主な共通点と特徴は以下の通り。

- 新型インフルエンザ等専用の BCP が大部分である。
- 対策本部の設置や対策本部の役割は、町で大きな違いはなく、共通している。
- 多くの町では、新型インフルエンザ等発生時の業務区分は「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の 4 つに区分され、その考え方も共通している。
多くの町では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されている。
- いくつかの町では、人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充し、応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとされている。

5.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・ 2 町で平成 24 年の特措法の制定が BCP 策定の背景となっている。 ・ ヒアリング調査では、地震対策用の BCP を策定する際に作業を進めていく上で共通事項が多いことから、地震と新型インフルエンザの BCP を同時に策定したとのことである。
(2)BCP 策定の体制	・ ヒアリング調査では、危機管理室から各部に周知と業務の区分を依頼し、再度会議体で検討し、最終的に危機管理室でまとめたとのことである。
(3)被害想定	・ 多くの町では「政府行動計画」を基に被害を想定している。 ・ そのうちのいくつかの町が自町の被害まで想定している。
(4)発生時の体制	・ 「対策本部」が明記されているのは 9 町である。「対策本部」の設置が明記されていない 2 町は、ともに、地震等も含めた総合的な BCP である。 ・ 対策本部では、情報の集約や分析等を行い、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。
(5)継続・縮小業務	・ 多くの町では、表現の違いは多少あっても、新型インフルエンザ等発生時の業務を以下のように区分している。「休止業務」を「停止可能業務」と「休止業務」に更に分類しているところもある。区分の考え方も基本的には共通している。

	<u>「新型インフルエンザ等対応業務」</u> ・ 新型インフルエンザ等の発生、流行に伴い、新規に発生する業務であり、平時は行っていない業務、又は強化する業務 <u>「継続業務」</u> ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命を守り、住民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務 <u>「縮小業務」</u> ・ 縮小、又は取扱方法を変更して継続する業務 <u>「休止(延期)業務」</u> ・ 休止(延期)する業務 ・ 多くの町では、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されている。
(6)人員計画	・ 新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されているのは1町だけである。 ・ いくつかの町では、人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充し、応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとされている。 ・ 多くの町では、感染対策でもある「時間差通勤」「在宅勤務」「交代制」や「マニュアルの整備」「外部人員の活用」「スキルマップの作成」等があげられている。
(7)感染防止対策	・ 多くの町では、職場での感染防止策として、咳エチケット等基本的な感染対策や健康管理等が記述されている。 ①感染者との接触機会の低減 ④清掃・消毒 ②手洗い・手指消毒 ⑤職員、職員家族の健康管理 ③咳エチケット ・ 職場でのその他の感染対策は以下の通り。 ・ 来庁者の立入場所の制限、訪問スペースの特定 ・ 相談、窓口業務での対応、指定場所での実施など ・ 各種申請や相談業務の受付窓口 →電話、郵送、電子申請等の活用、飛沫感染防止用カウンターの設置 ・ その他 ・ 備蓄 ・ 特定接種
(8)訓練・研修	・ いくつかの町で具体的な訓練や研修等について記述されている。 ・ 内容としては「業務継続訓練」「新型インフルエンザ等に対する教育や対応訓練」があげられている。
(9)他 BCP との関連性	・ 地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCP の効果」の違いを比較しているところもある。
(10)関係自治体等との連携	・ 国や県、他自治体との連携は、ほとんど記述されていない。 ・ 1町で、委託業者(警備、清掃、物資調達、システム保守)や指定管理者との協議を行うとある。

5.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

2 町で「平成 24 年度の特措法の制定に基づき、BCP を策定した」との記述がある。

ヒアリング調査では、『地震対策用の BCP を策定する際に、作業を進めていく上で共通事項が多いことから、H29.3 月に地震と新型インフルエンザの BCP を同時に策定した。BCP は国や県から策定の必要を求められていた。町としては地震や災害のものを優先に作る必要があったが、人員が限られた中で作っているの、一緒に策定したほうが効率がよいということだと思う。』とのことである。

(2) BCP 策定における体制

ヒアリング調査では、『管理職会(課長クラス)と総務課危機管理室の体制でまず会議体を設けた。次に、各部に周知と応急業務・通常業務の洗い出しを依頼し、その結果を再度管理職会で検討した。策定に関する実務については、危機管理室の担当者 1 名で対応した。小さい市町村だと、マンパワーの点から 1 人程度で作成することになるので大変である。新規で策定するところについては、好事例のひな型を提供してもらえるとありがたい。外部委託はしていない。自前で情報入手して作った。例えば体制などについては、既に策定されていた新型インフルエンザ用の行動計画を基礎資料とした。担当は危機管理担当として経験が豊富で、各課との調整に精通している人だから円滑に進んだ。通常、消防関係、危機管理全体を担当している。若い職員だと難しいかもしれない。室長という立ち位置で策定してもらえたのでよかったと思われる。室長は管理職ではなく補佐級である。室長は BCP 担当で、現場が 2 名。町長が危機管理室を設置してくれて、やりやすい形を作ってくれている。新型インフルエンザの場合、情報量の多い福祉保健局との連携が重要であるため、横の連携を重要視している。委員会を開催したのではなく、管理職会議の後に健康福祉課長に了解を得た。

この町では、各課でマニュアルの整備を行うことになっているが、現状として健康福祉課にはマニュアルがあるが、その他の課で作成しているかは不明。恐らく全課にはない。フォーマットを準備して、まずは応急業務だけでも洗い出ししてほしいと打診はしている。本来は必要であると思うが、実際のマニュアル化はなかなか難しい。現在、対応に追われている部局への依頼はしづらい状況である。

継続して BCP を更新していくことも大切である。行動計画は H26 作成だが、少し内容に疑義もある。更新の流れを作るのは難しい。マンパワーも限られており、外部委託も難しい。』とのことである。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

11 町のうち、7 町では「政府行動計画」を基に被害を想定している。

政府行動計画

- ・罹患率 : 25%
- ・流行期間 : 約 8 週間(ピーク時 : 約 2 週間)
- ・欠勤率 : 最大 40% ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

「政府行動計画」を基にしている 7 町のうち、2 町が自県と自町の被害を想定している。

	〇〇県	〇〇町
り患者数	約〇万人	約〇万人
外来患者数	約〇万人	約〇万人
入院患者数	約〇万人	約〇万人

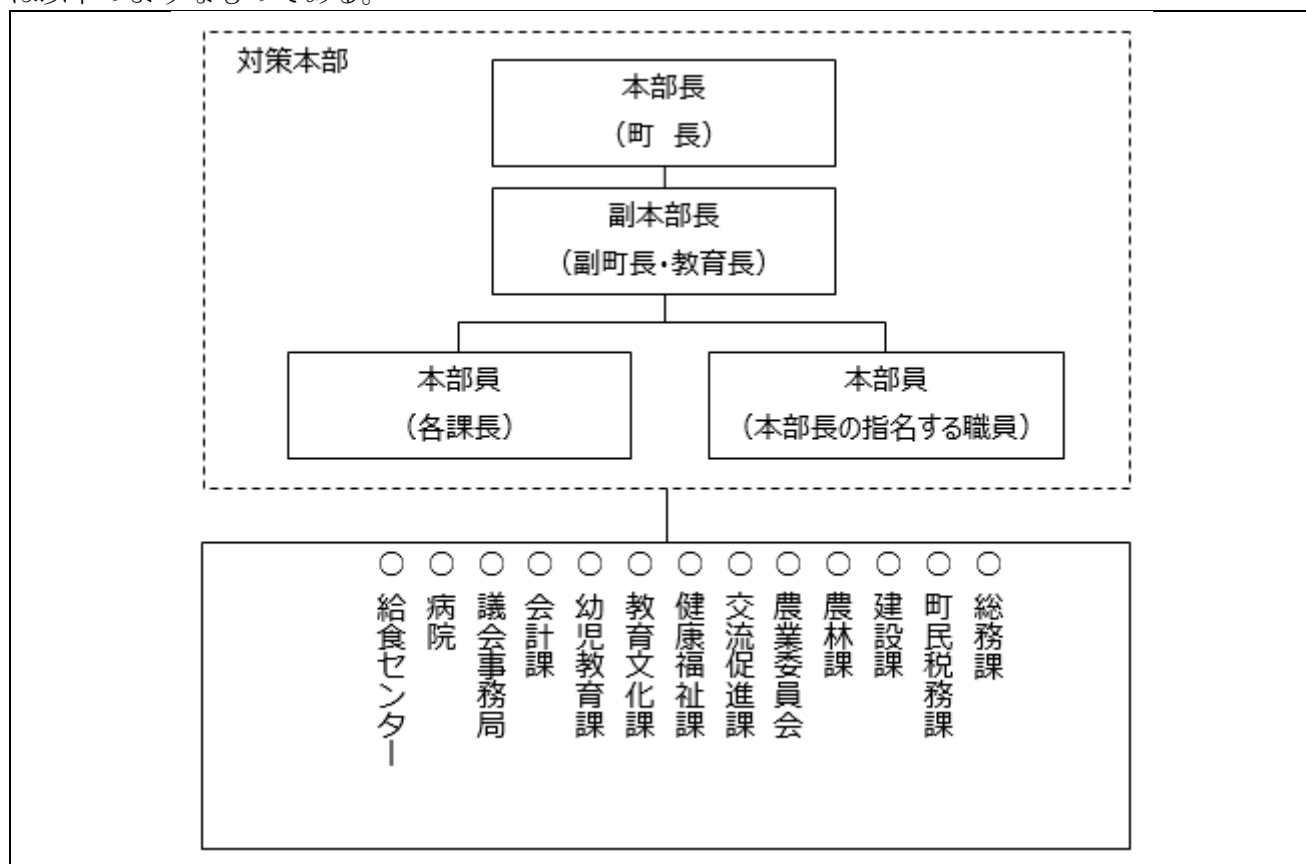
死亡者数	約〇万人	約〇万人
欠勤率	20～40% (業種によりピークが異なる)	
到達時間	海外で発生してから日本到着まで2～4週間程度と想定	

社会状況について記述しているのは1町だけである。

発生段階	想定される町民生活・町民経済状況
海外で発生の疑い	・帰国者が増加 ・出張や旅行の自粛 ・町民やマスコミからの問い合わせが増加
海外発生期	・帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・町民の不安が増大し、国、地方公共団体、保健所、医療機関等へ町民やマスコミからの問い合わせが増加 ・食料品や生活必需品に対する需要が増加 ・マスク、消毒液等の需要が増加
国内発生早期 (町内未発生期) (町内発生早期)	・新型インフルエンザ電話相談や119番に相談の電話が急増 ・国、地方公共団体等へ町民やマスコミからの問い合わせが急増 ・発生地域における学校、保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・発症者との濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生 ・一部事業者で不要不急の事業を縮小や休止する動き ・一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き ・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇止め等が増加 ・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性
国内感染期 (町内未発生期) (町内発生早期) (町内感染期)	・抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数、医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・業務資源(医師、看護師、医薬品、人工呼吸器等)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・学校や保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が全国に拡大 ・公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では運行本数が減少 ・電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ※政府の新型インフルエンザ等対策上の目標であるが、事態が悪化した場合、供給が停止する可能性もある ・市町村によるゴミの収集や処理、遺体の埋火葬などで遅延や休止のおそれ ・流通や物流の停滞、生産や輸入の減少で食料品や生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・感染拡大に加え、学校や保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、家族の育児や介護等に伴う従業員の欠勤が増加(最大4割程度) ・経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化
小康期	・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等発生時には、9 町で対策本部の設置が明記されている。代表的な組織構成は以下のようなものである。



9 町すべてに対策本部の役割が明記されているわけではないが、対策本部は、情報の集約や分析等を行うとともに、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。「業務継続体制への移行」「縮小・中断業務の再開」についても検討し判断をするが、実際に対策を実施するのは各所属、各部署となっているようだ。1 町では、レベル別対応として、レベル 3 の時に対策本部が設置され、設置場所や構成員、所轄事項が記述されている。

レベル 3 [担当：町感染症対策本部] (事務局：総務課、健康づくり課)

- ① 国内で、新感染症、新型インフルエンザ感染症又は一類感染症が発生した場合
- ② 町内で、二類感染症[結核を除く]が発生した場合
- ③ 町内で、三類又は四類感染症が発生し、感染者数が 1 週間以内に 10 名以上(1施設内除く)となった場合
- ④ その他、町長がレベル3にすべきと判断した場合

[対応内容]

- (1) 町感染症対策本部及び副本部の設置
- (2) 被害が拡大し、広域的な対応が必要で、国や県が対応策を示した際は、その指示に従う

[構成員]

本部長: 町長(対策本部を統括し、最終的な意思決定を行う)
 副本部長: 副町長、保健・医療・福祉統括センター長(本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、代理となる)
 構成員: 教育長、支所長、総務課長、各課長、町立病院等の事務長、総務課主幹(危機管理担当)で構成

[所轄事項]

- (1) 最新で正確な情報の収集に関する事
- (2) 国又は県健康対策課からの指示に関する事
- (3) 情報提供の範囲及び方法の決定に関する事
- (4) 正確な情報に基づく対応策の決定に関する事
- (5) 対応策に係る役割分担に関する事
- (6) その他本部長が必要と認める事

またこの町では、構成員の主な役割として各課の主な役割や所掌事項も記述されている。

担当課	主な役割
総務課	・ 対策本部の事務局事務に関すること ・ 危機管理の総合調整及び対策に関すること ・ 消防局、警察本部との連絡調整に関すること ・ 庁舎等管理上の検討に関すること ・ 町民及び報道機関への情報提供に関すること ・ 職員の健康管理に関すること
健康づくり課	・ 副本部の事務局事務に関すること ・ 対策本部の指示に基づく諸々の実務に関すること ・ 対策本部(総務課)と連携し総合調整を図ること
住民生活課	・ 感染拡大防止(防疫等)に関すること ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること/環境保全に関すること
福祉課	・ 災害時要援護者支援に関する事項 ・ 感染拡大防止(防疫等)に関すること ・ 所管施設等の情報収集及び連絡調整に関すること
児童育成課	・ 所管施設等の情報収集及び連絡調整に関すること
学校教育課	・ 所管する学校施設等との情報収集及び連絡調整に関すること
町立病院、診療所	・ 医療提供体制に関すること ・ 感染拡大防止等に関する専門的立場での指示、助言 ・ 医療施設についての専門的立場での指示、助言

対策本部の設置が明記されていない2町は、ともに新型インフルエンザ等専用のBCPでなく、地震等も含めた総合的なBCPである。うち1町では、地震等と並び新型インフルエンザ発生時の参集体制は記述されている。

区分		体制	参集課室・職員
地震	震度3	警戒一次体制	危機管理・SC推進課
	震度4	警戒二次体制	危機管理・SC推進課 建設課、水道課、産業振興課
	震度5弱、5強	非常体制	全課(会計課と税務課は課長のみ)
	震度6弱以上/警戒宣言 発令	緊急体制	全職員
大雨・洪水・大雪等	警報	警戒二次体制	危機管理・SC推進課 建設課、水道課、産業振興課
新型インフルエンザ	国外発生の疑い 鳥インフルエンザが国内 発生し鳥から人に感染	警戒二次体制	危機管理・SC推進課 健康推進課 産業振興課(鳥インフルエンザ)
	国外発生の疑い強 国内発生の疑い	非常体制	総務課 危機管理・SC推進課 健康推進課 教育課・こども未来課
国民保護	情報収集対応	担当課体制	危機管理・SC推進課
	町の総力事案(武力攻撃 予測事態等)	緊急事態連絡室	全課の必要職員
	町の全総力事案(武力攻撃・ 緊急処理事態)	国民保護対策本部	全職員

1 町では、平常時から新型インフルエンザ等連絡会議があり、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進している。

時 期	体 制
平常時	町新型インフルエンザ等事務局連絡会議を通じ、新型インフルエンザ等対策の事前準備の進捗を確認し、各部署の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する
新型インフルエンザ等発生時	(1) 町新型インフルエンザ等対策本部は、町行動計画に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに、町事務局連絡会議の要請により設置する (2) 町対策本部は、業務継続計画を発動し、各部署は町行動計画で定める発生段階に応じて、一部業務を縮小しつつ、必要な業務を遂行するとともに所要の人員を配置する

ヒアリング調査では、『平時は、季節性インフルエンザ対策として、冬になると定期的に予防について広報等で周知している。ただ、平時は新型インフルエンザに特化した体制等はできていない。もし必要であれば、管理者会議等で対応することになるだろう。管理者会議は月 1 回開催。週次でも会議ではないが打ち合わせをしている。』とのことである。

情報収集や提供、共有については 1 町で以下の記述があり、そのための様式も用意されている。

情報収集・提供・共有	
(1) 平時からの情報収集・共有(収集すべき情報)	
① 国、県、WHO 等から、新型インフルエンザ等に変異するおそれのある感染症の対応状況や、医療体制等に関する情報を入手し、関係各課及び関係機関と共有する ・新型インフルエンザ等に変異する恐れのある感染症が発生している地域 ・新型インフルエンザ等に変異する恐れのある感染症の概要(特徴、症状、治療方法等) ② 発生時を想定して、職員等の発症状況や欠勤の可能性等を確認する体制を構築する ・緊急連絡先や要介護家族の有無等の確認(様式 1 職員等情報シート)	
(2) 発生時の情報収集・共有(収集すべき情報)	
① 町は、国、県、WHO 等が公表する国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や対応状況、感染対策等の情報を職員等に対し、迅速かつ的確に伝える。(様式 3 全庁通達) ・新型インフルエンザ等が発生している地域や概要(特徴、症状、治療方法等) ・県が実施する対策/事業者及び住民が実施すべき対応 ② 町は今後の対応について職員や関係事業者等に周知するとともに、密接な情報交換を行う ③ 海外発生期、国内発生早期では、国、県等から随時提供される情報を収集・共有する ④ 県内発生早期及び県内感染期においては、職員の発症状況や欠勤の可能性等を確認する ・職員の渡航状況、健康状況/職員の緊急連絡先や、要介護の家族の有無	
(3) 住民への情報提供 * 外国人や障害者に対して情報格差がでないようにする	
・情報提供の目的: 正確な情報により適切に行動でき蔓延防止が可能 ・情報発信の手段: 広報、HP、ポスター、報道機関へ情報提供、広報車、防災行政無線 ・相談窓口の開設: 電話による相談体制の整備	
(4) 報道機関への対応: 広報担当が記者会見やプレス発表を行う。患者や家族等へのプライバシーに配慮	

この町に対するヒアリング調査では、『様式3は管理者会議と併せて、管理職が入る対策本部で周知する。全庁通達時に全員が集まるのが不可であれば、庁内ネットワークを利用して周知する。事務局は総務課なので、危機管理室も関係してくる。健康福祉部門とは密な連携が必要となる。町民には「HP、防災無線、ポスター、広報車、相談窓口、報道機関を通じて」等で周知をする。広報は、全戸に配布可能。役場でチラシを刷り、区長→班長から全戸に配布。チラシは月に1回、回覧板と一緒に配るのでその利用も可能。高齢者宅に伺って話をすることもできるのは、顔の見える市町村ならではの強みだと思う。英語圏出身の定住者がいるので、英語での周知については協力を得られる。』とのことである。

様式3 全庁通達

○年○月○日 新型インフルエンザ発生について(第○報)

1. 現在の状況

☐ WHO、政府の動き：

☐ 県の動き：

2. 今度の対応について

☐ 来訪者への対応：

☐ 感染予防に関する対応：

☐ 業務継続に関する対応：

3. その他：

(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

多くの町では、書き方の違いや名称の違いはあるが、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

業務名			業務内容
新型インフルエンザ等対応業務			新型インフルエンザ等の発生、流行に伴い、新規に発生する業務であり、平時は行っていない業務、又は強化する業務
通常業務	継続業務	継続：継続業務(通常どおり)	新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命を守り、住民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務(応援体制を組んで継続する業務)
		縮小A：継続業務(高)	縮小、又は取扱方法を変更して継続する業務
		縮小B：継続業務(中)	
		縮小C：継続業務(低)	
	休止業務	休止A：県外感染期休止 休止B：県内感染期休止	県内外の感染期に休止(延期)する業務
		休止C：早期に休止	県内感染期以前から休止(延期)する業務、又は県内感染期以前から積極的に休止することが適切な業務

地震等の災害も含めた総合的な BCP の中の 1 町では、「新型インフルエンザ等発生に伴う業務」の記述がない。非常時優先業務の記述はあるが、以下のように地震等を想定した内容となっている。

業務再開時期の選定基準

非常時優先業務 1

発災後 1 日以内に業務を再開しないと、町政に重大な影響を及ぼす業務

非常時優先業務 2

発災後 2 日以内に業務を再開しないと、町政に重大な影響を及ぼす業務

非常時優先業務 3

発災後 3 日以内に業務を再開しないと、町政に重大な影響を及ぼす業務

優先業務 1

1 週間以内に業務を再開しないと、町政に影響を及ぼす業務

優先業務 2

1 ヶ月以内に業務を再開しないと、町政に影響を及ぼす業務

縮小・延期が可能な業務

業務を縮小・延期しても町政に影響を与えない業務(1 ヶ月停止しても支障のない業務)

中止・中断が可能な業務

他業務を優先するために、中止・中断が可能な業務

多くの町では所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。

業務継続計画表

課・係名：総務課 総務係

A. 継続しなければならない業務・新たに発生する業務

【継続する業務】

- ・職員の服務、給与、その他勤務条件に関する業務
- ・文書の収受、発送に関する業務
- ・町長、副町長の秘書業務

【新たに発生する業務】

- ・機能維持のための必需品の確保(燃料等)
- ・町民に対する生活食料品や生活必需品の確保についての協力要請
- ・特定接種に関すること(町職員)

B. 縮小、方法変更により継続する業務

- ・庁舎及び町有自動車等の管理
- ・条例、規則等の制定、改廃及び告示、公示に関すること(緊急性のないもの等は中止、延期)

C. 中断・中止・延期する業務

- ・議会の招集及び議案に関すること、儀式及び褒賞、表彰に関すること
- ・インフルエンザ対策以外の職員の福利厚生に関すること
- ・区長、区長会に関すること

D. 使用中止等の施設

- ・各課で継続する業務に必要な施設以外の部分的な使用中止(議事所、会議室など)

備考：選挙事務については国・県との調整、法令を確認の上、中断や延期等の対応

業務区分検討シート

〇〇課								
NO	分類	業務名	業務概要	優先度	感染リスク	方法	事前対策	区分
例 1	新型インフルエンザ対応業務	新型インフルエンザ対策本部事務	情報収集、資料作成等	高	中	・感染予防を徹底して実施する。	・訓練の実施	S
例 2	通常業務	支払業務	支払データ作成、銀行への振込み等	高	中	・前倒して実施	・銀行との事前調整 ・対応マニュアルの作成 ・代行者の育成 ・在宅勤務環境の整備	B

ヒアリング調査では、『各部署ごとに実際の業務を上記の様式を用いて区分し、危機管理室に提出してもらった。それを元に応急業務と通常業務の表を別紙として策定。地震と鳥インフルエンザ対応マニュアルもある。地震と鳥インフルエンザのものを参考に新型インフルエンザも作った。ただ現況、業務の内容に疑義があるものもあるので、更新が必要だと考えられる。』とのことである。

各部各業務別に、必要人数や過不足人数を記載しているところもある。

所属別業務整理表

業務区分	業務	職員数 (臨時職員)	必要人数 (臨時職員)	出勤数 (臨時職員)	過不足数 (臨時職員)
S.新たに発生する業務又は拡大・強化する業務	・町対策本部、事務局連絡会議に関すること ・県対策本部との連絡調整に関すること ・国、県への緊急要望に関すること ・業務継続計画の実行管理 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集、分析 ・ワクチンの接種及び確保に関すること 等	20 人 (10 人)	16 人 (8 人)	16 人 (8 人)	0 人 (0 人)
A.継続業務	・妊産婦、乳幼児等に対する保健指導 ・各種窓口(電話)対応業務 ・介護保険各種申請、相談 ・高齢福祉サービス各種申請、相談 等	...			
B.縮小業務	・母子健康手帳交付 ・各種健診費等助成事務 等	...			
C.休止業務又は使用中止する施設	・乳幼児等健診及び教室 ・集団予防接種 ・成人向け検診、健康相談事業 ・健康教育・健康相談事業 ・各種講座、教室等(延期等) 等	...			

業務継続体制の実行と再開について、発生段階別に記述している町もある。

時期	対策本部	各課・各局
海外発生	・新型インフルエンザ等の発生を各課局へ周知 ・新型インフルエンザ等対策業務の開始を各課局へ指示	・新型インフルエンザ等の発生を職員に周知 ・新型インフルエンザ等対策業務を開始
国内発生	・新型インフルエンザ等の国内発生を各課局に周知 ・縮小又は休止業務の内容等を町民等へ周知する(報道発表等)	・縮小、休止業務の内容等を町民等へ周知 ・業務継続体制の実行を準備
入院の解除かつ欠勤者複数発生	・第一次体制(職員の20%が欠勤することを想定した体制)の実行を各課局へ指示する	・第一次体制への移行を職員に周知 ・職員の20%が欠勤することを想定した縮小又は休止業務を実行し、町民等へ周知
流行開始かつ欠勤者複数発生	・第二次体制(職員の40%が欠勤することを想定した体制)の実行を各課局へ指示する	・第二次体制への移行を職員に周知する ・職員の40%が欠勤することを想定した縮小又は休止業務を実行し、町民等へ周知
警報解除	・縮小又は休止した業務の再開について、検討及び実行を各課や各局に指示	・縮小、休止業務で感染拡大に繋がらない業務から、再開することを検討及び実行 ・業務の再開、再開した業務を町民等へ周知
小康期	・小康期に移行したことを各課局に周知 ・通常体制への復帰について検討を各課局に指示	・小康期に移行したことを職員に周知 ・通常体制への復帰について検討

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

各部署ごとに、新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数(まん延期職員数)が明記されているのは1町だけである。

部署名	現行職員数		まん延期職員数 60%		S強化・拡充業務に必要な職員数		A継続業務に必要な職員数		B縮小業務に必要な職員数		まん延期の過不足職員数	
			a		b		c		d		a-b-c-d	
	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時
全 体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域協働部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町民安全課	5	3	3	2	1	0	1	0	0	1	1	1
地域振興課	5	1	3	1	1	0	0	0	1	0	1	1
健康福祉部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍保健	14	5	8	3	2	0	5	2	1	1	0	0
健康生きがい課	13	7	8	4	5	1	2	2	1	1	0	0

いくつかの町では、人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充し、応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとされている。

新型インフルエンザ等発生時における人員の確保

(1) 人員の確保

- ・各課等は、業務仕分けを踏まえ、発生時継続業務の実施に必要な人員の確保に努める
- ・各課等間の人員調整は、発生状況、職員の感染状況や出勤状況に応じ、弾力的に対応する
 - ①各課等の人員調整は、業務の中断・縮小を行っても、尚人員に不足が生じる場合に行う
 - ②各課等間の人員調整は、原則として各部局室内で対応することとし、各部局室長が行う

(2) 部間の職員の応援(他部からの応援)

- ・応援の要請：

各部局室長は、各部局室内で対応できないと判断される場合には、速やかに必要人数、配置先、業務内容及び期間等を基に政策推進課と協議を行う
- ・具体的調整：

政策推進課は、各課の出勤者数等の状況を把握し、応援が可能な部局室及び応援が必要な部局室と協議を行うよう、行政経営会議等に諮る

具体的な人員確保の手段としては、感染対策でもある「通勤手段の変更」「時間差通勤」「在宅勤務」「交代制」がいくつかの町であげられている。

ヒアリング調査では、『通勤については、自家用車での出勤がほとんど。列車で来るのは飲食を伴う会合のある時くらいで、ほぼ自転車か徒歩。小規模な市町村の規模になると大体、車だと思う。そのため、通勤手段の変更等は特に考えていない。交代勤務については、ある程度マニュアルは作ってはいるが、実際体験しないと実効性については疑問である。災対本部で検討し、対応することになると思う。』とのことである。

他に人員確保の手段として、専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「外部人員の活用」等もいくつかの町で回答されている。職員の職種や職歴をまとめ、どのようなスキルがあるかをまとめたスキルマップを作成しているところもある。

スキルマップ

No	課	役職	氏名	スキル			代行	
				A業務	B業務	C業務	可否	代行者
1	***	部長	a さん	◎	◎	◎	不可	—
2	***課	課長	b さん	○	◎	○	可	c さん、d さん、

凡例	
◎	他者へ指導できるレベルを有している
○	スキルはあるが、他者への指導は困難
△	スキルは不十分(指導を受ければできる)
—	スキルを有していない

この町に対するヒアリング調査では、『スキルマップを作成し、人事の方で把握している。スキルマップとして、資格は関係なく、どういう業務をしたことがあるかを把握しているが、情報の更新は必要だと考えている。また町民の職場は町外なので、昼間の防災力が弱い。よって消防 OB の方で、昼の若者がいない間に協力をしてもらう協定は結んでいる。』とのことである。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

多くの町では、職場での感染防止策として、咳エチケット等基本的な感染対策や健康管理等が記述されている。

職場での感染防止策

①感染者との接触機会の低減

- ・ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるため、早出や遅出勤務制度を活用した時差出勤や、自転車や徒歩出勤を奨励
- ・不急の出張、外出を控え、電話、fax、メールを利用。やむを得ない時はマスクを着用、人混みを避ける
- ・原則、会議、研修会等は中止する。やむをえない会議にはマスク着用の上、対人距離を2m以上確保
- ・外出を伴う業務の原則中止(非常時優先業務以外)
- ・庁舎内ではエレベーターは極力避ける
- ・来庁者が入るスペースの制限、対応者はマスク着用、相手との距離を保つ。

②手洗い・手指消毒

- ・登庁及び帰庁時は、石けんを使った手洗いとうがいの徹底。
- ・来庁者に庁内における手洗いとうがいの協力を要請する。
- ・手洗いの後、速乾性手指擦式消毒用アルコール製剤による消毒の励行。

③咳エチケット

- ・咳やくしゃみの症状がある職員はマスクの着用、ティッシュ等で口や鼻をおさえる
- ・来庁者に対しても咳エチケットの協力を要請する。

④職場の清掃・消毒

- ・ドアノブ等、多数の人が手を触れる場所の清掃、消毒を行う。

⑤職員、職員家族の健康管理

- ・職員の体調は各課、局で管理する。
- ・家族が発症の時は、家族(患者)との接触は極力減らし、手洗いとうがいを励行。
- ・各課や各局長は職員の体調管理に留意(基礎疾患を有する者等を空き場所を活用し配置を変える等)

その他の職場における感染対策として、以下の点もあげられている。

- ・来庁者の立入場所の制限、訪問スペースの特定、
- ・相談、窓口業務での対応、指定場所での実施など
- ・各種申請等の受付窓口：電話、郵送、電子申請等の活用、飛沫感染防止用カウンターの設置

いくつかの町では発症者に対する対応が定められている。

発症者への対応

- ・執務中に発症した場合、マスクを着用し執務室以外の部屋に移動するなど、他の職員との接触を避ける。医療機関を受診し、結果を所属長へ報告。執務室内に付着した恐れのあるウイルスを除去するため、職場内を消毒

いくつかの町では、発生段階別に感染対策をまとめている。

発生段階	感染予防策	
県内発生早期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃及び消毒の励行、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱(職員用)を各課に設置
	来庁者	・ 不要不急の来庁自粛要請 ・ 来庁出入口の制限/受付窓口の制限 ・ 来庁者へマスク着用、手指消毒の要請(来庁者にマスク配布) ・ 廊下等のゴミ箱撤去
県内感染期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃及び消毒の強化、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱(職員用)を各課に設置
	来庁者	・ 不要不急の来庁自粛要請 ・ 来庁出入口の制限 ・ 受付窓口の限定 ・ エレベーターの使用制限 ・ 来庁者へマスク着用、手指消毒の要請(来庁者へマスクの配布) ・ 廊下等のゴミ箱撤去
小康期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃及び消毒の励行、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱(職員用)を各課に設置
	来庁者	・ 来庁出入口、受付窓口の制限を解除 ・ 来庁者へマスク着用、手指消毒の要請(来庁者へマスクの配布)

いくつかの町では、感染対策として、マスクや消毒液等の備蓄も記述されている。備蓄品リストを作成しているところもある。

消耗品等備蓄リスト

品名	数量	備考
サージカルマスク	54,500 枚	
ふた付ゴミ箱	16 個	
対策セット(防護服、ゴーグル、ゴム手袋)	100 セット	
ゴーグル	90 個	
ゴム手袋	360 双	
ハンドソープ 72L	4L×18 本	

ヒアリング調査では、『アルファ米、水、栄養補助食品、赤ちゃん用ミルク、おむつ、生理用品、簡易トイレ等を備蓄倉庫に保管している。新しい備蓄倉庫を建設中で、5年間隔(赤ちゃん用ミルクは1.6年)で管理している。弱者(高齢者等)が必要なものを備蓄している。マスクは様々なのでどの程度のマスクを準備すればよいかわからず備蓄していない。一般的な不織布マスクであれば、健康福祉課が独自で買っている。ストックも多い。消毒液は役場で買って配布。広報等で町民自身にストックしてもらうよう呼びかけるようにしたい。』とのことである。

同様にヒアリング調査で特定接種について質問したところ、『優先順位のリストは作成しているが、どの先生にお願いするということまでではない。健康福祉担当でもそこまでの話はしていない。町内の医療機関2箇所(民間と町立病院)での対応になる。』とのことである。

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

いくつかの町で具体的な訓練・研修等について記述されている。

BCP 訓練：継続業務等を円滑に行えるように訓練を行う

① 新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げ訓練

迅速な招集、必要資機材の準備、関係先との情報連絡等、対策本部立ち上げの流れを確認する

② 机上訓練

職員が発症など複数の状況を設定して、発生段階における具体的対応を机上で確認する

③ 代替要員による業務の継続訓練

幹部、職員の発症等を想定して代替要員による業務の手順確認を行う

④ クロストレーニング

職員が継続業務を実施できるように日常的にトレーニングを行い、欠勤者の代替要員を育成する

⑤ 在宅勤務の試行

PC 操作、通信環境、セキュリティ環境、在宅勤務に必要な資料等を確認する

新型インフルエンザ等に対する教育：新型インフルエンザ等に対する正しい知識を教育する

① 基礎知識の習得

新型インフルエンザ等の基礎知識、職場の感染対策、本人や家族が発症した際の対応等

② 感染対策に関する習熟訓練

マスク、袋等の着用の仕方、捨て方、正しい手洗い、うがい、出勤時の体温測定等を確認する

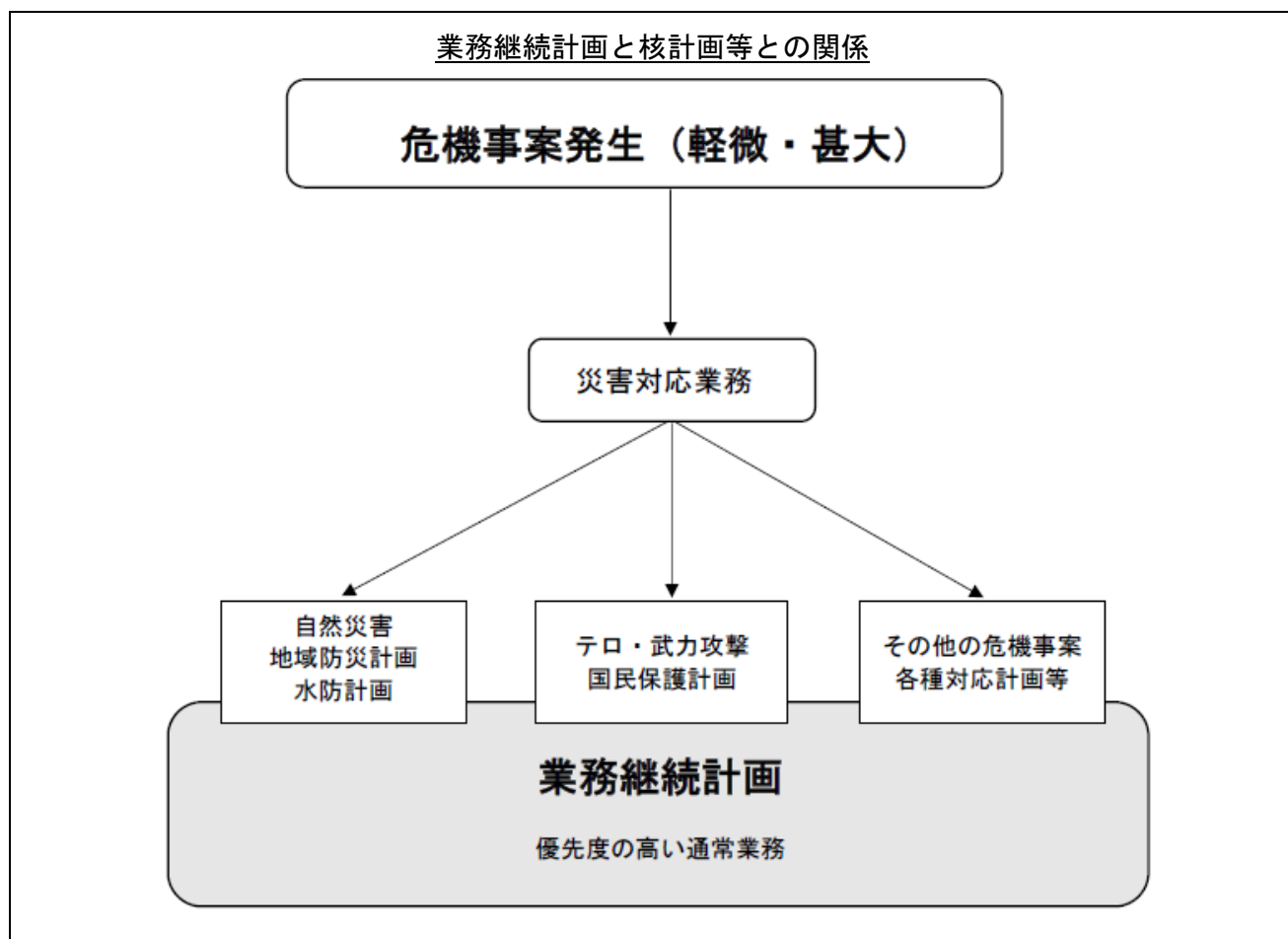
③ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練

誘導等の処置の仕方、連絡先、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等を確認する

ヒアリング調査では、『訓練は、国が旗振りをしてくれるとやりやすい。地震については、全職員で避難訓練を行っている。新型インフルエンザでも実施可能であると思う。』とのことである。PDCA については『PDCA はやっていかなければならないと思っている。3 年に 1 度くらいの更新が必要。更新のマニュアルも必要だと思う。更新が必須であれば、国や県の助力があるとよい。』とのことである。

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

3 町の BCP は新型インフルエンザ等だけでなく地震等も含めた危機事象全体に対する総合的な業務継続計画書となっている。



残りの 8 町は新型インフルエンザ等専用の BCP であるが、地震等の災害との被害の違いや BCP の効果の違いについて、記述しているものもある。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
事業への影響	・ 施設等では長期間利用客等の減少が懸念される	・ 事業を復旧すれば回復が期待できる

(10) 関係自治体等との連携

1 町で、平時からの情報収集・共有の一環として、関係事業者等との協議について記述している。そのための具体的な様式もある。

<u>平時からの情報収集・共有</u>				
事業者団体、関係事業者等と新型インフルエンザ等発生時の連携等について、事前に協議を行う。特に、発生時にサプライチェーン(業務継続に必要な一連の取引事業者)が機能するかどうか、どの業務をどの程度継続するか、関係事業者間でどのように相互支援を行うかなどについて、平時から協議を行っておく。				

様式：関係先との協議シート

部署名：〇〇課				
委託事業者名	委託業務内容	委託業者への要件	協議結果	備考
〇〇清掃会社	館内の清掃全般	・清掃業務の継続 ・特に訪問者の出入りある〇階の清掃回数を増やしてほしい	・〇階は〇時間毎に清掃を行う ・作業員の感染防止策として、マスク、手袋、等を身に付ける	・20**年〇月〇日〇〇清掃株式会社営業部〇〇様と協議

1 町で、指定管理者や委託事業者との連携についての記述がある。

<u>指定管理者及び委託事業者との連携</u>	
<u>ア. 指定管理者</u>	
・町では、簡易宿泊施設や観光施設等を指定管理者等に委託して運営していることから、業務継続及び施設閉鎖について、町の方針を事前に指定管理者等に説明し、意思統一を図り、協定、契約等の整備を図る ・施設における予防、まん延防止対策、職員の安全対策を徹底し、業務継続のための体制と環境を整備する	
<u>イ. 委託事業者</u>	
・町が業務を継続するためには、庁内情報システムの管理運用、庁舎管理、警備、清掃業務、消耗品等、必要なサービスや資機材を継続して確保する必要がある ・そのため、業務継続に必要なサービスや資機材を提供する事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する ・また必要に応じ契約内容や履行期限等について協議し、事前に契約、協定等の整備を図る ・一方、休止する業務は、発注の中止及び延期、すでに発注した業務の取り消し等について、可能な限り契約、協定等の整備を図る	

ヒアリング調査では、『民間の企業であれば、土木の建設、重機、パトロール、電力、通信等と協定を結んでいる。自治体や大学とも防災協定を結び、勉強会を開いたりしている。具体的には13～14 くらいの市町村と協定を結び、年に一度くらい検討会議を開き、有事の際に助け合う。協定はおおまかな記載であるが、地震や新型インフルエンザ等、何でも対応出来るような形である。物品の供給会社とは、具体的な協定はまだ結んでいないと思われるが、口頭での協議は行っている。BCP 作成の支援等についても、本年は行っておらず、委託業者の担当が代わることはわかっているので、随時の確認は必要だと考えている。』とのことである。

6 村

区分	対象数
村	4

6.1 BCP の特徴と共通点

1 村にはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

4 村とも新型インフルエンザ等専用の BCP であり、発生時の体制や業務区分、感染対策等で共通点は多い。1 村では BCP 以外に新型インフルエンザ等対策マニュアルもあるが、これを除いて BCP 単独でみると、他の行政区分(都道府県や政令市、中核市、市、町、特別区部)に比べ、BCP の分量(ページ数)は少ない。

村 BCP の主な共通点と特徴は以下の通りである。

- 4 村とも新型インフルエンザ等専用の BCP である。
- BCP の分量(ページ数)は少ない。
- 新型インフルエンザ等発生時には 4 村とも対策本部が設置される。
- 新型インフルエンザ等発生時の業務区分は「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分されており、業務区分の考え方も共通している。
各業務区分の一覧(具体的業務)があるのは、2 村と半数程度である。
- 人員計画で必要人数を記述しているところはない。

6.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の経緯	・ ヒアリング調査では、BCP を作成する直接のきっかけとして「平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1)」があげられた。 ・ 行動計画だけでは実際に動けないと考え、新型インフルエンザ対策マニュアルと BCP を作成したとのことである。
(2)BCP 策定の体制	・ ヒアリング調査では、総務課(危機管理)でなく、住民課の保健師の資格を持っている福祉保健業務担当者が他の自治体の BCP を参考にしながら作成した。
(3)被害想定	・ 4 村とも「政府行動計画」を基に被害を想定している。 ・ そのうち、2 村が「政府行動計画」を基に自県、自村の被害想定と社会状況を記述している。
(4)発生時の体制	・ 4 村とも「対策本部」が設置されるが、対策本部の組織構成図まで記載されているのは 1 村だけである。 ・ 対策本部では、業務継続計画に基づく体制の移行を判断し、各課等に行指示する。

(5)継続・縮小業務	・3村で「新型インフルエンザ等対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に分類している。区分の考え方も共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 新型インフルエンザ等発生時の公衆衛生、社会インフラ維持に関する業務 「<u>継続業務</u>」 休止した場合、住民の生命・身体・財産や社会機能に重大な損失や影響を与える通常業務と村の内部管理業務 「<u>縮小業務</u>」 休止はできないが、縮小が可能な業務 「<u>休止業務</u>」 休止しても住民の生命・身体・財産への影響が小さく、休止がやむを得ないと認められる業務 ・2村で、所属や各課別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な業務が記述されており、一覧表としてまとめられている。
(6)人員計画	・業務の現人数や新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数が明記されているのは1村だけである。必要人数が明記されている村はない。 ・応援体制としては、①部内他課 ②部内他課で確保できない時は人事課に依頼とされている。 ・人員確保の手段としては、感染対策でもある「勤務時間の変更」「在宅勤務」「時差出勤」「フレックスタイム制」「交代制」等があげられている。
(7)感染防止対策	・3村で感染対策が記述されている。発生段階別の記述はなく、内容的には「職場での感染防止策」と「個人的な(家庭での)感染防止策」にまとめられる。 「<u>職場での感染防止策</u>」 ・窓口業務/会議(できるだけ対面しない(電話、メール、郵便を活用)) ・職員入庁時の対応(消毒液などの配備、体温計で検温/等) ・来庁者への対応(入館制限/手洗い場所の設置/配送場所の特定/等) ・通勤(自家用車、徒歩等による出勤) ・勤務形態(勤務時間の変更/在宅勤務/時差出勤/フレックスタイム制/交代制) ・清掃や消毒 ・発症(疑い)者への対応 等 「<u>個人的な(家庭での)感染防止策</u>」 ・咳エチケット ・マスク着用 ・手洗い ・対人距離の保持 ・清掃や消毒 ・発症(疑い)者への対応 等
(8)訓練・研修	・3村で、訓練や研修等について記述されている。 ・1村で具体的に「クロストレーニング」「在宅勤務の試行」があげられている。
(9)他 BCP との関連性	・1村で地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」等の違いを比較している。
(10)関係自治体等との連携	・関連事業者と「物資調達の協定」が1村で記述されている。

6.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

ヒアリング調査では、『BCP を作成するきっかけは平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1)。大きな被害にはならなかったと聞いているが、やはり対応は大変だったようだ。診療所も隔離であるとか、建物を別にする等をやったため、BCP を作っておこうということになった。』とのことである。

この村においては、BCP 以外に「新型インフルエンザ等対応マニュアル」があり、その前に行動計画も策定している。BCP とマニュアルの策定経緯についてヒアリングしたところ、『前任者(行動計画の作成者)からの引き継ぎ時に「マニュアルも必要」という話が元々あり、実際に行動計画だけでは動けないと思い、マニュアルを作成した。マニュアルを作っている中で、他の自治体を参考にしていたところ、BCP を作る必要性を感じた。マニュアルだけでは自分自身はわかっている、(他の課のように)直接感染症の担当者以外は、わかりづらいところもある。実際に発生した時にスムーズに動くことができるように BCP が必要だと考えた。マニュアルも BCP も平成 28 年作成だが、マニュアルを先に作成し、マニュアルの中に BCP を入れなかったのは、他の自治体を見ている、別になっているということや、マニュアルが膨大になったことで、その中に入れてしまうと、本当に必要な業務継続計画がどこなのかかわからないためである。必要な部分は見てもらいやすいよう、BCP は別途作成した。BCP は策定した段階で、全員にメールで一斉配信し、その後各課長に紙で配布した。』とのことである。

(2) BCP 策定における体制

ヒアリング調査では、『BCP は総務課で作成してもらいたかったが、対新型インフルエンザなので、住民課担当になった。コンサル等外部に委託せずに他の自治体を参考にしながら住民課の保健師の資格を持っている福祉保健業務担当者が作成した。行動計画の作成やマニュアルの発案も住民課の前任者が行った。一般の災害の BCP は総務課の危機管理で作成しており、そういった災害の BCP と整合性を合わせる等はしておらず、オペレーションは同じだと思うが、あまり把握していない。どの課も業務量が多く、マニュアル等を作成するのは困難。』とのことである。

BCP 策定で苦労した点としては、『BCP を策定しているところが少なく、大きな中核市では策定されているが、業務の対応の仕方が変わってくるので、そのままとなかなか使えなかった。1 年半くらいかけて作成したが、資料や情報が入手しづらかったため、項目はそのまま参考にし、後は独自に作成した。他の課からの協力が得られないという苦労もあった。重要性を理解してもらえず、専門的なことになると、自分は関係がないと思ってしまうところもありそうだ。』とのことである。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

4 村とも「政府行動計画」を基に被害を想定している。

政府行動計画	
・罹患率	：25%
・流行期間	：約 8 週間(ピーク時：約 2 週間)
・欠勤率	：最大 40% ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

4 村のうち、半数が上記を基に自村、自県の被害を想定している。

		全国	〇〇県	〇〇村
医療機関の受診患者数		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約〇万人～ 約〇万人	約〇人～ 約〇人
入院患者数	中等度	約 53 万人	約〇万人	約〇人
	重度	約 200 万人	約〇万人	約〇人
1 日当たり最大 入院患者数	中等度	約 10 万人	約〇人	約〇人
	重度	約 40 万人	約〇人	約〇人
死亡者数	中等度	約 17 万人	約〇人	約〇人
	重度	約 64 万人	約〇人	約〇人

同様に半数が社会状況についても記述している。そのうち 1 村が発生段階別の記述である。

海外発生期	・ 帰国者が増加 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国、県、市町村等へ住民やマスコミから問い合わせが増加
国内発生期	・ 帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海や空港で相当な混雑が発生 ・ 出張や旅行の自粛 ・ 国民の不安が増大し、国、県、市町村、保健所、医療機関等へ住民やマスコミから問い合わせ増加 ・ 食料品や生活必需品、マスク、消毒液等の需要が増加
県内感染期	・ 帰国者、接触者相談センターや119番に相談の電話が急増 ・ 国、県、市町村へ住民やマスコミから問い合わせが急増 ・ 発生地域の学校や保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の休業 ・ 発症者との濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤が困難になる事態も発生 ・ 一部事業者で不要不急の事業を縮小、休止する動き ・ 一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用等を求める動き ・ 需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇い止め等が増加
小康期	・ 抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が、多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・ 業務資源(医師、看護師、医薬品、人工呼吸器)の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・ 学校や保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等の休業等が全国に拡大 ・ 公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した地域では、運行本数が減少 ・ 電力、上下水道、ガス、電話などのライフラインは概ね維持 ・ 流通や物流の停滞、生産や輸入の減少により食料品や生活必需品の供給不足が発生する恐れ ・ マスク等の个人防护具の購入が困難になる可能性 ・ 学校や保育施設等の臨時休業、介護サービスの不足により従業員の欠勤が増加(最大 40%程度) ・ 経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化

ヒアリング調査では、感染リスクについて、『特定接種は小さい村には基準が合わない。医療や介護関係であれば産業医がいなくても BCP があれば接種対象になるが、それ以外は産業医がいないと選定できない。産業医のいる従業員数 50 名以上の事業所しか接種できないため、村は役場や医療関係以外は全く打てない。よって、特定接種は受けられないという想定なので、感染の可能性はあると思う。外からのリスクは観光客。村民が都会に行くことも多くなった。車であれば 4 時間くらいでいけるので、新型インフルエンザを持ち込むということも想定している。』とのことである。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

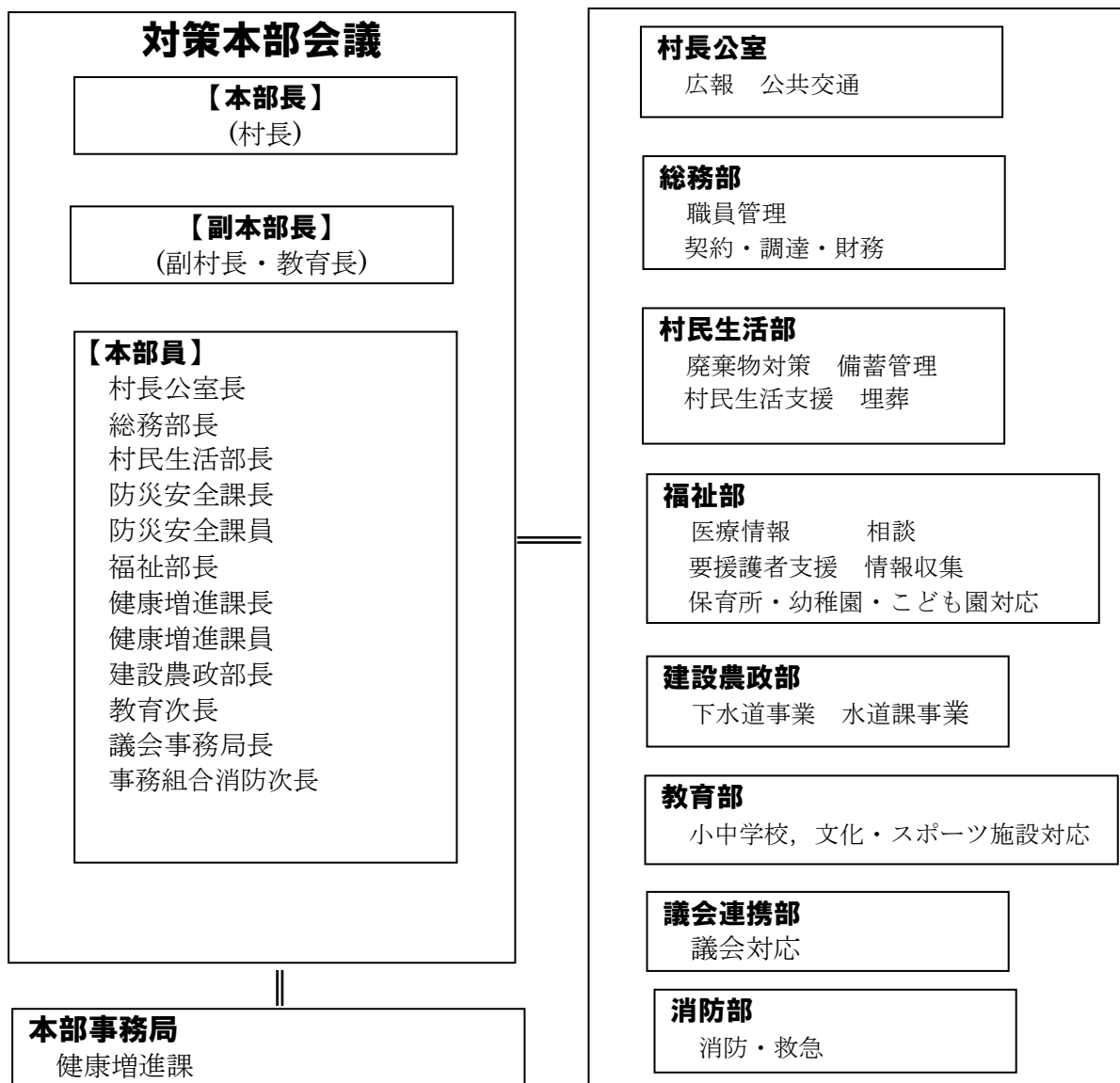
新型インフルエンザ等発生時には、全村とも対策本部が設置される。対策本部では、業務継続計画に基づく体制の移行を判断し、各課等に行指示する。1 村では対策本部の主な指示事項が記述されている。

村対策本部の主な指示事項

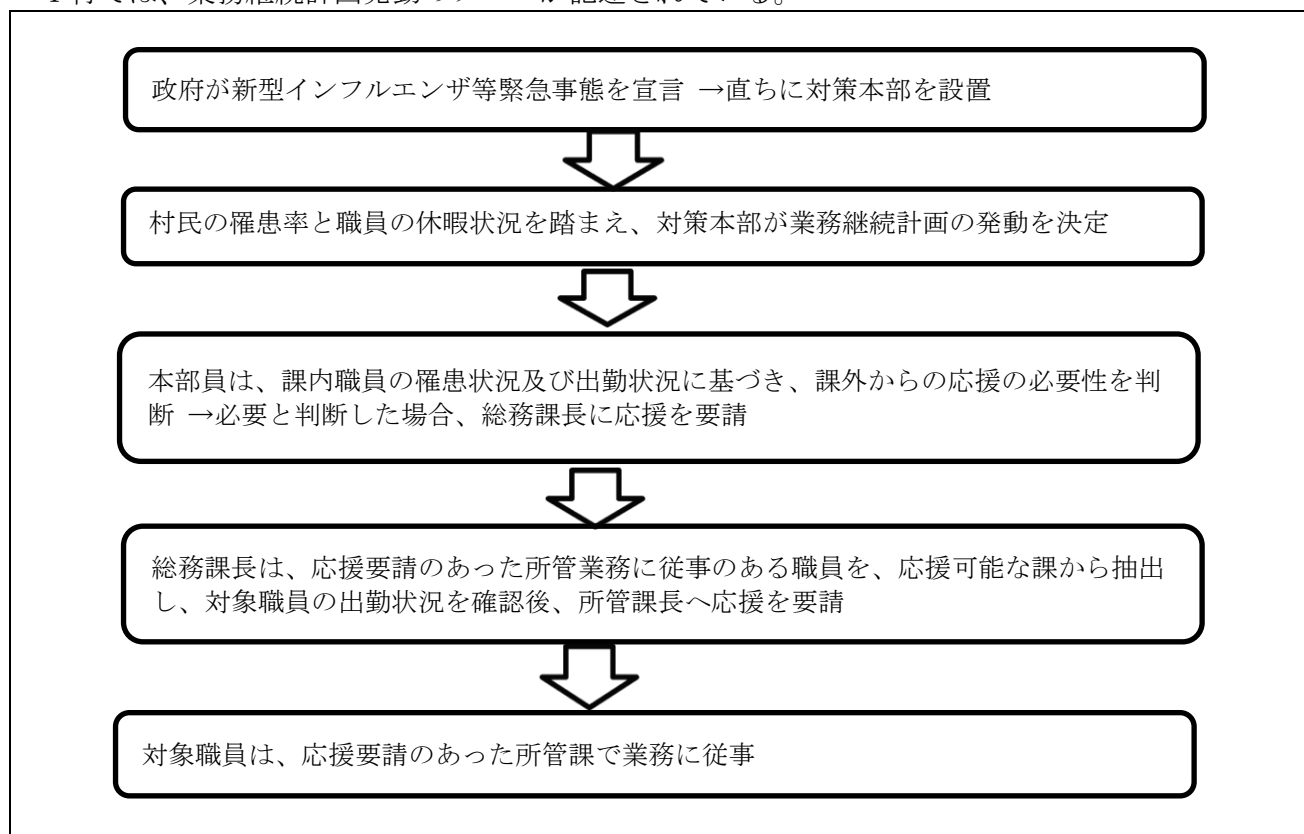
- ① 村職員の必要な業務への従事者の確保
- ② 村の事務事業の取扱(継続・事業の縮小・中止・施設の閉館等)
- ③ ライフライン確保のための調整
- ④ 備蓄する防護用品・衛生用品等の供給確保
- ⑤ 村民からの相談窓口の確保
- ⑥ 広報・プレスなどへの対応
- ⑦ 在宅で療養する患者・障害者等要援護者等への対応
- ⑧ 村内企業への対応
- ⑨ その他緊急を要すること

ヒアリング調査では、新型インフルエンザ等が発生した場合、『感染症(インフルエンザや感染性胃腸炎等も)が出れば、村中にすぐに知れ渡るので、発生状況の把握はしやすい。診療所、児童館(学童の機能もある)、学校(教育委員会)(小中一貫で生徒数 50 人くらい)で発生した場合は、連絡をもらえるようにしている。』とのことである。

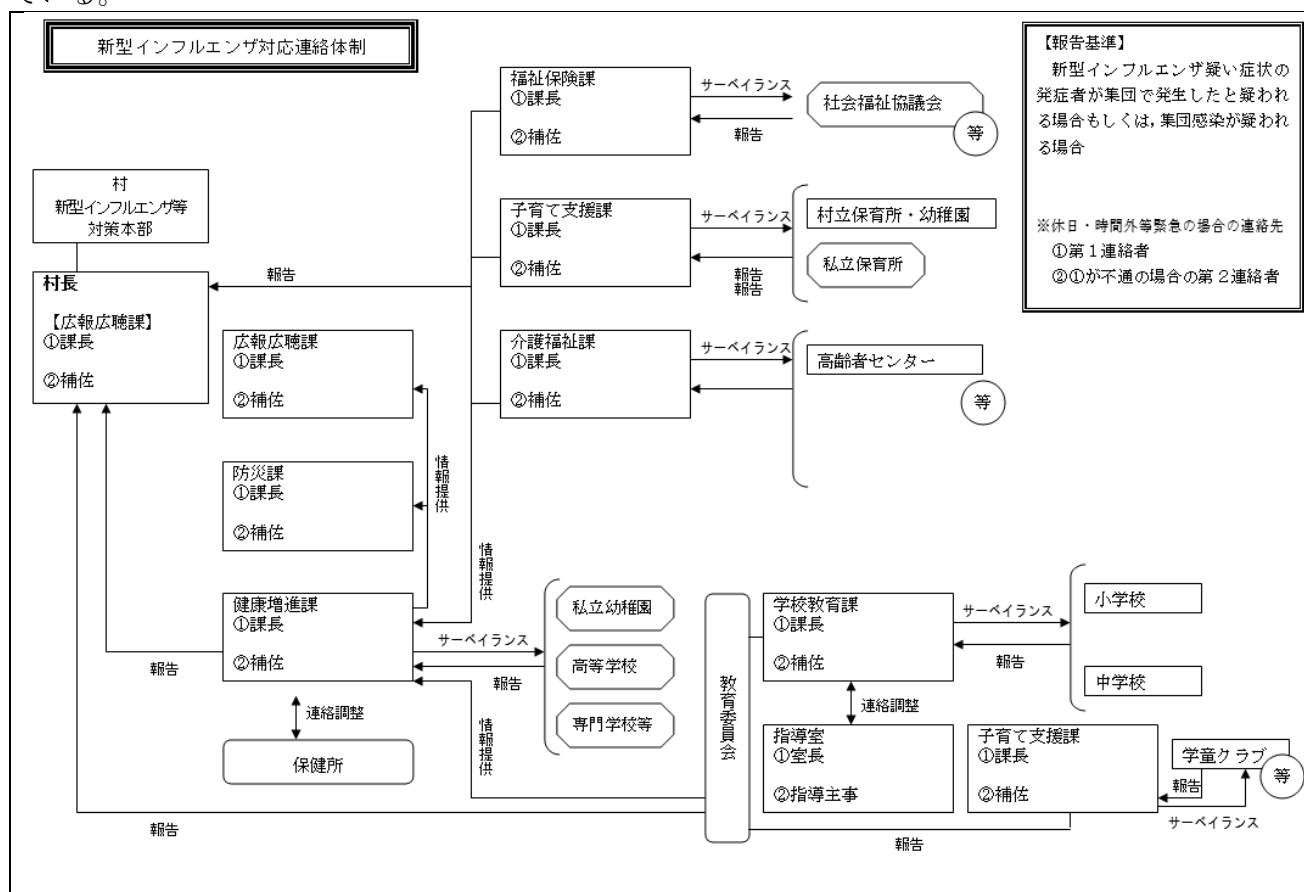
1 村では、対策本部の組織構成図も掲出されている。



1 村では、業務継続計画発動のフローが記述されている。



情報収集体制や情報共有体制については、「正しい情報を収集する」「各課・村民に情報を提供する」「関係機関と情報の連絡・共有体制を構築する」程度の記述が多いが、1 村で連絡体制が記載されている。



ヒアリング調査では、『民宿業がメインで、外国人観光客もいる。外国人観光客に告知する場合は、観光協会のサイトで告知をする等。外国人向けの対応(の資料)は、村だけでは無理なので、国主導で作成してもらえるとありがたい。外国人に限らず、観光客にも国内感染期であれば周知をする。県内感染期となった場合でも、役場から宿泊をやめろ、とも言えないので、周知になってしまいそうだが、注意喚起はする。今は、新型インフルエンザについての注意喚起はあまりしておらず、季節性のものが中心。季節性のインフルエンザについては、平時から周知している。回覧や全戸に配置されているテレビ電話で周知ができる。画像を送ることも、一斉の周知、音声も映像(動画)も配信できる。画面が小さいので、あまりたくさんの情報を詰め込むことはできないが、詳細は回覧を用いて周知する。テレビ電話はあまり活用していないが、いつでも使えるようにはなっている。』とのことである。

(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

3村で新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

業務	内容	例
新型インフルエンザ等対応業務	新型インフルエンザ等発生時に新たに発生する業務	・対策本部の設置に伴う業務 ・村民、関係団体への情報提供 ・感染対策 等
継続業務	従来通り継続が必要な業務(住民の生命・財産等に著しい影響を与える業務と村の内部管理業務)	・福祉施設の機能や社会秩序の維持 ・ライフライン等の維持管理/危機管理 ・庁舎の維持管理、村 HP の維持 等
縮小業務(代替え業務)	休止はできないが、縮小が可能な業務(方法の変更含む)	・窓口業務(窓口から電話や郵便で) ・内部業務、道路等の管理
休止業務	休止しても住民の生命・身体・財産への影響が小さく、休止がやむを得ないと認められる業務	・村立施設の休止 ・研修、イベント、調査 ・一般工事 等

1村では、「新型インフルエンザ等発生時も継続を図る業務を発生段階ごとに特定する(各課対応)」との記述だけである。

2村で各課別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な記述がある。

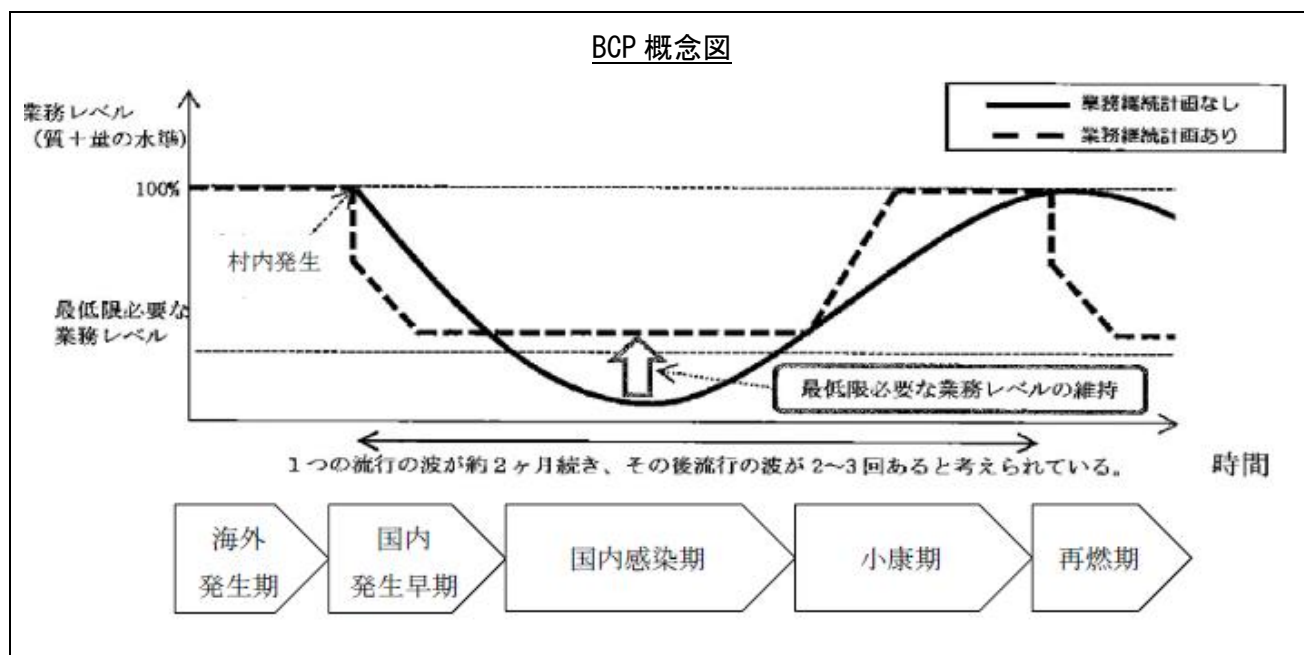
総務課

新型インフルエンザ等対策本部の運営に関すること	S
新型インフルエンザ等に係る情報収集・集約・提供に関すること	S
新型インフルエンザ等情報の各種媒体による村民周知	S
各課との連絡調整に関すること	A
議会の招集及び議案に関すること	A
条例、規則等の整備、編集に関すること	A
消防、水防及び防災に関すること	A
庁舎の維持管理に関すること	A
他の課に属さない基金に関すること	B
儀礼及び表彰に関すること	B

S: 新型インフルエンザ等対策として新たに発生する業務

A: 通常の業務内容を維持する業務 B: 通常の業務内容を縮小する業務 C: 原則として休止・中断する業務

BCP の効果概念図を、記載している村が 1 村ある。



(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

業務の現人数や新型インフルエンザ等発生時の出勤可能人数が明記されているのは 1 村だけである。必要人数が明記されている村はない。

※数字はダミー

課名	住民課	現職員数	10	6 割の職員数	6
〈継続業務〉 新型インフルエンザ等流行期間中においても継続しなければならない業務					
戸籍/住民基本台帳 国民年金/国民健康保険/後期高齢者医療/福祉医療/介護保険					
〈縮小業務〉 新型インフルエンザ等流行期間中において実施内容を縮小する業務					
援護事務 人権相談					
〈休止業務〉 新型インフルエンザ等流行期間中において原則として休止・中断する業務					
〈新たに発生する業務〉 新型インフルエンザ等発生により、新たに発生する業務					
一般相談窓口の設置 火葬・安置に関する準備・体制の確保					

業務区分と職員の出勤率をあわせたものが1村である。

業務区分		考え方	主な業務(例)
職員 100%	S.新たに発生する業務	①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、相談保険医療対策等 ②対策本部 等
	A. 継続業務	①村民の生命を守るための業務 ②村民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④村業務維持のため基盤業務	①福祉施設(入所)等 ②戸籍住民事務、介護支援 等 ③選挙事務 ④各種システムの維持
	B. 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して 実施する業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出・交付等の窓口業務等
	C. 休止業務	①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修等 ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事等
通常業務			職員 60%

応援体制としては、1村で「①部内他課 ②部内他課で確保できない時は人事課に依頼」とある。具体的な人員確保の手段としては、「交代制」「宿直制」があげられている。

ヒアリング調査では、『継続業務に必要な人数や不足人数についての計算はしていない。一人一人が業務を持ちすぎており、副担当が担当するような形になると思う。他の課からの要請は難しいであろうし、方策もない。観光関連の業務を縮小して、そこの職員で人を補うしかない。』

人身確保策として、在宅勤務、交代制はマニュアルに記載はしている。小規模な村で、連絡が取りやすいという利点はあるので、その時に対応する。業務ごとにマニュアルを準備しているということもなく、事務引継書があるくらいである。資格を持っている人は少ないが、ほとんど全て把握している。』とのことである。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

3 村で感染対策が記述されている。発生段階別の記述はなく、詳細さは村により異なるものの、内容的には「職場での感染防止策」と「個人的な(家庭での)感染防止策」にまとめられる。特定接種に関しても3 村で記述されている。

職場での感染防止策

事項	実施方法等
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
職員の入庁時の対応	・咳エチケット、マスク、アルコール消毒液の配備 ・職員は自宅で検温して出勤することとし、検温を忘れた職員は庁舎の入口に準備した体温計で検温 ・発熱や咳等のインフルエンザ様の症状等がある職員の出勤自粛を徹底
来庁者への対応	・必要に応じ庁舎出入口を制限/手洗い場所の設置 ・症状のある者の動線を分ける、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策 ・来庁者の把握 ・配送場所を特定
個人防護具の着用	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクを使用
通勤	・自家用車、徒歩等による出勤
勤務形態	・勤務時間の変更/在宅勤務/時差出勤/フレックスタイム制/交代制
清掃・消毒	・随時、各課にて所管する施設の清掃、消毒の実施
発症(疑い)者対応	・会議室などに隔離/周りの消毒

個人的な(家庭での)感染防止策

対策	内容(方法)
咳エチケット	・ティッシュ等で口や鼻を被い、顔をそむけ、1～2メートル以上離れる ・手や腕は、その後直ちに洗う。洗う前に不必要に周囲に触れないようにする ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す
マスク着用	・マスク(不織布製マスクが推奨)は原則使い捨て、捨てる場所や捨て方にも注意 ・N95マスクは医療従事者に推奨されている。着用の教育、訓練が必要
手洗い	・手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい ・洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要
対人距離の保持	・感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる
清掃・消毒	・通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて、机、ドアノブ、スイッチ等、人がよく触れるところを拭き取り清掃する ・発症者の周辺や触れた場所等は消毒剤で拭き取り清掃を行う ・作業者は、織布製マスクや手袋を着用。作業後は、流水・消毒液等で手を洗う ・消毒剤は次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効であるが、消毒剤の噴霧は実施するべきではない
その他	・人ごみや繁華街への外出自粛 ・空調管理(加湿器)などの使用 ・十分な休養、バランスのよい食事
発症(疑い)者対応	・本人、家族とも報告/必要に応じて医療機関の受診

ヒアリング調査では、『感染対策で村として備蓄しているものは、マスクとアルコール消毒剤であり、マスクは、役場の職員分は十分にある。感染症の備蓄については保健センターに置いている。』とのことである。

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

3村で、訓練・研修等について記述されているが、具体的な訓練としては「対策本部等の立ち上げ訓練」「クロストレーニング」「在宅勤務の試行」が1村であげられている程度である。

ヒアリング調査でも、『訓練を実施したことはない。やらなければとは思っているが、国の連絡訓練のみになってしまっている。他の業務をやっているとなかなか訓練が行えない。マニュアルを渡すだけでなく、e-learningの活用※もよいと思っている。訓練も一から考え、関連機関に告知するとなると、半年くらい前から準備をしなければならない。簡易的にできるようなものを国が準備してくれるとありがたい。』とのことである。

※厚労省で自治体向けのe-learningあり

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

1村で新型インフルエンザ等と地震等の災害との違いについて、記述している。

項目	新型インフルエンザ等	災害
業務継続方針	・ 感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	・ 過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	・ 国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
事業への影響	・ 施設等では長期間利用客等の減少が懸念される	・ 事業を復旧すれば回復が期待できる

(10) 関係自治体等との連携

業務の継続に必要な関連事業者と「物資の調達についての協定の締結等」が1村で記述されている。あとは、連絡先の関係機関、団体がリストや連絡網として整備されているのが2村あるが、関係自治体との連携を記述している村はない。

ヒアリング調査では、『県等に関しては「県の出先機関で、保健所と福祉事務所が一緒になっている。県の福祉事務所とは、年に何回かのやり取りがある。トップは医師で保健師も数名いる。BCP作成時は保健所の所長にアドバイスをもらった。保健所とは連絡が取りやすく身近なので、よく連絡を取っている。』

インフルエンザの時には、「県からの応援を頼むといっても、県自体、人が不足しているため、応援は難しい可能性がある。医療従事者が足りなくなった場合は、郡医師会や県に協力要請をするとなっているが、実際に来てくれるかどうかは、不明。搬送については、保健所が協力してくれることになっている。県内感染期に入ると、病院がいっぱいになるので、自宅療法になると思われる。テレビ電話での診療等 ICT を利用した診療もいろいろ考えていきたい。」

物品供給者に対しては、「メインは JA である。後は各課で直接取引をしている。JA を通じて(他地域から)物品を仕入れてもらうとかは可能だと考えており、資料としてはリストアップしてある。特定接種は、診療所で実施する。』」とのことである。

7 特別区部

区分	対象数
特別区部	12

7.1 BCP の特徴と共通点

1 区に対してはヒアリング調査を実施しており、その結果も含める。

すべてが新型インフルエンザ等専用の BCP である。1 区は業務対応マニュアルで各部局別の業務区分一覧表の記載がほとんどであり、体制(対策本部)等の記述はないが、この点を除けば、内容的に共通点は多く、かつ、詳細な BCP が多い。特に 1 区では BCP 策定後の訓練で、職員からマニュアルが必要との声が上がリ、BCP 以外に別途で以下のマニュアル 12 編を策定している。

- 【Ⅰ】 新型インフルエンザ体制マニュアル
- 【Ⅱ】 新型インフルエンザ本部運営マニュアル
- 【Ⅲ】 新型インフルエンザ勤務マニュアル
- 【Ⅳ】 新型インフルエンザ訓練マニュアル
- 【Ⅴ】 新型インフルエンザ備蓄品マニュアル
- 【Ⅵ】 職員のための感染予防マニュアル
- 【Ⅶ】 庁舎内での救護・搬送マニュアル
- 【Ⅷ】 庁舎の感染予防拡大防止マニュアル
- 【Ⅸ】 保育(所)園・介護施設等の運営マニュアル
- 【Ⅹ】 イベントの取り扱いマニュアル(全庁的方針)
- 【Ⅺ】 遺体取り扱いマニュアル
- 【Ⅻ】 ゴミ回収マニュアル

特別区部の BCP の主な共通点と特徴は以下の通り。

- すべてが新型インフルエンザ等専用の BCP である。ヒアリング調査では『**新型インフルエンザと地震ではスタート位置が異なる**』という意見があった。
- 被害想定は都行動計画(り患率 30%)に基づいており、欠勤率 50%を想定している区もある。
- 対策本部の設置や対策本部の役割は、区で大きな違いはなく、共通している。情報の共有ルールや周知方法、連絡体制等、全体的に詳細に記述されている。
- すべての区で、新型インフルエンザ等発生時の業務区分は「**新型インフルエンザ等対応業務**」「**継続業務**」「**縮小業務**」「**休止業務**」の 4 つに区分され、その考え方も共通している。実際にすべての区で所属や部署別に具体的な業務一覧があるようだ。
- 人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充し、応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うことも、ある程度共通化されている。
- 多くの区で、業務遂行のため、委託業者や指定管理者との協議を行う、協定を結ぶとある。施設の運営マニュアルや運営方針を記述しているところもいくつかある。
- 多くの区で具体的な訓練内容(「業務継続訓練」「**新型インフルエンザ等に対する教育や対応訓練**」)があげられている。

7.2 項目別の特徴と共通点

項目別の特徴と共通点は以下の通り。

項目	特徴と共通点
(1)BCP 策定の背景や経緯	・半数近くの区で BCP 策定の 1 つの直接的なきっかけとなったと思われる平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) の流行についての記述がある。ヒアリング調査でも、平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1) で策定の機運が盛り上がったとのことである。 ・いくつかの区では平成 24 年の特措法の制定を受けて、新型インフルエンザ等対策行動計画と新型インフルエンザ等 BCP の改定を実施している。
(2)BCP 策定の体制	・ヒアリング調査では、危機管理室中心に策定推進本部を立ち上げ、外部コンサルタントの協力を得ながら策定したとのことである。BCP を作成後に訓練を行ったところ、マニュアルが必要だとなり、別途マニュアルも作成した。
(3)被害想定	・すべての区が「都行動計画」のり患率 30%を基に被害を想定している。 ・東京という特殊性から欠勤率も 40%だけでなく、50%も想定している区もある。 ・半数の区で社会状況の被害も想定している。
(4)発生時の体制	・ほとんどの区で対策本部は明記され、役割としては「情報の集約や分析等を行い、総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する」とされている。 ・ほとんどの区で発生段階別に体制が記述されており、平時(未発生時)でも、保健所等を中心に情報収集を行い、連絡会議等で情報共有や必要であれば、対応を検討するとされている。 ・情報の共有や周知については、半数程度の区で具体的に記述されている。情報に関するルールや職員への連絡体制、区民等への周知方法等を定めているところもある。情報システムの活用や「情報システムの業務継続計画」を策定しているところもある。
(5)継続・縮小業務	・多くの区では、表現の違いは多少あっても、新型インフルエンザ等発生時の業務を以下のように区分している。 区分の考え方も基本的には共通している。 「<u>新型インフルエンザ等対応業務</u>」 ・新型インフルエンザ等の発生、流行に伴い、新規に発生する業務で、平時は行っていない業務、又は強化する業務 「<u>継続業務</u>」 ・新型インフルエンザ等の発生時に、区民の生命を守り、生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務 「<u>縮小業務</u>」 ・縮小、又は取扱方法を変更して継続する業務 「<u>休止(中止・延期)業務</u>」 ・休止(延期)する業務 ・すべての区で、所属や部署別に「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の具体的な一覧があるようだ。

(6)人員計画	・ 4 割程度の区で新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数や出勤可能人数が明記されている。 ・ 半数程度の区では、人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充し、応援体制としては、①所属間、②部局間で調整を行うとされている。 ・ 人員確保の手段としては、「マニュアルの整備」「OB 職員の活用」「時差通勤/フレックスタイム」「通勤手段の変更」「宿泊」「在宅勤務/自宅待機」「班交代制」等があげられている。
(7)感染防止対策	・ すべての区で、職場での感染防止策として、咳エチケット等基本的な感染対策が記述されている。 ①手洗い・手指消毒 ②対人距離の保持 ③咳エチケット ④マスクの着用 ・ 職場の感染対策としては以下の通り。 ○職員自身の健康管理(出勤前の体温測定等) ○職場で感染疑い者が発生した場合の対応 ○勤務形態の変更(時差出勤、在宅勤務、自転車・徒歩出勤など) ○庁舎内での感染防止 ・ 来庁の自粛やマスクの着用、手指消毒を要請 ・ 来庁者の出入り口を限定し、窓口まで動線を示す ・ 庁舎入口に「感染予防に関する周知」やトイレ内に「手洗い方法」を掲示する ・ 窓口業務等はマスクを着用し、距離が1～2メートルとなるようにする ・ 咳き込む人と対面する場合は、ゴーグル等を着用する。 ・ 各種届出や申請は、電話、郵送やメール等を活用し、出来るだけ対面しない ・ 清掃や消毒の頻度を上げる ・ 庁舎の入口等に、速乾性消毒用アルコール製剤を設置する ・ 一般開放スペースや食堂の閉鎖/エレベーターの使用制限 ・ その他 ○備蓄 ○特定接種
(8)訓練・研修	・ 多くの区で具体的な訓練や研修等について記述されている。 ・ 内容としては「業務継続訓練」「新型インフルエンザ等に対する教育や対応訓練」があげられている。
(9)他 BCP との関連性	・ 地震等の災害と「被害想定」や「業務継続方針」「BCP の効果」の違いを比較しているところもある。 ・ ヒアリング調査では、『新型インフルエンザと地震ではスタート位置が異なる。』との回答があった。
(10)関係自治体等との連携	・ 多くの区で、業務遂行のため、委託業者(警備、清掃、物資調達、システム保守)や指定管理者との協議を行う、協定を結ぶとある。施設の運営マニュアルや運営方針を記述しているところもいくつかある。 ・ 都、他自治体との具体的な連携は、ほとんど記述されていない。

7.3 項目別詳細

(1) BCP 策定を行った経緯

半数近くの区で BCP 策定の直接的なきっかけの 1 つと思われる平成 21 年新型インフルエンザ A (H1N1) の流行についての記述がある。

年	年月・出来事	国	東京	区
平成20年 2008年度以前		- 平成17年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」策定 - 平成18年5月改定 - 平成19年3月改定 - 平成19年10月改定 - 平成21年2月改定	- 平成17年12月「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」策定 - 平成19年3月「新型インフルエンザ対応マニュアル」策定	平成18年3月「区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成21年 2009年度	平成21年4月メキシコで発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) が世界的規模で流行	- 平成21年8月「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン」を策定。(各省庁はこれに基づき業務継続計画を策定した。) - 平成22年3月「厚生労働省業務継続計画～強毒型新型インフルエンザ編～第1版」策定	- 平成22年3月「都政のBCP(新型インフルエンザ編)」策定 - 同月「区市町村BCP策定ガイドライン(新型インフルエンザ対策編)」策定	平成21年4月「区新型インフルエンザ対策事業継続計画 (BCP)」策定
平成22年 2010年度				平成23年3月「行動計画」および「事業継続計画」改定
平成23年 2011年度		平成23年9月行動計画改定		
平成24年 2012年度	平成25年3月～中国で鳥インフルエンザ(H7N9)感染確認	平成24年5月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定	平成25年3月「東京都新型インフルエンザ等対策本部条例」「同条例施行規則」制定	平成25年3月「区新型インフルエンザ等対策本部条例」制定
平成25年 2013年度	平成25年12月～中国で鳥インフルエンザ(H7N9)再度感染拡大	- 平成25年5月特措法施行 - 平成25年6月「新型インフルエンザ等政府行動計画」、「ガイドライン」および「初動対処要領」策定	平成25年11月「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定	- 平成25年4月「同条例施行規則」制定 - 平成26年3月「新型インフルエンザ等対策行動計画」および「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」改定

ヒアリング調査でも、『平成 21 年の新型インフルエンザ A (H1N1) パンデミック時に検討中であったが、区の行政を継続的に実施していくにあたって、BCP を策定する必要があるであろうということになった。パンデミックの前も話としてはあったが、消極的であったところ、パンデミックにより一気に策定が進んだ。また震災の BCP を同時並行で作成しているところでもあったので、ここで新型インフルエンザのものを発表すれば、23 区内で初となる、ということで進めていくこととなった。』とのことである。

いくつかの区では、平成 24 年の特措法の制定を受けて、新型インフルエンザ等対策行動計画と新型インフルエンザ等 BCP の改定を実施している。

行動計画と BCP との違いや関係性を記述している区もある。

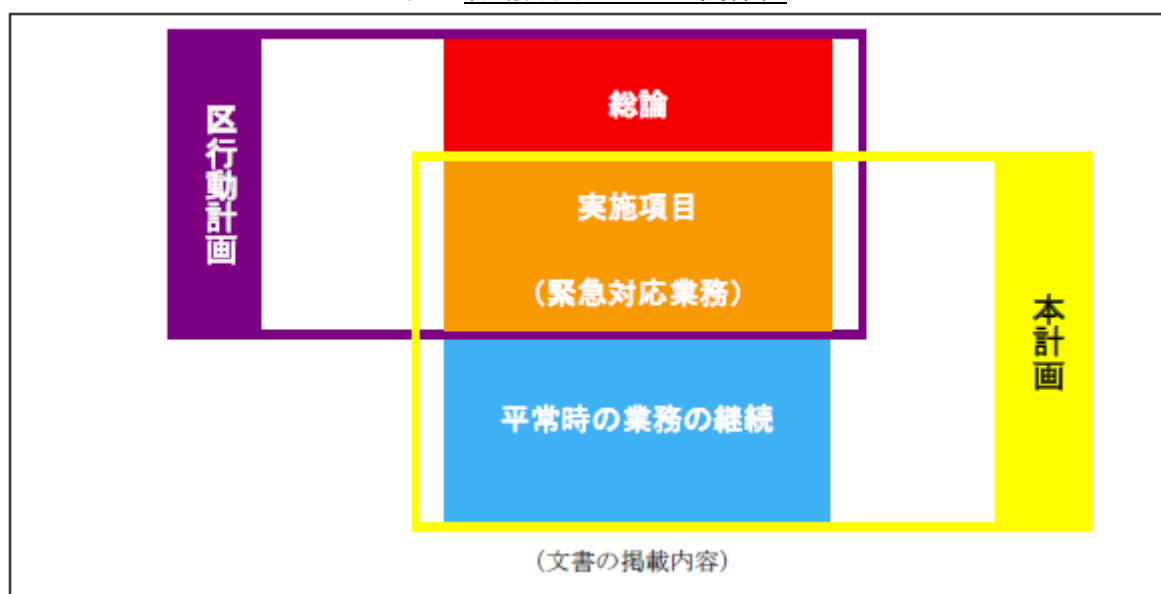
行動計画と BCP の違い

	行動計画	BCP
意義	○新型インフルエンザの発生・流行時に、その対策として「何を(W h a t)」実施すべきかを定める。	○新型インフルエンザの発生・流行時に、行政サービスを「いかに(H o w)」継続すべきかを定める。
目的	○新型インフルエンザの発生・流行時において、健康被害を最小限にとどめ、区民の安全・安心を確保する。	○新型インフルエンザの発生・流行時において、最低限必要な行政サービスを継続する
内容	○発生段階の定義 ○危機管理体制の整備 ○発生段階別の実施事項の検討・具体化	○緊急対応業務及び通常業務の整理、業務継続方針の設定 ○業務継続方針を実現する上での課題の整理 ○全庁的な対策の整備 ⇒ 人的・物的・法的課題等の解決

行動計画と BCP の関係性

行動計画と BCP は相互補完関係にあり、上下関係にあるものではない。つまり、本計画では、区行動計画で検討・具体化された対策等を実施した上で、業務継続できる体制を整えることを定める。一方、区行動計画は、継続すべき新型インフルエンザの発生・流行時における対策が何であり、それが効果的かつ妥当な対策であるのかを具体的に定めるものである。

図：行動計画と BCP の関係性



(2) BCP 策定における体制

ヒアリング調査では、『国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 22 年 3 月に 3 名体制でスタートし、策定推進本部を立ち上げて作成した。事務局(副区長トップ 15~16 人)、幹事会(防災部長トップ 20 人弱)、作業部会(課長クラス)の大きく分けて 3 段階の組織で策定した。コンサルタントの協力も得ている。平成 21 年の新型インフルエンザ A(H1N1)のパンデミックも踏まえ、ある程度細かいものが必要であろうということで、改正を前提として作成した。BCP とは別に、新型インフルエンザマニュアルがあるが、マニュアルは BCP 策定の 2~3 年後の平成 24 年 3 月に策定。マニュアルをかなり詳細に作成しているのは、BCP を作成してから訓練(研修や講義タイプ等)を行ったところ、マニュアルが必要だという声が挙がったから。』とのことである。

ヒアリング調査で策定にあたり苦勞した点としてあげられたのは、『業務区分の SABC の区分について重要な項目を挙げていけば、どうしても A の区分が多くなってしまう。BC が少なすぎても行動計画として本末転倒になるため、見極めが難しかったようだ。スペイン風邪のようなパンデミック(39 万人のり患)を例にして、周知しているが、感染症については目に見えないこともあり、危機感が薄い。反面、最近地震が多いことや、やはり映像のインパクトも強いことから、震災の BCP は危機感がある。』とのことである。

(3) 新型インフルエンザ等発生時に自治体の業務に影響を及ぼすサービスや業務、社会状況(被害想定)

すべての区が「都行動計画」のり患率 30%(政府行動計画では 25%)を基に被害想定をしている。

- ・罹患率 : 30%(都行動計画)
- ・流行期間 : 約 8 週間(ピーク時 : 約 2 週間)
- ・欠勤率 : 最大 40% ※発症による欠勤は最大 5%だが、家族の看護等で出勤困難になることを想定

そのうち、半数が「都行動計画」を基に自区の被害を想定している。

	政府行動計画	都行動計画	〇〇区
り患率	25%	30%	30%
外来患者数	1,300~2,500 万	3,785,000 人	約〇人
入院患者数	53(中程度)~200 万(重度)	291,000 人	約〇人
死亡者数	17(中程度)~64 万(重度)	141,000 人	約〇人
欠勤率	最大 40%程度		

ヒアリング調査を実施した区では、欠勤率 40%だけでなく、50%の場合も想定している。欠勤率 50%を想定したのは、『東京であれば感染率が高くなることも踏まえて、プラス 10%とした。一番人口が集中しており、昼間の勤務者が多く、接触も多くなるため。』とのことである。

抗インフルエンザウイルス薬を使用した場合と使用しない場合での予測もある。

		抗インフルエンザ ウイルス薬なし	抗インフルエンザウイルス薬あり		
			重症化防止効果 あり	感染性抑制効果 あり	両方の効果あり
〇〇区					
患者数(外来受診者数)		〇〇〇,〇〇〇人	〇〇〇,〇〇〇人	〇〇〇,〇〇〇人	〇〇〇,〇〇〇人
入院患者数		〇〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人
死亡者数		〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人
ピーク時	1日最大新規外来患者数	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人
	1日最大患者数	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人	〇〇,〇〇〇人
	1日最大新規入院患者数	〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人
	1日最大入院患者数	〇〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人	〇,〇〇〇人

半数の区で、以下のような社会状況を想定している。

項目	想定されるシナリオ
社会インフラ(電気、上下水道、ガス、電話、ネットワーク、交通機関)	・窓口業務・カスタマーサービスは休止 ・ネットワーク通信速度の低下 ・鉄道・バス等の交通機関は、間引き運転により運行本数が減少
外出	・感染防止のため、大半の人が外出をひかえる。 ・催事やスポーツ大会など、すべての集客行事は中止 ・百貨店やショッピングセンターなど、集客施設への来客が激減
生活必需品(衣料品、食料品、日用品等)	・売場の縮小、営業時間の短縮、一部の店舗が休業 ・宅配、通信販売等に対する需要が増加 ・一度の買い物でまとめ買いの傾向が強まる。 ・店頭の販売品目の縮小 ・買い占めによる品薄、価格上昇
金融機関	・窓口業務は大半が休止、決済等の必要最小限の業務のみ営業 ・現金輸送の遅延により、一部 ATM が休止
医療機関	・対応能力を超える大量の患者が医療機関に殺到 ・入院患者及び死者の急増 ・医療資源(人手、医薬品、施設等)の不足により一部の医療機関が休業 ・自宅療養をする患者が発生
民間企業	・ライフライン企業等を除く大半の企業が休業
物流・郵便	・集配送に遅延・中断が生じる
メディア(新聞、テレビ、ラジオ)	・新聞配達に遅延、発行頻度や発行紙面が減少 ・放映内容を変更し、新型インフルエンザに関するニュースや特集番組のみ放映
学校・保育所	・全国すべての学校や保育所が休校、休園(一部継続の可能性)
福祉施設	・老人ホーム等の入所施設は継続 ・デイサービス等の通所施設は閉鎖

ヒアリング調査を実施した区では、発生段階別に国の対応まで含めた詳細な被害想定シナリオがあり、『外部環境シナリオ(参考事例参照)は、コンサルタント提案。』とのことである。

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等発生時には、11の区で対策本部の設置が明記されている。1区は業務対応マニュアルで各部局別の業務区分一覧表の記載がほとんどであり、対策本部の記述はない。

ほとんどの区で発生段階別に体制が記述されており、平時(未発生時)でも、保健所等を中心に情報収集を行い、連絡会議等で情報共有や必要であれば、対応を検討するとされている。

対策本部の役割や構成、代行順位も多くの区で記述されている。

発生段階	危機管理体制
未発生期	<u>健康危機監視体制</u> 保健所が中心となり、国や都と情報交換を密に行い、海外で発生した新型インフルエンザの情報をいち早くとらえることのできる体制を整備し、新型インフルエンザの発生に備えた対応の確認と準備を行う
海外発生期	<u>健康危機管理体制</u> 保健所長は、新型インフルエンザが海外で発生し、関係各部・各課との調整が必要と認めたときは、「健康危機管理対策幹事会」を開催し、当面の対応について協議する ＜主な役割＞ ・新型インフルエンザ発生の早期発見/発生状況に関する情報の収集と共有 ・国内発生に備えた庁内、関係機関との情報連絡網の整備 ・職員への感染予防の周知 ・区民に対する感染予防策等の検討/区民に対する情報提供/電話相談体制の構築 ・医療物資等の確保
国内発生期 都内流行期 大規模流行期 流行終息期	<u>危機管理本部体制</u> 設置時期は国内発生期の都知事の「発生宣言」とし、解散時期は、流行終息期の都知事の「終息宣言」を契機とする ＜主な役割＞ ・国や都を含む全庁的な情報共有体制の確立 ・区役所機能維持のための庁内管理 ・区民への外出自粛など感染予防の実施要請/区民に対する情報提供 ・職員等への感染予防の周知 ・業務休止及び縮小、再開の指示等 ＜対策本部の構成員＞ ・本部長：区長 ・副本部長：副区長、教育長、常勤監査委員 ・構成員：部長、会計管理者、保健所長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長、広聴広報課長、危機管理対策課長、防災課長、予防対策課長

ヒアリング調査を実施した区でも、未発生時は健康危機管理検討委員会、海外発生期は危機管理対策会議、国内発生期で危機管理対策本部となるが、『感染率や毒の強弱によって柔軟に対応する。感染率が高い強毒性の場合は、危機管理対策会議を開いて、本部に昇格させることも考えている。書面にとらわれないで実施する。』とのことである。

ヒアリング調査を実施した区では、BCP 以外に「新型インフルエンザ体制マニュアル」と「新型インフルエンザ本部運営マニュアル」があり、前ページのような発生期別の体制や対応、役割や構成員等を詳細に記述している。更に運営マニュアルでは、「対策本部の設置場所」や以下のような「対策本部会議の開催、意思決定」についても記述されている。対策会議報告用シート(参考事例参照)も用意されている。

対策本部会議の開催、意思決定

(1) 会議の開催判断

- ・危機管理室は感染状況や保健所からの要請等に基づき、対応策等の課題を対策本部に審議事項として付議
- ・付議された内容に基づき、本部長が会議の開催を判断する
- ・保健所は情報収集に努め、対応策等専門的な判断を担当し、対策本部に審議事項として付議するように危機管理室に伝える

(2) 会議の開催準備

- ・危機管理室は、付議した審議事項に基づき、会議の議事次第を作成し、本部員に通知する
- ・危機管理室は、最新の「会議報告用シート」「その他資料」を会議資料として配付する

(3) 会議における方針決定、指示伝達

- ・会議では、本部員による協議を行い、全体的な方針を決定する。危機管理室は、会議の議事録を作成
- ・危機管理室は、会議決定した方針、指示事項について、危機管理対策本部会議名で、各部・課に通知または指示をするとともに、必要な情報を提供する
- ・各部・課は、危機管理対策本部会議決定事項について、職員に通知または指示を行い、実施する
- ・各部・各課は、必要に応じて関係機関に指示・協議するとともに、結果を危機管理室に報告する

(4) 会議の進行

会議は当該時点における本部の長が議長を務め、会議を進行する

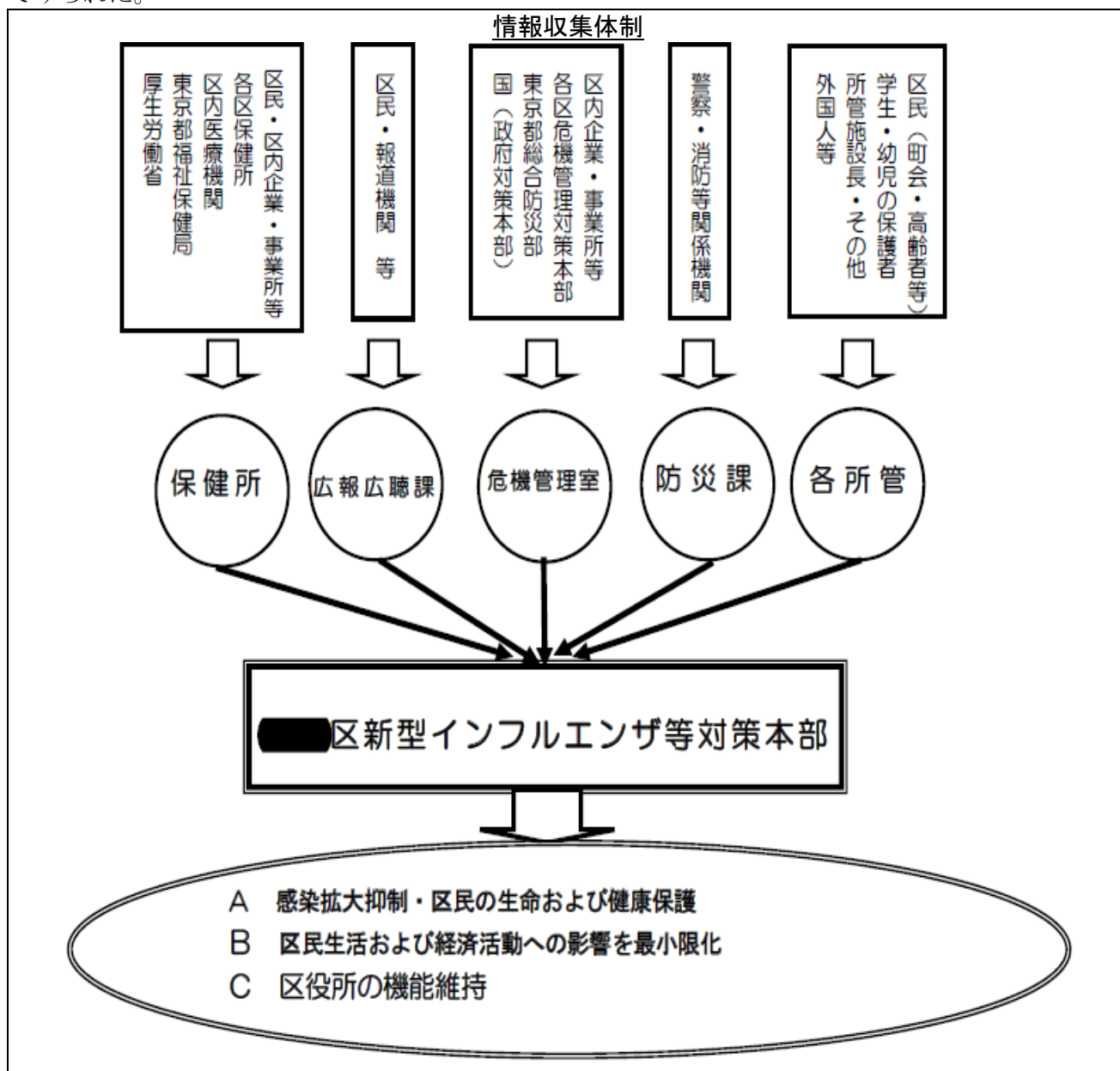
(例) 会議名：・第〇回危機管理対策会議(議長：会長(危機管理室を担任する副区長))

※会議においては、各部、各課からの最新情報を集約し、現状把握を行う。その上で、全庁的に状況認識(事態の深刻度、切迫度、対策必要性等)を共有する。共通の認識のもと、対応方針等を確認・決定する

【進行イメージ】

- ・情報の分析、現状把握
- ・認識の共有化
- ・現段階の準備行動等の確認
- ・今後の対応方針の確認 等

新型インフルエンザ発生時の情報の収集については、「一本化する」という記述が、いくつかの区でみられた。



ヒアリング調査でも、『情報収集については一本化するというのがルールで、防災課で一括管理する。』とのことである。

情報の共有、周知については、半数程度の区で具体的に記述されている。情報に関するルールを定めているところもある。また新型インフルエンザ等の発生時の業務遂行のためにも重要な情報システムについて、「情報システムの業務継続計画」を策定しているところもある。

庁内情報の共有化

新型インフルエンザに関する情報を庁内(指定管理施設や委託先施設等含む)で共有し、区民、施設等利用者、関係者等に正確な情報を速やかに伝えるため、下記ルールに基づき情報を共有する

ルール 1

指定管理施設、委託施設等への情報伝達は、主管課が責任を持って対応します。指定管理施設等によっては、インターネットが使えない施設、ファイルサーバーが使えない施設、インターネットもファイルサーバーも使えない施設等が混在しています。このうち、両方使えない施設等に対しては、主管課においてFAX、電話、通知書等の適宜の方法で通知するなどの工夫をする必要があります

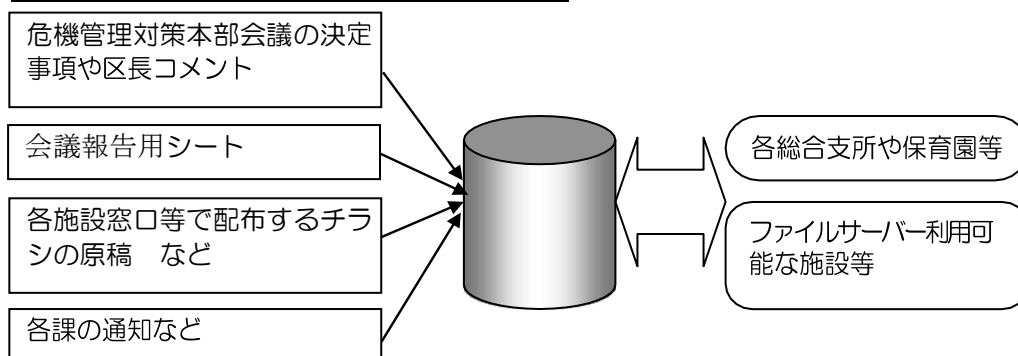
ルール 2

新型インフルエンザに関し、各主管課の担任意務に関する通知に対する区民等からの問い合わせ対応は、主管課で行うものとします。ただし、そうした通知等が区民等に対して出されていることを他の所管、特に総合支所の窓口が承知していることが情報の共有化上重要であり、通知文、添付資料等は、防災課ファイルサーバーに書き込むこととします。書き込まれた情報は、全庁で見られるようにします

ルール 3

新型インフルエンザに関し、危機管理対策本部の決定事項や区長コメント、各施設の窓口等で区民や施設利用者等に配布するチラシ原稿、各課からの区民等向け通知などの多くを、防災課ファイルサーバーで共有します。各課は、ファイルサーバーを積極活用し、庁外施設等に周知します

情報共有ルール(ファイルサーバーの活用)



ヒアリング調査で「ファイルサーバーの活用」について質問したところ、『ファイルサーバー経由で全ての情報が見られる形を取っている。当該サーバーは、指定管理者も見られるので、Fax 等でのやり取りは不要となった。』とのことである。

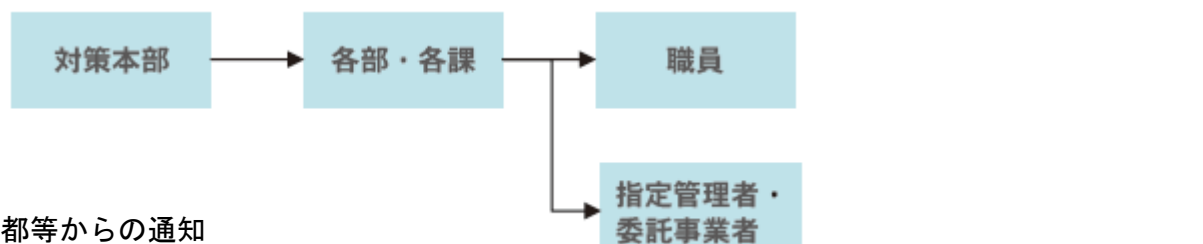
また外国人への情報提供については、『各課で出来るだけ多言語化を試みている。大使館が多く、大使館とのつながりの協議会もあるので、その場で情報提供する。防災行政無線も日本語・英語対応の準備はしている。英語による発信は、内容について所管課の確認が必要。サイトも多言語化されている。多言語対応は、産業地域振興支援部というところが通常担当している。発生時に防災無線で大使館に情報を提供するといった場合は、産業地域振興支援部が担当となる。』とのことである。

区民等への周知については、以下のような記述がある。

- ・ 業務に関連する区民、団体、機関等とは緊急連絡網を策定し、非常時において活用する
- ・ 通信手段は、次の方法を活用し、その状況に応じて優先順位を定める
 - ・ 防災行政無線(移動系、地域系)
 - ・ 固定電話、携帯電話/Eメール、FAX、郵送
- ・ 広報手段は、次の方法を活用する
 - ・ 防災行政無線(同報系)
 - ・ ホームページ、SNS/ケーブルTV、郵送
- ・ その他
 - ・ 電子申告や電子申請、電子入札の拡大を進める
 - ・ 届出については、郵送を勧める
 - ・ 区民と対面する場合は、マスクを着用する
 - ・ 待合スペースは、区民同士の接触が少なくなるよう整備する
 - ・ 相談業務や訪問代替として電話機を確保する

連絡内容別に連絡体制を記述している区もある。

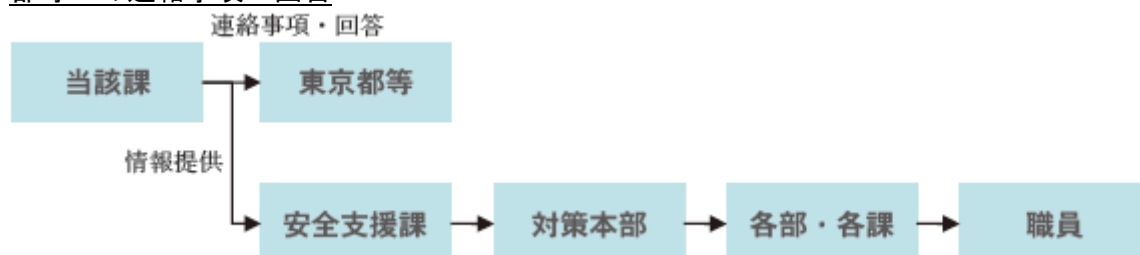
対策本部での決定事項



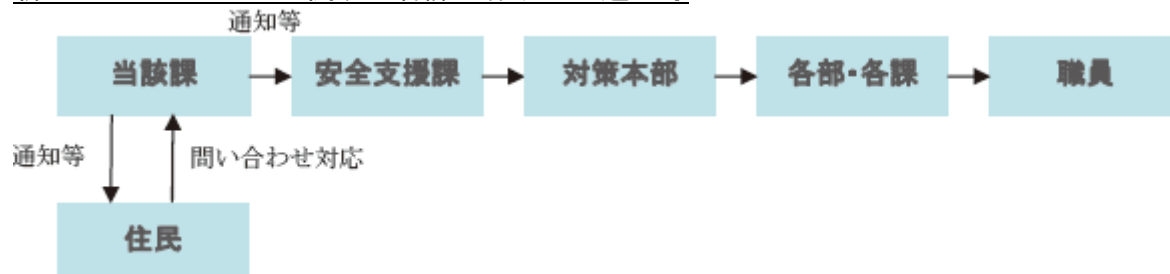
都等からの通知



都等への連絡事項・回答



新型インフルエンザに関する各課が作成した通知等

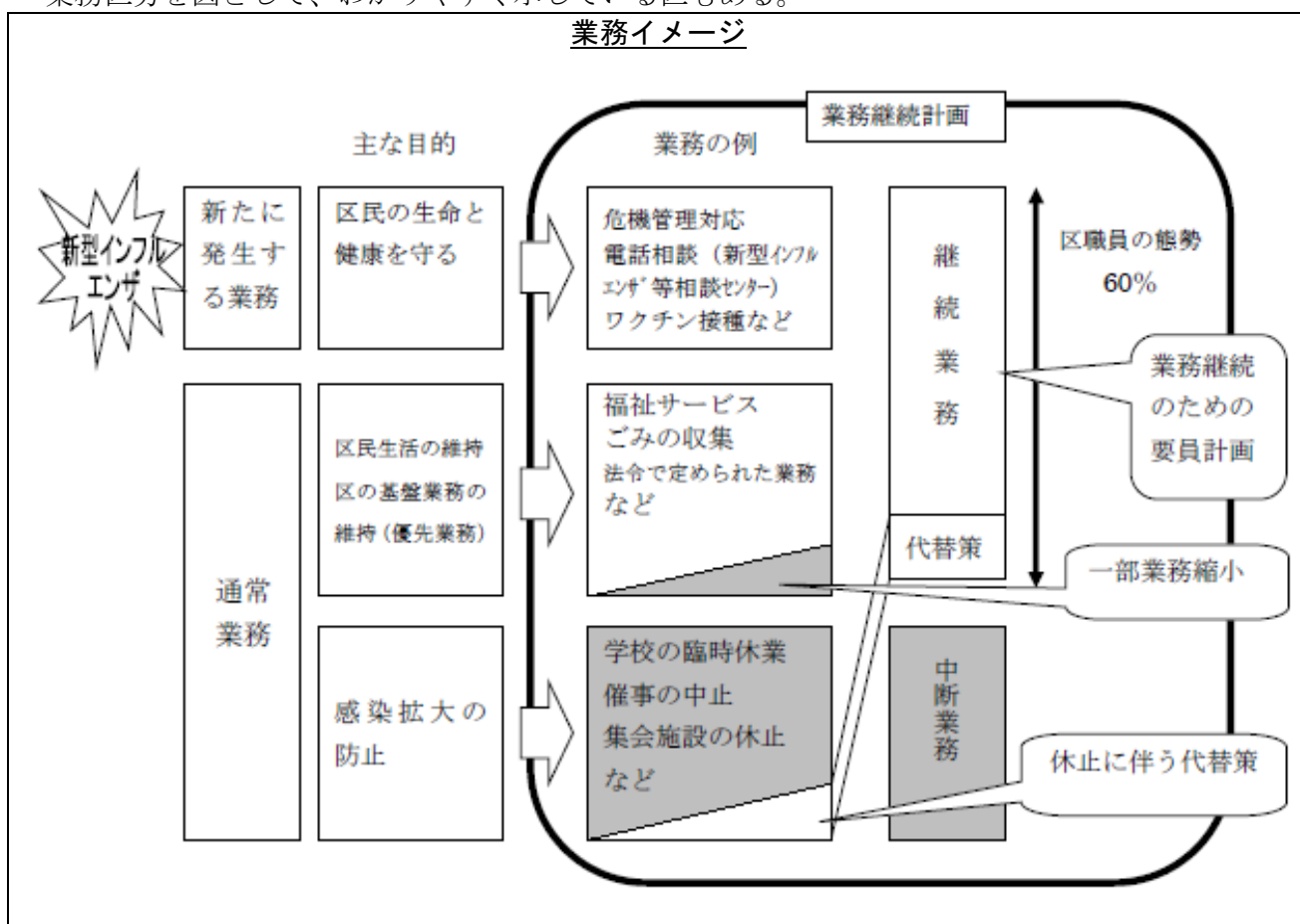


(5) 新型インフルエンザ等発生時における継続及び縮小業務並びにそれらの業務内容

書き方の違いや名称の違いはあるが、すべての区で、新型インフルエンザ等発生時の業務は以下のように区分されている。

緊急時優先業務	応急業務	S業務 (新型インフルエンザ対応業務)	・感染拡大防止や感染予防のために新たに発生する業務 ・区民、利用者を新型インフルエンザの脅威から守り、感染拡大防止のために応援体制を組んでも緊急に実施すべき業務
	通常業務	A業務 (継続業務)	・中断や停止をすると区民生活に重大な影響を与えるため継続をしなければならない業務 ・応援体制を組んでも実施しなければならないが、業務の実施方法について工夫し、事業を縮小することも可能な業務
停止業務		B業務 (縮小業務)	・停止することが可能な業務 ・中断もしくは中止しても区民生活等に与える影響が比較的小さい業務。応援体制は必要ない
		C業務 (休止業務)	・積極的に停止すべき業務 ・実施すると、かえって感染拡大につながる業務や不急の業務

業務区分を図として、わかりやすく示している区もある。



平常時と非常時の業務の関係として、業務区分と職員配置(%)を記載している区もある。



発生段階別に各業務区分の運用イメージを記載している区もいくつかある。

	第1段階 (海外発生期)	第2段階 (国内発生初期)	第3段階(感染拡大、まん延期)	第4段階 (小康期)
S業務(新型インフルエンザ対応業務)	実施準備	一部実施または実施準備	実施	縮小準備または一部停止
A業務(継続業務)	継続	継続	継続	継続
B業務(縮小業務)	継続	状況により一部停止	停止	再開
C業務(休止業務)	停止準備	停止	停止	再開準備

通常業務の優先度や継続する業務を判断するための考慮点を記述している区もある。

優先度等の判断の視点
(1)休止等による社会的影響の有無 ア 区民の生命・安全の保持に支障があるか イ 区に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか
(2)区の他の業務への影響の有無:休止・中断で区の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか
(3)法令上の処理期限等の有無:法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか
(4)通常の業務実施体制の継続の要否:業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか 各種監視業務や公共施設の維持管理等、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制が必要か、各種窓口業務のように、時差出勤等業務の実施方法の変更が可能な業務か等の視点も考慮する
(5)その他 ア 流行期間(2か月程度)業務を休止しても、その後の対応が可能か イ 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか

すべての区で所属や部署別に、継続業務や縮小・休止業務の具体的な一覧があるようだ。(3区で業務区分は別冊となっているようで、確認はできない。)現職員数と必要人数(体制)や感染対策、施設の閉鎖についても記載しているところもある。

業務対応マニュアル〔生活支援部〕			
課	医療保険課	職員数	71名
継続する業務		具体的対応	体制
○ 国保・後期高齢者医療保険業務等(窓口対応) ○ 在日外国人特別給付金業務(窓口対応)		○ 職員に対し業務従事可否聴取。 ○ HP等による情報発信。 ○ マスクを着用し通常対応。	42名
取り扱い方法を変えて行う業務		具体的対応	体制
○ 該当なし			
中止・中断する業務		具体的対応	体制
○ 国保・後期高齢者医療保険業務等(徴収嘱託員業務)		○ 自宅待機(訪問予定者へ連絡)。 ※国保・後期高齢者医療保険業務等	非常勤 9名 (非常勤職員6割が最大数)
○ 国保・後期高齢者医療保険業務等(コールセンター業務)		○ 受託業者には登庁不要を連絡。	受託業者2名
○ 特定健診業務		○ HP等による情報発信※特定健診業務。	1名
○ 特定保健指導業務		○ 訪問指導の中止(訪問予定者への連絡)。 ※特定保健指導業務	
○ 保養施設業務		○ 利用者へ外出の自粛要請と予約受付及び利用券発行の中止※保養施設業務。	
閉鎖する施設		具体的対応	体制
○ 該当なし			
新たに発生する業務		具体的対応	体制
○ 国保資格証明書発行者に対する受診促進通知送付業務		○ 対象者をシステムで絞り込み。 ○ 通知文案作成等・決裁処理。 ○ 特例的対応の通知を郵送。	3名
特別な感染拡大防止対策がある場合			
【来庁者等への対応】 ○ 来庁者が体調不良を訴えている場合、一時的に休憩室へ案内し、看護師等へ観察を依頼する。 ○ マスクを着用していない来庁者に対し、入口で配布しているマスクを着用していただくよう要請する。 ○ 手洗い、うがい、咳エチケット励行に関するチラシの掲示を行う。 【窓口対応】 ○ 関係者等との打合せには、可能な限り電話及びメールを活用する。 ○ 窓口対応カウンターに速乾性擦式消毒用アルコールを配置し、来庁者に対し手指の消毒を要請する。 ○ 複数の区民が来庁している場合は、お互いに1～2m以上離れた位置に席を準備し、待機いただくよう要請する。 ○ 全職員が庁舎内ではマスクを着用し、定期的に手洗い及びうがいを実施する。			

ヒアリング調査では、『ベースの作成は各課へ依頼を行ったため、業務区分の重要度については、判断基準が必ずしも一致していない。ベースとなるものがあるので、発生時に再度確認をし、柔軟に対応しようと思っている。』とのことである。

前ページの区も含めて、施設の継続・閉鎖についても、いくつかの区で記述されている。

施設区分	施設名称	運営方針
保健センター	保健センター	○継続
障害者センター	通所サービス施設	×閉鎖
高齢者センター	短期入所施設	△緊急時継続
子育て施設	保育園	○継続
	児童館、学童クラブ	×閉鎖
区民施設	コミュニティ会館	×閉鎖
	文化センター	×閉鎖

ヒアリングを実施した区でも施設の運営マニュアルがあり、施設ごと(保育・子供支援、介護、障害者)に、対応と手続きがまとめられている。

施設毎の必要な手続き(保育・子ども支援 施設)

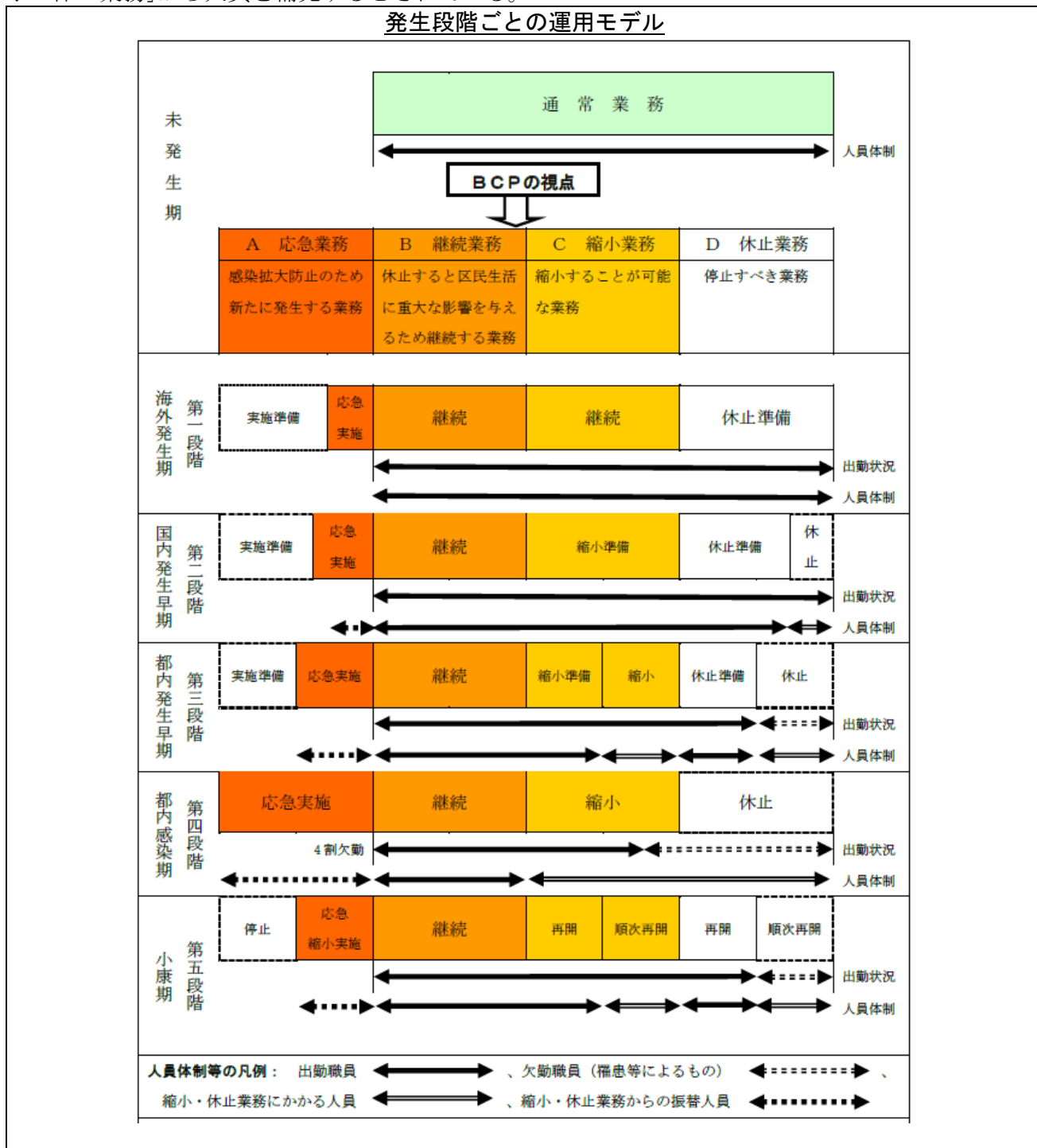
対応事項	必要な手続き	実施時期目安
・通常対応	・通常業務体制を維持する ・各地区総合支所管理課は、各施設の保育所に対し、新型インフルエンザ本部運営マニュアルに基づき感染防止に向けた対応方法・広報等を徹底する	第1段階 (海外発生期)
・通常対応 ・保育園、子育て支援施設の休園、休館準備	・通常業務体制を維持する ・各地区総合支所管理課は、各施設の保育所に対し、新型インフルエンザ本部運営マニュアルに基づき感染防止に向けた対応方法・広報等を徹底する ・各施設担当部署は、各施設とともに事業を縮小する場合の検討をする	第2段階 (国内発生早期) 海外発生から2週間後から4週間
・発生地域の保育園、子育て支援施設の休園、休館 ・事務手続き等は電話・郵送で対応 ・子ども支援事業の縮小	・発生地域の保育園、子育て支援施設の休園・休館を実施する ・事務手続き等は電話・郵送等で対応する ・各地区総合支所管理課及び各施設は、新型インフルエンザ本部運営マニュアルに基づき施設利用者への広報等を徹底する	第3段階(感染拡大期) 海外発生から4週間後～
・全保育園、子育て支援施設の休園、休館	・発生地域の保育園、子育て支援施設の休園・休館を実施する ・事務手続き等は電話・郵送等で対応する ・各地区総合支所管理課及び各施設は、新型インフルエンザ本部運営マニュアルに基づき施設利用者への広報等を徹底する	第3段階後半 (まん延期)海外発生から6週間後～
・閉鎖措置解除 ・自粛要請は継続 ・通常時への回復判断	・施設閉鎖の措置を解除する。自粛要請は継続する ・事務手続き等は電話・郵送等で対応する ・各地区総合支所管理課及び各施設は、新型インフルエンザ本部運営マニュアルに基づき施設利用者への広報等を徹底する	第3段階 (回復期)及び第4段階 (第四段階:小康期。海外発生から17週間後～)

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

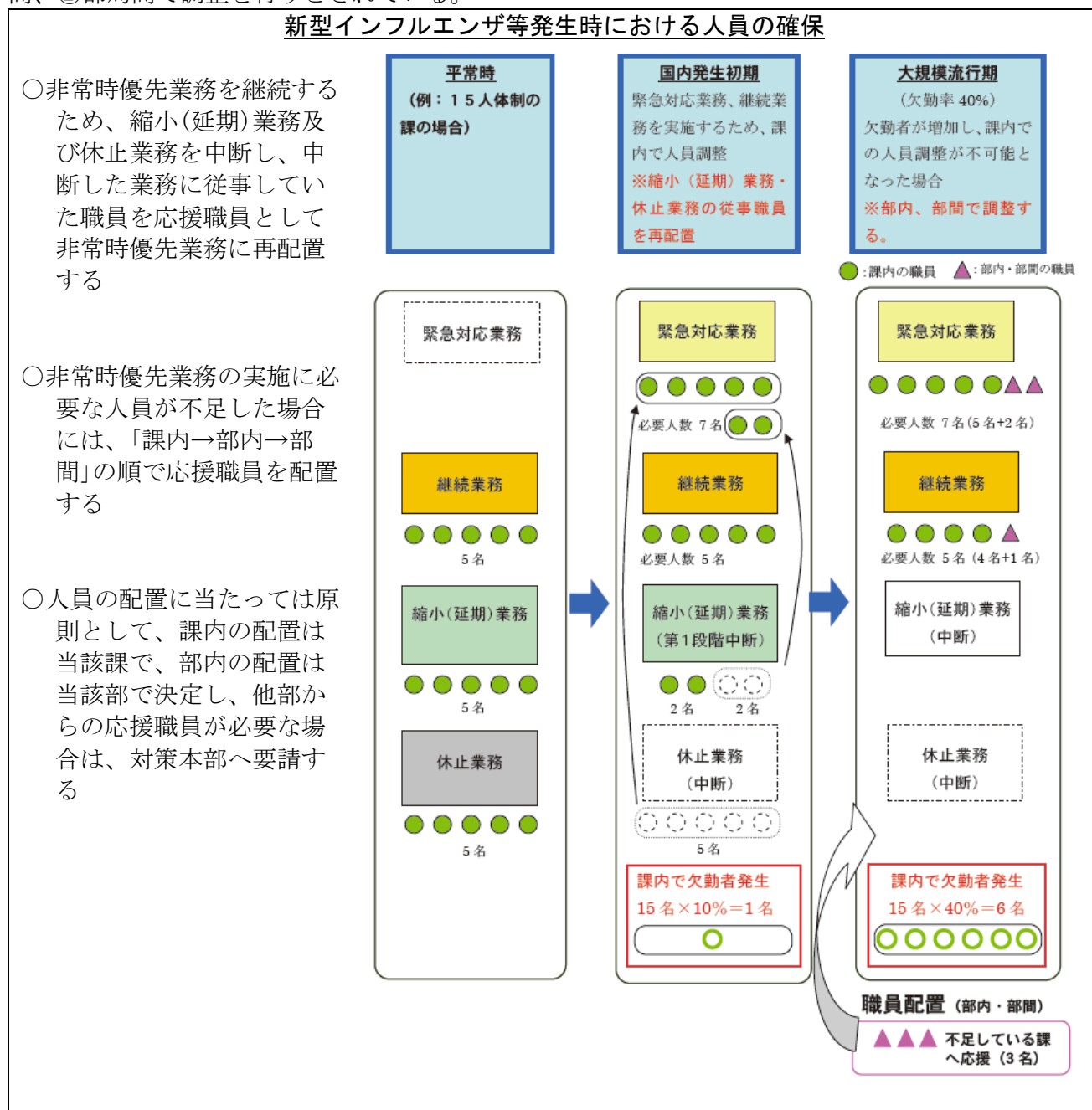
4 割程度の区で、新型インフルエンザ等発生時の業務に必要な人数と出勤可能人数の両方が明記されている。最も詳細な区では、出勤率を 100%～60%、想定必要人数を発生期別に記載している。

	出勤人数(出勤率)					想定必要人数			
	100%	90%	80%	70%	60%	国内未発生期	国内早期	都内早期	都内感染期
* 数字はダミー									
総務部	100 人	90 人	80 人	70 人	60 人	100 人	95 人	90 人	80 人
危機管理室	50 人	45 人	40 人	35 人	30 人	50 人	60 人	40 人	40 人
区民生活部	200 人	180 人	160 人	140 人	120 人	200 人	200 人	150 人	120 人

半数程度の区では、人員確保の基本的な考え方として、「継続業務」の人員が不足した場合は「縮小・休止業務」から人員を補充するとされている。



半数程度の区では、縮小、休止業務からの応援でも人員が不足する場合の応援体制は、①所属間、②部局間で調整を行うとされている。



具体的な人員確保の手段としては、専門的な業務代行のために「マニュアルの整備」「OB 職員の活用」等がいくつかの区で回答されている。他には、感染対策でもある「時差通勤/フレックスタイム」「通勤手段の変更」「宿泊」「在宅勤務/自宅待機」「交代制」もいくつかの区であげられている。

ヒアリング調査では、『訓練で、専門知識や資格を持った人の代替が効かない、また業務によっても代替が効かないといったことがわかったので、リストアップや班交代、OB 職員の活用、在宅勤務等を記載した。ただ資格を持った人のリストアップはまだ行っていない。班交代制についても計画のみである。OB はアルバイトとして残っている人も多いので活用したいが、具体的に決まっている訳ではない。』とのことである。

(7) 新型インフルエンザ等に対する平時及び発生時における感染防止対策

すべての区で、感染防止策として、咳エチケット等、基本的な感染対策が記述されている。

感染予防策の徹底

- 手洗い・手指消毒
手洗いは感染予防の基本であり、不特定多数の者が触れる場所を触れた後、外出から戻った後などは、流水と石鹸による手洗いをを行う。流水での手洗いが実施できない場合には、速乾性消毒用アルコール製剤による消毒を行う
- 対人距離の保持
咳やくしゃみ等の飛沫は、そのほとんどが空気中で1～2メートル以内しか到達しないため、対人距離を確保することで感染リスクを低下させることができる
- 咳エチケット
咳やくしゃみをする際には、ティッシュペーパーなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1メートル以上離れる。また、痰や鼻汁などを含んだティッシュペーパーは、すぐにゴミ箱に捨てる。ゴミ箱は蓋付きが望ましい。押さえた手や腕は接触感染の原因にならないよう直ちに洗う
- マスクの着用
咳をしている人にはマスクの着用を促す

ほとんどの区で職場における感染対策として、以下の点があげられている。

職場における感染対策

- 職員自身の健康管理
 - ・出勤前の健康状態を確認し、症状がある時は出勤を自粛(参考事例「出勤時の確認事項チェックシート」参照)
 - ・家族の感染が明らかな場合も、出勤や外出を自粛
 - ・疑い症状がある場合は、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を行った上で療養に専念
- 職場で感染疑い者が発生した場合の対応
 - ・対応する職員はマスクを着用し、帰宅を促す。すぐの帰宅が困難な時は会議室などに誘導
 - ・疑い者がいた場所はゴム手袋を着用し、漂白剤等で清掃、消毒を行う
 - ・保健所や新型インフルエンザ相談センターへ連絡
- 勤務形態の変更(時差出勤、在宅勤務、自転車や徒歩出勤など)
 - ・通勤時や庁舎内における職員の感染リスクを低減させるため、勤務形態の変更の措置を検討する
- 庁舎内での感染防止
 - ・来庁の自粛やマスクの着用、手指消毒を要請/来庁者の出入り口の限定し、窓口まで動線を示す
 - ・庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレ内に「手洗い方法」を掲示する
 - ・窓口業務等対面で業務を行う場合にはマスクを着用し、距離が1～2メートルとなるようにする
 - ・咳き込む人と対面する場合は、ゴーグル等を着用する
 - ・各種届出・申請等については、電話、郵送やメール等を活用し、出来るだけ対面しない
 - ・多くの人が接する場所(ドアノブ、来庁者用テーブル、トイレ等)は、清掃や消毒の頻度を上げる
 - ・庁舎の入口等に、速乾性消毒用アルコール製剤を設置する
 - ・一般開放スペースや食堂の閉鎖/エレベーターの使用制限

ワクチン接種、特定接種については、半数程度の区で記述されている。

いくつかの区では、発生段階別に感染対策をまとめている。

前段階 (未発生期)	・咳エチケット、うがい、手洗い健康維持 ・季節性インフルエンザワクチンの接種 ・情報収集、確認
第1段階(海外発生期)	・咳エチケット、うがい、手洗いの徹底 ・通勤時のマスクの着用準備を指示 ・マスク着用での勤務準備 ・庁舎に立ち入る際の手指消毒の実施準備 ・朝の発熱検査や申告、発熱者の出勤禁止準備 ・備蓄品の配布準備 ・時差通勤、自動車通勤等の代替通勤手段適用 ・プレパンデミックワクチンの接種 ・職員の海外渡航歴の把握
第2段階 (国内発生早期)	・咳エチケット、うがい、手洗いの徹底 ・通勤時のマスクの着用を指示 ・マスク着用での勤務を指示 ・庁舎に立ち入る際の手指消毒の実施 ・朝夕2回の検温や申告、発熱者の出勤禁止 ・取引先等への訪問自粛 ・エレベーター使用の自粛 ・緊急時優先業務以外のための会議や打合せの自粛 ・抗インフルエンザ薬を濃厚接触者や発病後の早期に投与し、感染拡大を防止 ・職員の海外渡航歴の把握
第3段階 (感染拡大期、まん延期)	・咳エチケット、うがい、手洗いの徹底 ・通勤手段の変更 ・通勤時のマスクの着用を指示 ・マスク着用での勤務を指示 ・庁舎に立ち入る際の手指消毒の実施 ・朝夕2回の検温・申告、発熱者の出勤禁止 ・原則、関係機関等への訪問禁止 ・一部職員は自宅待機 ・時差通勤、自動車通勤等の代替通勤手段適用 ・エレベーター使用の自粛 ・指定宿泊施設等からの通勤等の代替通勤手段適用 ・緊急時優先業務以外のための会議や打合せの自粛 ・抗インフルエンザ薬を濃厚接触者や発病後の早期に投与し、感染拡大を防止 ・パンデミックワクチンが製造され次第、接種計画に基づき接種
第3段階 (回復期) 第4段階 (回復・小康期)	・咳エチケット、うがい、手洗いの徹底 ・状況に応じて通常時への回復準備を行う ・パンデミックワクチンが製造され次第、接種計画に基づき接種

多くの区では、感染対策として、マスクや消毒液等の備蓄も記述されている。備蓄品リストを作成しているところもある。

消耗品等備蓄リスト

納入先	Mマスク	Sマスク	大人用マスク	小人用マスク	手指消毒剤
防災課	30,000 枚	20,000 枚	100,000 枚	－	5,000
学校課	10,000 枚	5,000 枚	－	－	1,000
子ども家庭課	－	5,000 枚	－	5,000 枚	1,000
総合支所 A	10,000 枚	5,000 枚	20,000 枚	－	1,000
総合支所 B	10,000 枚	5,000 枚	20,000 枚	－	1,000

ヒアリング調査では、『消毒液やマスクの入れ替えは、必要年数に則って行っており、備蓄の数も増えてきた。備蓄は防災倉庫を利用している。区としても倉庫はあるが、なかなか広大な敷地がないため、一般企業のビルの一室を借りるなどしている。』とのことである。

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練・研修等)

多くの区で具体的な訓練・研修等について記述されている。

- ・手洗い、うがい、咳エチケット、正しいマスクの着装法等の予防策の教育
- ・出勤時の体温測定、感染予防具の正しい着用法と着用した状態での勤務訓練
- ・発症者(感染の疑いのある者)が出た場合の対応訓練
- ・感染期における来庁者の対応訓練(来庁者の誘導等)
- ・非常時の応援勤務(部内、部外)などのシミュレーション
- ・業務縮小/停止時の対応シミュレーション
- ・クロストレーニング
- ・意思決定者が欠勤した場合の代替え者による業務継続訓練
- ・区民や事業者との連携訓練
- ・安否確認システム、情報提供体制のシミュレーション

ヒアリング調査では、以下のような訓練の詳細が確認できた。

『平成 22 年から震災編も併せて、5 年くらい実施。BCP を初めて聞く人もいた。600 人ほど参加。
 平成 23 年 対策本部立ち上げ訓練。3 日間。本部に携わる人間メイン。コンサルも参加。
 平成 24 年 図上訓練。3 日間。170 人。シミュレーション訓練。
 平成 27 年 e-learning 全員参加の研修。新型インフルエンザ特化。e-learning は使いやすい。
 平成 28 年 マニュアルの不明点や漏れがないように読み合わせ的訓練。少し参加者が減った。
 BCP とマニュアルの改正後には、積極的に訓練を行っていきたい。』とのことである。

ヒアリング調査を実施した区では、BCP 以外に新型インフルエンザ対応マニュアルがあり、その中で訓練についても、「訓練の目的」「訓練の形式」「訓練のメニューの設定例」「具体的訓練メニュー」等、詳細に記述されている。

訓練目的と訓練形式			
訓練目的	研修型	図上検討型	体験・実動型
意識喚起	○	○	○
理解促進	○	○	○
経験・体験			○
手順確認	○	○	○
動作確認(時間、物理的障害等)			○
課題抽出		○	○
行動力の向上			○
判断力の向上		○	○
関係醸成、コミュニケーション強化		○	○

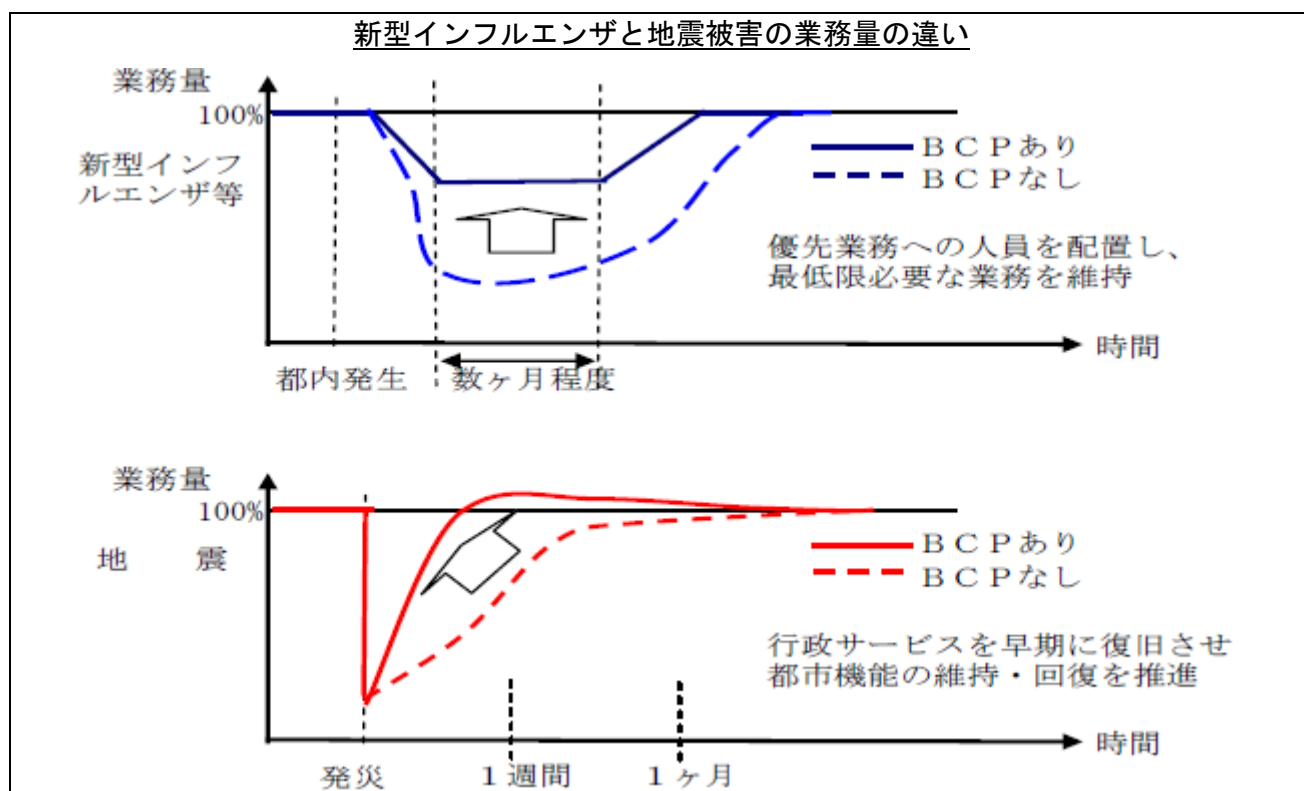
訓練対象となる対応要素と訓練形式の一例			
対応要素	対象者	訓練形式の例	説明
業務継続計画等 全体像の把握	全職員	研修型	業務継続計画等を策定した場合、大幅に刷新した場合、担当者が異動した場合等に、まず、内容を関係者に理解してもらうための説明の場を設ける。
感染予防対策	全職員	体験・実動型	各種感染予防策、患者発生時の対応等について、実動手順を確認する。
対策本部運営	本部員 事務局要員	図上検討型体験・ 実動型	対策本部の情報収集・分析や、意思決定について様々な訓練形式で検証する。
通報連絡	関係者	体験・実動型	通報連絡を実践する。担当者が決められた情報の通報連絡を実際の連絡手段で実践する。
業務手順変更	関係者	体験・実動型	感染期における業務の変更手順等を確認する訓練を実施する。
広報対応	関係者	研修型 図上検討型体験・ 実動型	広報方針の立案と文案の作成を行う形式(図上検討型)や、実際に記者会見等を行う形式(体験・実動型)などがある。

訓練事例 1 (発展型本部会議訓練＋各課作業)
(1)訓練の概要 - 各部に対して会議開催時点の社会状況(各部共通)を事前に付与し、各部は当該会議での報告事項(対応方針、対応事項等)を検討する(事前準備) - 会議訓練の場で、危機管理対策本部員(各部長)が報告を行う - 各部報告以外の会議の議題構成や議事進行の流れは、事前にシナリオ(発話内容)として作成する - 今後各課は、所管する各事業・業務について業務継続の具体的な方法(業務レベル)を検討していく必要がある。そこで、今回の訓練機会を通じて、業務継続レベルの検討方法を習得してもらうため、各課作業においては、事務局が準備した「業務レベル設定シート」を用いて、各課のA業務(5～10 例程度)について業務レベルを検討してもらう内容とする (2)成果の活用 - 危機管理対策本部会議の構成員(本部員)における問題意識の共有 - 各部の対策検討能力の向上 - 各部の報告事項の共有 - 会議進行の流れ(あくまで一例)の理解 - 各課作業者の対応スキルの向上 - 訓練後に各課において業務レベルを具体的に検討するための動機付け

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等)との関連性

すべての区の BCP が新型インフルエンザ等専用であるが、地震等の災害との被害の違いや BCP の効果の違いについて、記述しているものもいくつかある。

項目	新型インフルエンザ等	地震災害
業務継続方針	・ できる限り業務を継続し、感染拡大の防止を図る	・ できる限り業務の継続、早期復旧を図る
被害の対象	・ 主として、人への健康被害が大きい	・ 主として施設/設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	・ 被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実)	・ 被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能/被災地外からの支援が可能)
被害の期間	・ 長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難 ・ 第一波が約 8 週間、その後第二波、第三波と長期化の可能性あり	・ 過去事例等からある程度の想定が可能 ・ 最初の地震が最大で余震も一定期間ある
災害発生と被害制御	・ 海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・ 被害量は感染対策により左右される	・ 主に兆候がなく突発する ・ 被害規模は事後の制御不可能
事業への影響	・ 集客施設等では長期間利用客等の減少し、業績悪化が懸念される	・ 事業を復旧すれば回復が期待できる



ヒアリング調査では、『震災は、早期の復興が必要。インフルエンザは必要な業務の継続が重要。新型インフルエンザと地震ではスタート位置が異なる。』とのことである。

(10) 関係自治体等との連携

国や都、他の市町村との連携については、「国、都から情報を収集する」「国、東京都、その他関係機関と連携しながら、本計画に定める最低限必要な行政サービスを継続するために必要な対策の充実を図る」程度の記述が半数程度の区であるが、具体的な連携については、ほとんど記述されていない。

ヒアリング調査でも、『都には発生時の応援人員等の要望を上げているが、具体的には進んでいない。東京でパンデミックが起きれば都も職員が減るので、全体的に人員が薄くなる。他の市区町村とも応援職員についての話等の連携は進んでいない。これから BCP 策定や改正というところもあり、オリンピックを迎える中、連携を深めていく必要はあるが、具体的には進んでいない。』とのことである。

指定管理者、委託業者等との連携については、多くの区で記述されている。

指定管理者(児童館、高齢者センター等)との連携

- ・業務継続及び施設閉鎖について、区の方針を事前に説明して意思統一を図り、協定・契約等の整備を図る
- ・施設における感染予防・感染拡大防止策、職員の安全対策を徹底し、業務継続のための体制と環境を整備する
- ・業務が確実に遂行できる体制を確立するよう要請する

業務の受託事業者(情報システム、庁舎管理、警備、清掃業務、消耗品等の提供事業者)との連携

- ・業者のリストアップをし、物資については備蓄を図る
- ・事業継続に向けた協力を要請する
- ・必要に応じ契約内容や履行期限の変更等について協議し、事前に契約・協定等の整備を図る
- ・中断する業務は、発注の中止及び延期、取り消し等について、可能な限り契約・協定等の整備を図る
- ・業務が確実に遂行できる体制を確立するよう要請する

ヒアリング調査では『指定管理者については、対策本部の意向を伝えれば、協力してもらえるはず。協定は結んでいない。指定管理者講習を実施し、BCP の策定を依頼しているが、進んでいないと思われる。ひな形を作ってあげると策定しやすいと思われる。物品供給者のリストアップは所管のほうで行なっている。』とのことである。

IV. 参考事例

地方公共団体の BCP の中から、今回の(3)～(10)の項目で、わかりやすいもの、よいと思われるものを参考例として、以下に掲出する。

※(1)BCP 策定の経緯 (2)BCP 策定の体制は、各地方公共団体によるため、例としては記載しない。

(3) 被害想定

「都道府県」の例：政府想定に基づき、発生段階別に社会状況と市の対策を想定している

表：発生段階と社会・経済状況の想定

発生段階	想定される社会・経済状況
海外で発生の疑い	・帰国者が増加 ・出張や旅行の自粛 ・市民やマスコミからの問い合わせが増加
海外発生期	流行状況 ・海外で感染者が続発 ・WHOがフェーズ4を宣言 ・国内では未発生 社会状況 ・海外からの帰国者が増加する ・保健所や医療機関等への問い合わせが増加し始める ・市民の関心が高まる ・帰国者の大幅増や検疫の強化により、国内の海空港で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・市民の不安が増大し、保健所、医療機関等へ市民やマスコミからの問い合わせが増加 ・食料品・生活必需品に対する需要が増加 ・マスク、消毒液等の需要が増加 市の対策 ・市内発生に備えた準備 ・積極的疫学調査等への協力 ・市民への広報強化
国内発生早期	流行状況 ・国内で感染患者発生（感染集団は小さく限定、疫学調査が可能） ・市内では未発生 社会状況 ・帰国者・接触者相談センターや市コールセンターへの相談急増 ・市民やマスコミからの問い合わせが急増 ・過熱報道による混乱が発生する ・市民が外出を自粛し始める （百貨店、劇場、映画館等の集客施設への来客数が減少、施設が休業） ・食料、生活必需品等を求める市民が急増する （食料、日用品、医薬品、マスク・消毒薬、ガソリン、現金などの不足） ・市民の不安が高まり、各種相談や医療機関の受診等が増加する等 ・一部事業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ・一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き ・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇止め等が増加 ・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性 市の対策 ・市内発生に向けた医療体制の準備 ・積極的疫学調査 ・市民への広報強化
市内発生早期	流行状況 ・市内で感染患者発生（感染集団は小さく限定、疫学調査が可能） 社会状況 ・市民やマスコミからの問い合わせが急増 ・学校、保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業 ・発症者との濃厚接触者の外出自粛が要請され、出勤困難になる事態発生

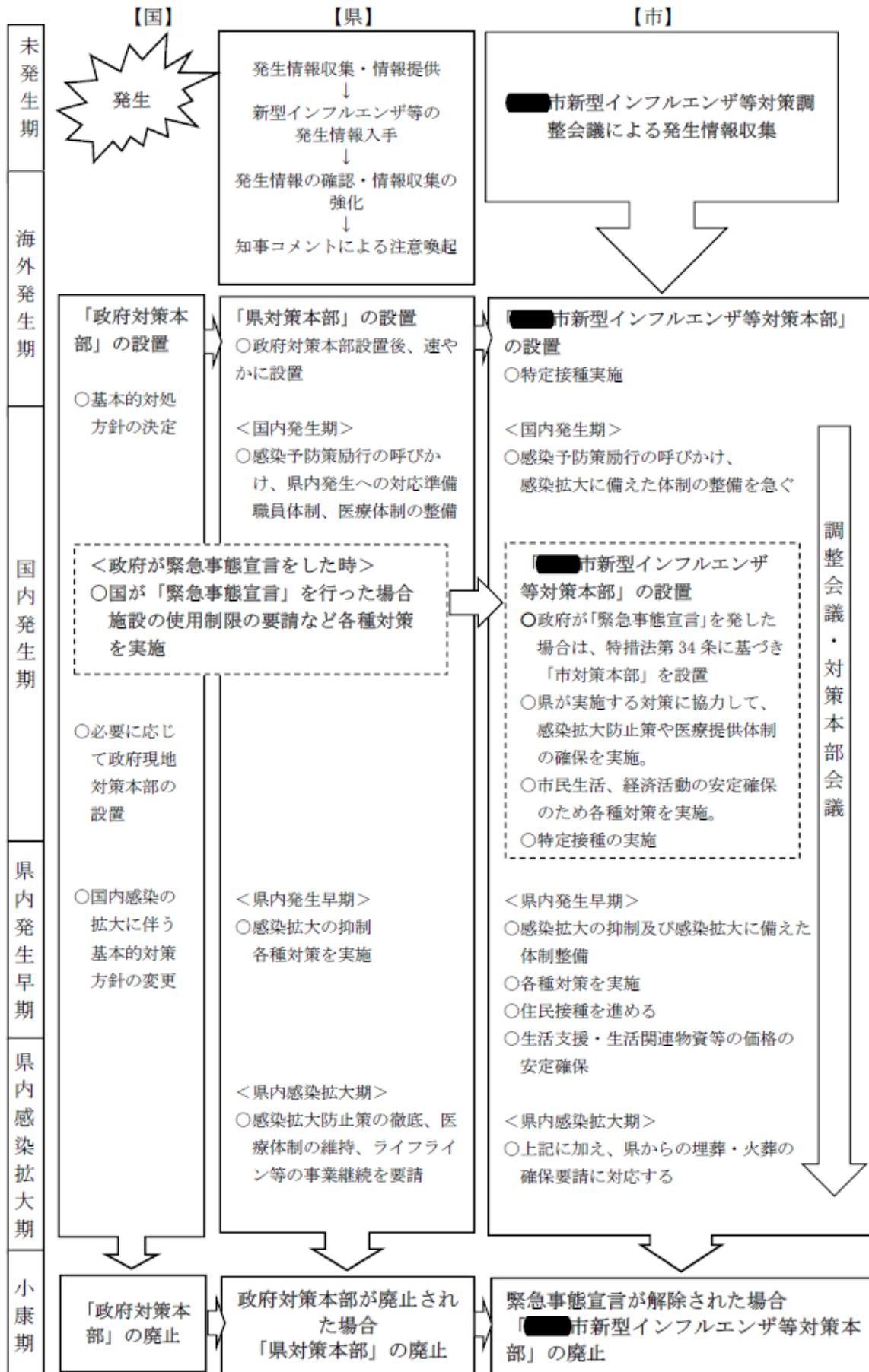
	・事業者において不要不急の事業を縮小・休止する動き拡大 ・事業者において来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き ・マスク等の防護具の購入が困難になる可能性 ・需要の急減が予想される業種では、非正規労働者の雇止め等が増加 市の対策 ・感染者への対応（治療、入院措置等） ・地域封じ込め対策を実施 ・積極的疫学調査 ・医療対策実施、医療機関支援
市内感染期	感染状況 ・市内で急速に感染が拡大、大流行（疫学調査で追えなくなる、入院措置による効果の低下） ・最終的に市民の約25～30%が発症している状況となる 社会状況 ・抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・医療資源（医師・看護師、医薬品、人工呼吸器等）の不足により、一部に診療を中止する医療機関が出現 ・学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、興行施設等不特定多数の者が集まる場を提供する事業の休業等が拡大 ・電力、上下水道、ガス、電話などのライフライン事業、公共交通機関の運行は概ね維持。利用者が減少した場合、運行本数が減少 ・流通・物流の停滞、生産・輸入の減少により食料品・生活必需品の供給不足が発生するおそれ ・経済活動が大幅に縮小、企業の経営破たんが増加、雇用失業情勢が悪化 ・医療機関の受診者（発症者）が急増する、医療機関で感染が広がる ・多くの市民が外出を自粛する ・休業する企業が急増する ・食品・生活必需品等が慢性的な供給不足となる
	・従業員の欠勤等により、公共交通・物流の稼働レベルが低下し始める等 ・家族全員が感染している家庭が増加 ・市内で発症者や死者が増加し始める ・火葬・埋葬などが追いつかない ・看護できない患者、介護できない高齢者等に対する行政支援必要となる ・多くの市民が外出自粛、備蓄食料等が不足し始める ・企業が休業、事業継続を図る企業も従業員の欠勤により稼働レベル低下 ・生活に窮する市民、資金繰りに窮する中小企業が増加する 市の対策 ・感染拡大防止、社会活動の縮小要請 ・不要不急の外出自粛要請 ・学校・保育園等の休校措置 ・事業活動自粛要請 ・社会経済機能維持事業者による事業継続にむけた各種調整・要請 ・公共交通機関の運行縮小
小康期	感染状況 ・流行の鎮静化 社会状況 ・社会が安定し始める ・経済活動が一部正常化 ・新規の発症者が減少し始める ・市民が外出し始める ・医療機関が診療体制を再整備し、通常診療を再開する ・生活に窮する市民が発生し、支援が必要となる ・企業が事業再開の準備を行う ・再建できない企業も発生し、支援が必要となる 市の対策 ・各種要請の解除、再流行への備え ・事業活動自粛要請、運行自粛要請等の解除の判断 ・医療機関の診療体制等の建て直し

「特別区部」の例(一部)：社会状況と自区への影響だけでなく、対策や目標も記述している

国・地域区分		第一段階(海外発生期)	第二段階(国内発生早期)	第三段階(感染拡大期)	第三段階(まん延期・回復期)
都・区段階区分		海外発生期	国内発生期	都内流行期(前期)／都内流行期(後期)	都内流行期(後期)／大規模流行期
社会状況の変化と国の対策	感染状況	0 感染速度 感染拡大の状況	2週間後～4週間 国内発生期 感染集団は小さく限られる	4週間後～ 都内流行期(前期)／都内流行期(後期)	6週間後～ 都内流行期(後期)／大規模流行期
	体制	〇国内未発生(海外発生) 〇海外旅行・出張の中止 〇多数の在外邦人が帰国を希望 〇定期便の運航本数減少	〇海外旅行・出張の中止 〇多数の在外邦人が帰国を希望 〇定期便の運航本数減少	〇海外旅行・出張の中止 〇定期便の大半が運航停止	〇海外旅行・出張の中止 〇定期便の大半が運航停止
	水際対策	〇感染症患者の検出 〇WHOフェーズ4(重症以降) 〇渡航延期、退避検封、帰国の可能性 〇《発生国が出国禁止措置をとる場合》 〇現地滞在、感染予防徹底 〇検疫実施空港・港・港・港の開始。感染 〇拡大に伴い、検疫の強化。感染 〇感染のおそれのある発生国からの帰国 者の帰国の開始	〇感染症患者の検出 〇WHOフェーズ4(重症以降) 〇渡航延期、退避検封、帰国の可能性 〇《発生国が出国禁止措置をとる場合》 〇現地滞在、感染予防徹底 〇検疫実施空港・港・港・港の開始。感染 〇拡大に伴い、検疫の強化。感染 〇感染のおそれのある発生国からの帰国 者の帰国の開始	〇感染症患者の検出 〇WHOフェーズ4(重症以降) 〇渡航延期、退避検封、帰国の可能性 〇《発生国が出国禁止措置をとる場合》 〇現地滞在、感染予防徹底 〇検疫実施空港・港・港・港の開始。感染 〇拡大に伴い、検疫の強化。感染 〇感染のおそれのある発生国からの帰国 者の帰国の開始	〇感染症患者の検出 〇WHOフェーズ4(重症以降) 〇渡航延期、退避検封、帰国の可能性 〇《発生国が出国禁止措置をとる場合》 〇現地滞在、感染予防徹底 〇検疫実施空港・港・港・港の開始。感染 〇拡大に伴い、検疫の強化。感染 〇感染のおそれのある発生国からの帰国 者の帰国の開始
	医療	〇疑い患者への入院勧告(患者隔離) 〇医師会等への情報提供 〇外来・電話相談の設置準備	〇疑い患者への入院勧告(患者隔離) 〇医師会等への情報提供 〇外来・電話相談の設置準備	〇患者が急増し、病床や医療用品が不足 〇全医療機関で患者への診断、治療 〇重症患者のみ入院、軽症患者は自宅療養 〇患者への抗インフルエンザ薬投与 〇外来・電話相談の規模を拡大、二次医療圏内の診療所が感染外来を応援	〇患者が急増し、病床や医療用品が不足 〇全医療機関で患者への診断、治療 〇重症患者のみ入院、軽症患者は自宅療養 〇患者への抗インフルエンザ薬投与 〇外来・電話相談の規模を拡大、二次医療圏内の診療所が感染外来を応援
	感染予防	〇検疫強化を開始 〇検疫成分を医療従事者等の一部に接種開始 〇新型インフルエンザ株の特定	〇検疫強化を開始(予定) 〇検疫成分を医療従事者等の一部に接種開始 〇株の特定、感染等の確保ができ次第、生産開始	〇検疫強化を開始 〇検疫成分を医療従事者等の一部に接種開始 〇株の特定、感染等の確保ができ次第、生産開始	〇検疫強化を開始 〇検疫成分を医療従事者等の一部に接種開始 〇株の特定、感染等の確保ができ次第、生産開始
	感染拡大防止	〇集会・興行等の自粛要請 〇学校休校の要請 〇不要不急の事業活動中止の要請	〇集会・興行等の自粛要請 〇学校休校の要請 〇不要不急の事業活動中止の要請	〇集会・興行等の自粛要請 〇学校休校の要請 〇不要不急の事業活動中止の要請	〇集会・興行等の自粛要請 〇学校休校の要請 〇不要不急の事業活動中止の要請
	医療サービス	〇保健所、医療機関等への問合せが増加 〇危機管理組織の設置等の準備 〇感染防止策の強化 〇通常医療体制の維持	〇保健所、医療機関等への問合せが増加 〇危機管理組織の設置等の準備 〇感染防止策の強化 〇通常医療体制の維持	〇保健所、医療機関等への問合せが増加 〇危機管理組織の設置等の準備 〇感染防止策の強化 〇通常医療体制の維持	〇保健所、医療機関等への問合せが増加 〇危機管理組織の設置等の準備 〇感染防止策の強化 〇通常医療体制の維持
	介護サービス(入所施設)	〇介護サービス(入所施設)の維持	〇介護サービス(入所施設)の維持	〇介護サービス(入所施設)の維持	〇介護サービス(入所施設)の維持
	社会機能維持	〇通常サービスの維持	〇通常サービスの維持	〇通常サービスの維持	〇通常サービスの維持

(4) 新型インフルエンザ等発生時の体制

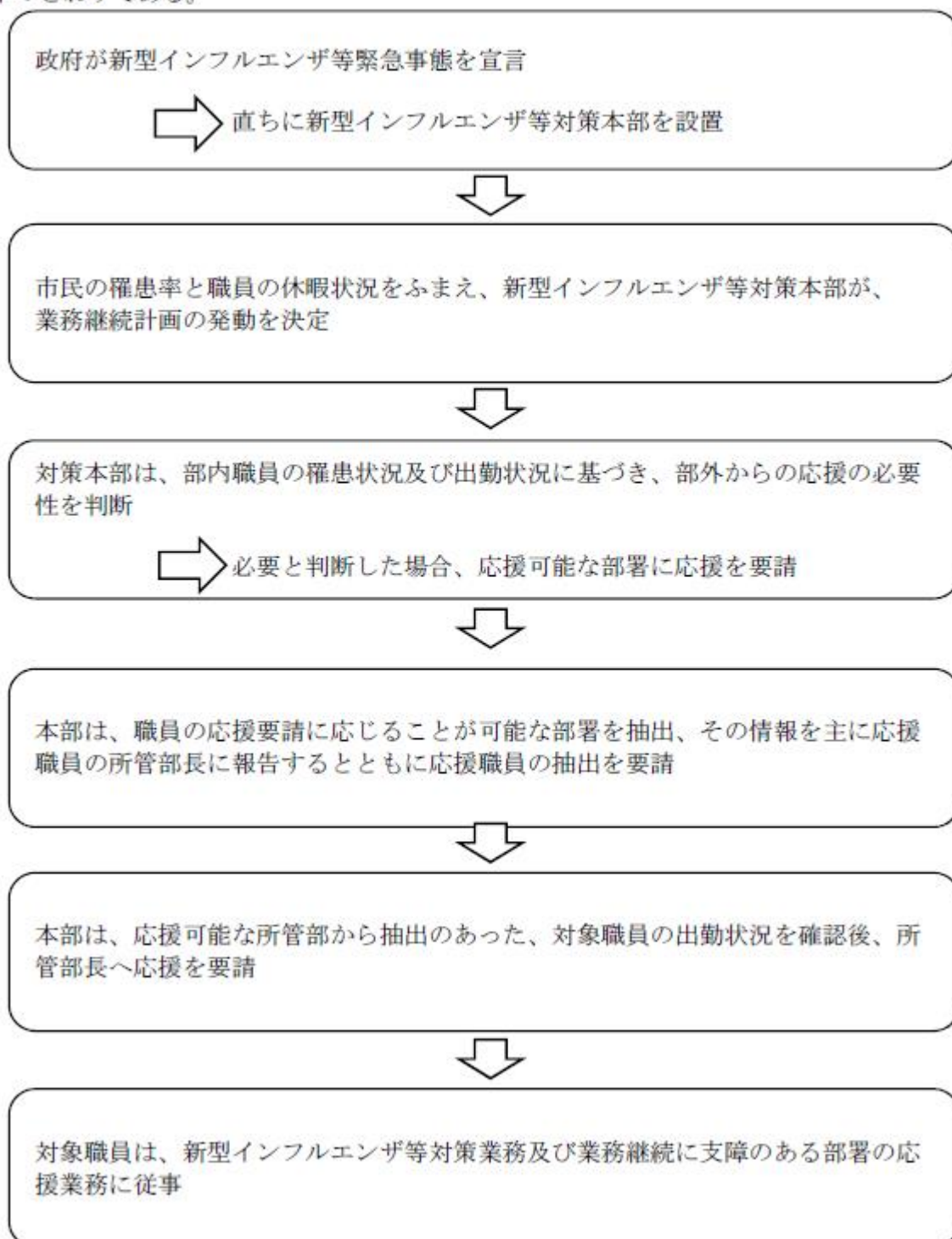
「市」の例：発生段階別に国、県、市の組織体制や対策までわかる



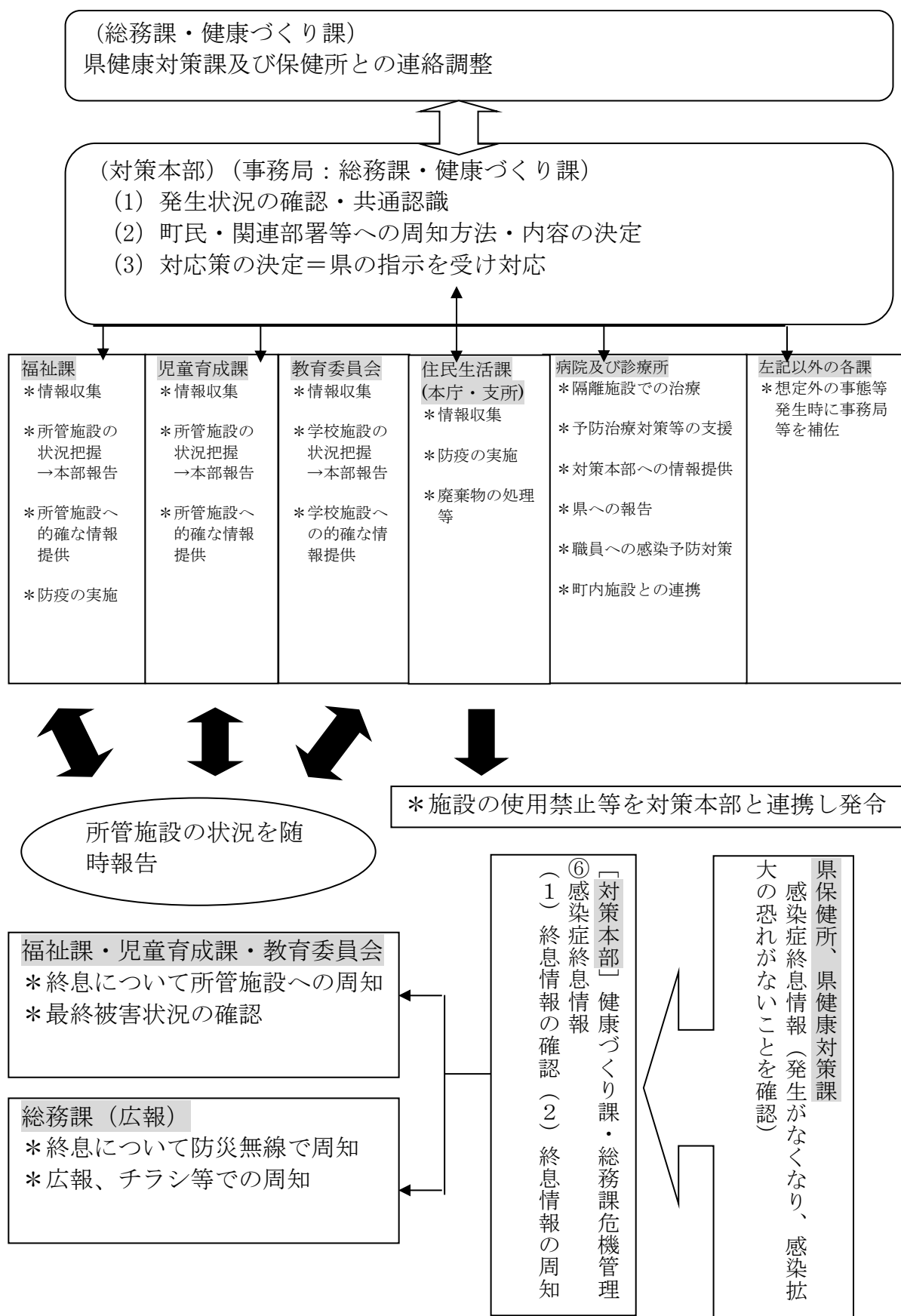
「町」の例：業務継続体制への移行がわかりやすい

《業務継続計画発動のフロー》

新型インフルエンザ等が国内で流行期を迎えた場合の業務継続計画発動のフローは、以下のとおりである。



「町」の例：組織構成と役割が分かりやすい



「特別区部」の例：情報共有のための、対策会議報告用の「様式」がある

ヒアリング調査では『発生時の状況について、各部が取り纏めて把握し、提出するためのフォーマットで、対策会議に提出するものとなる。ワークショップや訓練の中で、様式が決まっていれば埋めていくだけでよいのでよかろうということになり、作成した。取り纏めは防災担当だが初期段階はこれを用いる。データでも FAX でもかまわない』とのことである。

【様式1】 新型インフルエンザ対策本部 会議報告用シート <感染者の発生状況等>

1. 対応段階 [年 月 日 時時点]

区分	現状の対応段階
国の状況	第__段階(____期)の対応
東京都の状況	「東京都事業継続計画」の「国内(都内)発生期」の対応
●区内	第__段階(____期)の対応

2. 感染者数 [年 月 日 時時点]

区分	感染確定事例	詳細
世界の状況	確定患者__力国、 ____名	致死率__% 感染力 (政府発表等)
全国	____名	東京都 ____名 , C 県 ____名 C 県 ____名 ..
東京都	____名	区 名 区 名
●区内	____名	年齢層・男女別の人数

3. 国等の対策状況

区分	確認事項(チェック)
国からの指示・要請	☐ 医療体制(帰国者・接触者外来)について ☐ 幼稚園、小・中学校、高等学校の休校(園)指示の有無 ☐ 高齢者・障害者施設の開設の有無
東京都の状況(要請)	☐ 医療体制(帰国者・接触者外来)の設置状況 ☐ 窓口業務の縮小・閉鎖の状況 ☐ 幼稚園・小・中学校、高等学校の臨時休校(園)の方針 ☐ (高齢者・障害者)通所サービスについて
交通・インフラ	☐ 公共交通機関(JR・地下鉄・バス等)の運行状況 ☐ 郵便、電気・ガス等の運用状況

「町」の例：「職員等情報シート」「全庁通達」「問合せ記録表」等、情報共有のための「様式」

様式1 職員等情報シート

作成日									
部署名			〇〇課〇〇係						
NO	役職	名前	緊急連絡先		子どもの有無		要介護の 家族の有無	その他	備考 (その他の内容、懸念事項、支援の必要性など)
					保育施設	学校			
例	課長	〇〇 △△	tel		—	有	—	特に無し	小学1年生の子どもが り患した場合、学校が休校となった場合は欠勤となる可能性がある。
			fax						
			mail	****@***.ne.jp					
1			tel						
			fax						
			mail						
2			tel						
			fax						
			mail						

様式3 全庁通達

新型インフルエンザ対策本部

〇年〇月〇日

新型インフルエンザ発生について(第〇報)

1. 現在の状況

□WHO、政府等の動き

□県の動き

2. 今後の対応について

□来訪者への対応

□感染予防に関する対応

□業務継続に関する対応

3. その他

様式4 問合せ記録票

NO	問合せ日	問合せ者		受付者	問合せ内容	対応内容
		氏名	連絡先			
例	2016/〇/〇	〇〇様	111 -11-0000	〇〇課 鈴木	〇〇施設の運営状況を教えて欲しい。 どこに問い合わせすればよいか。	〇〇ホームページと問い合わせ電話番号を 案内した。
1						
2						

(5) 新型インフルエンザ等発生時の継続及び縮小業務、業務内容、業務選定の考え方

「市」の例：職員配置も記載されている「業務区分」の基本例

＜業務区分の考え方＞

区分	考え方	主な業務（例示）
◎新たに発生する業務	①感染拡大防止 ②危機管理体制上、必要となる業務	①対策本部など ②特定接種、③感染拡大防止策の周知、相談保健医療対策など
通常業務	A 継続業務 ①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務	①福祉施設（入所）など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など
	B 縮小業務 ①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出・交付等の、窓口業務など
	C 休止業務 ①多数の人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100%

職員 60%

「都道府県」の例：強化・拡充業務（新たに発生する業務）と一般業務別業務内容

部局等	発生時継続業務 強化・拡充業務
共通	●業務継続計画に関すること ●関係省庁・市町村・関係機関との連絡調整や情報収集に関すること ●関係団体・事業者への情報提供や事業の継続の要請に関すること ●県主催イベントの中止や県施設等の閉鎖の周知に関すること ●職員等の感染予防・感染拡大防止策の実施に関すること ●職員等の罹患状況・出勤状況等の把握に関すること ●新型インフルエンザ等の広報に関すること ●新型インフルエンザ等対策本部に関すること ●部局等（所属）内における新型インフルエンザ等対策の取りまとめに関すること
政策企画局	●報道機関との連絡に関すること
総務部	●新型インフルエンザ等対策に係る予算措置に関すること

部局等	所属名 1	所属名 2	一般継続業務	縮小・中断業務
共通	共通	共通	●部局（所属）間・部局（所属）内の連絡調整に関すること ●県民への各種情報提供に関すること ●議会に関すること ●予算・決算に関すること ●契約・会計事務に関すること ●監査に関すること ●人事・服務に関すること ●庁舎管理に関すること ●文書の受領・発送に関すること	●一般的な総務事務に関すること ●一般的な会議の開催に関すること ●個人情報保護・情報公開に関すること ●会計検査に関すること ●職員の研修に関すること ●各種要望に関すること ●各種イベントに関すること
政策企画局	秘書課		●局所管事項の広報及び広聴に関すること	●政策企画局の所掌する事務の総合的企画及び調整に関すること（必要なものには対応）

「政令市」の例：部署ごとの業務区分別一覧

業務選定表(文化観光局)			
局名	(8)文化観光局	現職員数	人
業務継続計画作成の想定条件 ①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少 ②期間はピークとなる第4週から第5週の2週間を想定			
【新たに発生する業務】 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
1 各課共通 ・職員の健康状態の把握 ・新型インフルエンザに関する情報の収集・提供 2 総務課 ・局内職員の出勤状況の把握 ・新型インフルエンザに関する局内の情報集約・連絡調整 ・市民利用施設所管課との連絡調整 ・他区局との連絡調整			
【継続業務】 新型インフルエンザ流行時においても継続する業務			
1 各課共通 ・庶務事務(文書收受) ・経理事務(支払期限のある支出等) ・物品(新型インフルエンザ対応等)の購入			
【縮小業務】 新型インフルエンザ流行時において、縮小を検討する業務			
1 各課共通 ・庶務、労務、予算、決算に関すること			
【休止業務】 新型インフルエンザ流行時において、休止・延期する業務 ・上記以外の業務			

「市」の例：「業務区分」が詳細

課コード	所属課・室	所管業務 (政策目的の体系)	B1 平常時よりも強化し継続し なければならない事業・業務 (強化業務)	B2 平時と同様に継続しなければ ならない業務、手続等を 変えて対応できる事業・業務 (必須業務、代替想定)	C 縮小が可能な事業・業務 (縮小想定)	D 中止等が可能またはした方が よい事業・業務 (具体的実務)	D 閉鎖等をした方がよい施設 (施設名)	A 新たな発生が想定される事 業・業務
27120	秘書課	市長及び副市長の秘書に 関すること	・市長、副市長の秘書業務 (日程調整、スケジュール管 理、指示伝達等) ・情報収集(最新情報の把握 と報告) ・電話対応	市長、副市長の面会(重要か つ緊急以外の面会制限。要件 伝達は原則電話を基本)		市長、副市長の公務における 出席行事等の再調整(原則、 欠席への変更)		
		儀式及び褒賞に関すること		市長賞、後援に係る書類審査 等の延期を、申請団体へ打診 して対応	褒章事務の縮小(提出書類作 成の延期等)	儀式の日程再調整、または中 止		
		市章及び市旗に関すること						
		市長会及びその他渉外連絡 に関すること			市長会への出欠に係る再調整			
		市長の資産公開に関するこ と		市長の資産公開に関する事務 等		法律に基づく業務であるた め、中止または延期について は困難		
27125	広報広聴課	広報[]発行業務	・広報[]の編集及び発行 ・朗読率仕会対応	・広告掲載・調整 ・特集号コンサル	新規の宅配受付を一時停止			記事の大幅な差し替えによる 再編集作業が増える
		広報活動業務	・パブリシティ(記者向けの 情報発信) ・新聞切り抜き・集約 ・[]ニュース通常号の編 集・発行 ・記者クラブの事務	撮影機器の貸し出し	広報ボックスは、急を要する 告知以外は受け付けない	・パートナー講座の調整 ・庁内報の編集・発行 ・広報調整会議の事務局		・[]広報広聴連絡会との 連携(他市の情報収集) ・記者向け情報発信の回数が増 える ・[]ニュース臨時号発行 ・電話応対が増える
		市民便利帳発行業務		生活カタログの編集作業(時 期に応じて延期)				
		電子モニター管理業務		電子モニター管理				緊急で電子モニターに放映す ることへの調整が増える
		市公式ホームページ等運用 管理業務	・ホームページの更新作業 ・ツイッター・フェイスブ ックなどのSNSの更新 ・FAQサイト運用	バナー広告の運用				通常より情報発信の回数が増 える
		広報戦略推進事業						

「中核市」の例：事業量や必要人数が記載されている業務区分表

部名	総務部
課名	秘書課
担当名	秘書担当

第一次体制	定員数	7人	必要数	6人	応援数	1人
第二次体制	定員数	7人	必要数	6人	応援数	1人

業 務 区 分 表

事 務 事 業 名	担当 事業量 100×人数	第一次			第二次		
		区分	業務区分	事業量	区分	業務区分	事業量
市長秘書に関すること	295	4割縮小	B	177	4割縮小	B	177
副市長秘書に関すること	175	2割縮小	B	140	4割縮小	B	105
市政功労者に関すること	15	休止	C	0	休止	C	0
共催、後援に関すること	10	2割縮小	B	8	4割縮小	B	6
叙位、叙勲等褒賞に関すること	15	2割縮小	B	12	4割縮小	B	9
予算執行等に関すること	85	4割縮小	B	51	4割縮小	B	51
市長車の運行に関すること	95	継続	A	95	継続	A	95
係の総括に関すること	10	継続	A	10	継続	A	10

新たに発生する事務一覧表

事 務 事 業 名	必要人数
市対策本部との連絡・調整に関すること	1人
市議会との連絡・調整に関すること	
報道対応に関すること	

	第一次	第二次
継続	2	2
縮小	5	5
休止	1	1

「町」の例：職員数、まん延期職員数(出勤可能人数)、過不足職員数等が記載されている

<記載例>

所 属 別 業 務 整 理 表

健康生きがい課 職員数(臨時職員別掲) 13人(7人) H29.11.1現在		a まん延期職員数(臨時職員別掲) 60% 8人(4人)	e 過不足職員数(臨時職員別掲) 0人(0人)
健康福祉部	S 新たに発生する業務又は拡大・強化する業務 b 必要な職員数 5人(1人)	・町対策本部、事務局連絡会議に関する事 ・県対策本部との連絡調整に関する事 ・国、県への緊急要望に関する事 ・業務継続計画の実行管理 ・医療機関との連絡調整に関する事 ・相談窓口に関する事 ・新型コロナウイルス等に関する情報収集及び分析 ・ワクチンの接種及び確保に関する事 ・乳幼児の安全確保に関する事 ・埋火葬の許可に関する事 ・在宅支援者に関する事 ・まん延防止、医療確保に関する事 ・町内保育所、幼稚園、児童館、児童クラブに関する事 ・社会福祉施設に関する事 ・必要物品の調達に関する事	
区分	A 継続業務 c 必要な職員数 2人(2人)	B 縮小業務 d 必要な職員数 1人(1人)	C 休止業務又は使用中中止する施設
優先度 健康 生き がい 課 高 ↑ ↓ 低	・休日急病診療所 ・妊産婦、乳幼児等に対する保健指導 (緊急対応のみ) ・各種窓口(電話)対応業務 ・介護保険各種申請、相談 ・高齢福祉サービス各種申請、相談 ・介護保険資格管理業務 ・高齢者等虐待対応 ・徘徊高齢者探索サービス等の高齢者安否確認	・母子健康手帳交付 ・各種健診費等助成事務 ・予防接種券再交付、減免取り扱い事務 ・介護認定審査会	・乳幼児等健診及び教室 ・乳幼児訪問事業(緊急対応を除く) ・集団予防接種 ・成人向け検診、健康相談事業 ・健康教育・健康相談事業 ・各種講座、教室等(延期等) ・ケア会議、連絡会議等 ・各種協議会、委員会(延期等) ・各種現地調査等(延期等) <施設> トレーニングセンター、コミュニティワークセンター

「町」の例：職員数、出勤可能人数や目標レベル、対応レベル、手順、課題が記載されている

各課等の業務継続計画

正規職員人数		7	人⇒	4	人（60％での稼働人員）	対応レベル A：「新たに発生する業務」 B：「継続業務」 C：「縮小業務」 D：「休止業務」
嘱託職員数		0	人⇒	0	人（60％での稼働人員）	

部名	課名	係名	業務	目標レベル	対応レベル	業務手順	課題
総務部	人事秘書課	人事係	職員の動員及び配置	臨時職員含め職員の調整等で人的措置を講じる	A「新たに発生する業務」	①各部署から出勤情報収集・出勤システム確認 ②臨時職員含む人員調整等で人的措置	
総務部	人事秘書課	人事係	公務災害対応に関する事項	公務災害報告・申請	A「新たに発生する業務」	①病院等への対応（連絡含む） ②発生時状況把握 ③公務災害報告・申請	
総務部	人事秘書課	人事係	職員への感染防止対策及び特定接種	感染防止	A「新たに発生する業務」	①特定接種対象者への接種 ②感染予防対策の職員への周知	
総務部	人事秘書課	人事係	職員の罹患状況の把握	職員の罹患状況を把握し関係機関へ報告	A「新たに発生する業務」	①各部署罹患情報収集 ②関係機関に報告	

「町」の例：感染リスク、継続方法、対策が記載されている

様式8 業務区分検討シート

課名		〇〇課						
係名		〇〇係						
NO	分類	業務名	業務概要	業務の優先度	業務継続による感染リスク	業務継続方法	事前対策 (部署で実施するもの)	業務区分
例	新型コロナウイルス対応業務	新型コロナウイルス対策本部事務	情報収集、資料作成、連絡調整等	高	中	・感染予防を徹底して実施する。	・訓練の実施	S
例	通常業務	支払業務	支払データ作成、銀行への振込み指示等	高	中	・前倒しで実施	・銀行との事前調整 ・対応マニュアルの作成 ・代行者の育成 ・在宅勤務環境の整備	B

「市」の例：班別の業務一覧（「新型インフルエンザ等対策業務」は班別で対応）

1. 班構成

活動班（国の基本的対処方針に基づく対応）		
（総務班） ・ 対策本部の運営 ・ 関係課連絡会議の運営 ・ 相談窓口の設置 ・ 健康相談・保健指導 ・ 予防対策の普及啓発（広報） ・ ホットラインの体制整備 ・ ライフライン確保への協力要請 ・ 職員の健康管理・特定接種 ・ 住民接種体制整備・実施	（監視・情報収集班） ・ 感染症発生動向調査の把握 ・ 各種情報の収集 ・ 食品安全の周知、注意喚起	（予防・封じ込め対策班） ・ 地域住民等対策 ・ 市民組織との協働 ・ 感染防御用品備蓄啓発 ・ 食糧・水等備蓄啓発 ・ 学校、事業所等への休業要請 ・ 社会福祉施設への対策 ・ 社会活動の自粛要請 ・ 障害者・高齢者等の要援護者に対する支援
◎総務部 ○保健福祉部 議会事務局 会計課	◎産業経済部 ○建設部 水道課 農業委員会	◎教育委員会 ○消防本部 市民部 保健福祉部

2. 班別新型インフルエンザ等対策業務一覧

班名	課所名	事務分掌	主	副
総務班	①人事秘書課	1. 各対策班及び分庁との連絡調整に関する事項	②総務課	①人事秘書課
	②総務課	2. 職員の動員及び配置に関する事項	①人事秘書課	②総務課
	③企画課	3. 公務災害に関する事項	①人事秘書課	②総務課
	④財政課	4. 職員の感染防止対策及び特定接種に関する事項	①人事秘書課	②総務課
	⑤生活支援課	5. 行政区への協力要請に関する事項	②総務課	（市民サービス課）
	⑥健康づくり課	6. 報道機関等の対応及び広報活動に関する事項	③企画課	①人事秘書課
	⑦会計課	7. 新型インフルエンザ等に関する情報の公表に関する事項	③企画課	①人事秘書課
	⑧議会事務局	8. その他情報の収集及び伝達に関する事項	③企画課	①人事秘書課
	⑨選挙管理委員会事務局	9. 保健所との連絡に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		10. 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		11. 新型インフルエンザ等対策一般企画・立案に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		12. 住民接種に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		13. 相談窓口（予防）の設置	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		14. 受診医療機関に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
		15. 医師会等関係機関との連絡に関する事項	⑥健康づくり課	⑤生活支援課
監視・情報収集班	①農政課	1. J A 本所・支所への情報提供及び協力要請に関する事項	①農政課	⑥農業委員会事務局
	②水路課	2. 各漁業協同組合への情報提供及び協力要請に関する事項	③水産振興課	①農政課
	③水産振興課	3. 商工会議所及び商工会団体への情報提供及び協力要請に関する事項	④商工ブランド振興課	①農政課
	④商工ブランド振興課	4. 商工関係の感染防止対策及び調査に関する事項	④商工ブランド振興課	①農政課
	⑤観光課	5. 生活関連物資等の価格の安定確保に関する事項	④商工ブランド振興課	①農政課
	⑥農業委員会事務局	6. 観光施設及び観光関係団体との連絡協議に関する事項	⑤観光課	②水路課

「市」の例：部署ごとのマニュアルとして、「目的」「体制」「管理施設・外部団体との連携」「業務フロー」と一体になっている業務区分一覧

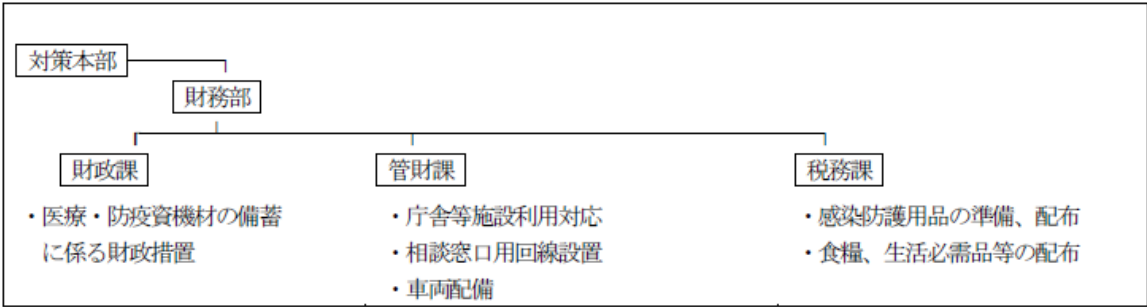
財務部

市新型インフルエンザ等対策 対応マニュアル

1. 目的

感染拡大の抑制、市民の健康を守るため、医療・防疫資機材の備蓄に係る財政措置を実施し、要支援者支援を行うとともに、情報の収集・共有・発信ができる庁舎管理体制を確保する。

2. 体制



3. 管理施設・外部団体との連携 等

財政課	管財課	税務課
	庁舎管理業務委託業者 庁舎清掃委託業者	（証明発行業務）

4. 業務フロー

担当課	未発生期	市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	小康期
財政課					
	感染防護用品の備蓄	財政措置			
	食料・生活必需品の備蓄	財政措置			
管財課					
	情報収集	各種サーベイランス			
	情報提供	各支所庁舎担当窓口等			
		感染防止対策	消毒液の設置等		
		相談用電話回線確保	電話回線の増設		
		車両配備	車両の確保		
税務課					
	情報収集	各種サーベイランス			
	情報提供	各支所税担当窓口等			
	感染予防資機材の準備	感染予防対策			
	食糧備蓄品	準備		必要時配布	

1. 市新型コロナウイルス等対策 対応マニュアル

(様式2)

財政課

基本項目	未発生期・海外発生期 (新型コロナウイルス等が発生していない状態・海外で新型コロナウイルス等が発生した状態)	市内未発生期 (国内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、市内では発生していない状態) ※市対策本部設置	市内発生早期 (市内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)	市内感染期 (市内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態・緊急事態宣言時)	小康期 (全国的に新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)
①実施体制					
対応マニュアルの見直し	対応マニュアルの見直し マニュアルに基づいた対応の実施				対応マニュアルの見直し
業務継続計画の見直し	業務継続計画の見直し 業務継続計画に基づいた体制で業務継続		重要業務継続のための準備	重要業務の継続	通常業務体制への移行 業務継続計画の見直し
組織・関係機関との連携	対策会議 関係機関・関係部局との連携体制確認	連携体制の強化			連携体制の見直し
②サーベイランス・情報収集					
情報収集	関係機関等の対応状況等について情報収集	対策本部等からの情報収集			
③情報提供・共有					
④予防・まん延防止					
感染防護用品の備蓄	サージカルマスク、消毒薬等の備蓄にかかる財政措置				
⑤医療					
⑥市民の生活・経済の安定の確保					
食料、生活必需品等の備蓄にかかる財政措置	食料品、生活必需品等の備蓄にかかる財政措置				
ワクチン接種にかかる財政措置		ワクチン接種にかかる財政措置			

2. 市新型コロナウイルス等対策 業務継続計画

財務部

財政課

	新型コロナウイルス等発生段階				
	未発生期・海外発生期	市内未発生期	市内発生早期	※市内感染期	小康期
	発生に備えた体制整備と情報収集	市内発生への適応と早期発見 市内発生に備えた体制整備 市新型コロナウイルス等対策本部設置	感染拡大抑制と適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備	医療提供体制の維持 健康被害最小限 市民生活・経済への影響抑制	市民生活・経済機能の回復 流行第二波への対策
各課共通業務	個人対策(マスク着用、消毒等)の推進	個人対策(マスク着用、消毒等)の徹底	個人対策(マスク着用、消毒等)の強化	個人対策(マスク着用、消毒等)の強化	個人対策(マスク着用、消毒等)の継続
経理事務	A	A	B 緊急性を要するもののみ対応	B 緊急性を要するもののみ対応	A
国県他団体照会等対応 (行財政運営に係るもの及びインフルエンザ等対策関係を除く)	A	A	B 回答延期又は対応困難について協力依頼	C 回答延期又は対応困難を要請	A
各種届出の受付	A	A 職員の感染予防対策(マスク着用等)の徹底	B 窓口は基本的に閉鎖し、電話、郵便等に対応	B 窓口は基本的に閉鎖し、電話、郵便等に対応	A 職員の第二波感染防止対策(マスク着用等)の徹底
窓口相談(インフルエンザ等対策関係を除く)	A	A 職員の感染予防対策(マスク着用等)の徹底	B 窓口は基本的に閉鎖し、電話・FAX・メール等に対応	B 窓口は基本的に閉鎖し、電話・FAX・メール等に対応	A 職員の第二波感染防止対策(マスク着用等)の徹底
各種審議会及び関係機関等の委員会、会議の開催	A	A 職員及び出席者の感染防止対策(マスク着用等)の徹底	C 不急の会議の延期又は中止	C 不急の会議の延期又は中止	B 市内外の感染状況を勘案して実施
施設管理(指定管理を含む)	A	A 職員の感染予防対策(マスク着用等)の徹底	C 臨時休業を基本(市内外の感染状況等を勘案し検討及び調整を実施) 指定管理者に臨時休業等による自粛を要請	C 臨時休業 指定管理者に臨時休業等による自粛を要請	B 市内外の感染状況を勘案して実施

6 総務課業務継続計画

(1) 総務課としての対策

★ 海外発生期・国内発生早期 ★

○ 最新情報の収集・提供

国内外のニュース等から最新情報の収集に努め、急速に国内発生する可能性を想定し、国内発生早期に備えた準備を行う。

また、国内発生に備えて、各課等へ情報を提供する。

○ 市民への周知

保健課と協力し、市報、チラシ、ホームページ等を使い、市民へ正確な情報を周知し、冷静な対応を呼びかける。

○ 新型インフルエンザ対策本部・連絡会議の設置

必要に応じ、市長を本部長とする対策本部、または、副市長を委員長とする連絡会議を設置し、市内発生への準備をする。

○ 県との連携

県との連携を密にし、指示等に対し適切に対応する。

○ 衛生環境の保持

職場の清掃等の衛生環境保持に努めるとともに、手洗いや咳エチケットを行い、また、必要に応じマスクを着用する。

○ 職員の出張自粛

新型インフルエンザ発生地域への出張等の自粛を職員に要請する。

○ 職員の健康管理及び職場での感染拡大防止

発熱等で休んでいる職員について各課等へ報告を要請する。また、発熱のある職員については可能な限り休ませよう各課等の長へ要請する。

○ 職員用のマスクの備蓄

まん延期に備え、職員用のマスクを備蓄する。

★ 県内発生期・県内まん延期・市内発生期 ★

○ 業務継続計画の発動

新型インフルエンザ患者が市内で 1 人でも発生した場合は、すでに相当数が感染している可能性が高いといえ、市内にまん延する危険性が高い。そのため、海外や他都道府県での感染者の状況（感染力や毒性など）を踏まえ、〇〇市新型インフルエンザ対策本部にて、業務継続計画の発動を検討する。

○ 市民・市内事業所・県・周辺市町への周知、調整

業務継続計画が発動された場合は、感染防止のため、市民並びに市内の事業所、県、周辺市町へ、中断する業務について、早急に周知する。

また、広域で連携し、対応すべき業務が発生した場合には、周辺市町及び庁内各課等との調整を行う。

○ 来庁者の制限

市民への周知が徹底されるまでの期間は、執務室の入り口に入室を制限する旨の掲示を行い、手洗い・うがいの励行を呼び掛ける。

○ 職員の出張自粛及び会議等開催延期の検討

不要不急の出張等の自粛を職員に要請する。また、市民対象の会議等の開催延期を検討する。

○ 職員用の備蓄マスクの放出の検討

まん延期にマスクの入手が困難などの理由により、職員へのマスクの準備や備蓄マスクの放出判断の検討を行う。

(2) 総務課の基本的方針

新型インフルエンザが県内でまん延、または、市内で発生が確認され、業務継続計画が発動された際の総務課の業務は、概ね次の表に記した「組織機能維持に係る最小限必要な業務」と「新型インフルエンザ対策業務」に、縮小、集中する。

係 名	概 要
庶務係	・ 新型インフルエンザ対策（来庁者への対応等）。 ・ 議会定例会は招集するが、案件、日程等については必要最小限となるよう議会と協議する。また、臨時会は、市政運営上やむを得ない場合に限り招集する。 ・ 法令等で定められた事務（情報公開請求等）について適正に対処する。
秘書係	・ 対策本部における市長、副市長の指揮・対応、市民生活の安定のための業務を優先にするための、日程・連絡調整を行う
職員係	・ 職員のインフルエンザの状況を把握し、出勤可能な職員や業務の相談を受ける。 ・ マスクの放出の時期の検討を行い、配布をする。
広報広聴係	・ 新型インフルエンザ対策に関すること（記者会見、広報広聴活動など）。 ・ インフルエンザ対策をふまえた記者会見、ホームページ作成、多様な媒体での広報活動、市民からの要望、苦情などを受ける広聴活動 ・ 広報紙作成、ホームページ更新、運営については、インフルエンザ対応を主とする。
情報危機管理係	・ 新型インフルエンザ対策本部事務局に関すること。 ・ 自然災害及び各種危機が発生した際の対応。 ・ 防災行政無線については障害対応を主とする。 ・ 総合行政情報システムについては安定運用のための障害対応を主とする。

(3) 優先業務について

総務課の業務は庁内管理業務が中心であり、直接市民生活に影響する業務は少ないが、組織機能を維持する上で中断することができないと判断される業務、及び、自然災害や各種危機が突発的に発生した際の対応業務については優先度Aとして整理します。

また、業務の中で一時中断及び停止することが可能な業務や、障害対応のみを主として行うなどの業務の一部のみを継続するようなものについては優先度Bとして整理します。

総務課	優先度	人工	備考
庶務係（計）		2.00	
(1) 市議会に関すること	A	0.11	
(2) 議案調整等に関する事務	A	0.06	
(3) 褒賞叙勲の上申に関する事務	B	0.03	
(4) 偉人賞に関する事務	B	0.01	
(5) 市の境界等に関する事務	C		
(6) 事務引継に関する事務	C		
(7) 各行政委員会に関する事務	A	0.01	
(8) 公印の管守・押印等に関する事務	A	0.13	
(9) 例規の改廃等に関する事務	B	0.15	
(10) 法令及び重要文書の審査等に関する事務	B	0.17	
(11) 市の行政組織に関する事務	C		
(12) 情報公開・個人情報保護審査会、審議会に関する事務	A	0.04	
(13) 情報公開請求（決定）等に関する事務	A	0.13	
(14) 文書の収受・発送に関する事務	A	0.41	
(15) 文書廃棄・文書引継に関する事務	C		
(16) 庁用図書及び法規等の整理保存に関すること	C		
(17) 国際交流・日中友好協会に関する事務	C		
(18) 市史編さん等に関する事務	C		
(19) 庁中の取締りに関すること	C		
(20) 印刷室・書庫・市民の部屋に関する事務	C		
(21) 庁舎及び敷地の美化、飾付けに関する事務	C		
(22) 固定資産評価審査委員会に関する事務	A	0.01	
(23) 課の庶務に関する事務	C		
(24) 課の予算差引に関する事務	B	0.16	
(25) 人権擁護に関する事務	C		
(26) 新年祝賀会等イベントに関する事務	C		

(6) 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画(職員数、勤務体制、通勤手段等)

「政令市」の例：人員確保計画のための様式

【様式5-1】人員確保計画						【〇〇〇局】
課 名	配置人員 (A)	必 要 最低人員 (B)	休務可能数 (A) - (B) = (C)	欠勤率 40%		応援が必要な時の 具体的な人員確保の措置
				欠勤者(D) (A) × 0.4	過不足数 (C) - (D)	
〇〇〇〇課	24	15	9	10	-1	〇〇課内では1名不足するが、 〇〇部内において人員1名の確保が可能
〇〇〇〇課	12	6	6	5	1	
〇〇〇〇課	10	5	5	4	1	

(注) 本計画は最大40%の職員が2週間にわたって欠勤した場合、新たに発生する業務及び継続する業務を円滑に行うための人員計画である。人員が不足する場合は部内及び局内の人員から応援を要請することとする。なお、局・区・室等を越えた応援が必要と考えられる場合の人員確保については、市対策本部と協議の上、検討する。

「政令市」の例：人員確保計画(資格・能力人材確保)のための様式

【様式5-2】人員確保計画【個別対策票】						【〇〇〇局】
課 名	業 務 名	資格・免許 名 称	配 置 人 員	最低必要 人 員	応援が必要な時の 具体的な人員確保の措置	
〇〇〇〇課	〇〇〇〇〇〇〇〇業務					

「町」の例：人員確保計画(資格・能力人材確保)のための様式

様式9 スキルマップ

部署名				作成者				作成日			
No	課	役職	氏名	スキル					代行		
				A業務	B業務	C業務	D業務	E業務	可否	代行者	
1	***	部長	aさん	◎	◎	◎	◎	◎	不可	-	
2	***課	課長	bさん	○	◎	○	△	-	可	cさん、dさん、Eさん	
3											
4											
20											

凡例	
◎	他者へ指導できるレベルを有している
○	スキルはあるが、他者への指導は困難
△	スキルは不十分(指導を受けなければならない)
-	スキルを有していない

「中核市」の例：部署ごとの人工

(2) 県内感染期における優先業務の必要人工

- ・県内感染期における出勤可能人工及び優先業務（S業務及びA業務）を実施するために必要となる人工については、下表のとおりである。
- ・各部の余剰職員は、優先業務を実施する上で、各課の人員が不足した場合の職員動員の目安とする。

部署名	未発生期	県内感染期					
	① 通常業務の 人工	② 出勤可能 人工 (①×60%)	③ S業務の 必要人工	④ A業務の 必要人工	通常業務の 縮小率 (100%- ④/①)	⑤ S業務とA業務 の必要人工 (③+④)	⑥ 必要人工の 過不足 (②-⑤)
市長公室	55.0	33.0	10.5	11.9	78%	22.4	10.6
企画財政部	64.8	38.8	9.0	22.1	66%	31.1	7.7
総務部	91.8	55.0	9.4	41.6	55%	51.0	4.0
税務部	186.9	112.1	5.0	46.3	75%	51.3	60.8
市民生活部	223.9	134.4	10.0	117.9	47%	127.9	6.5
健康福祉局	1,930.3	1,158.3	333.0	410.6	79%	743.6	414.7
健康部	240.8	144.5	37.2	84.9	65%	122.1	22.4
保健所	81.1	48.6	16.0	32.1	60%	48.1	0.5
福祉サービス部	459.7	275.8	15.8	187.8	59%	203.6	72.2
子育て支援部	1148.7	689.4	264.0	105.8	91%	369.8	319.6
環境部	299.1	179.5	31.0	177.9	41%	208.9	-29.4
経済部	61.5	36.9	10.1	8.2	87%	18.3	18.6
地方卸売市場	9.6	5.8	1.0	5.3	45%	6.3	-0.5
建設局	427.1	256.2	20.0	206.4	52%	226.4	29.8
都市計画部	32.5	19.5	3.0	16.8	48%	19.8	-0.3
都市整備部	57.8	34.7	3.0	20.3	65%	23.3	11.4
道路部	83.8	50.2	3.0	48.6	42%	51.6	-1.4
下水道部	137.8	82.6	6.0	57.8	58%	63.8	18.8
建築部	115.2	69.2	5.0	62.9	45%	67.9	1.3
消防局	84.1	50.4	9.0	39.7	53%	48.7	1.7
会計課	16.9	10.1	1.0	14.8	12%	15.8	-5.7
教育委員会	413.1	247.8	61.5	80.6	80%	142.1	105.7
管理部	40.9	24.5	3.0	14.1	66%	17.1	7.4
学校教育部	82.1	49.2	17.6	24.5	70%	42.1	7.1
生涯学習部	290.1	174.1	40.9	42.0	86%	82.9	91.2
選挙管理委員会事務局	12.0	7.2	1.0	6.2	48%	7.2	0.0
監査委員会事務局	10.0	6.0	1.0	3.0	70%	4.0	2.0
農業委員会事務局	10.8	6.5	1.0	2.4	78%	3.4	3.1
議会事務局	17.0	10.2	2.0	8.2	52%	10.2	0.0
総合計	3,913.9	2,348.3	515.5	1,203.1	69%	1,718.6	629.7

※ 未発生期（通常）人工は、平成26年10月1日時点での人工（常勤職員（係・班に属さない管理職を除く。）、再任用職員及び非常勤職員）

※ 県内感染期出勤可能人工は、未発生期（通常）人工に0.6を乗じたもの

※ 学校職員（市立小・中・高等学校）については、学校長の指示に基づき学校の管理を行い、他部署への応援職員とならないため、「県内感染期における優先業務の必要人工」には含まれていない。

「中核市」の例：部署別の対応策の中に、人員計画が含まれている

部名	総務部	課名	管財課・財産活用推進室
S 新たに発生する業務			必要人員
【職員、患者、物資等の輸送業務】 （6人※）※運転技士4人を含む ・自動車の集中管理及び配車 ・自動車燃料の確保 【消防防災課及び保健所応援業務】 （2人） ・保健所が設置する市対策本部の設置及び管理の応援 ・消防防災課の応援			8人
A 継続業務			必要人員
【庁舎管理業務】 （1人） ・暖房設備等の運転管理、警備等業務、緊急を要する修繕業務など必要最小限の対応を行う。 【庁用電話業務】 （3人） ・電話交換業務を行う。 【庁用業務】 （1人） ・来庁者や職員への情報提供など、庁内放送や掲示を行う。 【財産管理業務】 （1人） ・普通財産の管理を行う（災害の危険があるなど緊急を要するものに限る。）。			6人
B 縮小業務			必要人員
【住居表示管理業務】 （1人） ・新築、転入などの手続きのために必要となる住所の設定などの業務を行う。			1人
C 休止業務			
【財産管理事務】 ・行政財産の管理の総括並びに普通財産の管理（災害の危険があるなど緊急を要するものを除く。）及び処分に関すること。 ・土地及び建物の取得（他の所管に係るものを除く。）に関すること。 ・他の執行機関に対する行政財産の総合調整に関すること。 【住居表示等事務】 ・住居表示の整備に関すること。 ・境界の変更並びに町及び字の区画に関すること。			

使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
39人 (臨時・非常勤を 含む)	22人	15人	7人
【職員が不足の場合の対応】 管財課を構成する職員の職種は、事務職(技師を含む)、電話交換手(常、非)、運転技士等(常、非)、庁舎管理人(非)、臨時職員と多様であり、単純に職員数だけでは過不足状態が把握できない。特に、運転技士については、スクールバス・シャトル及び他の所管に属するものを確保すると、緊急時対応運転技士が1名不足することから、他の所管の運転技士を緊急対応に振り向ける必要や、事務職に公用車(普通乗用)の運転業務をさせる必要がある。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務(再掲)			
なし			
今後の課題			
なし			

「市」の例：班別の継続業務の中に、人員計画が盛り込まれている

③－２ 対人個別対応業務班

生活困窮相談及び生活保護事務は、緊急性があるもの、または福祉課窓口への相談を優先して行うこととし、緊急性がない家庭訪問等については、生活福祉係の体制が正常化したのち行う。

項目	内容
■継続しなければならない事業	生活困窮相談、生活保護申請事務、生活保護費支給事務
■事業担当部署	福祉課
■人員計画	11名（福祉課職員数の60%）
■体制	●生活困窮相談 福祉課職員11名で対応する。対応は生活困窮者緊急対応マニュアルに基づき行う。 ●生活保護申請事務 申請時における窓口対応は、生活福祉係2名（出勤者50%として）が行うこととし、調査等の事務は、全課で対応する。 ●生活保護費支給事務 支給事務は、支給日（毎月5日）の前月20日からの1週間に集中。生活福祉係2名で対応する。

「中核市」の例：対策チームの必要職員数と応援体制

(2) 対策チームの発生段階ごとの必要職員数

発 生 段 階	海外 発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ～県内発生早期	県内 感染期	小康期
実施体制チーム	9	9	9	9
広報チーム	5	7	7	9
企画調整チーム	5	7	7	5
相談窓口チーム	8	4 (委託 20 名)	4 (委託 20 名)	2 (委託 6 名)
予防・まん延防止チーム	6	14	3	2
医療体制支援チーム	6	10	12	2
計	39	51	42	29

4 応援体制

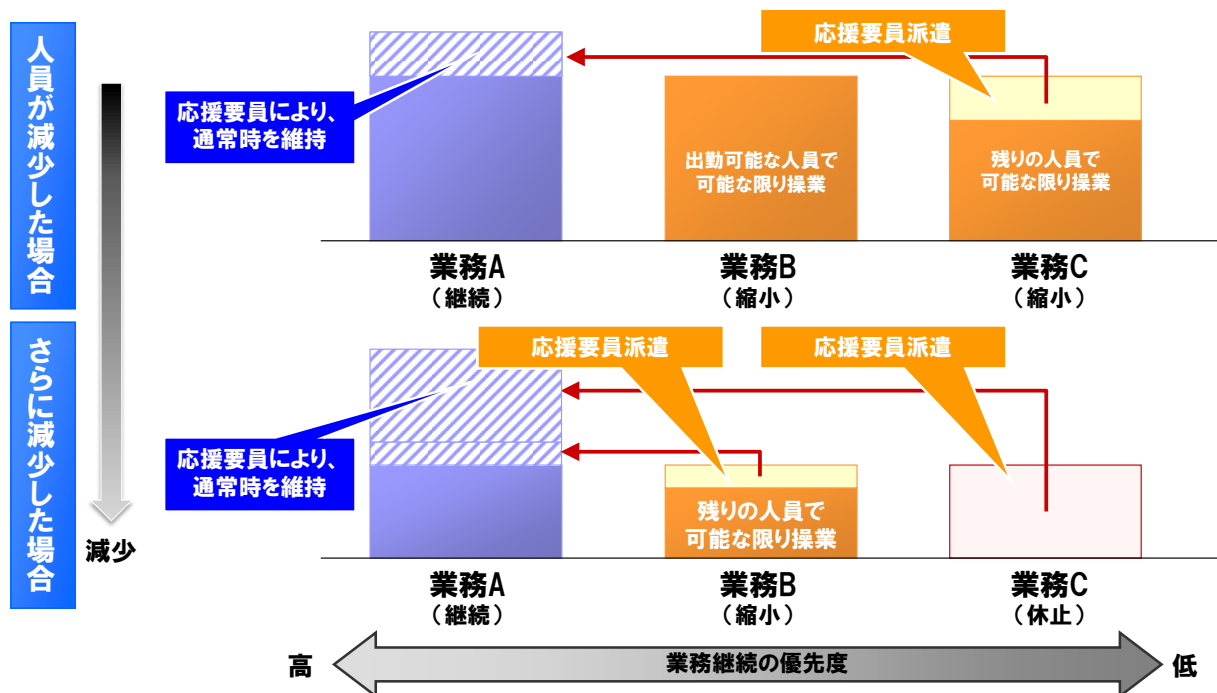
海外発生期から国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期にかけて実施する相談業務、疫学調査、移送業務等に関しては、専門的な知識・技術を要するため、健康部（健康増進課）の保健師の応援を得て行うこととする。

また、実施体制チーム、広報チームには、新型インフルエンザ等対策本部の事務局要員として、危機管理課 2 名、健康政策課 2 名及び広報課 1 名の計 5 名を配置した体制とする。

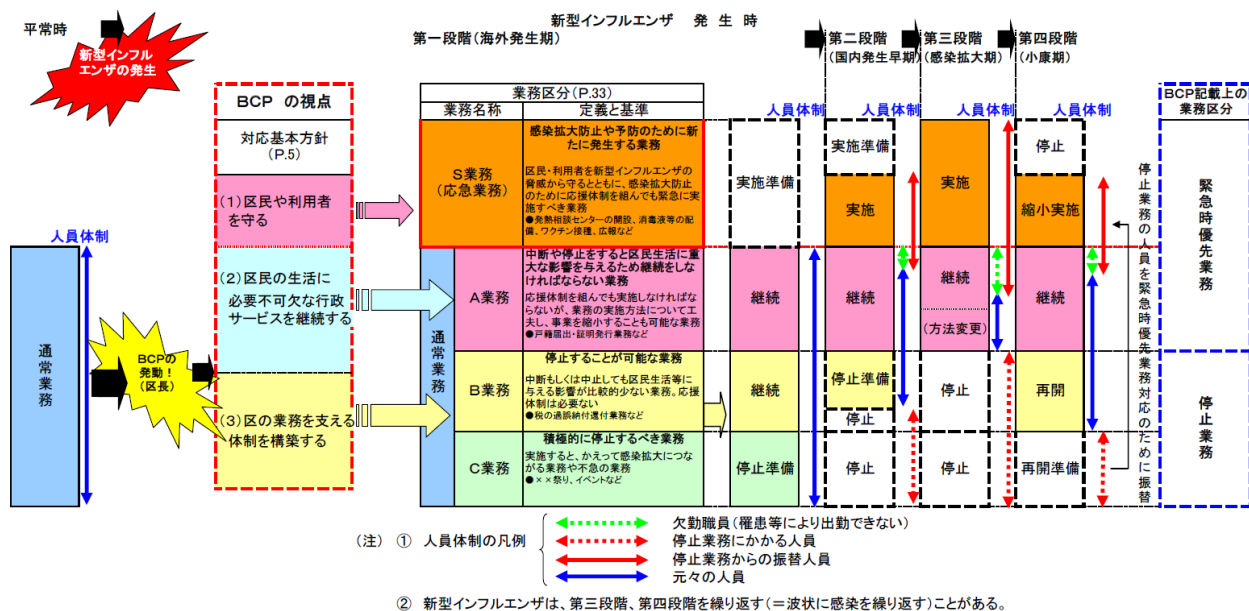
対策チーム従事職員の内訳

発 生 段 階		海外 発生期	国内発生早期 (県内未発生期) ～ 県内発生早期	県内 感染期	小康期
必要職員数		39	51	42	29
内 訳	保健所管理職	7	7	7	7
	保健所職員従事可能人工	19	28	16	28
	危機管理課・健康政策課・ 広報課	5	5	5	5
	応援職員	8	11	14	0

「中核市」の例：応援体制（「縮小・休止業務」から「継続業務」に応援）のイメージ図



「特別区部」の例：業務区分と発生段階別の人員配置のイメージ図

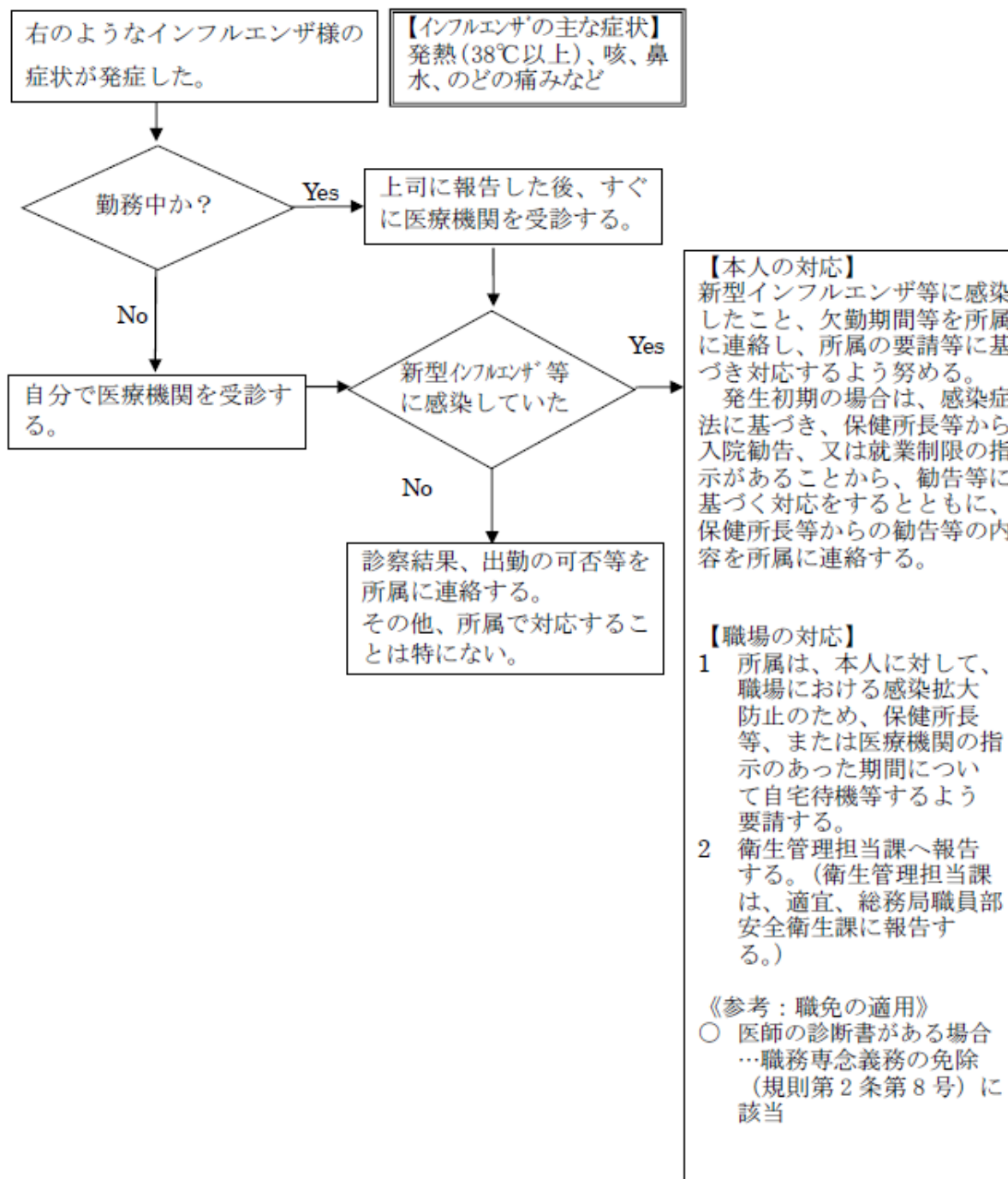


「都道府県」の例：手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用の詳細

180

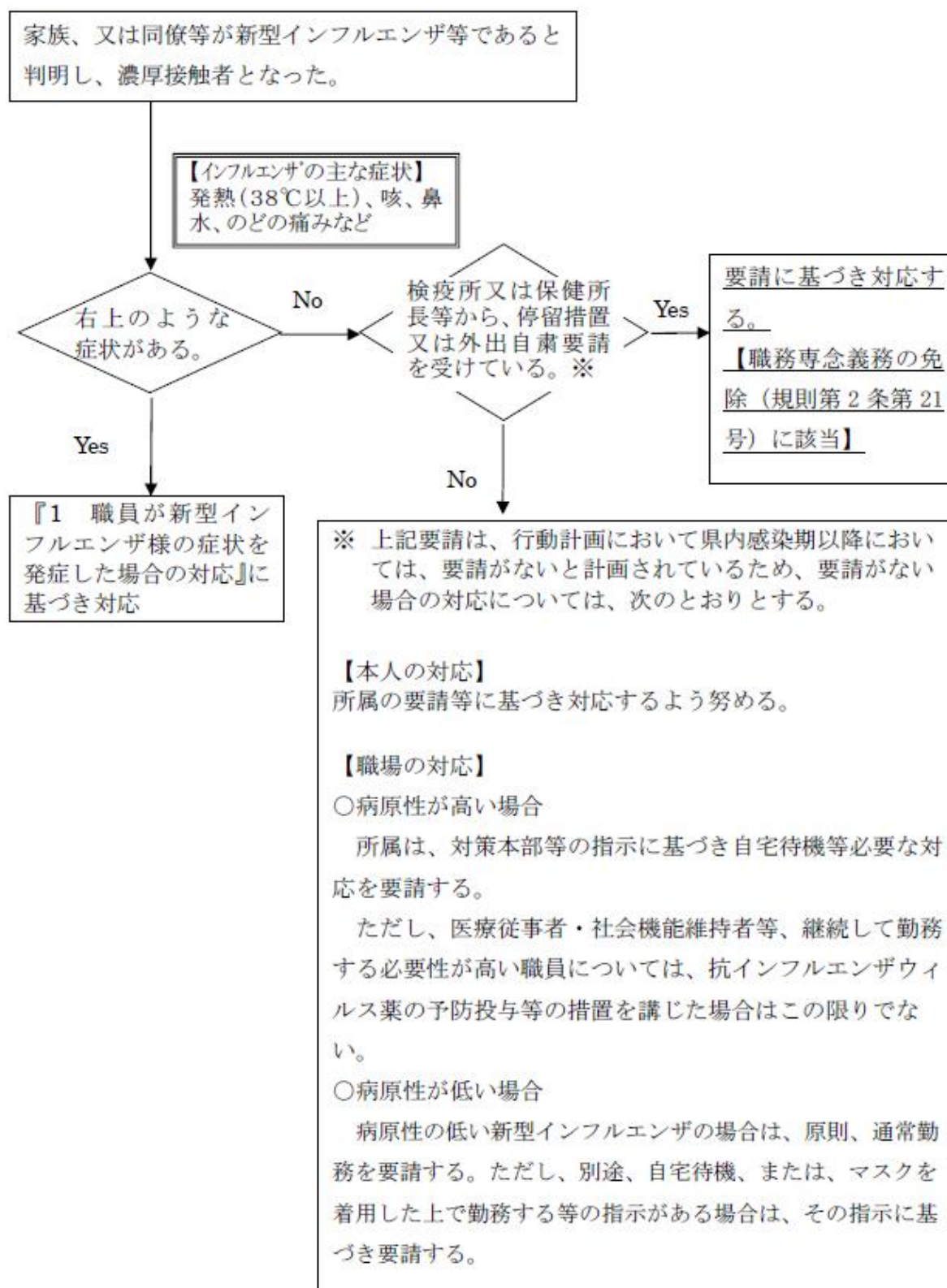
「政令市」の例：職員が発症した場合の対応フロー

1 職員が新型インフルエンザ様の症状を発症した場合の対応



「政令市」の例：濃厚接触者となった場合の対応フロー

- 2 濃厚接触者（同居している家族に新型インフルエンザ等患者がいる、又は、同僚等が新型インフルエンザ等に感染し、対話できる距離（概ね2m）での接触がある場合をいう。）となった場合の対応



【様式6】来庁者への掲示文書例(1/2)

新型インフルエンザ発生に伴う区役所からのお願い(暫定版)

現在東京都では新型インフルエンザの患者さんが増えています。

下記のインフルエンザ様症状*がある場合は、庁舎内に入らないでください。

(* 新型インフルエンザが発生してから発表されと考えられるため暫定的に挙げています。)

- ・ 38℃以上の発熱
- ・ 悪寒、ふるえ
- ・ のどの痛み
- ・ 乾いた咳
- ・ 呼吸困難
- ・ くしゃみ
- ・ 鼻水、鼻づまり
- ・ 全身倦怠感

症状に当てはまる場合は家に帰り、回復するまでは電話でご相談ください。
新型インフルエンザが心配な場合には下記に電話で相談してください。

区役所へご用事がある方

TEL:

FAX:

新型インフルエンザについての相談・問い合わせ先

保健所 保健予防課

TEL: 03--

FAX: 03--

新型インフルエンザの予防法

インフルエンザの予防としては、手洗いやうがいといった基本的な対策に加え、必要時にはマスクの着用などが有効です。

問い合わせ

保健予防課保健予防係(保健サービスセンター)

その1

外出から帰宅したときや食事の前などには必ず手を洗いましょう。

手を洗う

- (1) 指輪、時計、ばんそうこうなどははずす。流水で汚れを落とす。※つめは短く切っておく。
- (2) 石けんをつけて、手指の各部分を丁寧にこすり洗い、ねじり洗いしましょう。
- (3) ペーパータオル、個人の専用タオルで水気をふき取る。※共用のタオルは好ましくありません。



① 手のひら



② 手の甲



③ 指先・つめ



④ 指の間



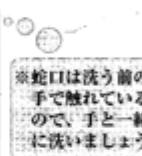
⑤ 親指



⑥ 手首



⑦ 流水



その2

うがい

水やお茶でうがいをします。のどが痛かったり、風邪などがはやっているときは、うがい薬を使ったほうが効果的です。

- (1) 1回目は口に含んでブクブク。

- (2) 2回目は上を向いてのどの奥まで15秒くらい。



- (3) 2回目と同様にもう一度15秒。



その3

マスク

不織布製のマスクであれば飛沫をある程度防ぎます。また、保湿の役割もあります。咳がでるとき、受診のとき、人込みに出かけるときなどに使用してください。

- (1) 鼻・口・あごを覆う。
- (2) 鼻部分を鼻筋にフィットさせる。
- (3) ゴムひもで耳にしっかり固定する。
- (4) フィットするよう調節する。



その4

換気

1時間に1回は換気をしましょう。



その5

日常の健康管理

- ・栄養のバランスのよい食事をとる。
- ・睡眠を十分にとる。
- ・適度な運動を心がける。
- ・禁煙する。



「都道府県」の例：職員の出勤状況確認のための様式

様式 2

職員出勤等状況確認シート（所属用）

◆新型インフルエンザ等による休、◇季節性インフルエンザによる休、▲その他の疾病による休、
○患者等との濃厚接触による休、△その他による休、■死亡 を記入し、各所属→職員厚生課、主管課（地
方機関にあっては主務課。主務課は主管課へ報告。）

		所属名						
職名等	氏 名	/	/	/	/	/	/	/
		日	月	火	水	木	金	土
(例) 主査	太郎		◆	◆	◆	◆	△	
休暇等 取得者数	◆新型インフルエンザ等による休							
	◇季節性インフルエンザによる休							
	▲その他の疾病による休							
	○患者等との濃厚接触による休							
	△その他による休							
	合 計							
■死亡者数								

※この様式は、BCP発動後、毎日、午後2時までに、各所属から職員厚生課に電子メールにより報告するとともに、主管課にも報告

様式 3

職員出勤等状況確認シート（主管課用）

主管課 → 職員厚生課

部局等			年月日	平成 年 月 日		
-----	--	--	-----	----------	--	--

所属名	配置人員 (A)	休暇等取得者数						■死亡者 数 (C)	出勤者数 A-(B+C)	出勤率 (A-B)/A
		◆新型 インフル等	◇季節性 インフル	▲その他 疾病	○患者等との 濃厚接触	△その他	計 (B)			

※この様式は、BCP発動後、毎日、午後4時までに、各部局等の主管課は職員厚生課に電子メールにより報告すること

「都道府県」の例：備蓄品リスト

資材等確保計画

- ☐ 感染症業務全般に必要な装備・資器材等のリスト化・把握 **様式 E**
 感染症業務として在庫分は次のとおりであるが、さらに職員分の感染防御資材の準備が必要と考えられるが、今後の検討課題である。

区分	感染防御資材等(品名等)	数量・有効期限 (1月分想定)	2ヶ月間(業者等対応策)
庁	N95 マスク	1月分 2,780 枚(5年)	検討
	ゴーグル	1月分 415 個(5年)	以下、同じ
	手袋	1月分 100 双(5年)	
	ガウン	1月分 85 着(5年)	
	消毒用アルコール	5 8 8 L (5L: 3年)	
	サージカルマスク	1月分	
	防疫員用抗インフルエンザウイルス薬	2 8 5 人分(保健所等)	

区分	資材等(品名・規格等)	数量	2ヶ月間(必要性を 考慮)※備蓄の検討	代替措置
課	ホワイトボード(1m×1.5m以上)	5 台	検討	
	サーベイランス集計、還元用 PC	1 台	以下、同じ	
	相談対応用電話及び回線	3 台		
	国、保健所等専用回線	1 台		
	スリーピングバッグ	15 人分		
	加湿器	5 台		
	感染性廃棄物の処置			ビニール袋

- ☐ 新型インフルエンザ発生時に確保が困難になると予想される装備・資器材等の抽出
 当面の想定として、次の資材等が考えられるが、調達先・委託事業者の状況把握・
 調整検討今後の検討課題である。

区分	資材等(品名・規格等)	数量	2ヶ月間(必要性を 考慮)※備蓄の検討	代替措置
	非常用食料(4人×14日分×3食)	168 食分		
	生活必需品(4人×14日)			

「市」の例：備蓄品リスト

備蓄品リスト

- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じて備蓄を行う。

物品	留意点	数量	備考
家庭用の不織布製マスク	・職員は、必要に応じ、執務室内において自らのマスクを着用することが促される。 ・使い捨て。1日1枚必要。		
速乾性擦式消毒用アルコール製剤等			
庁舎内等消毒剤			
清拭用資材（タオルなど）			
食料品	・宿直職員や深夜勤務職員用		
ビニール袋	・鼻汁や痰などを含んだティッシュ等のごみに使用		
ディスポマスク	・発症者が使用 ・使い捨て		
感染防止衣（つなぎ）	・クリーンガードA40（不織布製、使い捨て用）		
手袋	・水を通さない材質 ・手指にフィットするもの ・使い捨て		

(8) 新型インフルエンザ等に対する普及・啓発(訓練、研修等)

「特別区部」の例：訓練事例

■訓練事例1(発展型本部会議訓練＋各課作業)

(1) 訓練の概要

- ・ 各部に対して会議開催時点の社会状況(各部共通)を事前に付与し、各部は当該会議での報告事項(対応方針、対応事項等)を検討する(事前準備)。
- ・ 各部報告以外の会議の議題構成や議事進行の流れは、事前にシナリオ(発話内容)として作成する。
- ・ 今後各課は、所管する各事業・業務について業務継続の具体的な方法(業務レベル)を検討していく必要がある。そこで、今回の訓練機会を通じて、業務継続レベルの検討方法を習得してもらうため、各課作業においては、事務局が準備した「業務レベル設定シート」を用いて、各課のA業務(5～10例程度)について業務レベルを検討してもらう内容とする。

(2) 成果の活用

- ・ 危機管理対策本部会議の構成員(本部員)における問題意識の共有
- ・ 各部の対策検討能力の向上
- ・ 各部の報告事項の共有
- ・ 会議進行の流れ(あくまで一例)の理解
- ・ 各課作業者の対応スキルの向上
- ・ 訓練後に各課において業務レベルを具体的に検討するための動機付け

■訓練事例2(係長を対象とした机上訓練)

(1) 訓練の概要

- ・ 係長クラスの参加者が新型インフルエンザ対策について能動的に検討できるよう、座学ではなくディスカッション形式の訓練として実施する。
- ・ 検討テーマ毎にテーマに関連する部署の担当者が集合する(一つのテーマの議論に複数部署が参加するイメージ)議論を通して問題意識・課題を共有する。

①テーマ設定例

(A)要援護者支援〔高齢者・乳幼児・児童・障害者・外国人・罹患者など〕

- ・ 一時停止や縮小する予定の社会福祉サービス(サービスごとの停止基準)
- ・ サービスの停止により影響を受ける要援護者とその対策
- ・ サービス停止前・停止時に実施すべき対応(周知・連絡等)
- ・ 新たに要支援者となる方への対応

(B)窓口対応〔市民対応・業者対応〕

- ・ 一時停止や縮小する予定の窓口サービスについて
- ・ 窓口を停止することによる影響とその対策
- ・ サービス停止前・停止時に実施すべき対応(周知・連絡等)

(C)施設対応〔区立施設〕

- ・ 施設閉鎖やサービス縮小する集客施設（施設ごとの停止基準）
- ・ 指定管理者との情報共有の方法
- ・ 施設の停止等により影響を受ける利用者とその対策
- ・ 不特定多数の区民の理解を得る方法、そのための広報手段

②議論のポイント

- ・ 情報伝達の主体（誰から誰に）や情報伝達方法
- ・ 各対策における判断基準や意思決定者の有無
- ・ 業務停止や縮小による直接・間接の影響

③進行イメージ

- ・ 説明（20 分程度）＋訓練（90 分程度）＋発表・意見交換（1 時間程度）

(2) 成果の活用

- ・ 各課が新型インフルエンザ業務マニュアル等を作成するための動機付け
- ・ 検討テーマ毎の問題意識・課題の共有

■訓練事例3（体験・実動型を取り入れた訓練）

(1) 訓練の概要

- ・ 訓練事例2の訓練に体験・実動型を取り入れ、机上型では得られない具体的な課題も併せて把握する訓練として実施する。

(2) 体験・実動型の例

前段に机上型訓練を実施し、後段で前段の机上型訓練のシナリオに基づき、参加者の何人かに、窓口対応や電話対応、施設利用者対応の職員を演じさせるロールプレイング方式の訓練を実施。また、その対応について、良かった点や改善が必要な点等をグループで議論させる。

(3) 成果の活用

訓練事例2の成果の活用に加え、以下の事項が期待できる。

- ・ 実際の対応時の具体的な課題のうち、机上型訓練では得られない課題の把握
- ・ 実際の場面での対応能力の向上

(9) 新型インフルエンザ等 BCP と他 BCP(地震等) との関連性

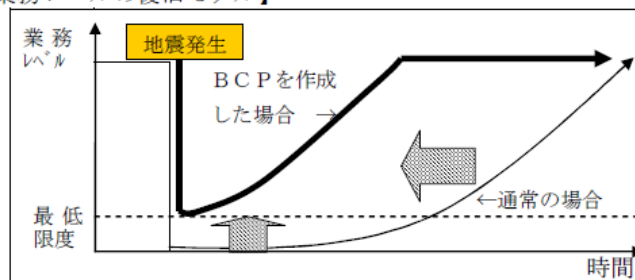
「中核市」の例：地震災害と新型インフルエンザ等の違い

	地震災害	新型インフルエンザ等
事業継続方針	・できる限り事業の継続・早期復旧を図る	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	・主として、施設、設備等、社会インフラへの被害が大きい	・主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間での補完が可能）	・被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	・過去の事例等からある程度の影響想定が可能	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	・主に兆候がなく突発する ・被害規模は事後の制御不可能	・海外で発生した場合、国内発生までの間準備が可能 ・被害規模は感染対策により左右される
事業への影響	・事業を復旧すれば業績回復が期待できる	・集客施設等では長期間利用客等が減少し業績悪化が懸念される
職員の安全安心	・作業現場での安全対策が講じられていれば基本的に安全安心は確保される	・職員本人とその家族があらゆる場で罹患する可能性があることから、常に安全安心の確保に努める必要がある
他市等からの応援	・被害の無い地域や国、県等からの早期の支援が想定される	・被害は全国的となることから基本的には市単独での対応が重要となる

(1) 災害の場合

- ・ 災害発生後、庁舎・設備・職員自身等が被災することにより業務レベルが著しく低下する。
- ・ 庁舎・設備等の復旧、通常業務の継続を同時に少ない人数の中で行う必要がある。

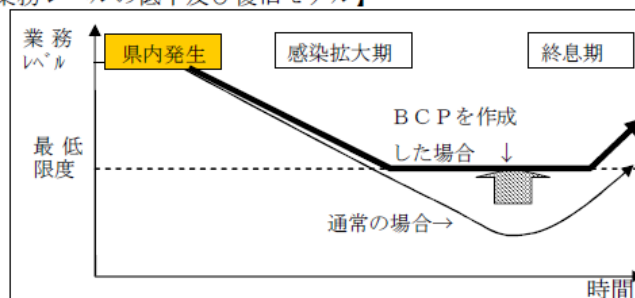
【業務レベルの復旧モデル】



(2) 新型インフルエンザの場合

- ・ 県内で新型インフルエンザの感染者が発生しても、庁舎・設備等の復旧の必要は無い。
- ・ 感染が拡大するにつれ、職員数が徐々に減少していく。

【業務レベルの低下及び復旧モデル】



(10) 関係自治体等との連携

「政令市」の例：連絡リスト

【様式3】物品供給業者リスト

【〇〇〇局】						
業務 番号	課 名	業務名	物品名	供給業者名	所 在 地 電話番号	供給停止時の 代替措置 (備蓄等)
	〇〇〇〇〇〇課	〇〇〇〇〇業務	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇会社	〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇 (電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	

【様式4】委託業者リスト

【〇〇〇局】

業務 番号	課名	委託業務名	委託業者名	所 在 地 電話番号	事業停止時の 代替措置 (代替事業者等)
	〇〇〇課	〇〇〇〇〇業務	(株)〇〇〇〇〇〇〇会社	〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇 (電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	

(11) その他調査過程で必要と判断される事項

「都道府県」の例：発生段階別の対応

発生段階	各部署	各所属	職員個人
【未発生期】	・各所属の業務量を勘案し、必要に応じて部局内の応援体制を検討 ・業務継続計画の策定・見直し(総務部) ・各所属に対し、感染予防策などの周知(健康福祉部・総務部)	・専門的に経験が必要な業務の担当者が欠動した場合の対応検討(経験者リストの作成等) ・業務対応マニュアルの整備、研修等 ・決裁権者が欠動した場合の意思決定ライン確保の検討 ・感染防止のための業務実施方法の検討(対面を避け、電話等を活用するなど) ・発生継続業務の実施に必要な業務を委託している業者に対し、事前の対策を要請	・新型インフルエンザに関する情報収集、知識取得 ・マスク、食料品等の備蓄
【海外発生期】	(同上)	・職員(家族)のインフル発生国等への渡航の有無を確認 ・発生地域への渡航を自粛・延期 ・海外派遣職員等の健康確認(該当課)	(同上)
【国内発生期】	・部局内での職員応援の準備 ・部局間の職員応援の準備(人事課)	・業務の縮小・中断を準備、業務の縮小・中断状況の関係者への周知の準備 ・発生地域への出張を自粛 ・職員(家族)のインフル発生地域への訪問の有無を確認 ・職員(家族)の健康状況確認 ・感染防止策の奨励 ・国内派遣職員等の健康確認(該当課)	・感染予防策の徹底
【県内発生期】	・部局内での職員応援の実施 ・部局内での対応が困難な場合、人事課と協議	・職員の欠勤および新型インフル対策業務増の状況により、業務の縮小・中断を順次開始 ・業務の縮小・中断状況の関係者への周知 ・職員(家族)の感染状況の報告(主管課を通じて人事課へ) ・感染防止策の徹底 ・出張の自粛	【本人または家族が感染した場合】 ・発熱相談センターに相談 ・医療機関に受診 ・休暇取得 ・感染拡大防止策の徹底(マスク着用、外出自粛)
【大規模流行期】 (感染拡大期)	(同上)	・職員の欠勤および新型インフル対策業務増の状況により、業務の縮小・中断を拡大 ・業務の縮小・中断状況の関係者への周知 ・職員(家族)の感染状況の報告(主管課を通じて人事課へ) ・感染拡大防止策の徹底 ・出張の原則中止	(同上)
(まん延期)	(同上)	(同上)	(同上)
(回復期)	(同上)	・段階的に縮小・中断業務を再開 ・縮小・中断していた業務の再開状況の関係者への周知 ・職員(家族)の感染状況の報告(主管課を通じて人事課へ) ・感染拡大防止策の徹底、出張の自粛	・感染予防策の徹底
(小康期)	・業務継続計画の見直し(総務部)	・業務対応マニュアル等の点検、見直し	(同上)

「都道府県」の例：発生段階別の対応

情報の収集・提供

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
県民および職員・来庁者に対する情報提供							
ウイルスの感染力や毒性に関する情報							
現状の把握	職員の健康管理						
	社会・経済活動への影響						
	被害等の発生状況						
	優先業務の進捗状況						
	流行の傾向						

計画・マニュアル等

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
計画・マニュアル等の整備	優先業務の把握						
	自粛対象となる活動把握						
	課題の抽出						
体制の確保	人員配置・服務規程の検討						
	具体的な人員配置の検討						
	不足人員の調整						
教育・訓練等の実施							

業務の継続

		未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
通常業務	継続すべき通常業務						
	その他の通常業務の停止						
対応業務	対応業務(県内発生前)						
	対応業務(県内発生後)						
	庁内の感染防止						
	活動自粛要請(特定活動)※						
	活動自粛要請(地域)※						
	活動の再開						

その他

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
支援策の検討						